

最近の避難に関する主な調査

	<u>ページ</u>
1. 避難勧告・避難指示を発令した市町村に対する調査結果 〔平成 22 年 3 月 19 日 内閣府（防災担当）〕	1
2. 自主避難が実施された市町村に対する調査結果 〔平成 22 年 3 月 19 日 内閣府（防災担当）〕	77
3. 「避難に関する特別世論調査」の概要 〔平成 22 年 2 月 25 日 内閣府政府広報室〕	137
4. 「防災に関する特別世論調査」の概要 〔平成 22 年 1 月 21 日 内閣府政府広報室〕	145
5. チリ中部沿岸を震源とする地震による津波に係る「津波避難勧告等に 係る具体的な発令基準の策定状況調査結果」及び「避難指示・勧告を 発令しなかった理由等に関するアンケート調査結果」 〔平成 22 年 4 月 13 日 消防庁〕	155
6. チリ中部沿岸を震源とする地震による津波避難に関する緊急住民アン ケート調査結果 〔平成 22 年 4 月 13 日 内閣府（防災担当）消防庁〕	159
7. 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果 〔平成 22 年 1 月 28 日 消防庁〕	169

避難勧告・避難指示を発令した市町村に対する調査結果

平成22年3月19日

内閣府（防災担当）

【調査概要】

調査対象	平成21年7月中国・九州北部豪雨、平成21年台風第9号及び平成21年台風第18号の発生時に避難勧告・避難指示を発令した計108団体
	[内 訳]
	・「平成21年7月中国・九州北部豪雨」 : 55団体
	・「平成21年台風第9号」 : 23団体
	・「平成21年台風第18号」 : 30団体
回収数(率)	101団体(93.5%)
有効回答数(率)	97団体(89.8%)
調査期間	平成21年12月26日～平成22年2月6日
調査方法	郵送による調査票の送付及び回収

【調査項目】

- I 今般の水害時における対応状況
- II 大雨災害に対する事前の準備状況

【結果の要点】

- 避難勧告を発令した団体のうち、避難準備情報や避難指示を発令しているものは、3割未満にとどまっており、大雨時の避難勧告等の情報は、必ずしも段階的に発令されているとはいえない。(P.3「I 1. 避難勧告等の発令状況」参照)
- 避難勧告等の発令を検討するきっかけは、市町村が自ら危険が切迫していると認識したとしているのが86団体(約89%)であるのに対し、地方整備局、地方気象台等からの呼びかけによって発令を検討しているのは8団体(約8%)にとどまっており、適切な避難勧告等の発令のためには、市町村が切迫する危険を感じ取れるような情報提供の必要がある。(P.4「I 2. 避難勧告等の発令を検討するきっかけ」参照)
- 災害発生前に避難勧告等を発令したのは33団体(約42%)で、このうち十分な時間的余裕を持って発令したとするのは、14団体(約18%)であった。一方、27団体(約35%)は災害発生を認知後に発令しており、十分な時間的余裕のある中で発令ができているわけではない。(P.7「I 5. 避難勧告等の発令のタイミング」参照)

- 実災害の発生地域は、78 団体（約 80%）が避難勧告等を発令した地域と合致したとしているが、このうち 45 団体（約 46%）では、発令地域以外でも被害が発生しており、的確に発生地域に対して避難勧告を発令することは困難な実態がある。（P. 8「I 6. 避難勧告等の発令地域と実災害発生地域との関連性」参照）
- 発令の判断要素として、実際の降雨状況は 77 団体（79.4%）、降雨予測は 60 団体（61.9%）が発令の判断要素としており、市町村は降雨の状況を判断要素として重視しているが、河川の水位情報は必ずしも有効に活用されていない。（P. 9「I 7. 避難勧告等の発令の判断要素」参照）
- 伝達手段は 49 団体（約 50%）が広報車両を使用しておこなっており、消防車両や消防団を通じた伝達や電話を使用した情報伝達を行っている団体も多いが、インターネットは 34 団体（35.1%）、携帯メールは 31 団体（32.0%）など未だ高くはない。また、伝達手段については複数を使用しており、平均 7 以上の手段を用いている。（P. 11「I 9. 避難勧告等の伝達方法」参照）
- 避難勧告の発令前に自主避難の呼びかけを行ったのは 41 団体（約 45%）であり、自主避難の呼びかけが必ずしも定着しているわけではない。（P. 13「I 11. 自主避難の呼びかけ」参照）
- 中小河川の水位状況・水位上昇の予測を踏まえた避難勧告・避難指示の発令基準の設定は 15 団体（約 29%）に、また、風水害（内水）のハザードマップの策定は 17 団体（約 18%）にとどまっている。（P. 15「II 1. (1) 風水害の発生を考慮し、判断基準として考慮している事項」、P. 32「II 4. (1) ハザードマップの策定状況」参照）
- 避難勧告等の情報伝達において、観光客など滞留している人々を考慮している市町村はわずか 22 団体（約 23%）にとどまっている。（P. 30「II 3. (2) 避難勧告等の伝達の対象として考えられている者」参照）

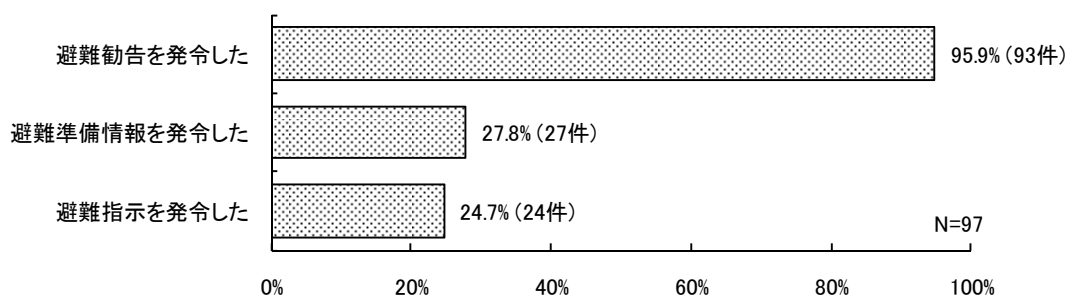
別添 1 自由記述回答内容

別添 2 各設問における「その他」の具体的記述内容

I. 今般の水害時における対応状況

1. 避難勧告等の発令状況 (N=97・複数回答)

	回答数	%
避難勧告を発令した	93	95.9
避難準備情報を発令した	27	27.8
避難指示を発令した	24	24.7

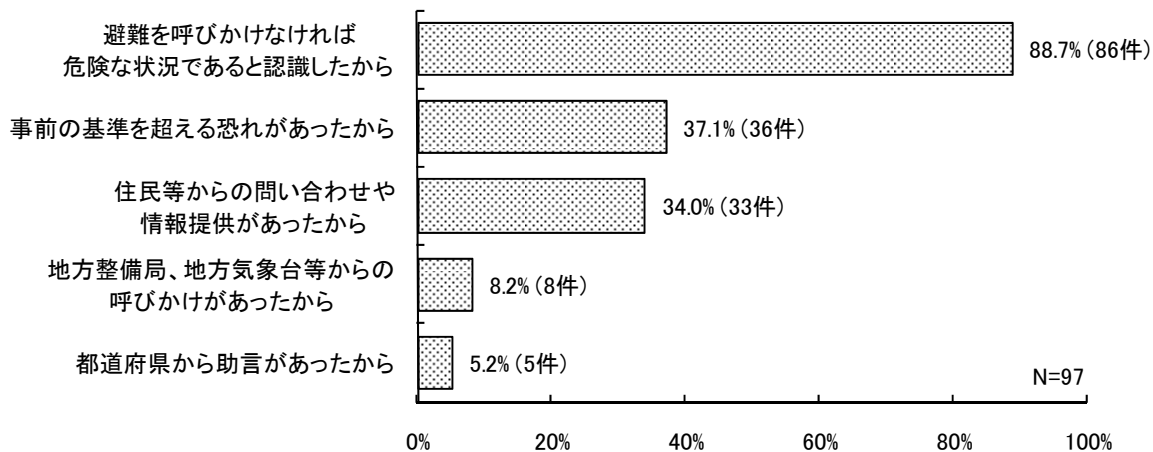


[避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令における関連性]

	回答数	%
避難勧告に限って発令	56	57.7
避難準備情報、避難勧告を発令	17	17.5
避難準備情報、避難勧告、避難指示のいずれも発令	10	10.3
避難勧告、避難指示を発令	10	10.3
避難指示に限って発令	4	4.1

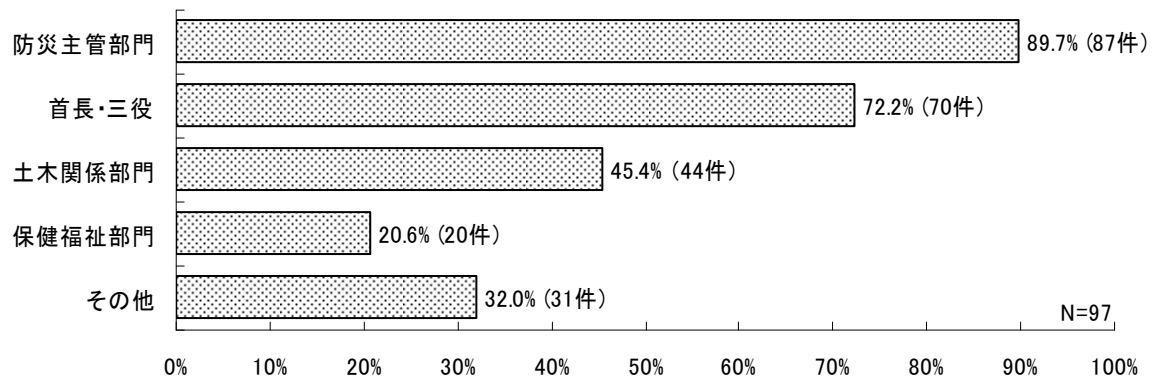
2. 避難勧告等の発令を検討するきっかけ (N=97・複数回答)

	回答数	%
避難を呼びかけなければ危険な状況であると認識したから	86	88.7
事前の基準を超える恐れがあったから	36	37.1
住民等からの問い合わせや情報提供があったから	33	34.0
地方整備局、地方気象台等からの呼びかけがあったから	8	8.2
都道府県から助言があったから	5	5.2



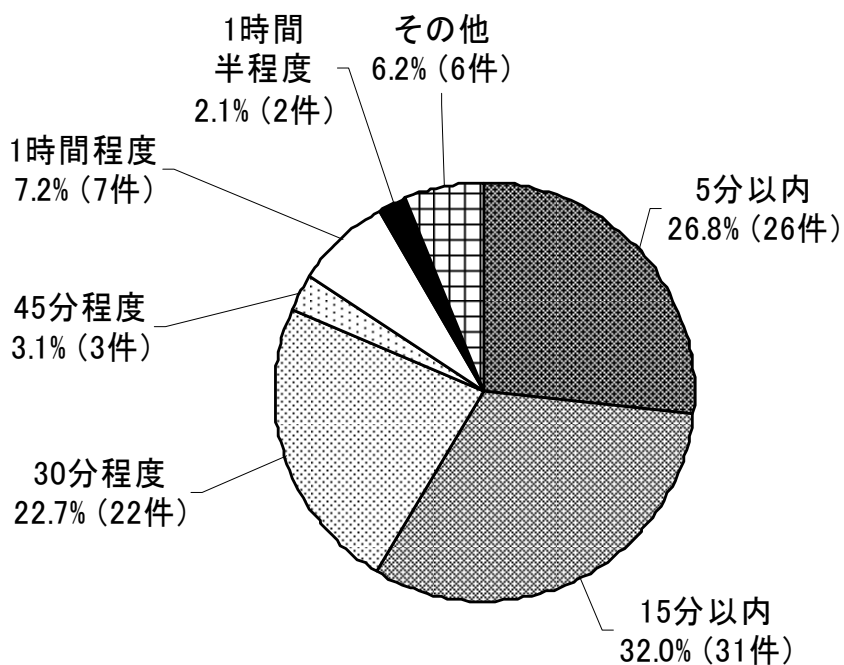
3. 避難勧告等の検討時のメンバー（N=97・複数回答）

	回答数	%
防災主管部門	87	89.7
首長・三役	70	72.2
土木関係部門	44	45.4
保健福祉部門	20	20.6
その他（災害対策本部メンバー、消防団など）	31	32.0



4. 避難勧告等の検討に要した時間 (N=97・単数回答)

	回答数	%
5分以内	26	26.8
15分以内	31	32.0
30分程度	22	22.7
小計 (上記3項目の計)	79	81.5
45分程度	3	3.1
1時間程度	7	7.2
1時間半程度	2	2.1
その他	6	6.2

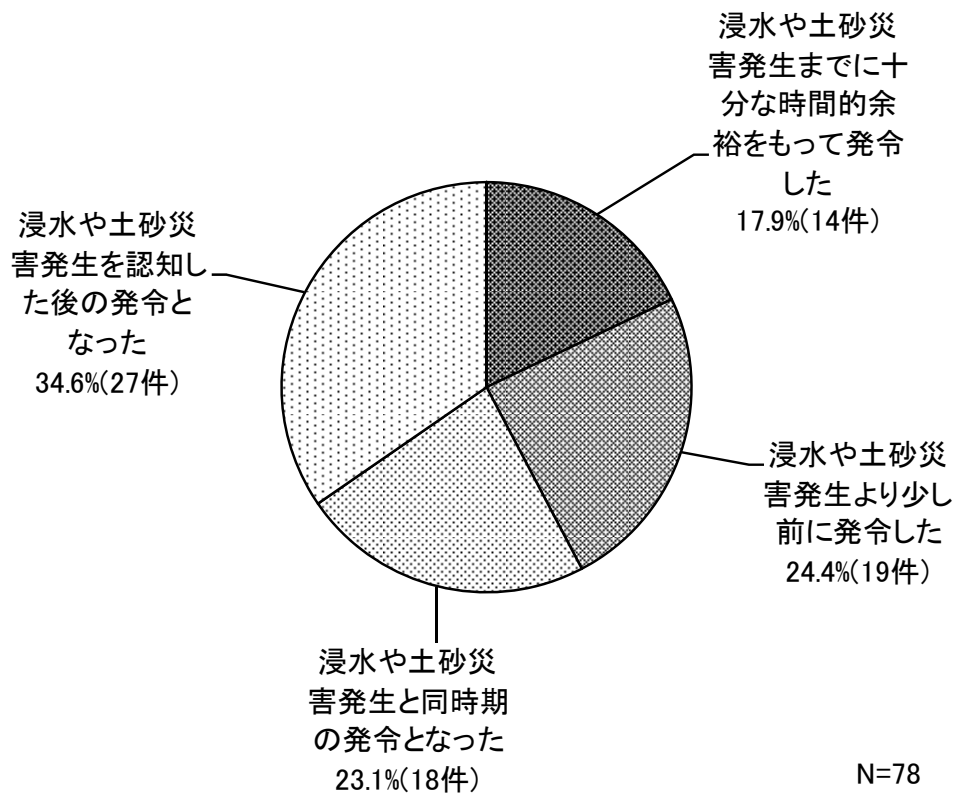


N=97

5. 避難勧告等の発令のタイミング (N=78・単数回答)

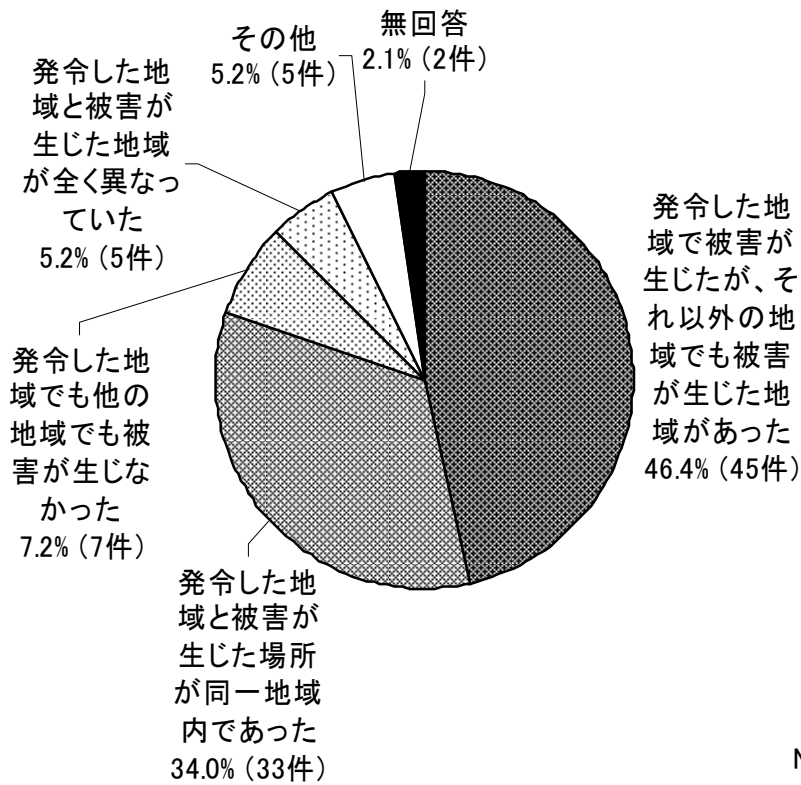
※災害発生時期と発令時期それぞれの時間的な関係が明確となっている 78 団体のみを対象

	回答数	%
浸水や土砂災害発生までに十分な時間的余裕をもって発令した	14	17.9
浸水や土砂災害発生より少し前に発令した	19	24.4
浸水や土砂災害発生と同時期の発令となった	18	23.1
浸水や土砂災害発生を認知した後の発令となった	27	34.6



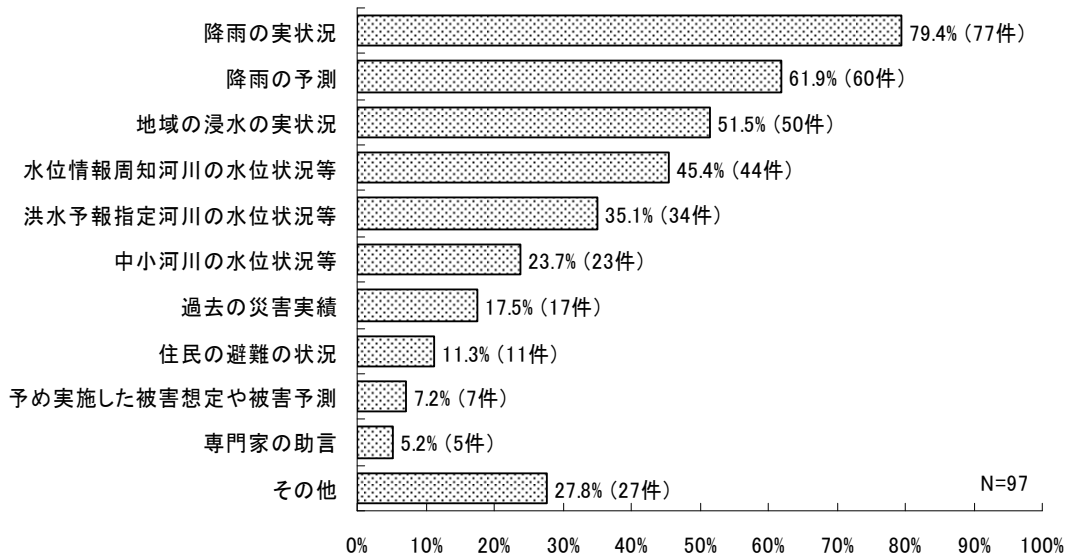
6. 避難勧告等の発令地域と実災害発生地域との関連性 (N=97・単数回答)

	回答数	%
発令した地域で被害が生じたが、それ以外の地域でも被害が生じた地域があった	45	46.4
発令した地域と被害が生じた場所が同一地域内であった	33	34.0
発令した地域でも他の地域でも被害が生じなかった	7	7.2
発令した地域と被害が生じた地域が全く異なっていた	5	5.2
その他	5	5.2
無回答	2	2.1



7. 避難勧告等の発令の判断要素 (N=97・複数回答)

	回答数	%
降雨の実状況	77	79.4
降雨の予測	60	61.9
地域の浸水の実状況	50	51.5
水位情報周知河川 ¹ の水位状況等	44	45.4
洪水予報指定河川 ² の水位状況等	34	35.1
中小河川の水位状況等	23	23.7
過去の災害実績	17	17.5
住民の避難の状況	11	11.3
予め実施した被害想定や被害予測	7	7.2
専門家の助言	5	5.2
その他（職員等からの現場の情報、土砂災害等の発生など）	27	27.8

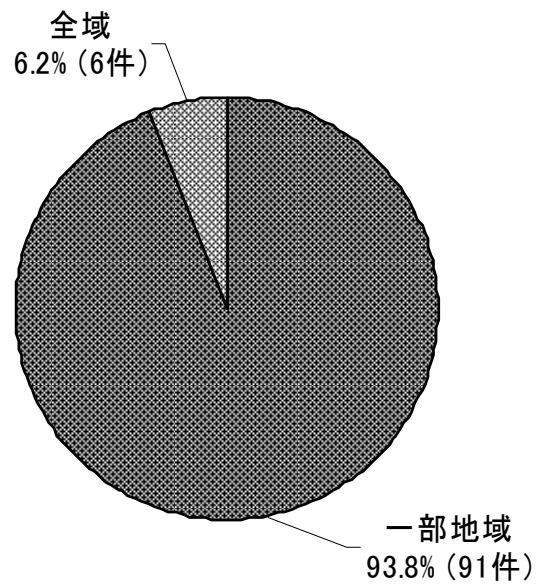


¹ 国土交通省ならびに都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川を水位周知河川に指定している。この水位周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知する

² 国土交通省は、洪水が発生するおそれがある場合に、一般にそれを円滑に周知するために、2以上の都道府県にわたる河川または流域面積の大きい河川で大きな損害が生ずるおそれがある河川を、洪水予報指定河川として指定している。洪水予報指定河川では、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位又は流量をそれぞれ予測し、両者が共同で水防団、関係行政機関及び放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民に洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を提供する

8. 避難勧告等の発令範囲 (N=97・単数回答)

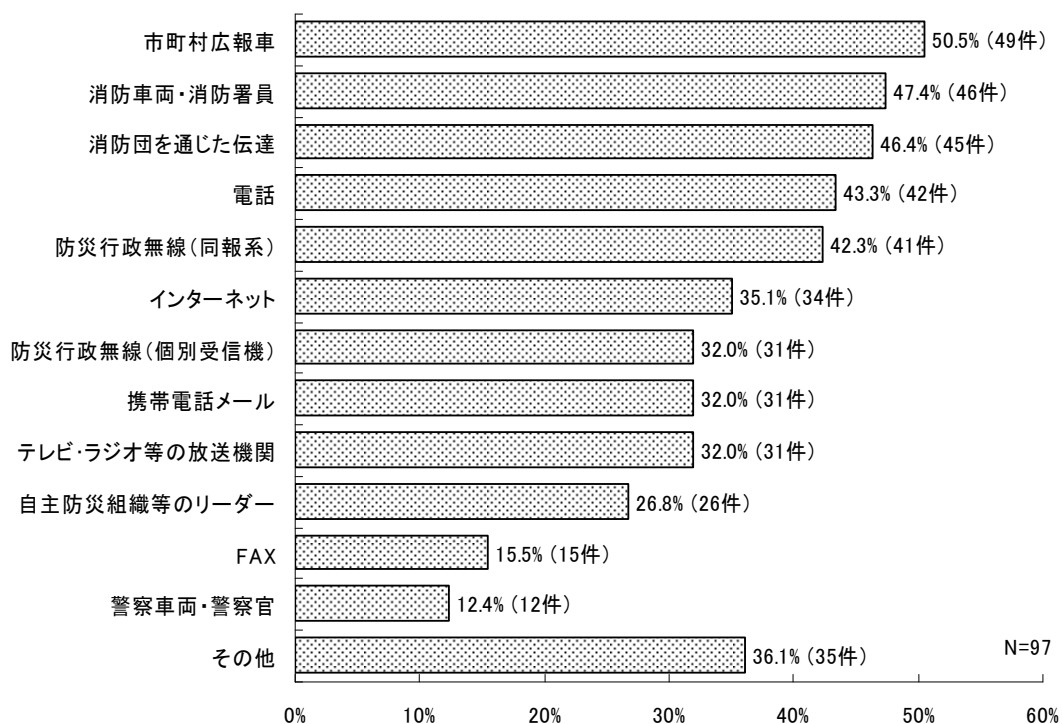
	回答数	%
一部地域	91	93.8
全域	6	6.2



N=97

9. 避難勧告等の伝達方法 (N=97・複数回答)

	回答数	%
市町村広報車	49	50.5
消防車両・消防署員	46	47.4
消防団を通じた伝達	45	46.4
電話	42	43.3
防災行政無線（同報系）	41	42.3
インターネット	34	35.1
防災行政無線（個別受信機）	31	32.0
携帯電話メール	31	32.0
テレビ・ラジオ等の放送機関	31	32.0
自主防災組織等のリーダー	26	26.8
FAX	15	15.5
警察車両・警察官	12	12.4
その他（直接・戸別訪問・口頭など）	35	36.1



回答を寄せた 97 市町村によって選択された情報伝達手段の数

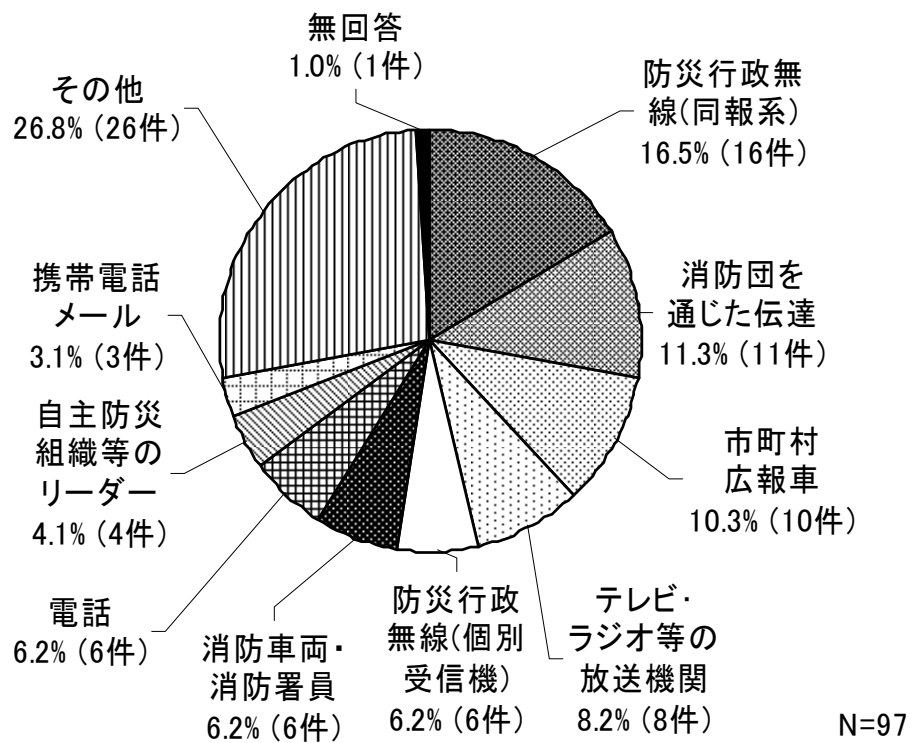
選択された情報伝達手段の数	団体数
3 以上～5 未満	14
5 以上～10 未満	56
10 以上～	27
合計	97

※選択された情報伝達手段が2つ以下とする市町村はない。

※97 市町村を対象に 1 市町村あたりの情報伝達手段の数を平均値として表すと 7.7 となる。

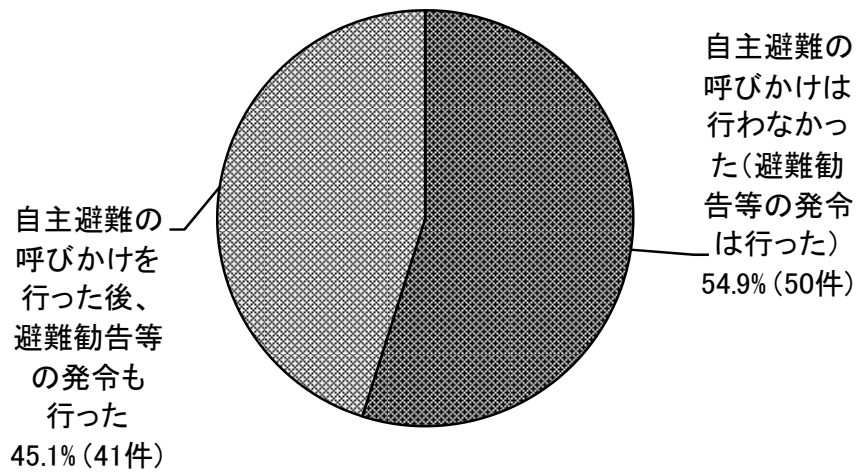
10. 避難勧告等の伝達で特に効果的だった方法 (N=97・単数回答)

	回答数	%
防災行政無線（同報系）	16	16.5
消防団を通じた伝達	11	11.3
市町村広報車	10	10.3
テレビ・ラジオ等の放送機関	8	8.2
防災行政無線（個別受信機）	6	6.2
消防車両・消防署員	6	6.2
電話	6	6.2
自主防災組織等のリーダー	4	4.1
携帯電話メール	3	3.1
その他（直接・戸別訪問・口頭など）	26	26.8
無回答	1	1.0



11. 自主避難の呼びかけ (N=91・単数回答)

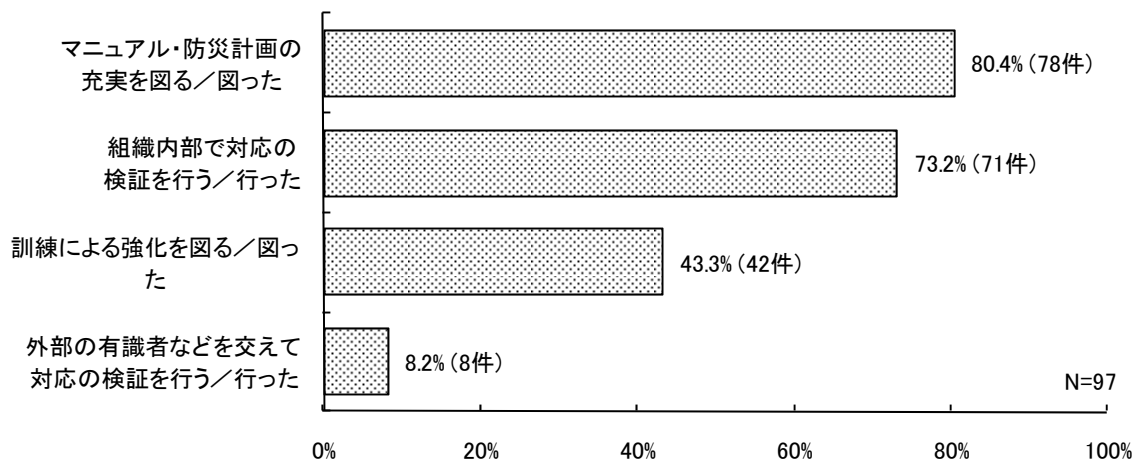
	回答数	%
自主避難の呼びかけは行わなかった(避難勧告等の発令は行った)	50	54.9
自主避難の呼びかけを行った後、避難勧告等の発令も行った	41	45.1



N=91

12. 今後の対応に向けた取り組み (N=97・複数回答)

	回答数	%
マニュアル・防災計画の充実を図る／図った	78	80.4
組織内部で対応の検証を行う／行った	71	73.2
訓練による強化を図る／図った	42	43.3
外部の有識者などを交えて対応の検証を行う／行った	8	8.2



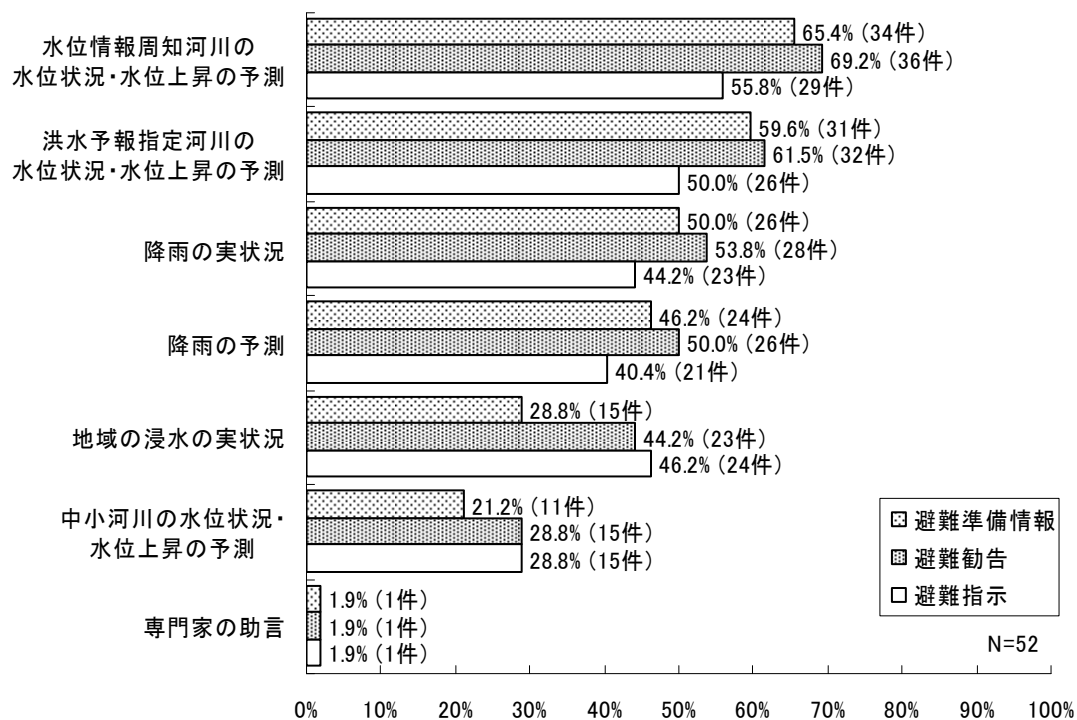
II. 大雨災害に対する事前の準備状況

1. 避難勧告等の判断基準として考慮されている事項

(1) 風水害の発生を考慮し、判断基準として考慮している事項 (N=52・クロス集計)

「水害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準」を策定済みとしている52市町村³を対象

	避難準備情報		避難勧告		避難指示	
	回答	%	回答	%	回答	%
水位情報周知河川の水位状況・水位上昇の予測	34	65.4	36	69.2	29	55.8
洪水予報指定河川の水位状況・水位上昇の予測	31	59.6	32	61.5	26	50.0
降雨の実状況	26	50.0	28	53.8	23	44.2
降雨の予測	24	46.2	26	50.0	21	40.4
地域の浸水の実状況	15	28.8	23	44.2	24	46.2
中小河川の水位状況・水位上昇の予測	11	21.2	15	28.8	15	28.8
専門家の助言	1	1.9	1	1.9	1	1.9

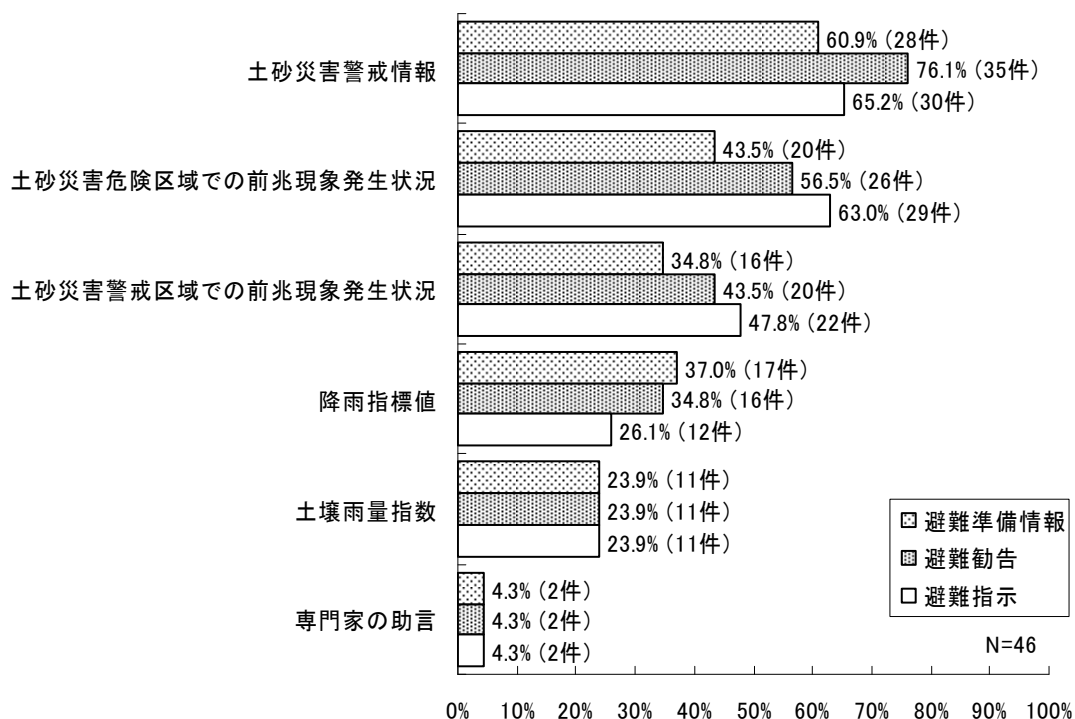


³ 総務省消防庁が実施した「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果（平成22年1月28日発表）」を参考に、本調査対象の97市町村のうち、水害の発令基準を策定している52市町村を本調査項目における母数として設定している

(2) 土砂災害の発生を考慮した判断基準として考慮されている事項

「土砂災害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準」を策定済みとしている市町村 46 団体⁴を対象

	避難準備 情報		避難勧告		避難指示	
	回答	%	回答	%	回答	%
土砂災害警戒情報	28	60.9	35	76.1	30	65.2
土砂災害危険区域での前兆現象発生状況	20	43.5	26	56.5	29	63.0
土砂災害警戒区域での前兆現象発生状況	16	34.8	20	43.5	22	47.8
降雨指標値	17	37.0	16	34.8	12	26.1
土壌雨量指数	11	23.9	11	23.9	11	23.9
専門家の助言	2	4.3	2	4.3	2	4.3



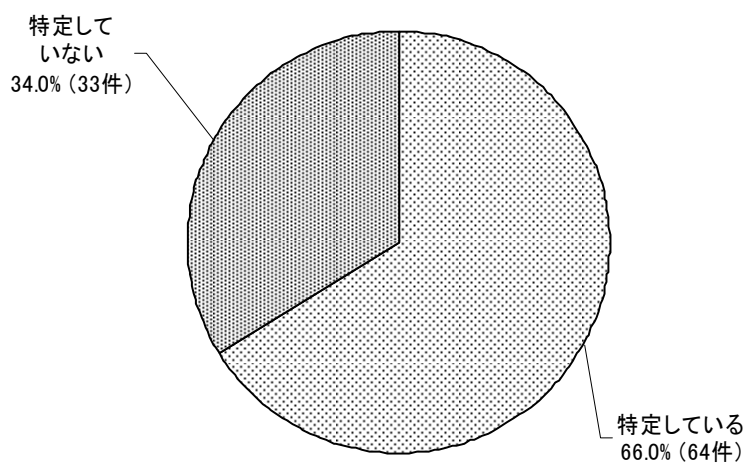
⁴ 総務省消防庁が実施した「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果」を参考に、本調査対象の 97 団体のうち、土砂災害の発令基準を策定済みとしている 46 団体を抽出し、これを基本としている

2. 「警戒すべき区間や箇所」⁵や「避難すべき地域等」⁶の設定状況等

(1) 水害の発生を考慮した設定状況

① 水害から「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか (N=97・単数回答)

	回答数	%
特定している	64	66.0
特定していない	33	34.0



N=97

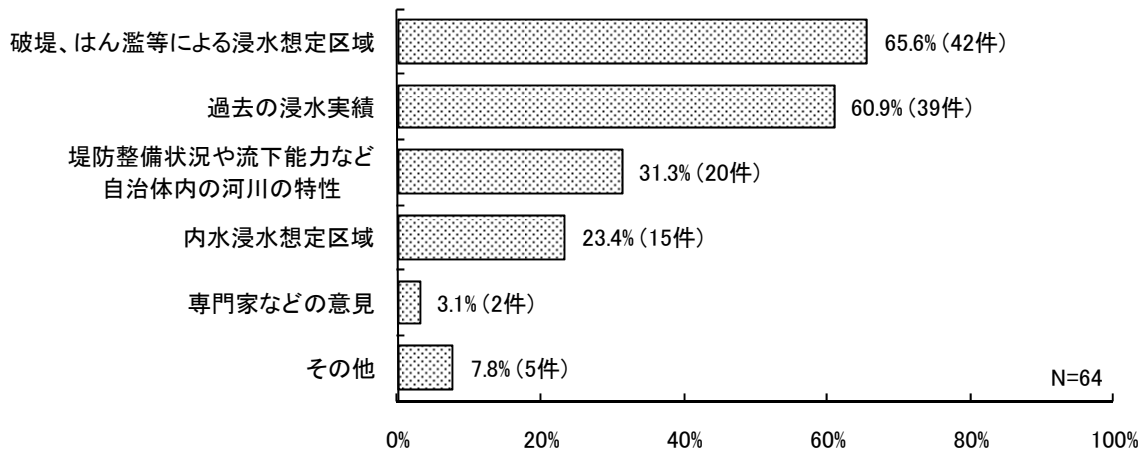
⁵ 破堤・越水等により影響を受けることが想定される区間・箇所や土石流、がけ崩れ等の発生しやすい箇所等

⁶ 氾濫水の影響による家屋の損壊・流失や家屋の浸水、土石流や崩壊土砂の到達等により、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域で、災害の原因となる現象の発生時に避難勧告等の発令が想定される区域

② 「警戒すべき区間や箇所」を特定する際の要素／風水害（N=64・複数回答）

「① 水害から「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか」において、特定していると回答した市町村（計64団体）を対象

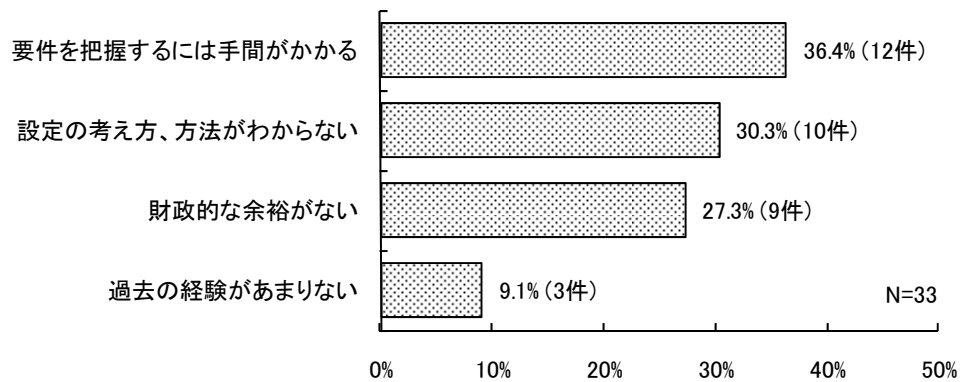
	回答数	%
破堤、はん濫等による浸水想定区域	42	65.6
過去の浸水実績	39	60.9
堤防整備状況や流下能力など自治体内の河川の特徴	20	31.3
内水浸水想定区域	15	23.4
専門家などの意見	2	3.1
その他（県の水防計画に基づく など）	5	7.8



③ 「警戒すべき区間や箇所」が特定されていない理由／風水害（N=33・複数回答）

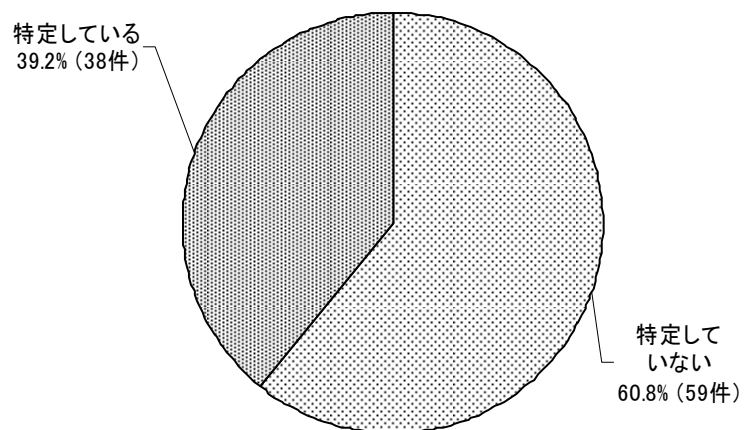
「① 水害から「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか」において、特定していないと回答した市町村（計33団体）を対象

	回答数	%
要件を把握するには手間がかかる	12	36.4
設定の考え方、方法がわからない	10	30.3
財政的な余裕がない	9	27.3
過去の経験があまりない	3	9.1



④ 水害の発生を考慮し、「避難すべき地域等」を特定しているか (N=97・単数回答)

	回答数	%
特定していない	59	60.8
特定している	38	39.2

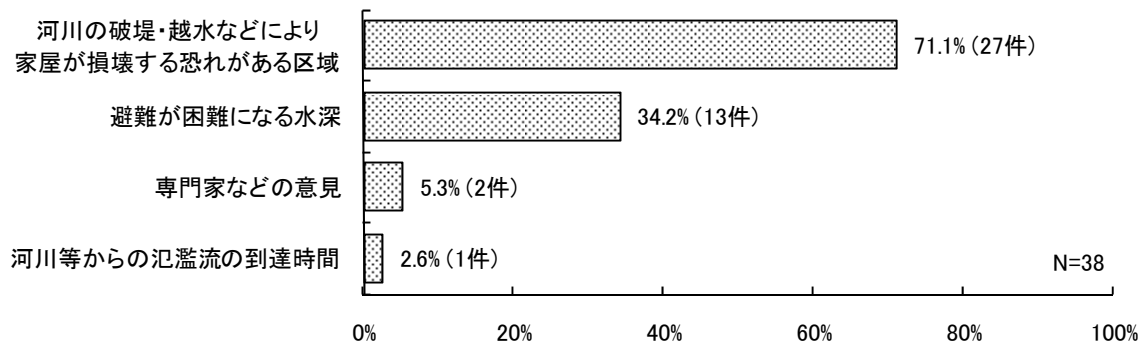


N=97

⑤ 「避難すべき地域等」を特定する際の要素／風水害（N=38・複数回答）

「④ 水害の発生を考慮し、「避難すべき地域等」を特定しているか」において、特定していると回答した市町村（計 38 団体）を対象

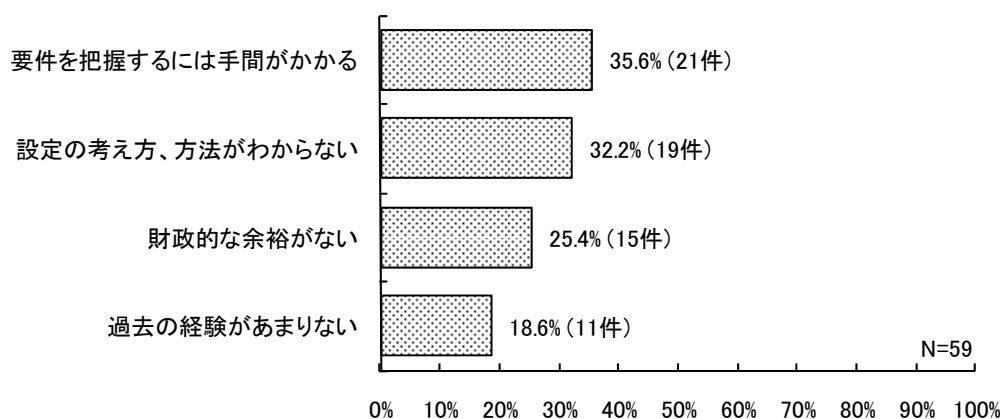
	回答数	%
河川の破堤・越水などにより家屋が損壊する恐れがある区域	27	71.1
避難が困難になる水深	13	34.2
専門家などの意見	2	5.3
河川等からの氾濫流の到達時間	1	2.6



⑥ 「避難すべき地域等」が特定されていない理由／風水害（N=59・複数回答）

「④ 水害の発生を考慮し、「避難すべき地域等」を特定しているか」において、特定していないと回答した市町村（計 59 団体）を対象

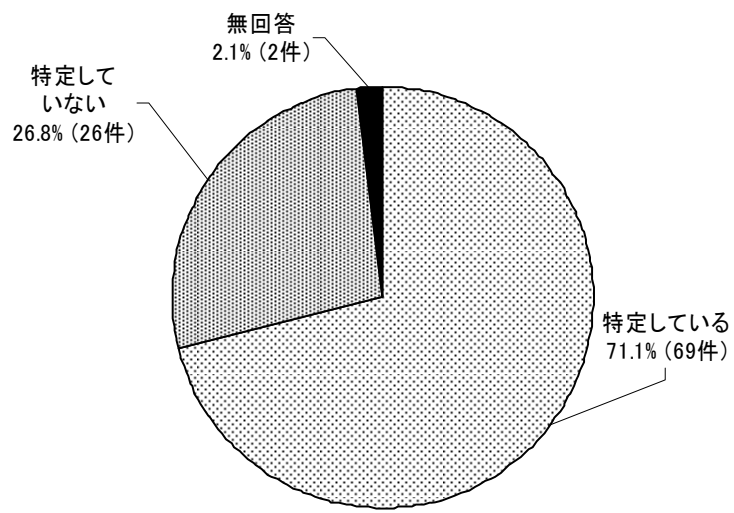
	回答数	%
要件を把握するには手間がかかる	21	35.6
設定の考え方、方法がわからない	19	32.2
財政的な余裕がない	15	25.4
過去の経験があまりない	11	18.6



(2) 土砂災害の発生を考慮した設定状況

① 土砂災害の発生を考慮し、あらかじめ「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか
(N=97・単数回答)

	回答数	%
特定している	69	71.1
特定していない	26	26.8
無回答	2	2.1

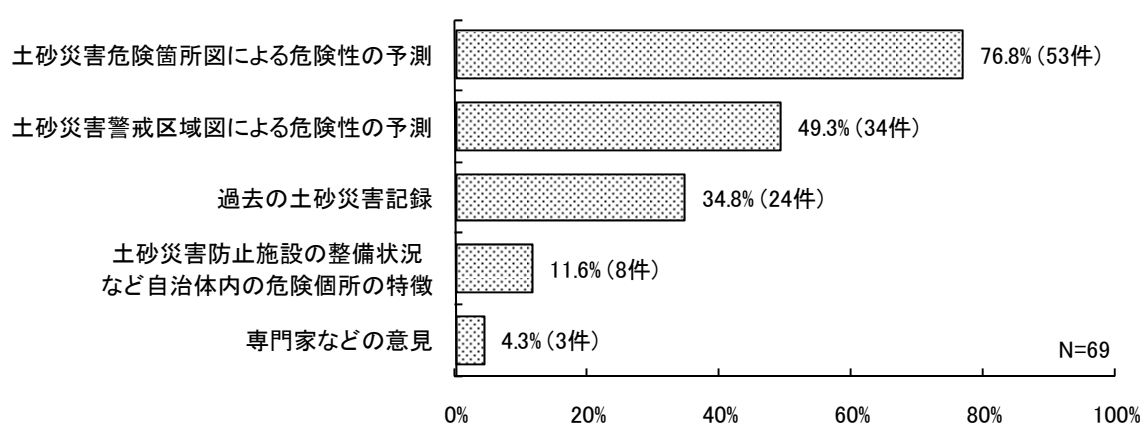


N=97

② 「警戒すべき区間や箇所」を特定する際の要素／土砂災害（N=69・複数回答）

「① 土砂災害の発生を考慮し、あらかじめ「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか」において、特定していると回答した市町村（計69団体）を対象

	回答数	%
土砂災害危険箇所図による危険性の予測	53	76.8
土砂災害警戒区域 ⁷ 図による危険性の予測	34	49.3
過去の土砂災害記録	24	34.8
土砂災害防止施設 ⁸ の整備状況など自治体内の危険箇所の特徴	8	11.6
専門家などの意見	3	4.3



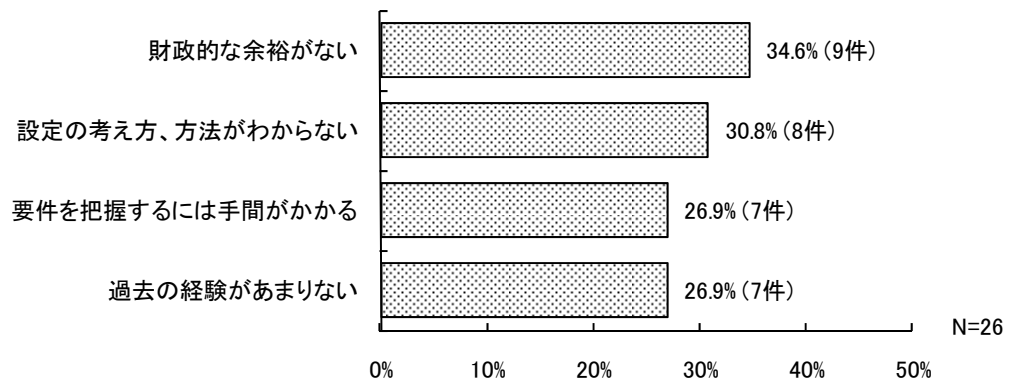
⁷ 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域をいう

⁸ 土石流、地すべり、がけ崩れ等による土砂災害から人命を守るための砂防設備等

③ 「警戒すべき区間や箇所」が特定されていない理由／土砂災害（N=26・複数回答）

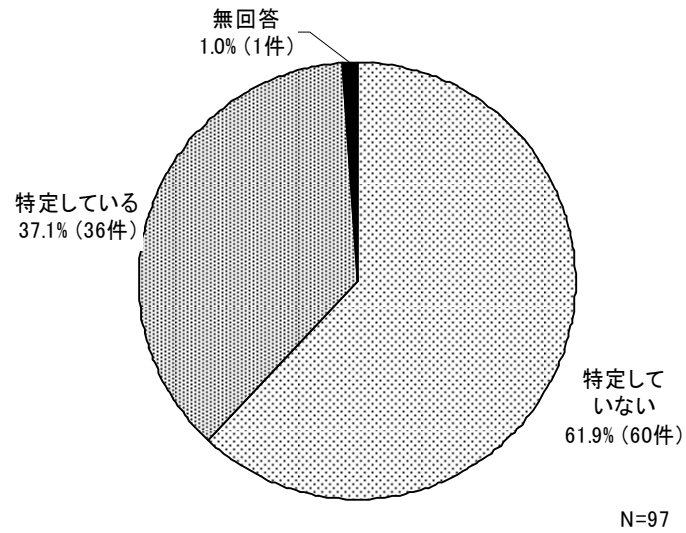
「① 土砂災害の発生を考慮し、あらかじめ「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか」において、特定していないと回答した市町村計 26 団体を対象

	回答数	%
財政的な余裕がない	9	34.6
設定の考え方、方法がわからない	8	30.8
要件を把握するには手間がかかる	7	26.9
過去の経験があまりない	7	26.9



④ 土砂災害の発生を考慮し、予め「避難すべき地域等」を特定しているか (N=97・単数回答)

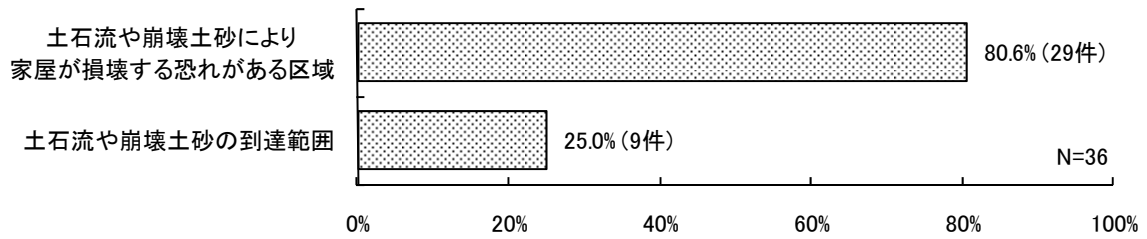
	回答数	%
特定していない	60	61.9
特定している	36	37.1
無回答	1	1.0



⑤ 「避難すべき地域等」を特定する際の要素／土砂災害（N=36・複数回答）

「④ 土砂災害の発生を考慮し、予め「避難すべき地域等」を特定しているか」において、特定していると回答した市町村（計36団体）を対象

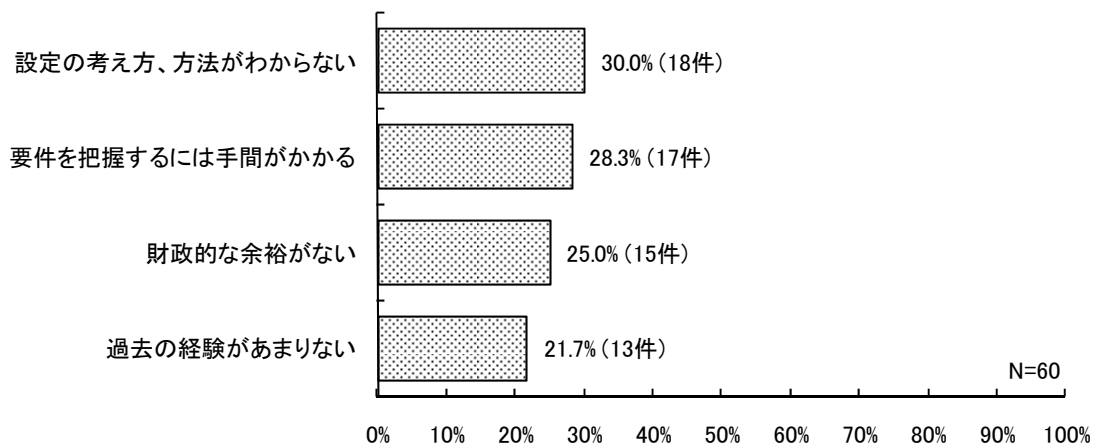
	回答数	%
土石流や崩壊土砂により家屋が損壊する恐れがある区域	29	80.6
土石流や崩壊土砂の到達範囲	9	25.0



⑥ 「避難すべき地域等」が特定されていない理由／土砂災害（N=60・複数回答）

「④ 土砂災害の発生を考慮し、予め「避難すべき地域等」を特定しているか」において、特定していないと回答した市町村（計60団体）を対象

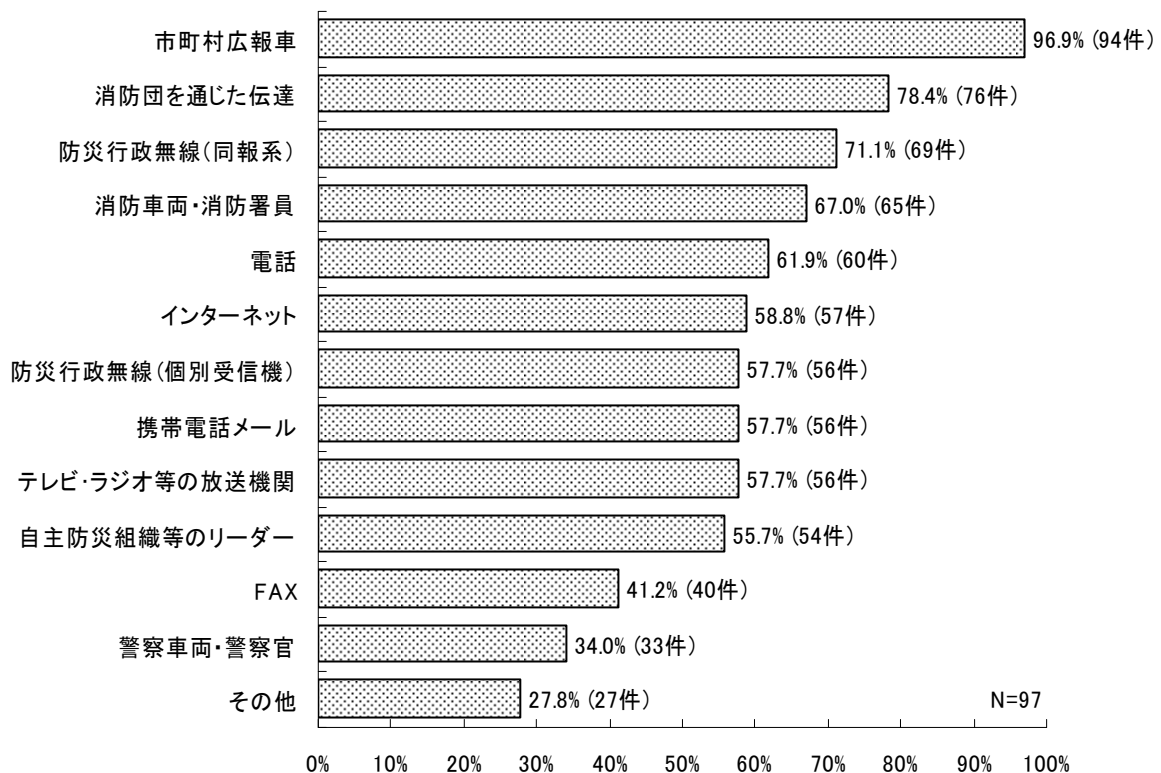
	回答数	%
設定の考え方、方法がわからない	18	30.0
要件を把握するには手間がかかる	17	28.3
財政的な余裕がない	15	25.0
過去の経験があまりない	13	21.7



3. 避難勧告等の伝達に関する事項

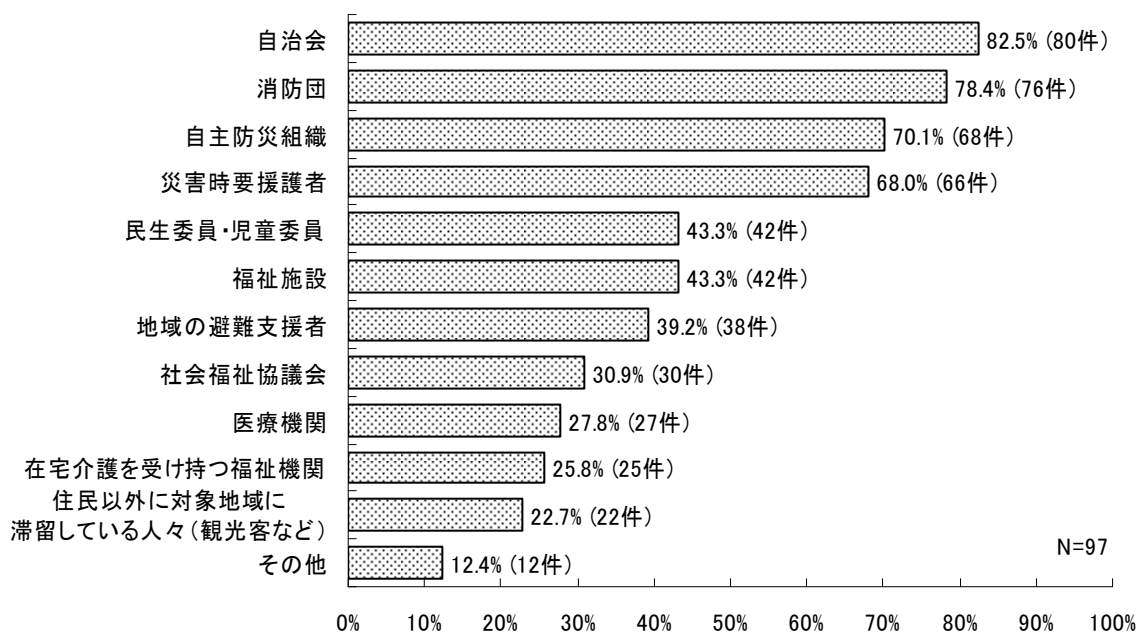
(1) 避難勧告等の伝達手段として使用することを考えている事項 (N=97・複数回答)

	回答数	%
市町村広報車	94	96.9
消防団を通じた伝達	76	78.4
防災行政無線（同報系）	69	71.1
消防車両・消防署員	65	67.0
電話	60	61.9
インターネット	57	58.8
防災行政無線（個別受信機）	56	57.7
携帯電話メール	56	57.7
テレビ・ラジオ等の放送機関	56	57.7
自主防災組織等のリーダー	54	55.7
FAX	40	41.2
警察車両・警察官	33	34.0
その他（有線放送、ケーブルテレビ、サイレンなど）	27	27.8



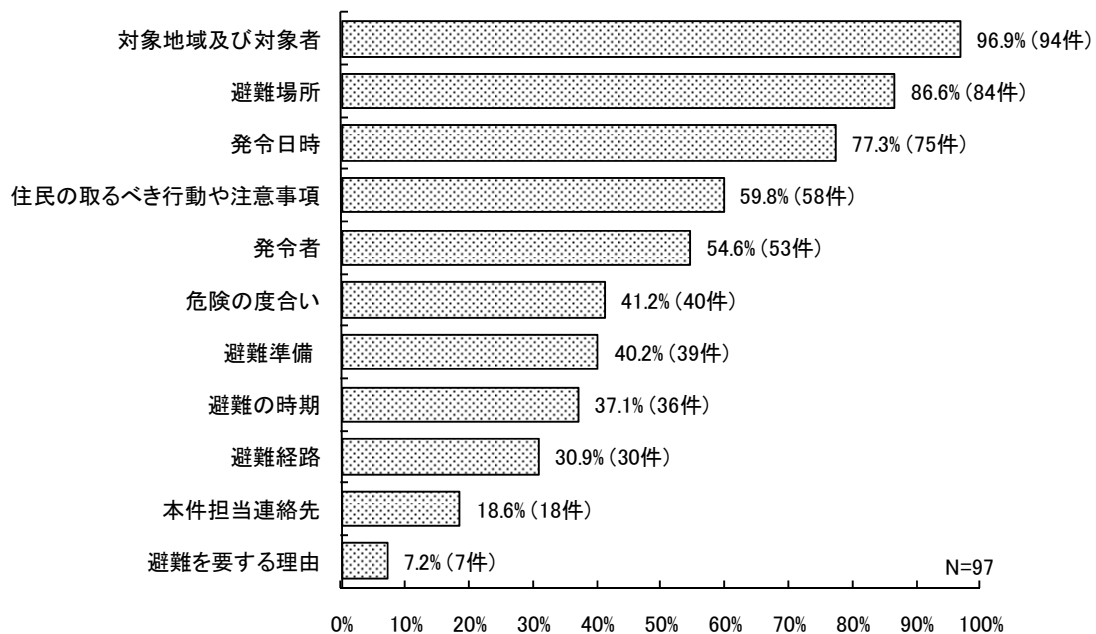
(2) 避難勧告等の伝達の対象として考えられている者 (N=97・複数回答)

	回答数	%
自治会	80	82.5
消防団	76	78.4
自主防災組織	68	70.1
災害時要援護者	66	68.0
民生委員・児童委員	42	43.3
福祉施設	42	43.3
地域の避難支援者	38	39.2
社会福祉協議会	30	30.9
医療機関	27	27.8
在宅介護を受け持つ福祉機関	25	25.8
住民以外に対象地域に滞留している人々（観光客など）	22	22.7
その他	12	12.4



(3) 避難勧告等の伝達内容として考えられている事項 (N=97・複数回答)

	回答数	%
対象地域及び対象者	94	96.9
避難場所	84	86.6
発令日時	75	77.3
住民の取るべき行動や注意事項	58	59.8
発令者	53	54.6
危険の度合い	40	41.2
避難準備	39	40.2
避難の時期	36	37.1
避難経路	30	30.9
本件担当連絡先	18	18.6
避難を要する理由	7	7.2

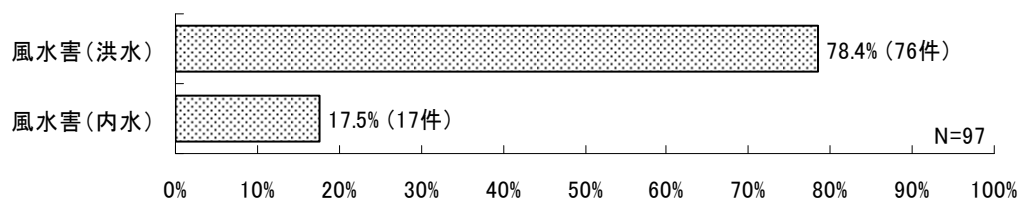


4. ハザードマップの策定状況等について

(1) ハザードマップの策定状況

① 風水害に係るハザードマップの策定状況 (N=97・単数回答)

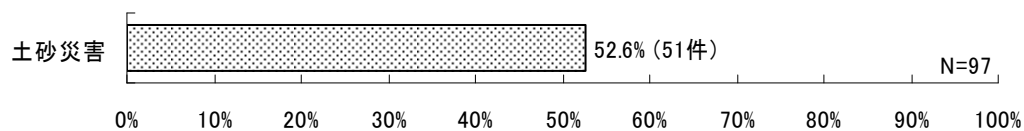
	回答数	%
風水害(洪水)	76	78.4
風水害(内水)	17	17.5



② 土砂災害に係るハザードマップの策定状況 (N=97・単数回答)

土砂災害の発生が想定される市町村 (計 97 団体) を対象

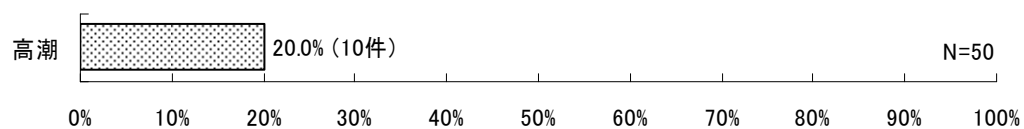
	回答数	%
土砂災害	51	52.6



③ 高潮災害に係るハザードマップの策定状況 (N=50・単数回答)

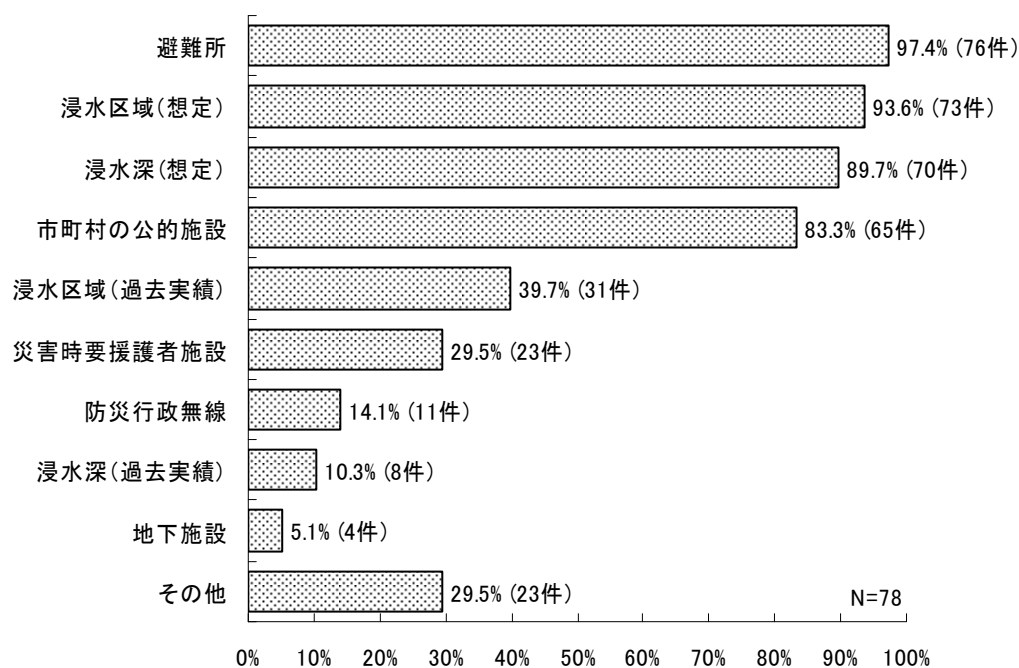
高潮災害の発生が想定される市町村 (計 50 団体) を対象

	回答数	%
高潮	10	20.0



- (2) 「風水害（洪水・内水）ハザードマップ」で取扱われている情報（N=78・複数回答）
「(1) ハザードマップの策定状況」の項において、風水害に係るハザードマップを策定していると回答した市町村（計78団体）を対象

	回答数	%
避難所	76	97.4
浸水区域（想定）	73	93.6
浸水深（想定）	70	89.7
市町村の公的施設	65	83.3
浸水区域（過去実績）	31	39.7
災害時要援護者施設	23	29.5
防災行政無線	11	14.1
浸水深（過去実績）	8	10.3
地下施設	4	5.1
その他（土砂災害等危険箇所 ⁹ など）	23	29.5

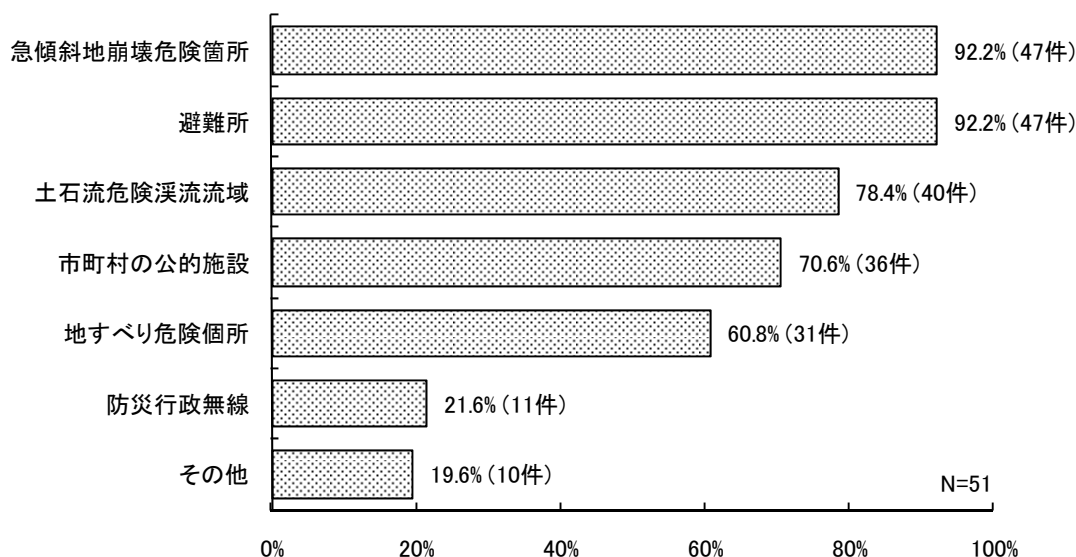


⁹ 土砂災害危険箇所とは、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所。土砂災害危険箇所には、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所があり、法律に基づく砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等とは違い、法律による制限はない

(3) 「土砂災害に係るハザードマップ」で取扱われている情報 (N=51・複数回答)

「(1) ハザードマップの策定状況」の項において、土砂災害に係るハザードマップを策定していると回答した市町村 (計 51 団体) を対象

	回答数	%
急傾斜地崩壊危険箇所 ¹⁰	47	92.2
避難所	47	92.2
土石流危険溪流 ¹¹ 流域	40	78.4
市町村の公的施設	36	70.6
地すべり危険箇所 ¹²	31	60.8
防災行政無線	11	21.6
その他 (医療等関係機関など)	10	19.6



¹⁰ 勾配 30° 以上、高さ 5m 以上の急傾斜のうち、急傾斜地に面する 1 戸以上の人家 (人家が無くても官公署、学校、病院、旅館等の公共的建物のある場所を含む) が崩れ被害を受ける危険のある箇所

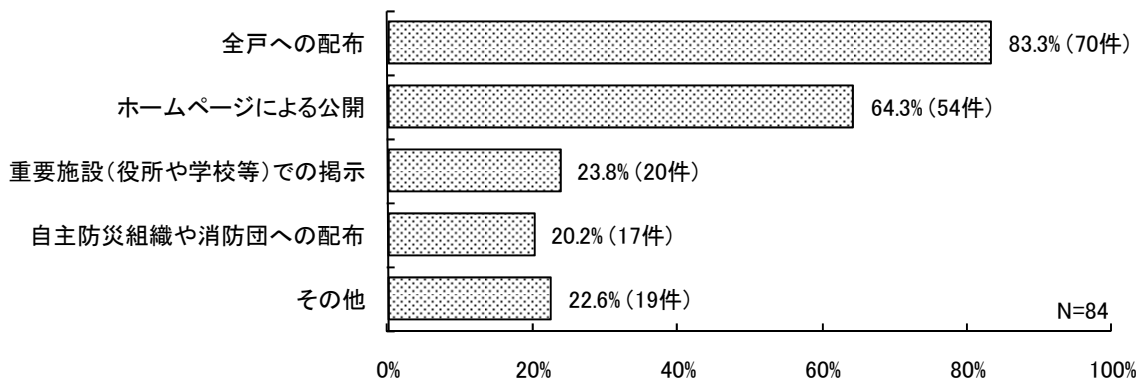
¹¹ 土石流発生の恐れがあり、1 戸以上の人家 (人家が無くても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む) に被害の生じる恐れのある溪流

¹² 空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがある地形と判断された箇所のうち、地すべりにより、人家・河川・鉄道・道路・官公署等に大きな被害を及ぼす恐れがある箇所

(4) ハザードマップの住民への公表方法 (N=84・複数回答)

「(1) ハザードマップの策定状況」において、風水害・土砂災害・高潮災害のいずれかのハザードマップを策定していると回答した市町村(計84団体)を対象

	回答数	%
全戸への配布	70	83.3
ホームページによる公開	54	64.3
重要施設(役所や学校等)での掲示	20	23.8
自主防災組織や消防団への配布	17	20.2
その他(被害が想定される対象地区内の住民、希望者など)	19	22.6



[災害による被害が予想される地域の住民へのハザードマップの配布状況]

	回答数	%
住民一人一人に配布されている	77	91.6
住民一人一人までは配布されていない	7	8.3

【別添 1】自由記述回答内容

目 次

I. 今般の災害対応を通じて得られた教訓・課題について

1. 災害対応について「非常によかった／うまくいった」と思われた点
2. 災害対応について「うまくいかなかった」と思われた点
3. 災害対応について「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点
4. 避難勧告等発令の判断に当たり、「非常によかった／うまくいった」と思われた点
5. 避難勧告等発令の判断に当たり、「うまくいかなかった」と思われた点
6. 避難勧告等発令の判断に当たり、「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点
7. 避難勧告等の伝達に当たり、「非常によかった／うまくいった」と思われた点
8. 避難勧告等の伝達に当たり、「うまくいかなかった」と思われた点
9. 避難勧告等の伝達に当たり、「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点

II. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 17 年 3 月）」について

1. 「ガイドライン」の構成や内容全般に対する意見
2. 「ガイドライン」について追記や改善が必要な事項

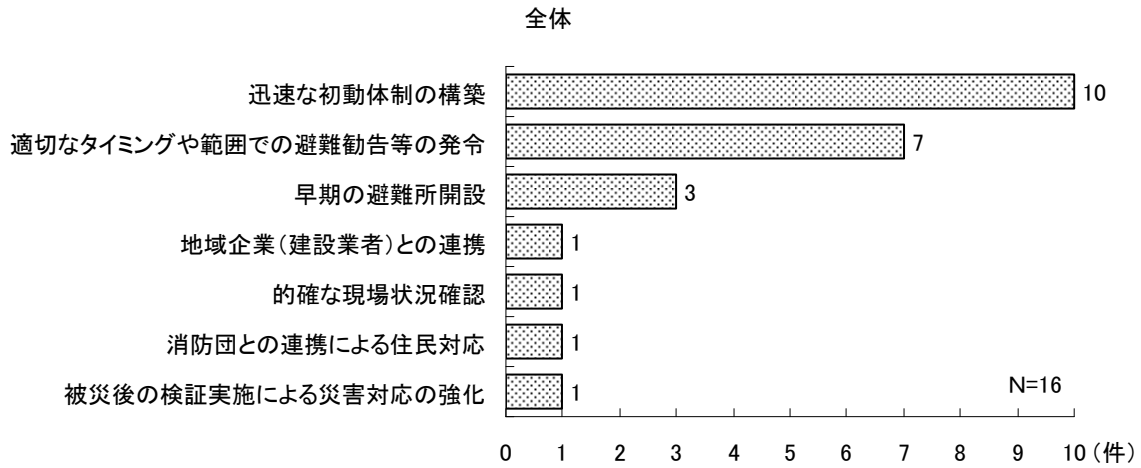
III. その他

1. 大雨災害における避難のあり方について、被災経験を持つ自治体としての意見

I. 今般の災害対応を通じて得られた教訓・課題について

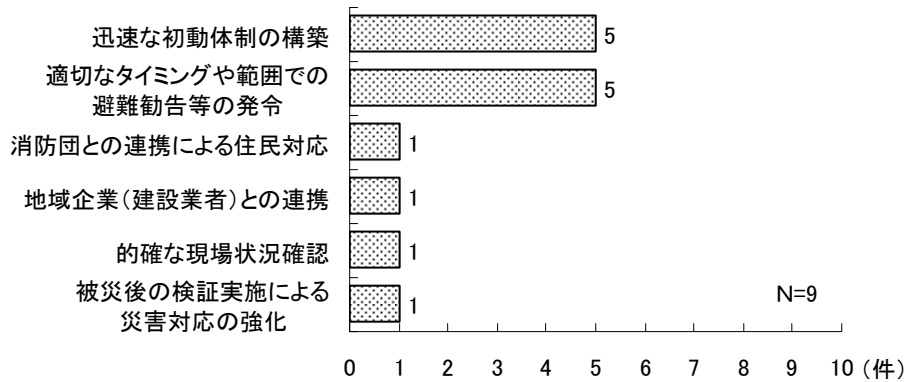
1. 災害対応について「非常によかった／うまくいった」と思われた点（複数回答）

① 全体

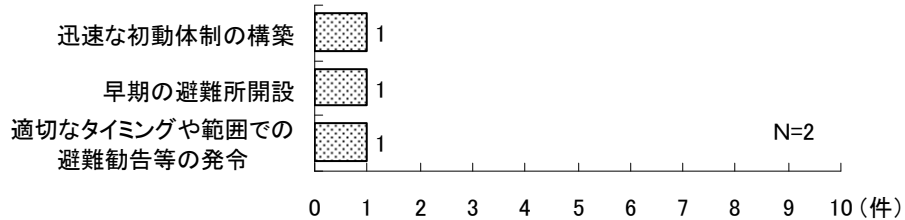


② 事例別

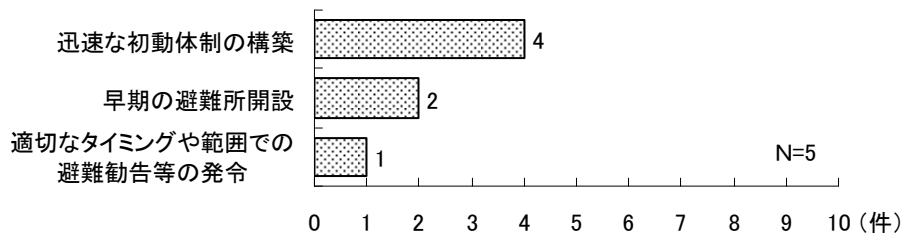
中国・九州北部豪雨



台風第9号



台風第18号

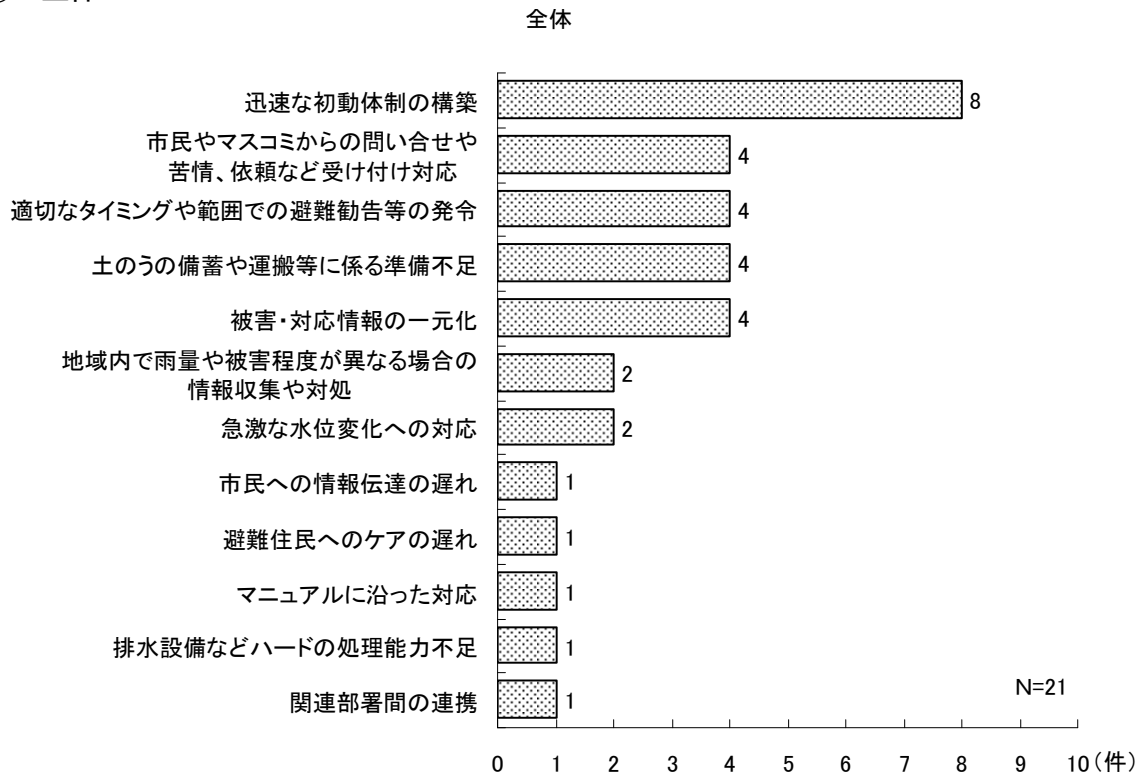


③ 記述内容

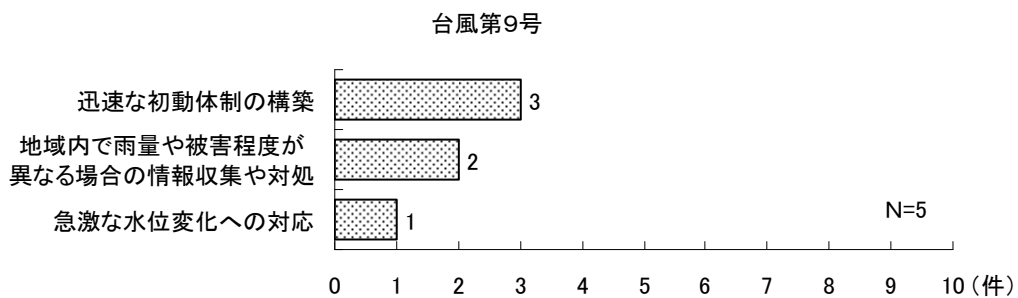
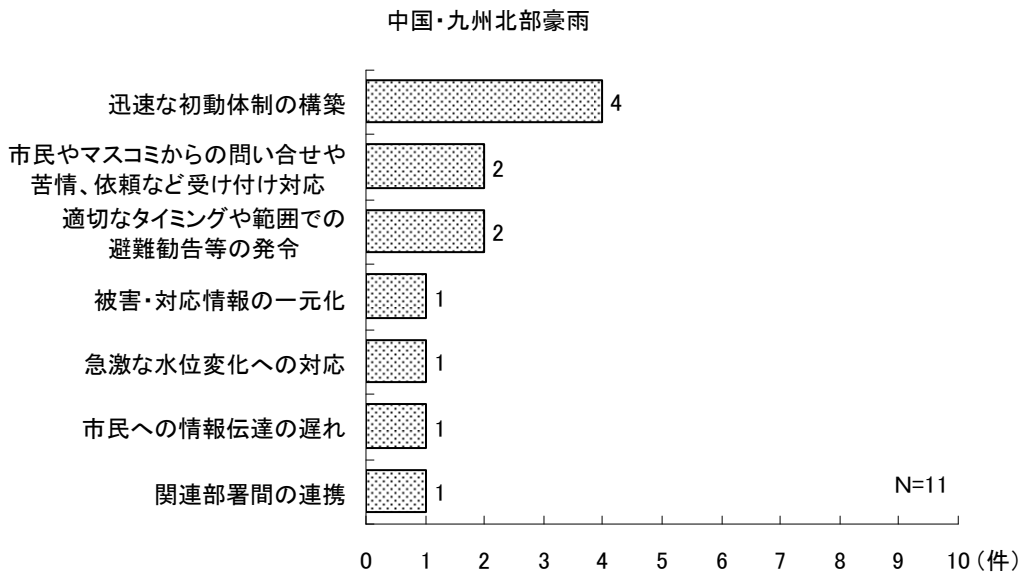
No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早い段階から、「自主避難」広報を行ったことで、住民が早期に避難を行い、被害を最小限に抑えることができた。 ・ 各対策部による災害対応の検証会を実施し、課題点・反省点等抽出し、災害対応の強化を図ることができた。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速に避難勧告等を発令できた。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数日前からの降雨の前兆を感じ本部の設置を早めに準備していた事が初期対応としてうまくいった。防災危機管理としてのシュミレーションを3回実施したのも迅速な初期対応につながった。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の拡大に応じて市職員にメールを一斉送信し、参集を促した。市職員の災害への初動活動の取り組みはスムーズにできた。 ・ 土砂災害の危険箇所を事前に把握し、消防団員や市職員が状況を目視で確認することにより、的確な避難勧告ができた。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民対応は、消防団、職員を含め、うまくいったと思う。職員は、各対応に不公平性をもたず、消防団は、状況に応じ、特に、高齢の世帯には、手厚い対応をした。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ災対班割を行っていたので職員参集後はスムーズに対応できた。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の招集・配置や応急対応、また避難勧告発令を時期を逸することなく出来たことなど、全般的にうまくいった。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域の広範囲で浸水が発生したが、道路冠水による通行止めの措置や土のうの手配等について本市と応援協定を結んでいる土木建設業者の協力により迅速に実施することができた。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告の発令自体は判断基準を策定していたためうまくいった。
No	台風第9号
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策に関しては、平成18年災害をほとんどの職員が経験しているため、迅速な対応ができた。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風18号接近時には、台風接近が夜間の予報であったため、避難所を、昼間の明るいうちに開設して、明るいうちの自主避難を呼びかけた点が、よかったと思う。
No	台風第18号
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町において、地域防災計画(地震災害対策編)は改訂をしていたが、地域防災計画(風水害等災害対策編)は現在改訂中であり、今回の台風18号時には地震災害対策編を準用するような形をとり警戒体制を実施した。 ・ 町総合防災訓練を定期的にも実施していることもあり、避難勧告等における避難所設置等の措置は比較的スムーズに実施することができた。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部を早々に立ち上げ、事前の準備態勢をとることができた。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風18号における対応については、早い段階から、警戒体制を取る事が出来た。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風の進路予想に対応し、早くから災害対策本部を設置し、職員の体制を整えられたこと。 ・ 事態の推移や住民からの問い合わせ等により、避難所開設や避難勧告の発令の判断がなされたこと。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風上陸に関しては事前の打ち合わせ等により準備を行った。

2. 災害対応について「うまくいかなかった」と思われた点（複数回答）

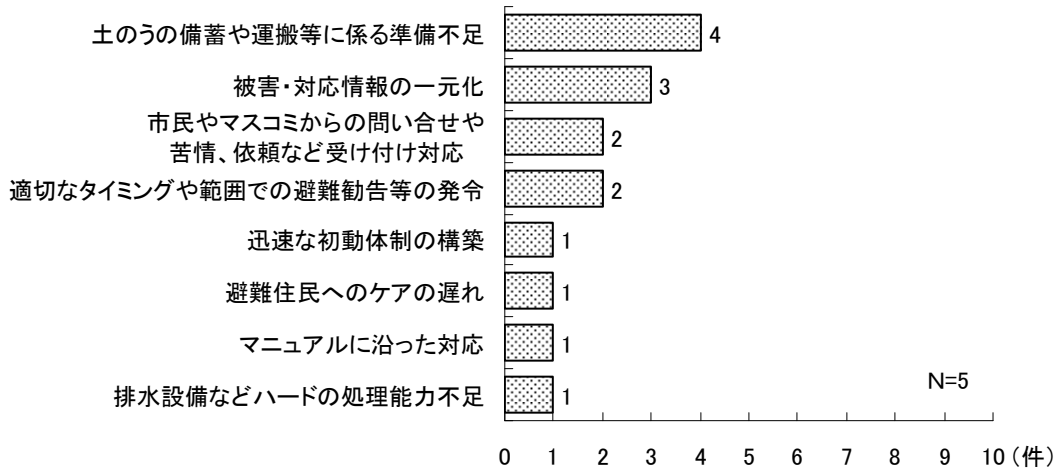
① 全体



② 事例別



台風第18号



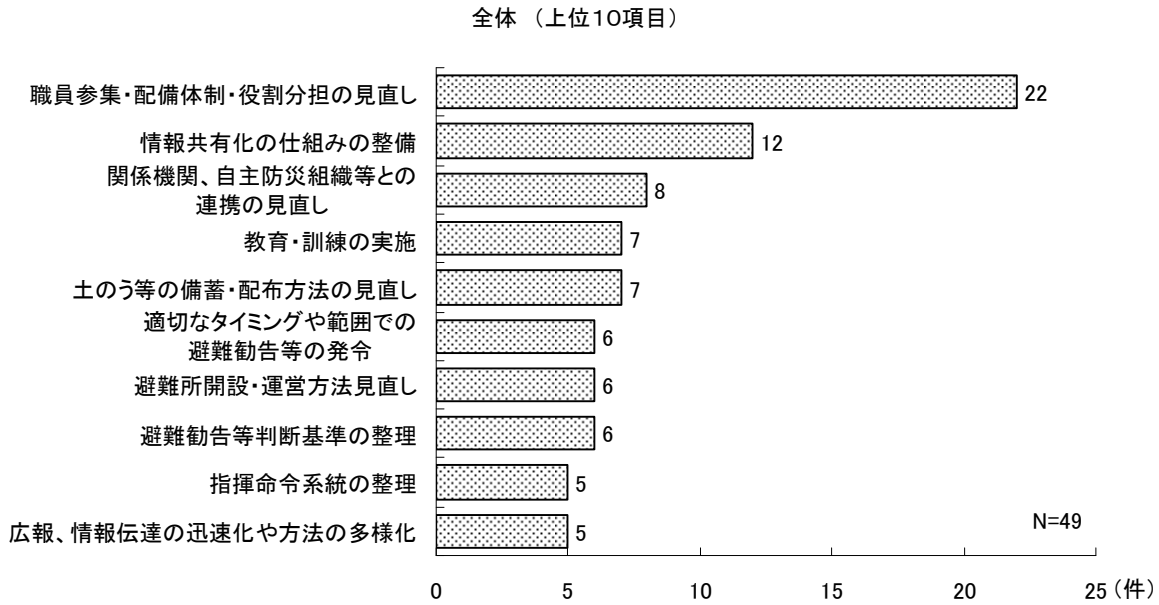
③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> 今回の避難勧告及び避難指示の発令については、幸い、破堤及び越水には達せず、人的被害は有りませんでした。その範囲及びタイミングなどが最良であったとは考えていません。発令に際し以下の項目について、十分に考慮する必要があります。(1)夜明け前であったこと。(2)豪雨が降り続いていたこと。(3)住民が浸水想定区域を十分には認識していない可能性があること。(4)一部の避難場所が浸水想定区域内にあること。そのため、発令まで時間がかかったことが課題です。 また、職員の参集及び配備体制について、今回の避難勧告及び避難指示の発令が初めてのことということもあり、迅速かつ適切に対応できなかったという課題があります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関わる職員が非常に少ないため、災害時に迅速な対応ができない。職員体制の充実は不可欠であるものの、平時と有事の差が大きすぎるため、また、全体の職員数が減少する中では、難しいのが現状である。
3	<ul style="list-style-type: none"> 市民やマスコミからの問い合わせや苦情、依頼など受け付け対応。
4	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部の連携が上手くいかなかった。
5	<ul style="list-style-type: none"> 本年7月末豪雨における対応について、避難勧告等情報伝達の遅れや誤りなど一部不備があった。この原因については、早急に外部有識者を含めた課題検討会議を開催し、市組織での連絡体制を強化する必要性を指摘されたところである。
6	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集に遅れを生じた面があった。
7	<ul style="list-style-type: none"> 短時間による降雨による内水被害がでたが、河川の整備や水路整備は限界がある。職員の人手も足りず、公助が機能しなかった。
8	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集に時間を要した。
9	<ul style="list-style-type: none"> 短時間で急激な豪雨に対応できる体制ができていなかったため災害対応が遅れた。
10	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報提供について、災害発生地区、避難勧告等発令地区以外の地区への伝達が、後手となった部分があった。
11	<ul style="list-style-type: none"> 市民への対応に追われて、情報の共有化がなされなかった。
No	台風第9号
1	<ul style="list-style-type: none"> 今回の災害は、短時間で局地的な豪雨だったため、初動体制(職員、関係機関)が追いつかない状況であった。
2	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集について…深夜での対応となり、避難所開設にあたり、職員体制が十分確保できなかった。

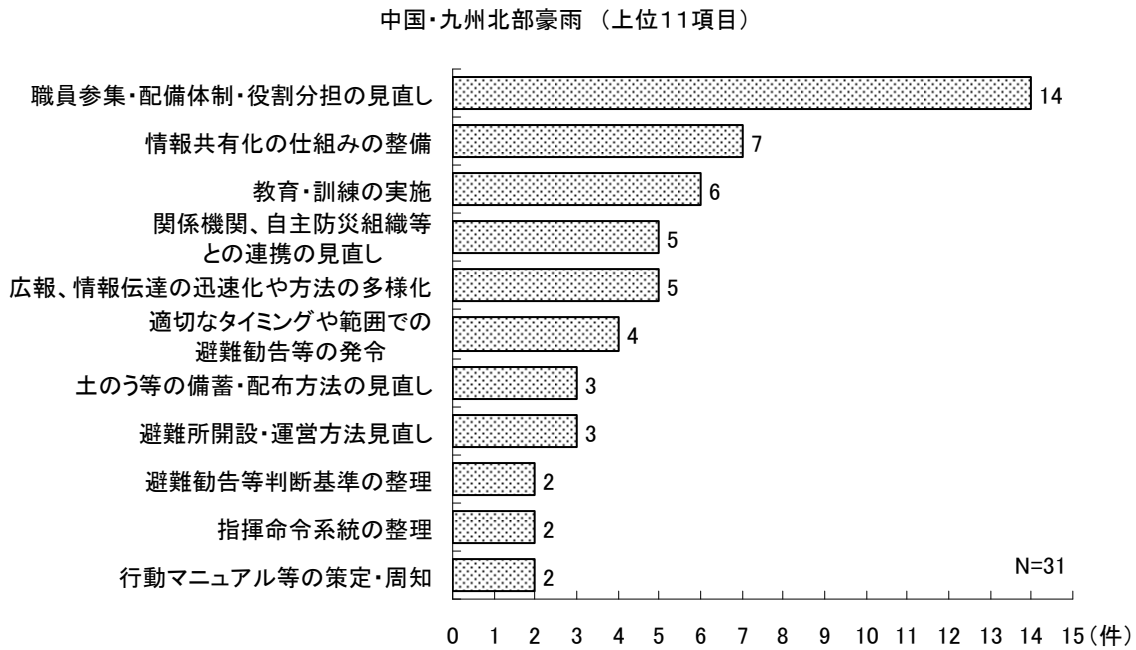
	た。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の参集について十分周知ができていなかった
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中豪雨のため、急激な水位の変化のため対応が難しかった。 ・ 町内で雨量に差があり、地区によって対応に温度差があった。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い町域の中での一部に集中した豪雨となったため、状況がつかめなかった。
No	台風第18号
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間強雨により河川の水位が急激に上昇、避難準備情報の発令が対応できなかった。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な集中豪雨により、急な状況変化により、発令のタイミングが遅れた。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル等に沿った対応がうまくできなかった。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報が発令されて、その直後から極めて強い雨が降り出したため、職員の招集が遅れる結果となった。職員が職場に向かう時、道路が冠水して通行できない箇所があったため、時間がかかった。 ・ 午前7時頃から電話が途切れることなく鳴ったため、土のう配置の要望があっても直ちに対応できなかった。 ・ 同一箇所の被害情報が重複して寄せられ、電話も複数の場所で受けざるを得なかったため、対応が混乱した。また、市内全体の被害状況の確認に時間を要した。 ・ 自主避難した住民に対して、弁当の配布が遅れた。 ・ 土のう作りでは、作業手順などが分からなかった。 ・ 前日に土のうを準備しておいたが、短時間での豪雨のため、土のう搬送が間に合わず、床下浸水となった住宅があった。 ・ 下水道の合流区域では、今回の豪雨が想定を越えるものであったことと不明水も極めて多いことから、排水できなくなった。また、分流区域でも下水道管への地下水流が相当あるため排水できなくなった。 ・ ○○センターと土木課との連絡・指示において、土のう設置の対応が済みか否かの情報が錯綜した。 ・ 現場の位置、依頼者名、住宅地図などの情報が一元化されず、対応が混乱した。 ・ 人がいても車両がなく、土のう運搬ができない時間があった。 ・ 消防署に土のうの備蓄がなかったため、消防署が出動しても現場での対応ができなかった。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の報道対応が非常に大変であった。

3. 災害対応について「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点（複数回答）

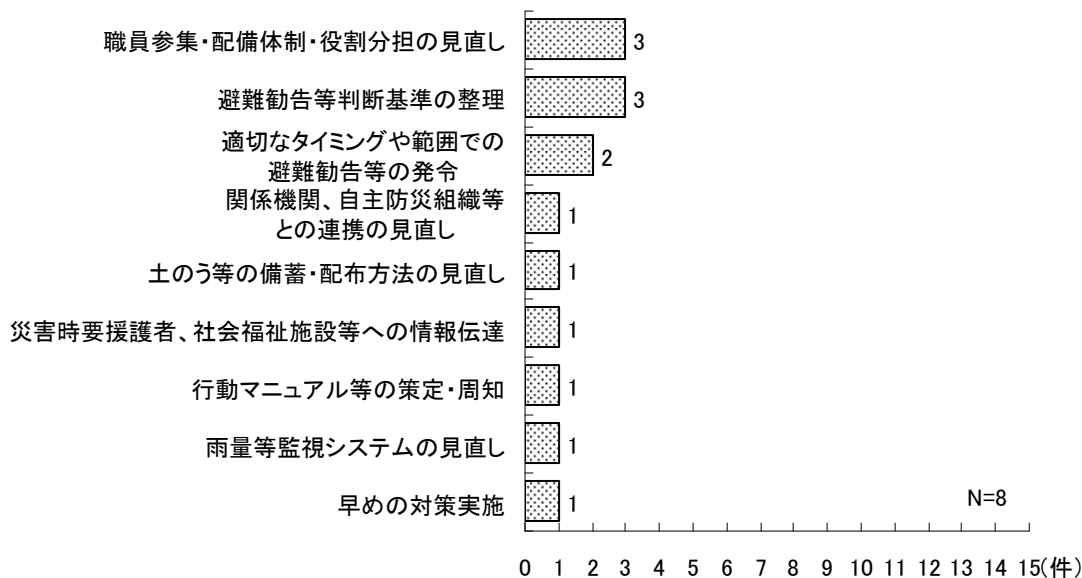
① 全体



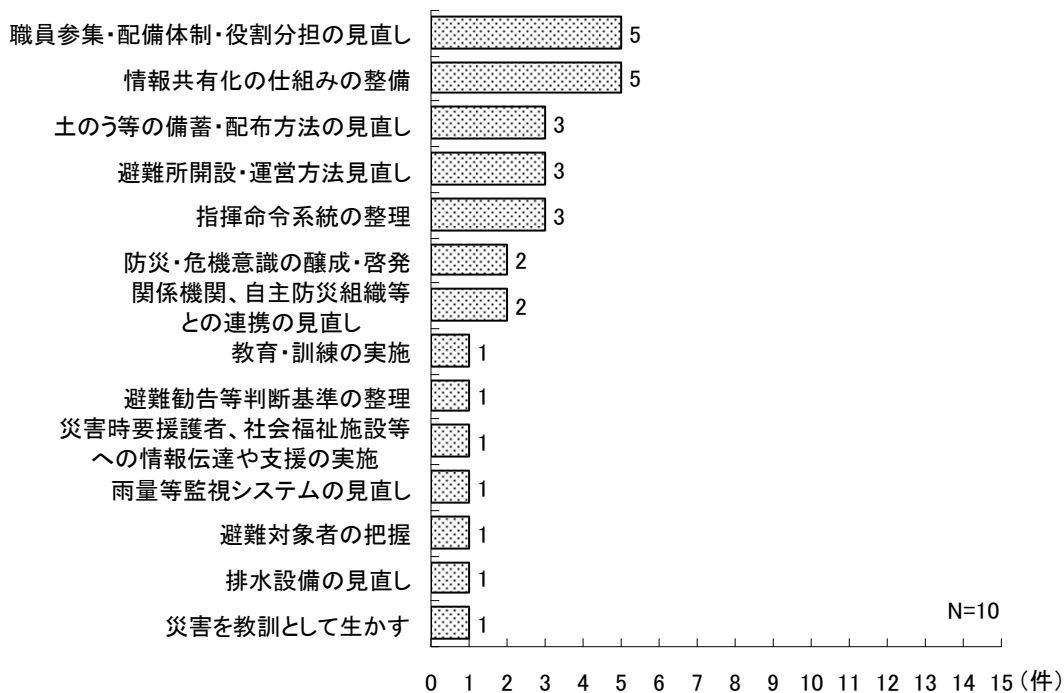
② 事例別



台風第9号



台風第18号



③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> 各地区から防災担当部署への報告をNTTファックスによって行っているが、災害発生時には回線が混み合って時間がかかるケースがある。通常FAX回線が混み合う場合(通信の途絶まででない場合でも)、衛星回線FAXやメールによる送付等他の通信手段も組み合わせるほうが効率がよい。 中小河川による内水浸水については急速に起こるケースが多く、土のう等による浸水への応急措置が間に合わないケースが多々あるので、水防団等で出水期前から事前準備を進める必要がある。
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難基準を明確にする。

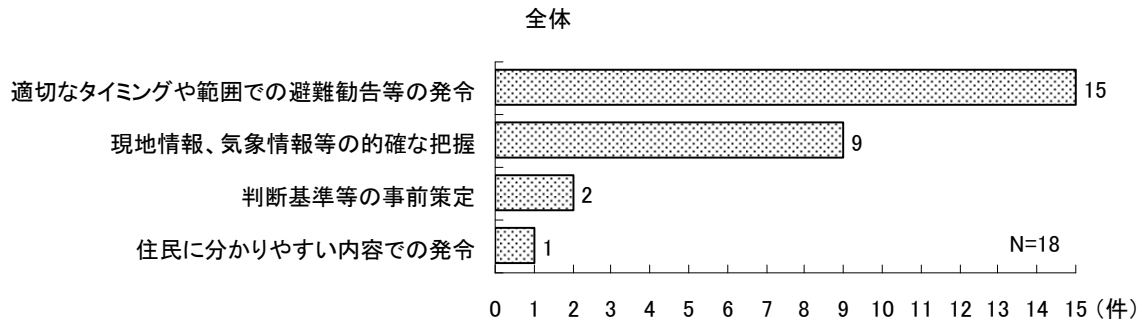
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、避難判断マニュアルの年度内作成と、総合防災ハザードマップの出水期前までの各戸配布などを行い、最適なタイミング及び適切な範囲での発令ができるよう改善していこうと考えています。 ・ 災害対策本部の総括を行い、職員参集及び配備体制について再確認を行ったとともに、地域防災計画についてもより迅速かつ適切に対応できるように見直す予定です。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、当町では、避難が必要なほどの災害が発生したことがなかった。今回の経験を活かし、臨機応変に自主避難の呼びかけを行うなど、住民の安全を守っていききたい。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における情報の一元化、共有化体制の構築が課題。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ FMの緊急割り込み放送をおこなう。 ・ 広報車ででの広報が不十分であったため、広報車の確保や他の方法との併用を図る。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況を把握し、早い段階での避難勧告等の発令。 ・ 関係機関、自治会、自主防災組織等との情報共有。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早めの自主避難の呼びかけと避難勧告。 ・ 気象情報、現場確認等の伝達方法。 ・ 災害形態に応じた避難所の開設。 ・ 災害に対する危機管理。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯用無線機の更新(通信状況の改善、音声の明瞭化、防水機能)。 ・ 防災倉庫の設置、資機材の充実。 ・ 災害対策本部へのスムーズな移行(警戒本部から災害対策本部へ移行したが、安全安心課のスペースでそのまま移行したため、人員の参集場所、打合せ場所の不足などが生じた。コピー、電話、OA機器等の移動も含め、本部がどうあるべきか検討中)。 ・ 配備職員の見直し(専門的な役割を与える。例えば、気象専門や井堰倒伏専門など)。 ・ 職員研修の実施。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の災害対策能力の向上を図る為、係長以上の図上訓練を3ケ年に渡り実施する。又訓練を通じ、部においてマニュアル作成に当たるよう指示を行った。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ この指摘をうけて、既に情報伝達訓練を実施したところであるが、人事異動等による職員の災害対応能力が低下しないよう、毎年梅雨期までに同様の訓練を実施することとしている。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害初期時点では、命令系統が明確でない場合があったため、命令系統を早い段階で統一した方がよい。 ・ 巡回職員の組み合わせでは、土木職員を1名配置した方が、対処方法を判断しやすくなる。 ・ 災害時期前に担当する職員に訓練や研修を行い、災害時にとるべき行動を周知する必要がある。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の再確認。組織内において、迅速かつ確に対応するためには、指揮命令系統や役割分担について、平時から確認して災害に備える必要があるため、訓練や職員研修を実施することとする。 ・ 被害調査と応急措置の体制整備。災害応急措置については、技師の判断に委ねるものが多く、効率的な応急措置が出来る体制を検討する必要がある。 ・ 組織内の情報共有・市民への情報提供。災害の発生初期段階において活動の根幹をなすのは、情報の収集、一元化、分析・共有することであり、さらには市民へ正確な情報を迅速に提供することが必要となる。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員参集については、早めの対応が必要である。
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動活動も含めて研修、訓練を強化する必要がある。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会や自主防災組織との連携による被害状況等の把握や、要援護者の支援などの防災活動を実施する。 ・ 各部、各班の職員配備体制、事務分掌の見直しが必要。

17	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の伝達・整理等の統一。 土のう、通行規制看板等の資材の備蓄強化。
18	<ul style="list-style-type: none"> 全体を通して、もっと基準を明確に対応策を検討していきたい。
19	<ul style="list-style-type: none"> 災害に対する職員の動き、対応がスムーズにできなかったため、改善しよう。
20	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部がすべての情報を取得できなかった。情報の一元化に徹したいと考えている。
21	<ul style="list-style-type: none"> 今後、自助、共助を推進していきたい。
22	<ul style="list-style-type: none"> 人員を早めに確保し、浸水が予想される箇所等事前に人を配置して対応した方が良い。
23	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民避難行動マニュアルを作成した。町内行政区ごとに自主防災組織の設立の推進と住民への伝達方法の検討。
24	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの訓練が必要である。
25	<ul style="list-style-type: none"> この反省を踏まえ災害対応の体制を改善していく。
26	<ul style="list-style-type: none"> 各地区への情報伝達内容について検討したい。
27	<ul style="list-style-type: none"> 避難所を開設したが、避難所の周辺が冠水したため避難所開設にあたる職員が避難所まで行くことができなかったため今後の対応策を考える必要がある。 避難所の開設にあたる部署の職員が避難所の開設と運営に関してよく把握できていなかったためマニュアルの作成が必要である。
28	<ul style="list-style-type: none"> 組織の役割分担がスムーズに行かなかったため、役割の再徹底と責任の分担。 記録写真班を決め、各被害状況を記録するようにしたい
29	<ul style="list-style-type: none"> 勧告発令時に、町内全域で行事が開催されていたため、勧告対象となった自治会の役員に連絡ができない事態が発生した。このことから、自治会の連絡網の整備の必要性を感じたため、今後、改善する必要がある。 勧告の対象が約30戸程度であったため、職員、消防団で個別に訪問し、避難を促したが、大規模な避難を行う場合には、伝達する手段がなく、マスコミに頼らずを得ない。行政から発する情報のため、防災無線を整備する必要がある。
30	<ul style="list-style-type: none"> マスコミへの対応に追われたことに対し、体制の見直しを痛感した。 合併し、分庁方式となり対応する部署との連携がうまくいかなかったことをふまえ、体制の見直しを図った。 警察、消防との情報の共有化が重要であることが改めて確認され、その連携を図るよう体制を見直した。
31	<ul style="list-style-type: none"> 今後は対象区域への連絡及び避難所の開設が迅速にできるよう、情報の共有、連絡体制を確立させておく必要がある。
No	台風第9号
1	<ul style="list-style-type: none"> 初期対応で若干の課題もあり、職員行動マニュアルを明確化し周知・徹底していきたい。
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報の伝達時期、早期の伝達が必要。 災害時要援護者(登録者等)、福祉関連施設への情報伝達。 地元、消防団への情報伝達・各防災関係機関への情報伝達。 防災資機材、備蓄物資の見直し。
3	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集についてメールによる通知に併せて、各所属の連絡網による通知も徹底した。
4	<ul style="list-style-type: none"> 町内で雨が小康状態となっているにもかかわらず水位が上昇し災害が発生したこともあり流域の雨量、水位監視が重要であると感じた。
5	<ul style="list-style-type: none"> 降雨の状況の把握と早めの判断、住民の自主的避難の推進、住民への情報提供を早く多く出していきたい。
6	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断マニュアルの整備。 専門家のアドバイス等多角的な判断基準の必要性。

7	<ul style="list-style-type: none"> 深夜・早朝に起きるまたは起こりそうな災害に対しての体制を整備する必要がある。
8	<ul style="list-style-type: none"> 対策にはひとつ早目に手を打つこと。 役割分担をはっきりとすること。
No	台風第18号
1	<ul style="list-style-type: none"> 患者は経験して学ぶと言うが、幸いにも軽微な損害で済んでいるうちに、最悪の事態を避けられるよう危機意識を醸成したい。
2	<ul style="list-style-type: none"> 孤立する危険性の高い地区への雨量計の設置と観測データを活用できるシステムの構築。 被害情報の収集と、職員配備連絡網の見直し、再確認。 避難所開設・運営についての体制の確認。
3	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、今回の件を教訓として災害対応に努めることとしたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> 図上訓練等の実施。
5	<ul style="list-style-type: none"> 大雨時の深夜出勤は、事故等の危険があることから、新たな気象情報を活用することにより、注意報段階での職員招集を検討する。 現場対応の職員だけではなく、庁内で情報の受付、整理する職員を増員する。また、電話受付の統一様式を準備する。 パソコンの共有フォルダなどを活用して、各課で受付、入力した内容がリアルタイムで確認できる方法を検討する。また、被災状況の写真があれば、各課でパソコン掲示板に掲載し、全庁で確認できるようにする。 対応策(案)、自主避難した住民の状況を確認し、自分で食事を準備できない人には、弁当などを配布する。 事前に作業手順などを指示するリーダーを決めておく。 土のうを配布する場所について、行政区長などを通じ知らせておくことにより、事前に、必要な人が自分で取りに来れるようにする。また、災害時の協定にもとづき、建設業組合に土のう搬送を依頼する。 今年度から不明水調査を行っているが、これと並行して不明水の止水工事を進めていきたい。また、一般家庭からの下水道管への誤接続もかなりあると考えられるので、調査を行っていきたい。 〇〇センターにおいても連絡対応者を配置する。 現場と連絡員を増員する。 建設業組合などに依頼する。 消防署に土のう200袋を配備する。
6	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有化をより一層徹底していきたい。
7	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内部の情報伝達体制の見直し。 停電時における対応について(電力会社との連絡体制)見直し。 避難所における対応について見直し。 自主防災会との連絡体制の見直し。 現地調査方法の見直し。
8	<ul style="list-style-type: none"> 台風は甚大な被害をもたらす可能性を常に有しているため、本市の組織体制が全体として機能できるよう平常時から職員に対し、任務の確認や防災意識の啓発に努める必要がある。
9	<ul style="list-style-type: none"> 次回も正確な状況把握と、早期判断を心がける。
10	<ul style="list-style-type: none"> 災害が複数となった場合の、情報の整理、指示系統の整理が重要であると実感した。 避難指示発令後の、避難対象者の名簿づくり等重要であると実感した。 避難所生活を行う上で、避難者のケアが最優先課題であると実感した。

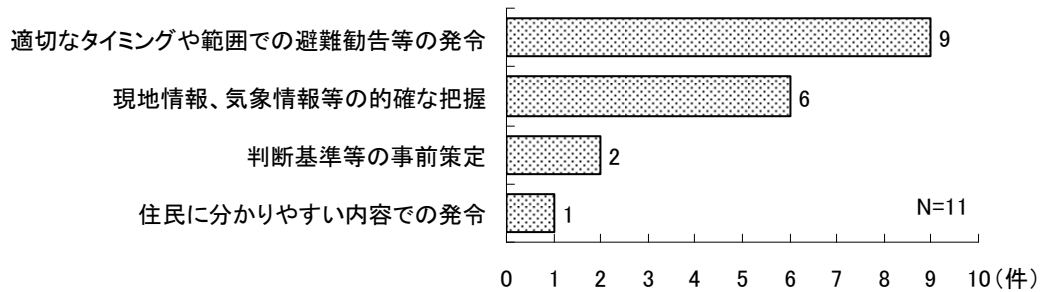
4. 避難勧告等発令の判断に当たり、「非常によかった／うまくいった」と思われた点（複数回答）

① 全体

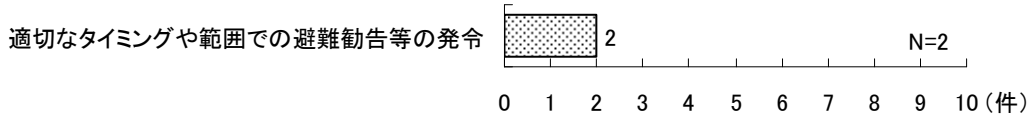


② 事例別

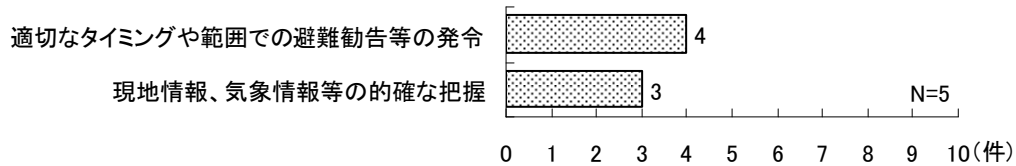
中国・九州北部豪雨



台風第9号



台風第18号



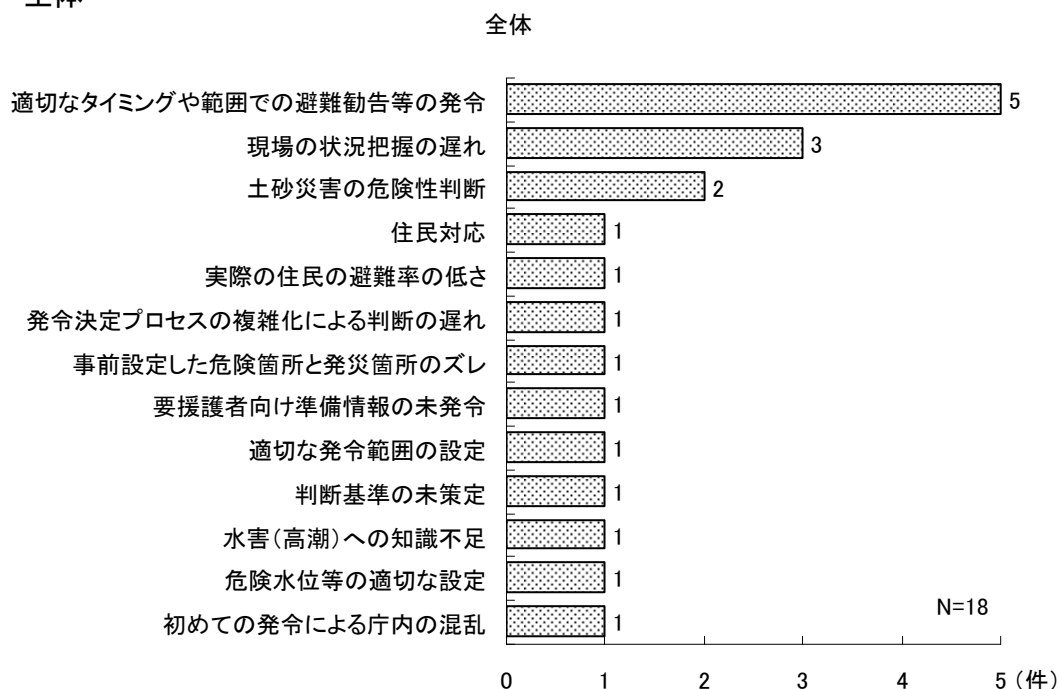
③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	・ 迅速な対応により、被害を最小限に抑えることができた。
2	・ 今回の避難勧告及び避難指示については、河川の水位が上昇し、破堤及び越水の可能性がある と判断し発令しました。その際には、河川の水位情報・気象情報等の画面上で把握できる情報と、 現地の職員及び消防団員から得た目視情報を総合的に判断しています。結果的には、破堤及び 越水には達せず、人的被害は有りませんでした。
3	・ 気象情報を総合的に判断し、迅速な避難勧告等を発令できた。
4	・ 現場巡視からの報告により、スムーズに避難勧告ができた。
5	・ 勧告を行った地域での被害はなかったが、早めの勧告を行なった事は非常によかった。

6	・ 発令はうまくいったと思う。区域を広く、住民の方にわかりやすく、発令できた。
7	・ 降水量の推移や河川の水位情報等判断に必要な情報の収集がうまくいき、洪水ハザードマップを参考に対象範囲等の決定がスムーズに行えた。
8	・ 発令の時期及び地区等について適切であったと考える。
9	・ 現場からの情報を受け対策本部において迅速に発令の決定ができた。
10	・ 河川のはん濫については、予想される現場で職員に監視してもらっていたので、判断するタイミングは、よかったと思う
11	・ 判断基準を策定していたため、今搬の災害対応に活かされた。
No	台風第9号
1	・ 初動体制の中、災害対策本部を立ち上げる前段階で、事前体制の中で発令判断したが、被災者の中に負傷者もなく早期対応できた。
2	・ 早めの判断でよかったと思う。
No	台風第18号
1	・ 地域防災計画(風水害等災害対策編)を現在改訂中であり、避難勧告等発令基準も定めていなかったため、台風18号時には現在の降雨状況及び今後の降雨予測等により土砂災害の危険地域に避難勧告等を行った。
2	・ 現地の情報を的確に捉えたので、判断は早期にできた。
3	・ 高潮警報発表前に、高潮警戒による避難勧告を対象地区に対し発令したことで、住民の方の避難行動につながった。
4	・ 今回の台風18号においては、避難準備情報を早い段階から発表し、早めの避難を呼びかけていたため、風雨が強くなる約1時間前に判断できた。
5	・ 河川の水位の状況を、事前に現場にて目視していたため、避難判断水位を超えた情報が入ってすぐに、対応がとれたこと。

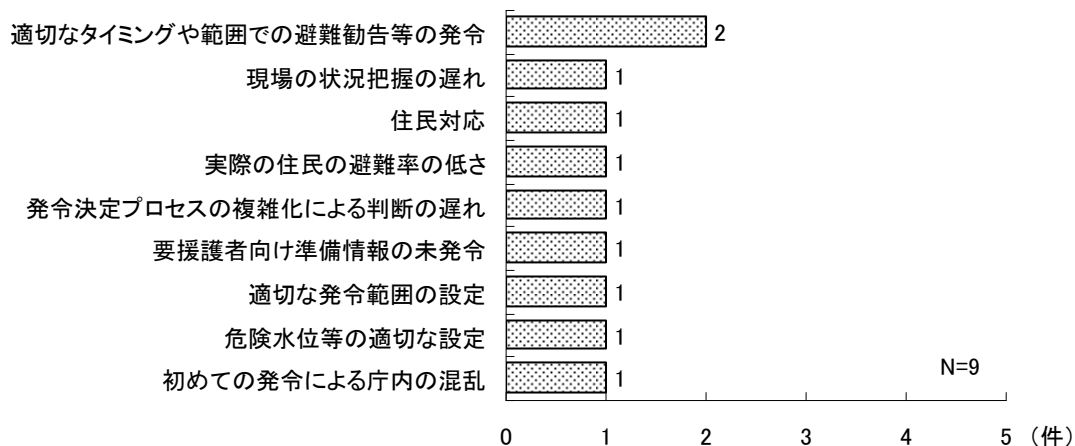
5. 避難勧告等発令の判断に当たり、「うまくいかなかった」と思われた点（複数回答）

① 全体

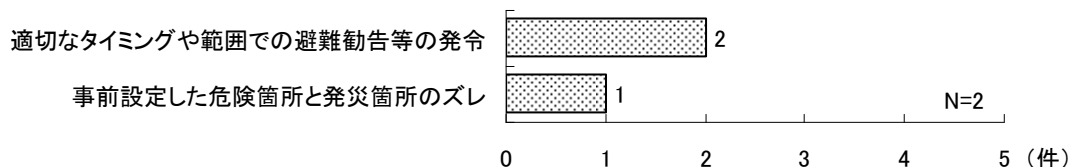


② 事例別

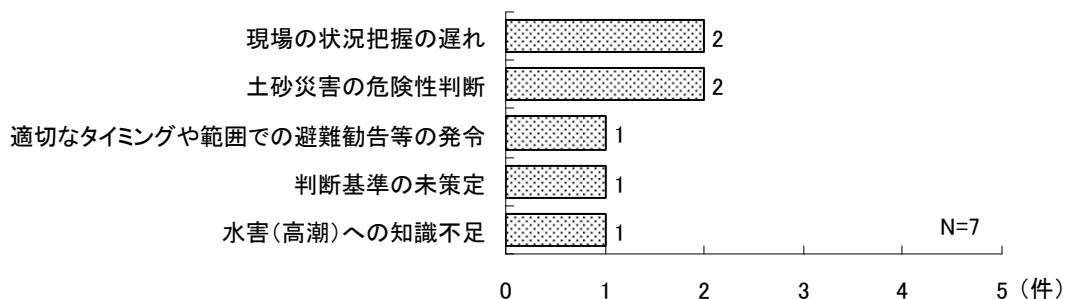
中国・九州北部豪雨



台風第9号



台風第18号



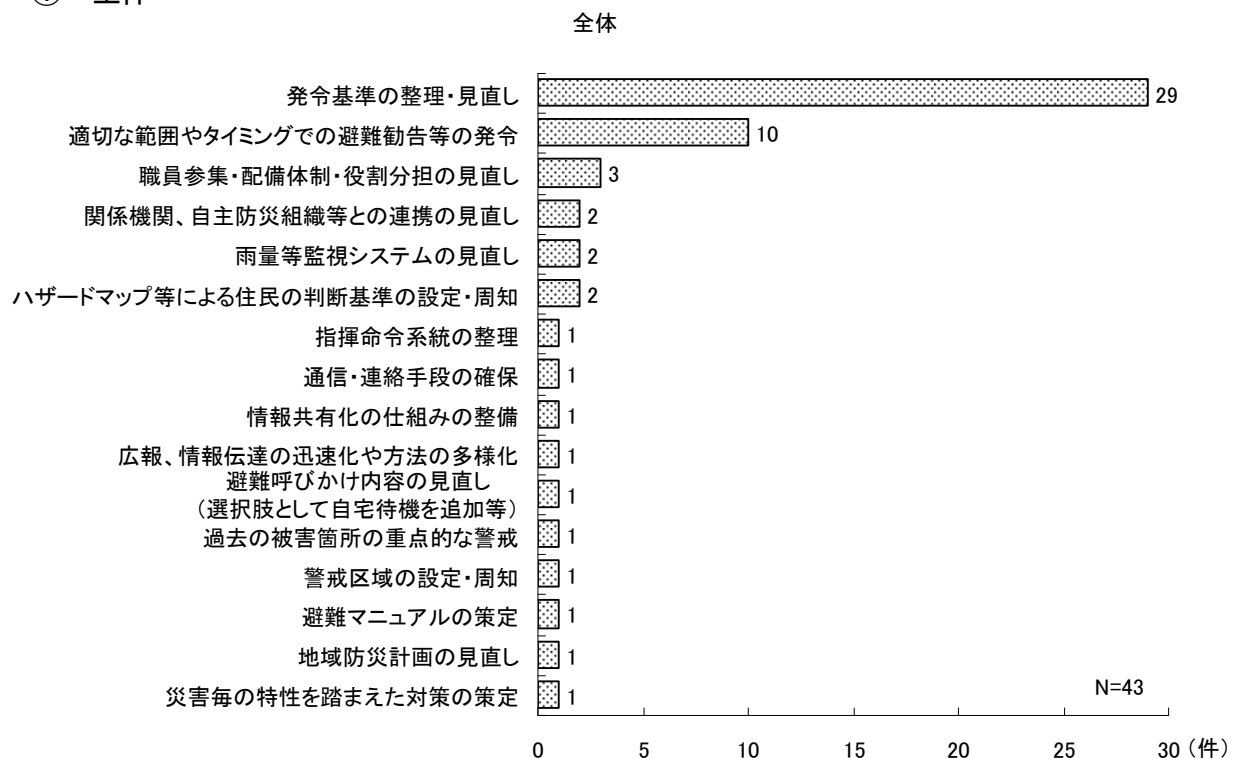
③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	・ 今回の発令が広範囲に及んだため、浸水想定区域外の住民より混乱したとの苦情もあり、より具体的な範囲を示した発令が必要だと考えています。
2	・ 町として、初めて避難勧告を出すこととなり、混乱が生じた。
3	・ 住民からの通報に忙殺され、水位情報や土砂災害警戒情報等の監視がおろそかになった。
4	・ 避難勧告の発令は市長が行うものとなっており、発令までに本部員の招集－会議の開催－発令決定となるため、あまりにも対応に時間がかかりすぎてしまう。
5	・ 発令の時期が土砂災害発生後となった。
6	・ 極地的豪雨(短時間)であった為、対応に遅れが目立った。
7	・ 避難準備情報を出さずに勧告を発令した。要援護者の避難のため、準備情報を出すべきであった。

8	・ (河川のはん濫について)河川の水位情報(はん濫危険水位等)とかい離があり、水位情報の改善が必要と思われる。
9	・ 避難勧告発令後すぐに雨も小康状態となったため、実際に避難所に避難した人はゼロであった。
No	台風第9号
1	・ 避難準備情報、避難勧告の判断に時間的な余裕がなかった
2	・ 今回発災した箇所は危険箇所ではない所であったので、勧告発令が発災後になった。
No	台風第18号
1	・ 現場の状況把握が遅れた
2	・ 発令判断基準を設けていたにもかかわらず、その状況を認知できないケース。(警戒監視の隙を抜けた。)が発生した。
3	・ 地域防災計画(風水害等災害対策編)を現在改訂中であり、避難勧告等発令基準も定めていなかったため、台風18号時には現在の降雨状況及び今後の降雨予測等により土砂災害の危険地域に避難勧告等を行った。
4	・ 土砂災害の避難勧告の判断基準に、斜面の亀裂、斜面のはらみ等、切迫性の比較的低い前兆現象を位置づけているが、これを把握するのは現実には困難であり、「小規模ながけ崩れの発生」により発令を判断することとなる。
5	・ 県土砂災害警戒情報を元に勧告を行なったが、現場の実際の様子と違うように見られとまどった。
6	・ 高潮に関する知識不足。
7	・ 河川水位が数値基準に達したことで避難勧告等を発令したがすでにピークを過ぎていたため、実際には不必要な勧告となってしまった。

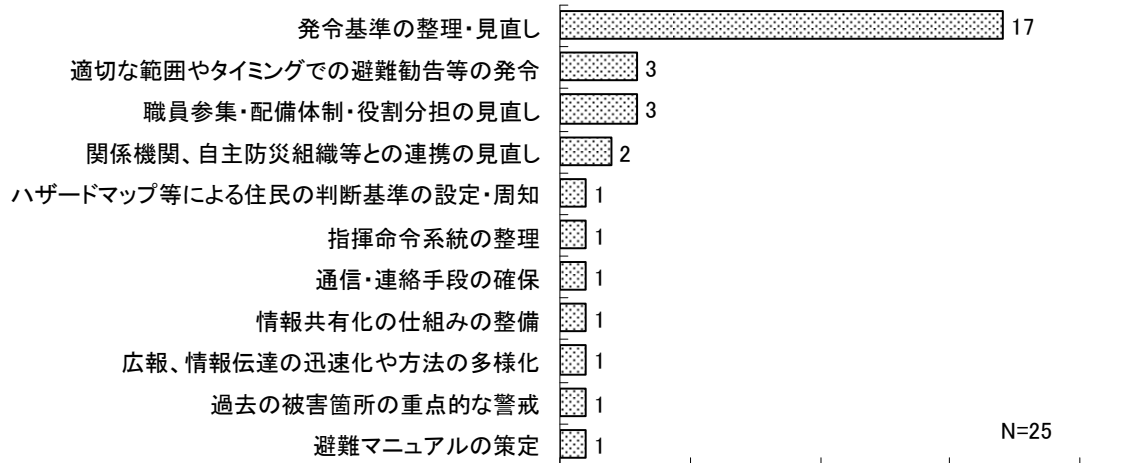
6. 避難勧告等発令の判断に当たり、「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点（複数回答）

① 全体

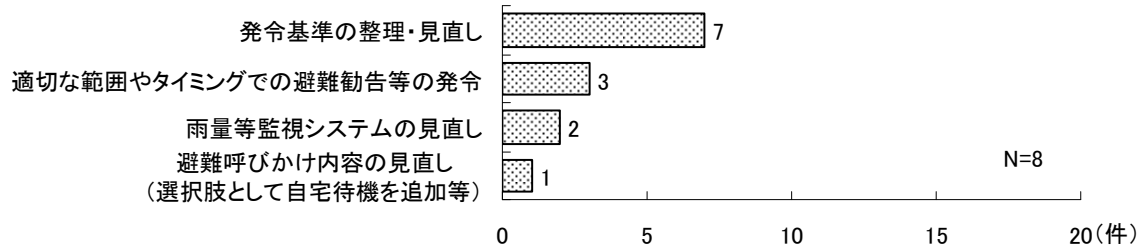


② 事例別

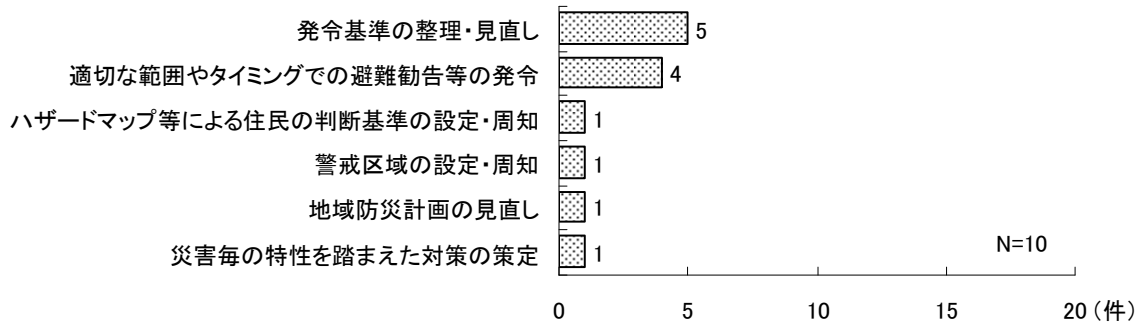
中国・九州北部豪雨



台風第9号



台風第18号



③ 記述内容

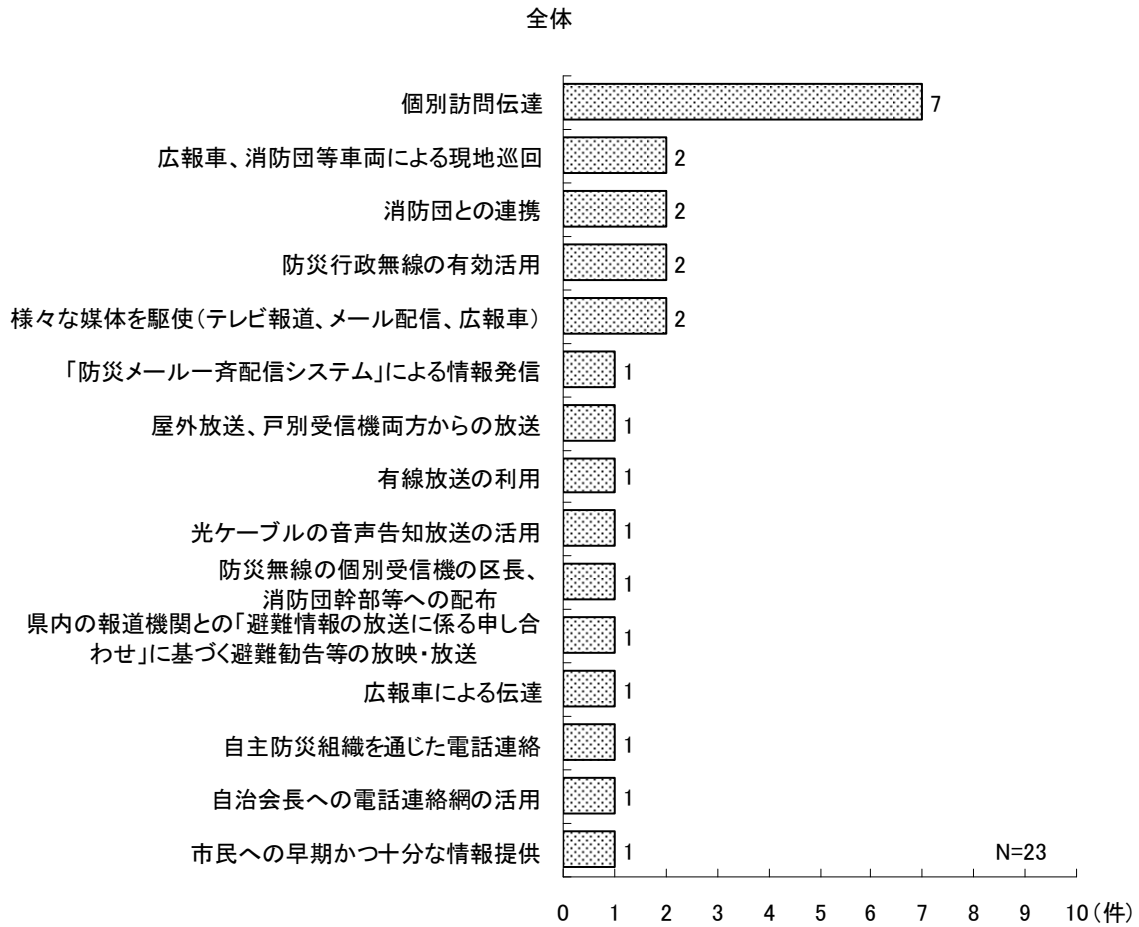
No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部が立ち上がっていない局面で避難勧告を行う必要が出てきた場合、勧告の発令権を持つ市長との連絡がつかない可能性がある。市長との緊急連絡手段の確保に努めるとともに、万が一連絡がつかない場合の対処方法も考えておく必要がある。
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等発令に関する基準の見直しが必要。(具体的な数値化)
3	<ul style="list-style-type: none"> 避難基準を明確にする。
4	<ul style="list-style-type: none"> 現在作成中の「総合防災ハザードマップ」を出水期までに各戸に配布し、住民に浸水想定区域等のハザードについて周知を図ります。それとともに、避難判断マニュアルを年度内に作成し、避難勧告等の発令基準を明確化したいと考えています。
5	<ul style="list-style-type: none"> 短時間に大量の災害・気象情報が集まってくるため、情報の整理とそれに伴う迅速な判断をおこなうために、情報整理員を早い段階から招集し活用する。
6	<ul style="list-style-type: none"> 状況を把握し、早い段階での避難勧告等の発令・関係機関、自治会、自主防災組織等との情報共

	有。
7	・ 発令に係る意思決定のスピード。
8	・ 水位観測所のある川については、判断基準にしたい。 ・ 土石災害警戒情報及び、前兆現象を判断基準にしたい。 ・ 気象降雨量及び、今後の予想降雨量。
9	・ 避難勧告等発令のための判断基準について、更なる客観的、数値的な基準を設ける必要がある。
10	・ 市内の状況がわかる地図を予め準備しておく必要がある。市役所の出先機関(総合支所、地域交流センター等)と共通の地図及び、地図を利用した報告様式の統一が必要。
11	・ 明確な判断基準を作る。
12	・ 当市は、平地でガケ崩箇所も少なく広範囲にわたることもないので、過去の被害箇所の警戒が重要と考えている。今後も過去の箇所を重点的に警戒していきたい。
13	・ 避難勧告基準等の改定を含めて、河川所管部局と現在調整中である。
14	・ 避難情報発令基準の明確化。避難情報を発令する際に、適切なタイミングを逸することがないように、発令に当たっての客観的な基準を策定する。 ・ 避難情報発令区域の明確化。今回の被害箇所データ、土砂災害危険箇所及び河川の浸水想定区域に基づく避難情報発令区域を明確化する。 ・ 避難情報発令区域について、「〇〇懇談会」や自主防災組織の研修会など、様々な機会をとらえ、災害時に危険な箇所の周知やその避難行動について説明を行う。
15	・ 土砂災害発生の予知は困難な面はあるが、災害発生及び発令区域を十分に想定しておく必要がある。
16	・ 避難勧告等発令に関する具体的な判断基準を明確化する。
17	・ 町各地に被害が及ぶ可能性を鑑み、全町域に避難勧告を行ったが、住民が困惑したので改善しよう。
18	・ 発令基準を策定し、早めの避難及び、職員、消防団の現地派遣を円滑にしたい。
19	・ タイミング(発令)の基準の再検討が必要と思う。
20	・ 数値基準を設けるか否かを検討する必要がある。
21	・ 今後できるだけ早く勧告の判断基準を作定しなければならない。
22	・ 発令時に災害状況等の情報提供を求める市民の要望もあり、今後、検討が必要。
23	・ 避難勧告等の発令基準を詳細に検討。
24	・ (避難勧告を)発令するタイミングを検討する必要がある。
25	・ 小さな市町においては、組織の見直しを図り今後さまざまな災害に対応できるよう危機管理部門の設置が必要と思われる。
No	台風第9号
1	・ 刻々と変化する土砂災害危険度レベルの変移に対応した避難勧告等の発令は今後の課題である。 ・ 勧告等の解除のタイミングについて検討を要する。
2	・ 予測される被害を早期に察知し、早い段階から被害想定に基き、対象地区等への情報伝達、連絡することが必要である。
3	・ 具体的な判断基準を設定し、早めに発令する。
4	・ 本市より上流域の気象や降雨、水位情報も注意することとした。浸水の可能性のある地区を特別監視地区として設定し、水位や浸水状況を観測し、発令のタイミングに活かすこととした。 ・ 特別監視地区の発令基準に、水位予測情報を取り入れた。
5	・ 上流の雨量や水位等の情報をいかに分析し、発令の判断に活用するか検討が必要である。
6	・ 空振りをおそれず早目の発令と、水害の場合は夜間や増水の危険がある場合などは在宅を呼び

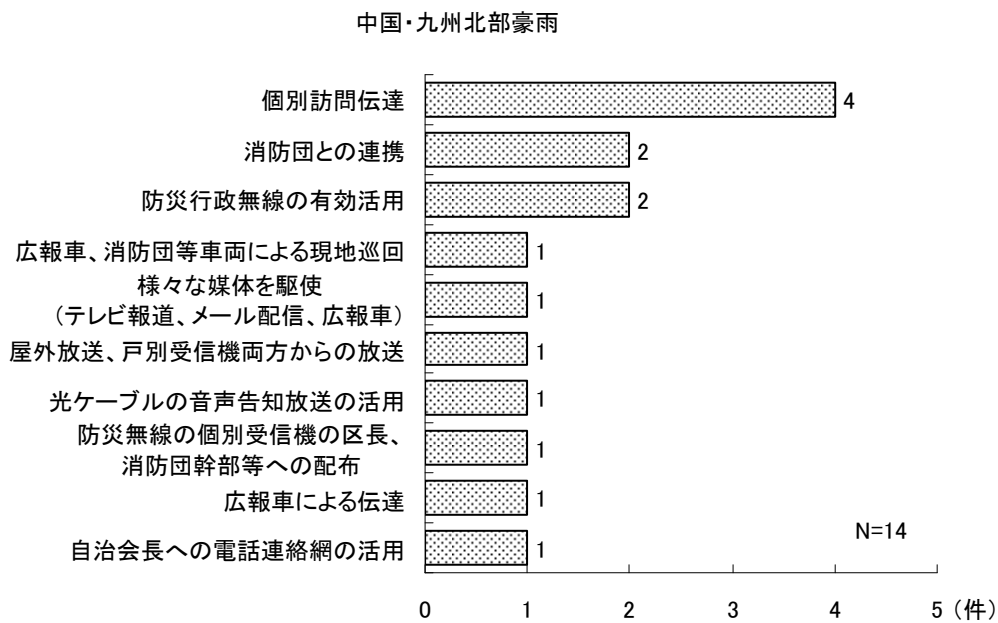
	かけることも大切ではないか。
7	・ 今後発令基準の見直しを検討する必要がある。
8	・ 改善点・発令基準の明確化
No	台風第18号
1	・ 短時間強雨による、避難勧告等の発令のタイミング。 ・ 夜間になった場合の避難について。
2	・ 判断が遅れないようにすること。
3	・ 特に、土砂災害については、微候から被害発生までの時間が短いという特質をふまえた対策が必要である。
4	・ 小河川のはん濫に伴う住民への避難勧告は従来過去の経験則に基づいて行われており、明確でなかったことから、発令基準を定めることとした。
5	・ 今後については、地域防災計画と併せて避難勧告等発令基準を定め災害に備えることとしたい。
6	・ 避難勧告発令決定までに要する時間の短縮のために、避難勧告の発令に係る検討方法を改善していきたい。
7	・ 避難勧告等発令基準を事前に決定しておく必要がある ・ 台風等の予測される災害に関しては、安全に避難できる段階での発令が必要
8	・ 水位上昇に伴い避難勧告を発令したが、予想以上の速さで避難判断基準を超える水位となったため今後の対策が必要となった。
9	・ 住民が周囲の状況を把握し、避難の判断が出来る様な取り組みが必要。
10	・ 本来は、土砂災害(特別)警戒区域の指定に基づき、避難すべき地域をあらかじめ決定し、周知しておくことが望ましい。(現時点で、本市において、警戒区域の指定箇所がない。)

7. 避難勧告等の伝達に当たり、「非常によかった／うまくいった」と思われた点（複数回答）

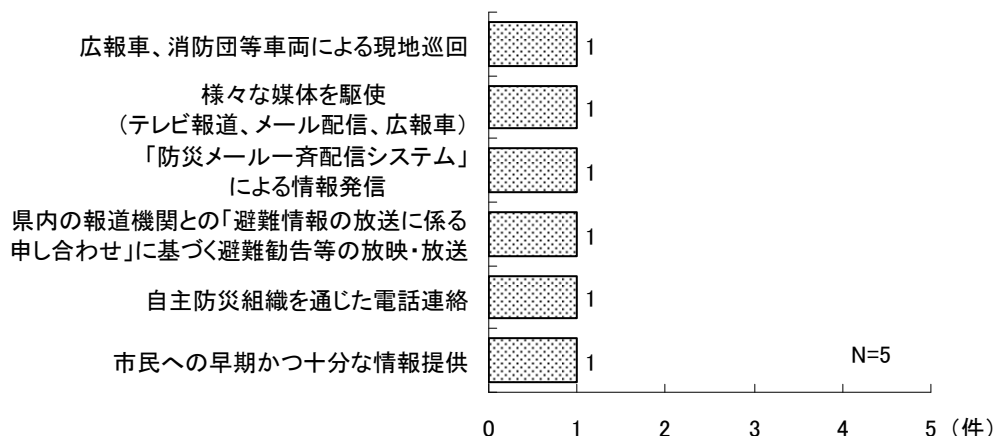
① 全体



② 事例別



台風第9号



台風第18号



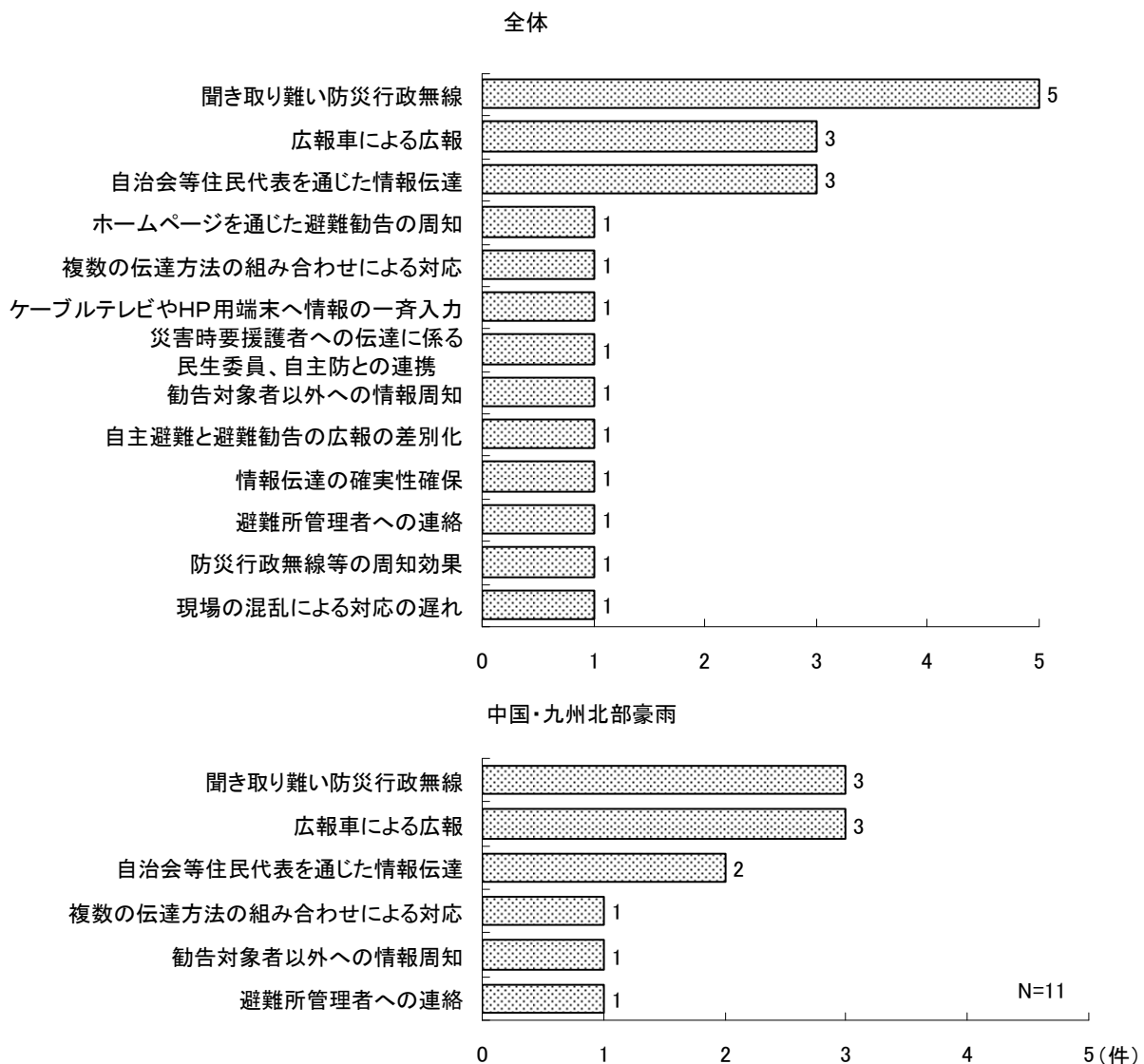
③ 記述内容

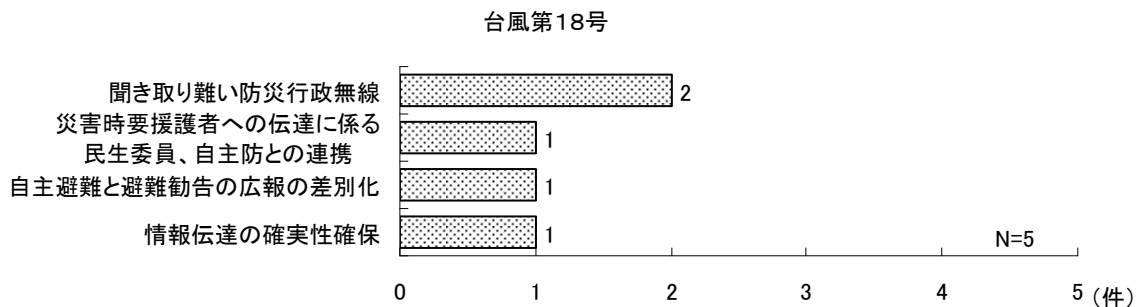
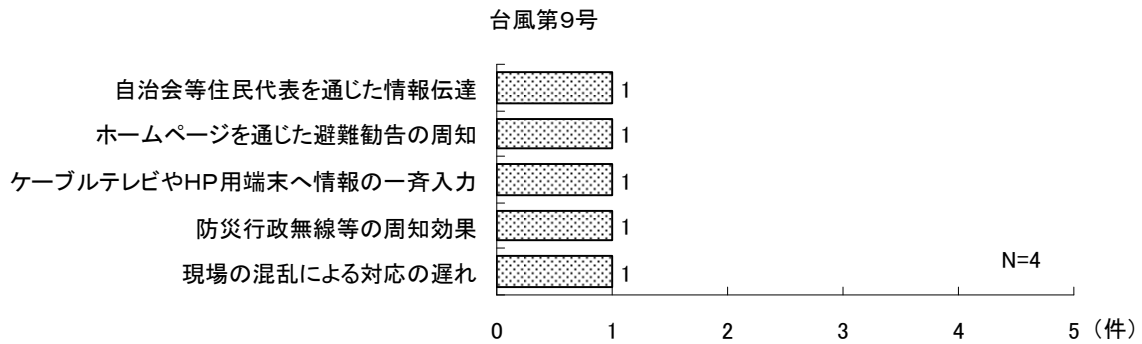
No	中国・九州北部豪雨
1	対象世帯が極めて限定されていたので、最初から個別訪問するなど、決め細やかな対応をすることができた。
2	市内全域に整備した防災行政無線を有効に活用し、迅速かつ広く災害情報を住民に伝達することができた。
3	光ケーブルを使用した音声告知放送個別受信端末を各戸に配置しており、避難勧告等を対象地域へ迅速に伝達できた。
4	避難勧告の発令地域は、ごく限られた地域であり、戸別訪問により対応した。
5	広報車による伝達や、自治会長への電話による連絡網の活用が効果的であると思われる。
6	テレビ報道やメール配信、広報車による広報活動など様々な媒体を通して、伝達をおこなった。
7	現場巡視班や消防団から、スムーズに避難勧告ができた。
8	市職員と消防団の連携が上手くいった。行動をともに行い、留守の世帯は市の職員が連絡先を調査し伝達する等の対応が迅速に行えた。
9	勧告の対象となる範囲が狭かったため、戸別に訪問することができたため、対象者全員に周知することができた。
10	住民への伝達にあたり地元消防団の協力によりスムーズに行うことができた。
11	6月に防災行政無線の整備が終わっていたため、一斉伝達がうまく実施できた。
12	防災無線の(個別受信機)を自主防災会長、区長、民生委員、消防団幹部へ配布。
13	勧告の対象が約30戸程度であったため、職員、消防団で個別に訪問し、避難を促した。
14	オフトーク通信を中心に広報を行なった。屋外放送と戸別受信機両方からの放送で、町民への周知は図られたと思う。
No	台風第9号
1	「防災メール一斉配信システム」を導入してすぐの災害であった。防災行政無線のみでの前回に比べ、多くの市民により正確な情報を随時配信できた。

2	・ 勧告等の発令までに、早い時期から気象情報等をこまめに市民等に伝えることとした。
3	・ 自主防災組織(自治会)を利用して電話連絡で周知は図れた。
4	・ あらゆる方法で行ったと思っている。
5	・ 防災無線の補助手段として、市広報車、消防団等車両による現地巡回。 ・ 県内の報道機関(NHKテレビ、地元テレビ、FMラジオ)との「避難情報の放送に係る申し合わせ」による避難勧告等の放映及び放送は有効。
No	台風第18号
1	・ 避難対象地区を狭くして対応しようとした地域については、防災行政無線よりも、職員、消防団員による個別伝達が効果的。
2	・ 有線放送を整備している。今回の避難勧告等の発令時にも有線放送を利用しており、避難勧告等の地区の方々に迅速に伝達することができた。
3	・ 職員が全戸訪問し、伝達。日中のため子どもだけの世帯もあり、避難を行うことができた。また、台風や、出水の状況を伝達できた。
4	・ 今回は、一部地域の伝達であったため、戸別訪問による伝達が行えた。

8. 避難勧告等の伝達に当たり、「うまくいかなかった」と思われた点（複数回答）

① 全体





③ 記述内容

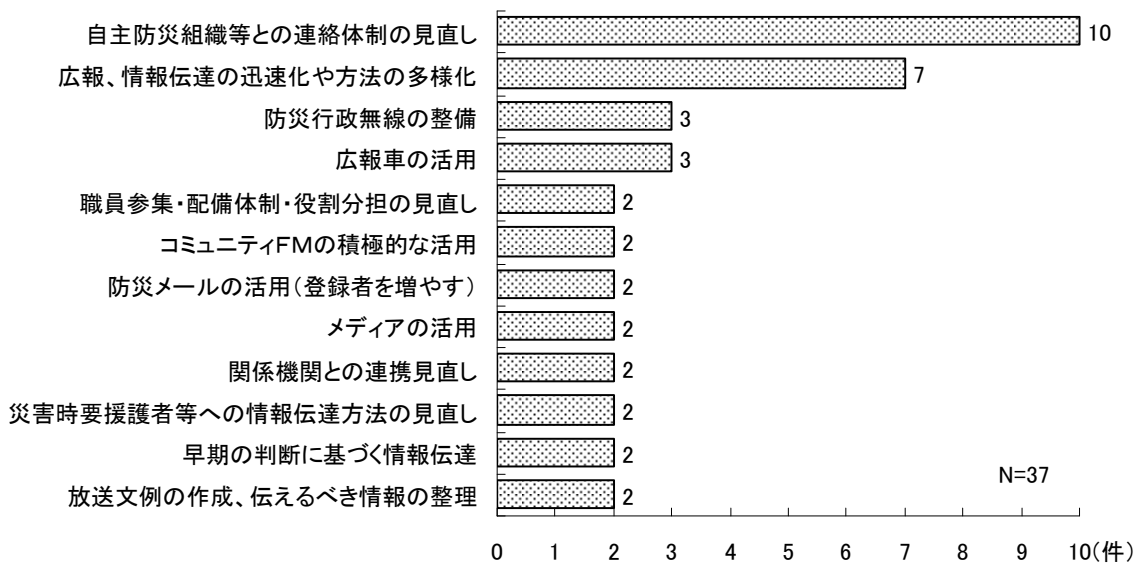
No	中国・九州北部豪雨
1	・ ○○地区においては、有線放送・広報車・電話・FAX等複数の伝達方法を組み合わせたの対応となり、避難勧告等を対象地域全体へ迅速に周知できなかった。
2	・ 広報車での広報が不十分であった。
3	・ 自主避難時に、市から避難場所公民館への連絡が遅れた。
4	・ 勧告の対象者以外への周知に対する意識が低かったため、問い合わせが非常に多かった。
5	・ 同報系の整備を行なってはいるが悪天候の時は放送が聞こえにくい状況である。
6	・ 市の広報車による伝達には、現場到達までに時間がかかる。広報内容が伝わりにくい等の課題が残った。
7	・ 広報車による呼びかけが豪雨時には聞き取りづらい。
8	・ 避難勧告が同報系無線だと雨音で聞き取りづらいといったことがあった。
9	・ 防災無線が聞こえない苦情が多々あり、機能しなかった。
10	・ 対象地区の区長に一部連絡が取れない状況があった。
11	・ 勧告発令時(日曜の午前)に、町内全域で行事が開催されていたため、勧告対象となった自治会の役員に連絡ができない事態が発生した。
No	台風第9号
1	・ 避難勧告の伝達は市のホームページで行なったが勧告を行なった地域への周知がうまくいかなかった。
2	・ 防災行政無線等を使って一斉に周知したが、対象世帯であっても実際の避難者はごくわずかであった。
3	・ 直接被害等が考えにくい地区では、自治会の末端で情報が伝っていなかった。昨年整備したケーブルテレビや町のHPで勧告等の情報発信をしたが、入力端末が複数あるため、それぞれの端末を一度に入力することができず、タイムラグ発生し苦情を受けた。
4	・ 今回は混乱し後手に廻り、防災無線による避難勧告放送しかできなかった。
No	台風第18号

1	・ 防災行政無線(同報系)を使用して避難勧告を行なったが豪雨等により、聞きづらかったとの声があがった。
2	・ 避難所を開設し、自主避難を広報したところ、これが避難勧告としての扱いとなった。
3	・ 災害時要援護者に対する伝達方法について(民生委員、自主防との連携)不十分。また、停電時の伝達方法が不十分であった。
4	・ 同報無線については音声聞きとりにくいとの指摘が市民の声としてあがっている。
5	・ 確実な情報伝達は不可能(ハード面)。

9. 避難勧告等の伝達に当たり、「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点（複数回答）

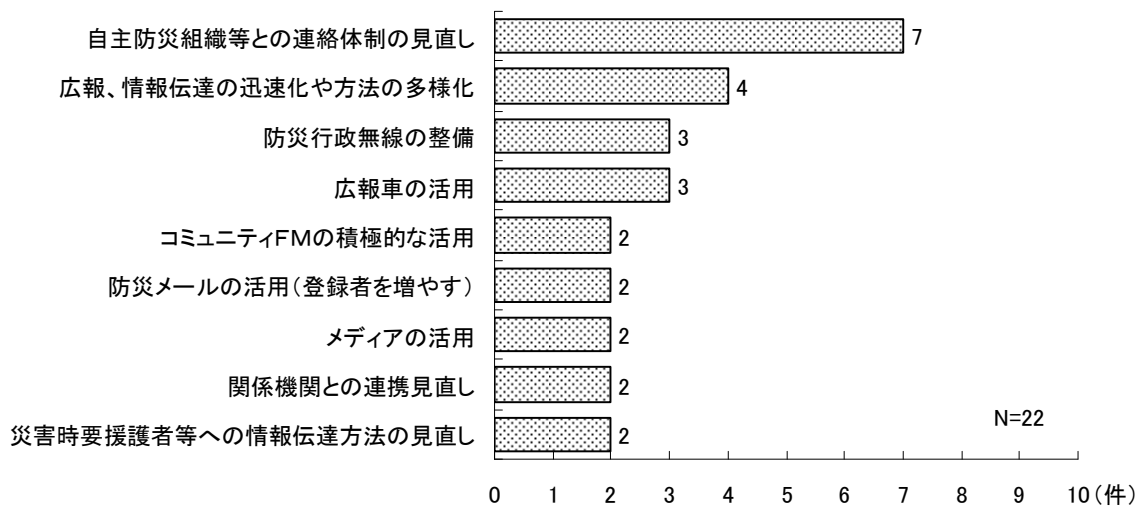
① 全体

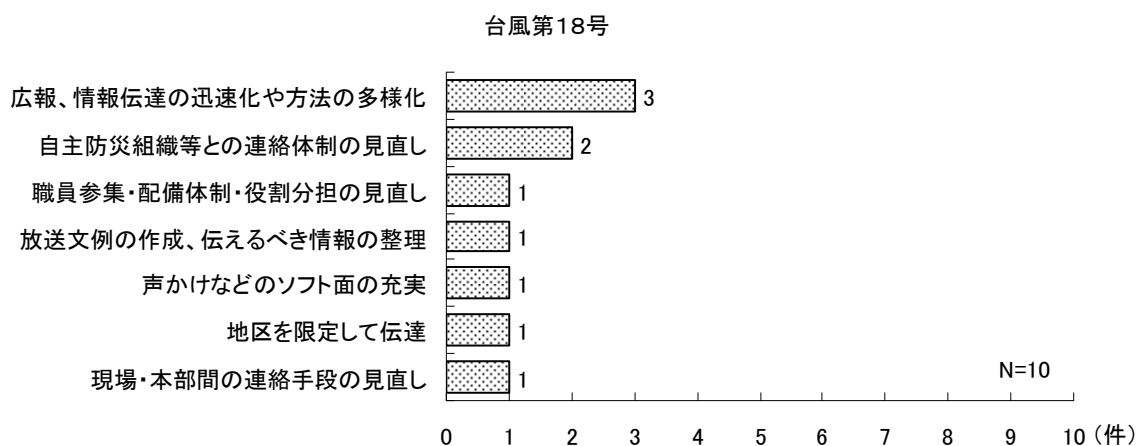
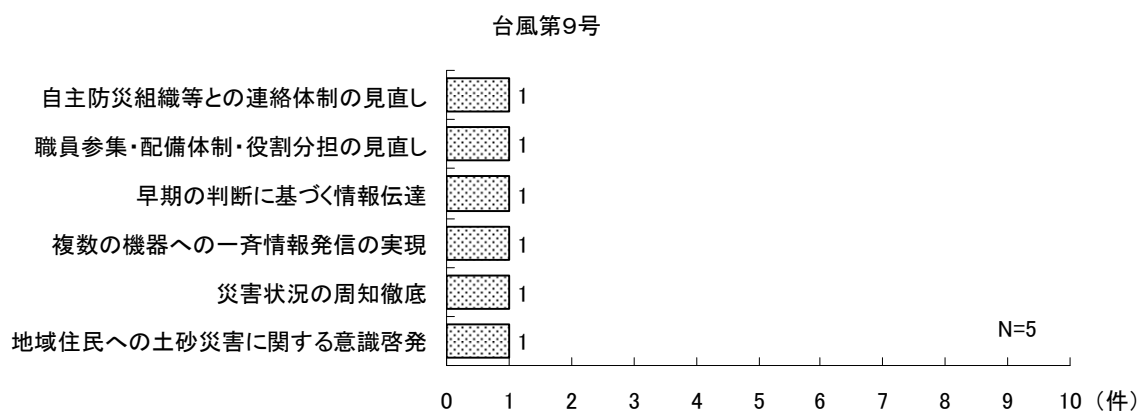
全体（上位12項目）



② 事例別

中国・九州北部豪雨（上位9項目）





③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	・ より広い範囲に勧告を出す場合は、消防団や自主防災組織などと協力し広範囲での伝達手段と避難状況の確認を勧める必要があるため各種訓練を通じて連携をより深めなければならない。
2	・ コミュニティFMの積極的な活用を図る。危険区域の自治会等に連絡体制の整備を指導する。
3	・ 市内全域への一斉情報伝達システムの構築を検討していく必要がある。
4	・ より広範囲な地域が対象となった場合の対応について、検討が必要。
5	・ FMの緊急割り込み放送をおこなう。 ・ 広報車の確保や他の方法との併用を図る。
6	・ 早い段階での避難勧告等の発令。関係機関、自治会、自主防災組織等との情報共有。
7	・ 想定している伝達手段の有効的な活用と伝達状況の把握。
8	・ 同報系防災行政無線の整備。 ・ 広報車両での伝達。 ・ メディアの活用。
9	・ 広報車の充実を図る事。 ・ その他の伝達要領(携帯メール、TV表示、etc)も検討する必要あり。
10	・ 災害時の慌ただしさの中でも整然とした連絡がとれるようにチェックリストなどの整備。
11	・ 災害時要援護者関連施設への情報伝達、及び災害時要援護者事業の運用に向けた情報伝達方法について、明文化されたルールがなく、これらの対応について伝達方法の具体化が課題である。
12	・ 市民への迅速な情報伝達体制の確立:サイレン吹鳴、防災行政無線、広報車による広報、ホームページ、メール配信を活用し、有効な情報提供を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> また、緊急時には消防団や警察署と連携し、関係機関の車両による広報応援体制の確立、さらには、メディアの積極的な活用を行う。 放送文例やホームページの掲載例、メール配信の文例を作成しておき、迅速な対応に努め、伝えなければならない情報についても整理しておく。 地域への情報伝達、被害状況の把握、高齢者・障害者等の安否。
13	自治会や自主防災組織等の連絡網を活用する。
14	自治協議会や自主防災組織との連携等による避難勧告等の情報伝達体制の整備を行う。
15	県が運用している「防災メール」のシステムを利用するため、町民の方の登録者をふやしたい。
16	個別受信機を検討したが、費用が多額のため、防災メールの有効活用を行う(登録者を増やすなど…)
17	住民への伝達方法の検討。
18	要援護者施設(発令区域外)への情報伝達が必要。(不安軽減の為)
19	風雨がすごく強ければ、放送が聞こえないため、自主防災組織の育成が必要。
20	地域での防災対応(共助)。
21	自治会の連絡網の整備の必要性を感じたため、今後、改善する必要がある。大規模な避難を行う場合には、伝達する手段がなく、マスコミに頼らざるを得ない。行政から発する情報のため、防災無線を整備する必要がある。
22	広報車等による伝達については限界があることから、市内全域に防災行政無線の早急な整備が必要と考える。(現在整備計画中)
No	台風第9号
1	今後、避難勧告の伝達と共に災害状況の周知を徹底できるように努めたい。
2	防災行政無線が未整備のため、少しでも早く情報伝達を行うことが重要であるため、早期に判断し、連絡網、広報車による伝達等を早い段階から実施する必要がある。
3	自主避難の呼びかけを行うにあたっては、早めの避難所開設など、受け入れ体制の早めの整備が必要。
4	来年度以降は、屋外拡声機(有線)も整備されることから、今後は一度の入力で複数の機器へ情報が発信できるように改修を行う必要がある。
5	<ul style="list-style-type: none"> 前もって、発令地域住民への土砂災害に関する、意識啓発を行う。 自治会長(自主防災会長)との連携強化。
No	台風第18号
1	地区を限定(住民が判断できる)して、伝えること。
2	現場と本部の連絡手段の見直し。
3	伝達側の人数と避難対象箇所数の兼合いが必要である。
4	自主防災組織のネットワークの活用を図る。
5	広報の内容により受け取り方が変わるため、発令の主旨を明確にしたうえで伝達する必要がある。
6	避難勧告の発令と同じタイミングで各自主防災組織等に避難勧告を伝達できるように、伝達方法を改善していきたい。
7	伝達方法は様々あるが、「これ」という決め手となる伝達方法は無く、現在検討を重ねている。
8	報道機関以外の伝達手段を住民にどう普及させていくかが課題である。
9	地域や、近隣での声かけなどソフト面での伝達についても同時に実施していく必要がある。
10	今後、全地域への伝達を行う際は、やはり、戸別訪問とは行かないと思われるため、電話やメール以外の伝達手段の整備が必要となる。

Ⅱ. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」について

1. 「ガイドライン」の構成や内容全般に対する意見

No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 本町では、ガイドライン等に基づき避難勧告等発令基準を作成中である。
2	<ul style="list-style-type: none"> はん濫流や土石流による家屋の破壊のおそれが高い場合や、浸水深が2階床面を超えると予想されている場合を除いて、悪天候又は内水はん濫が始まっている中を避難し、かえって被害にあう可能性が高まることを踏まえ、指定された避難所に避難するだけでなく、自宅の2階等に留まり、安全を確保することを、現にガイドラインに記載されている「生命を守る最低限の行動」としてだけでなく、避難所に行くことと同列の避難行動として位置づけるべき。
3	<ul style="list-style-type: none"> 表現の中に気象条件を十分に把握するとか、適切に判断するという表現があるが、市町村では専門的な知識を持っておらず、人事異動もあるなかではなかなか難しい。 また、何をもち適切なものか、非常にあいまいに感じる。土砂災害については特に難しく、市町村が意思決定しやすいよう、国なり県なりがアドバイスいただける体制の整備を望みます。
4	<ul style="list-style-type: none"> このガイドラインにより、各市町村が統一的な指針のもとに避難判断・伝達の基準・対処要領等を検討することができ、総合的な防災体制の強化において、有効であると考えます。そして、ガイドラインで示されている基本的な基準等を基に、過去の災害や地域特性等を反映し、より実効的なマニュアル作成の必要性を感じます。しかし、実効的なマニュアル作成はもとより、多様な災害に対し、実際の場面で迅速・的確に対応していくためには、やはり経験不足を課題に感じます。
5	<ul style="list-style-type: none"> 参考程度には利用させていただいてます。もっと現場に対する認識が必要と思われれます。
6	<ul style="list-style-type: none"> 「避難準備情報」発令の意味合いが住民に理解されない。単に「情報」として捉えられている。発令に関する法的位置づけから考えると、「要援護者避難勧告」の方が受け入れ易い。
7	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害の特性、発令の判断基準、勧告等の伝達方法など具体的に記述され、理解しやすい。
8	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に文字が多く、読みにくい印象を受ける。ガイドラインの根幹から留意事項まで同列に記述しているが、必ずしも防災知識に明るくない職員が読むことを考え、どこがガイドラインの根幹であるかを分かりやすくする配慮を行うべきである。また、具体的な災害のイメージができるよう、可能な限り過去の実例を示すことが必要である。
9	<ul style="list-style-type: none"> 当ガイドラインを参考にしながら、現在、本市でも避難対策マニュアルの改定に取り組んでいます。
10	<ul style="list-style-type: none"> 基本的なことが記載されており、それなりに役立つが、その地域ごとに参考になるような、具体例をパターンごとに記載してあったり、紹介してあれば助かります。

2. 「ガイドライン」について追記や改善が必要な事項

No	①はじめに
1	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル策定にあたっての国、都道府県、市町村の役割分担を明確化すること。
No	②本ガイドラインについて
1	<ul style="list-style-type: none"> 河川警戒等に関する用語一覧、気象情報の種類と発表基準(市町村によって数値の違いあり)等の記載。
2	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒すべき区間や箇所」と、「避難すべき区域」の違いが分かりにくい。詳細に説明する必要がある。
No	③各種災害の特性
1	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実例を示し、各災害の危険性を認識させることで、本ガイドラインの主旨を共有できるのではないか。
No	④対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒すべき区間や箇所」と、「避難すべき区域」の違いが分かりにくい。詳細に説明する必要がある。
No	⑤避難すべき区域
2	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関して、「土砂災害警戒区域を原則としつつ」とあるが、地形的な判読による土石流の警戒区域は感覚的には非常に広範であり、避難勧告の発令を躊躇することに繋がる(住民理解を得られない)。また、地すべりに関しては時間的余裕があることから、本ガイドラインの主旨の対象外としてよいのではないか。
No	⑥勧告など発令の判断基準
1	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動自体に危険性が考えられる場合(夜間、浸水時など)について、具体的な見解。
2	<ul style="list-style-type: none"> 河川等のはん濫において、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位を用いた判断基準で示すのが望ましい。 土砂災害における避難準備情報の発令判断基準に「大雨警報」発表が必要と思われる。
3	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な判断基準及び災害対策基本法第60条の根拠記載。 土砂災害に関し、地方気象台HP「防災情報提供システム」(土砂災害警戒情報判定メッシュ図)の活用を挿入。
No	⑨巻末資料
1	<ul style="list-style-type: none"> 高潮災害に係る危険潮位の決定者について、明確に記載されていない。(海岸施設の管理者が適切と考える)
2	<ul style="list-style-type: none"> (巻末資料1)前兆現象の写真などがあると分かりやすい。

Ⅲ. その他

1. 大雨災害における避難のあり方について、被災経験を持つ自治体としての意見

No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風18号については、直前まで状況が変わらず、おそらく上流部(他市町村)の局地的な大雨が原因で、急激に内水被害が拡大した。河川毎の影響(〇〇に雨が降れば、下流に影響が出る等)について、知識の修得が必要である。(情報の取得も)
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令判断・伝達ガイドラインに記載のとおり、当自治体においても、特に発令に対する逡巡の問題が大きく、壁となっている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 災害により避難勧告等を発令した際には避難所まで迅速な避難活動が必要となる。避難誘導については消防団及び自主防災組織が中心となって行うこととなるが、その際は十分に注意を払って必要がある。
4	<ul style="list-style-type: none"> 避難のタイミングと安全な避難行動を円滑に行える体制づくりが大切。 風雨の中で音声伝達での防災無線放送の有効性の検証と代替方式の導入検討が必要。
5	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難の体制は、住民の立場に立ったものでなければならず、基準のマニュアルは当然必要なものですが、行政が仕事をこなすだけであってはならない。避難が遅れるのは、大雨でも自分は関係ないという意識の問題であり災害に強い住民を育てることが重要と考え、持続的なまちづくりを行う必要がある。
6	<ul style="list-style-type: none"> 水害時には「避難所への避難」だけでなく、自宅待機あるいは高所避難といった被災回避行動をその時の状況に応じて実行できるよう、住民の方に認識してもらう必要がある。適切な回避行動を理解している住民も数多くいる一方で、居住者の移動が多い都市部では、居住地域の状況を把握していない方も多くいると考えられる。 また、被災経験がない場合、災害への危機感を持ちにくいと、日頃からいかに意識啓発を進めていくかによって、大規模災害時の被災が大きな差となって表われると思われる。
7	<ul style="list-style-type: none"> 台風接近に伴う水害想定は、気象情報等、早い時期からの情報があり、段階的に対応が可能であり、時間的にも余裕がありますが、最近の局地的な大雨による災害では、被害予測、避難勧告等の対応に時間的な余裕はなく情報収集、伝達にも困難を生じます。 また、夜間における避難勧告は、避難所へ行くまでの経路に危険性を生じるため、伝達する内容も考慮しなければなりません。 さらに、避難勧告等を発令しても、市民の受けとめ方も異なるため避難行動につながらない場合もあるため課題とされます。 今後、情報伝達、避難のあり方に関して見直されるガイドライン等で、明確に示していただき、情報共有のために市民への説明で理解を求めると共に、市民意識の改革、向上に努めていかなければならないと考えます。
8	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの避難勧告等は実際には、浸水などの被害の発生に間に合わない場合もあります。避難の途中に被害にあうことも大いに考えられます。当市においても、それ以前から水平避難と垂直避難について考えてはいましたが、居住の条件が様々である住民に対して、市がどちらの避難行動をとるべきかを明確に示すことは不可能であると思います。したがって、住民がどのような避難行動をとるべきなのか、自分で判断することの重要性や、自主避難等、早めに判断できるように意識啓発するとともに、その判断を下すのに有効な情報を市町村、または国・都道府県が提供していくことが大切だと考えます。
9	<ul style="list-style-type: none"> 空振りをおそれず早目の発令と、水害の場合は夜間や増水の危険がある場合などは在宅を呼びかけることも大切ではないか。避難することが必ずしも安全ではない状況があるが避難勧告を出

	さずに人的被害が出た場合を想定すると迷ってしまう。
10	<ul style="list-style-type: none"> 避難所生活におけるストレス対策、物資の面もあるが、「心のケア」について専門家の支援をお願いしたい。
11	<ul style="list-style-type: none"> 避難のあり方について、市の役割は、住民に情報を的確に伝え、安全な避難を促すことだと考えます。そのために、以下の項目が最重点課題であり、早急に対応していく必要があります。(1)避難判断基準の明確化、(2)ハザードマップの配布によるハザードの周知(3)一斉情報伝達システムの整備に伴う、的確な情報提供。 また、住民においては「自助」にもとづく「自分のことは自分で守る」という考え方、「共助」に基づく「地域のことは地域で守る」という考え方を認識し、行政が提供する情報を基に、自分の家族だけではなく、地域全体として災害被害から逃れられるように、協力して避難をしていただきたいと思います。 次に、避難のあり方以前に、ハード面からの減災にも行政は取り組む必要があると考えます。本市は、洪水予報河川の〇〇川の下流域に位置し、上流部の〇〇市に〇〇ダムがあります。今回の豪雨に限らず、このダムが最大放流量(毎秒〇〇〇m³)に達する緊急放流を行うことに伴い、河川の水位が急速に上昇するケースが頻発しています。ダムによる治水効果については、十分に認識しているものの、下流域としては河川の整備こそが必要だと考えます。護岸の整備だけでなく、特に堆積土の浚渫などの管理が十分になされていなければ、自ずと水位の上昇につながるため、ダムに頼らない治水対策を検討する必要があります。 また、土砂災害警戒区域及び特別計画区域が、毎年追加されていますが、その際の住民からの意見として、必ず「砂防ダム建設事業」や「急傾斜地崩壊対策事業」に対する強い要望が出ます。都道府県においては、区域の指定のみならず、上記のようなハード事業についての年次計画も合わせて示し、住民の納得を得られるような対応をする必要があります。
12	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の伝達方法として、1人でも多くの人に避難情報を伝えるためにあらゆる手段を講じなければならない。このためには、防災行政無線や防災メールの活用、FMの緊急割り込み放送など、伝達手段の一つでも多く持っていることが必要である。よって、自治体は伝達手段の整備に日々努めていくことが大切であると考えます。
13	<ul style="list-style-type: none"> 行政としましては、あらゆる災害情報を収集して、早期の避難勧告を発令いたしますが、住民の皆様は、行政まかせにせず、「危ない」と感じたら早い避難(自主避難)に心がけて下さい。
14	<ul style="list-style-type: none"> 住民も自治体からの情報(準備情報や避難勧告等)を基に、その時々々の状況(気象状況や時間帯等)から、本当にすぐに避難すべき状況なのか、行政が指定した避難所以外にも安全な場所はないのか等、考え判断できる知識を持つことが必要と思われる。広大な面積を抱える市としては同時多発的に災害が発生した場合、全てに対応できない時状況も考えられる。
15	<ul style="list-style-type: none"> 改正した避難判断マニュアルにより、早め早め、避難勧告の発令及び、住民の早めの自主避難の出来る体制としたい。
16	<ul style="list-style-type: none"> 避難時の安全確保については、十分に検討をしておかなくては、ならないと思うのと、避難所が絶対安全であることはなく、状況によっては、市民の自宅が安全な場合(避難の必要がない場合)もあると考える。
17	<ul style="list-style-type: none"> これまで、国は豪雨災害が発生するたびに法律の制定やガイドラインの作成で対処してきた。市町村の財政・人員状況が逼迫するなか、国の掲げる理想的なソフト対策の実施は、困難といわざるをえない。本ガイドラインの主旨には大いに賛同するが、これらの事業を推進していく上で、財政的補助及び都道府県の実質的な指導(と課題の共有)が必要不可欠である。また、先の豪雨災害において、避難勧告を発令しても避難しない、あるいは明らかに人命危険が迫っていても避難しない状況が見受けられ、行政的な限界を痛感しているところである。自然災害による人的被害を防止するためには、言うまでもなく住民自身が判断し避難の決断をすることが最も重要である。この

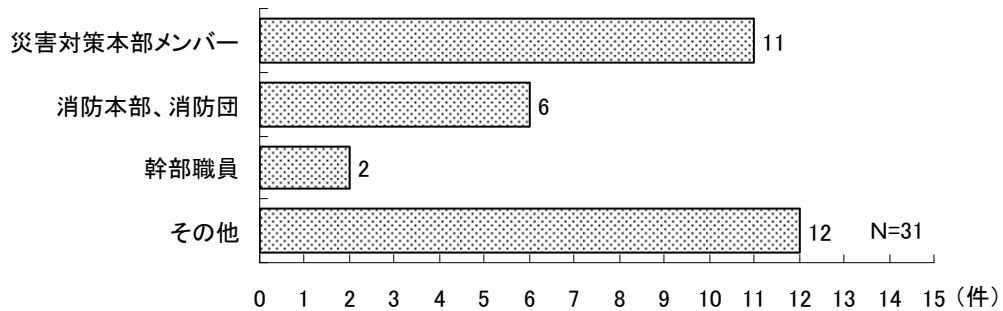
	<p>ことから、災害時に住民の取るべき行動などが十分に国民に浸透するよう、教育機関等を巻き込んで防災教育を戦略的に実施する必要があると考える。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難も含めて、住民の早期避難が重要である。市からの災害時の情報伝達の迅速化、的確さの向上を図るとともに、住民自らの早期避難体制の確立を推進していく必要がある。
19	<ul style="list-style-type: none"> 必ず避難所へ行くことのみが避難ではなく、状況によっては自宅の2階や近くのマンション等への避難の方が安全な場合もある。 行政は、発令のタイミングを逸してはいけない。 避難勧告等の住民への伝達方法や、発令時に必要となる行動等について、平常時から住民への啓発を行なっておくことが大切。
20	<ul style="list-style-type: none"> 地震とは違い、大雨だと音が大きく同報系無線だと聞こえない。戸別受信機は高いので、全戸配付は無理。また、旅行中の人は災害情報を得にくい状況にある
21	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部について、情報を一元化する係、などはっきりと係がわかれているが、連携が、もっとよく出来れば、円滑な活動ができたと思う。例えば各係で、本部には教えていない情報があったり、重要な情報も、未報告があった。すべて、本部で把握し、これに基づき、各係に命令するという体態をつくりたい。トップダウンを徹底していきたい。 町執行幹部が、避難所等への現場へ行きすぎたように思える。現地で、住民からクレームを受けることは、当然のことであるが、内容によっては、町では出来ないこともある。基本的には、職員が現場を頻繁に見回った方がいいと思った。 町職員(保健士)を避難所に派遣するのが遅かった。避難2日目には派遣すべきであった。
22	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所到医院や老人保健施設があるが実際に避難勧告を発令した時にどこへどのような手段により避難させるかが難しい。
23	<ul style="list-style-type: none"> 内水被害だけだと避難を特別要しないが、外水被害のおそれが出ると避難が必要になり、その時点になると内水で避難が難しくなる地域がある。外水被害については、河川改修が終わり、めったな事では起きない状況ではあるが、内水被害は毎年ある状態であり、対象地域と避難について十分協議を行う必要がある。
24	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告を出す適当なタイミングが今後の課題である。 また、災害時要援護者の避難の方法、特に協力者をどのように確保するか、を自主防災組織等と密に協議していく必要がある。
25	<ul style="list-style-type: none"> (1)現場対応職員と、対策本部或いは現地指揮本部との連絡体制の強化。 (2)マスコミ対応部署の確立と、情報の共有化。 (3)住民の危機意識及び自助、努力の必要性。

【別添2】各設問における「その他」の具体的記述内容

目 次

- 「I 3. 避難勧告等の検討時のメンバー」
- 「I 4. 避難勧告等の検討に要した時間」
- 「I 6. 避難勧告等の発令地域と実災害発生地域との関連性」
- 「I 7. 避難勧告等の発令の判断要素」
- 「I 9. 避難勧告等の伝達方法」
- 「I 10. 避難勧告等の伝達で特に効果的だった方法」
- 「II 2. (1). ② 『警戒すべき区間や箇所』を特定する際の要素／風水害」
- 「II 3. (1) 避難勧告等の伝達手段として使用することを考えている事項」
- 「II 3. (2) 避難勧告等の伝達の対象として考えられている者」
- 「II 4. (2) 『風水害（洪水・内水）ハザードマップ』で取扱われている情報」
- 「II 4. (3) 『土砂災害に係るハザードマップ』で取扱われている情報」
- 「II 4. (4) ハザードマップの住民への公表方法」

「I 3. 避難勧告等の検討時のメンバー」(複数回答)



No	記述内容
1	災害対策本部員
2	警察、消防
3	災害対策本部にて検討
4	未記入
5	環境経済、教育委員会、消防本部協力
6	各部長、部長級の職員
7	災害対策本部
8	災害対策本部
9	(選択肢番号) 1、2、4
10	総務部、企画部、消防部、教育部、救護部
11	消防団
12	消防本部
13	災害対策本部
14	消防団
15	災害対策本部会議
16	町長を本部長とする町災害対策本部
17	対象地域、支所、防災担当
18	1から4(選択肢番号)を含む災害対策本部員
19	総務
20	消防、都市関係、企画振興関係、教育関係
21	市防災本部員
22	政策企画、市民、環境、経済、教育、議会、水道、消防、病院、会計
23	産業振興
24	災害対策本部要員
25	消防本部、消防団
26	教育避難
27	市幹部職員
28	災害対策本部会議
29	消防団(水防団)
30	消防団長
31	市民生活

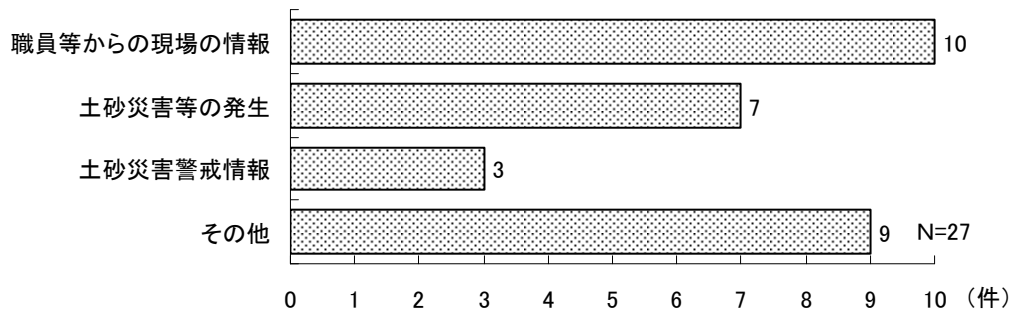
「 I 4. 避難勧告等の検討に要した時間」

No	記述内容
1	10分
2	不明
3	区域によりまちまち
4	地域により異なるが迅速な発令を心がけ検討した
5	本部で水位の確認を現場からの情報により判断していたので検討の定義に当てはまるのか不明。数時間前から情報収集に努めていたため強いて回答するなら3時間以上か
6	気象警報が発令された段階で避難が必要か、いつ勧告を行うか等は常に検討している。よって検討した時間がどこからをさすのか不明である

「 I 6. 避難勧告等の発令地域と実災害発生地域との関連性」

No	記述内容
1	人的被害は生じなかった
2	浸水想定区域に基づき発令したが、洪水による人的な浸水被害は生じなかった
3	発生した地域で被害は生じなかったが他の地域で勧告を発令するまでもない
4	発生後の避難勧告
5	被害は農地山林の被害であり洪水による被害はなし

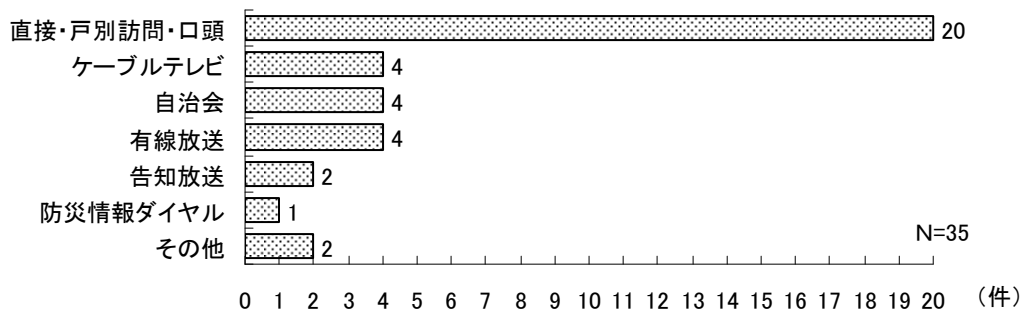
「 I 7. 避難勧告等の発令の判断要素」(複数回答)



No	記述内容
1	波浪警告に関わる海岸沿いの身障者住宅住民の安全確保
2	未記入
3	道路崩壊により危険な状況となったため
4	崖崩れの発生状況、高波による越波の状況(避難勧告)、土砂災害警戒情報の発表(避難準備情報)
5	現地(住民、消防団、市パトロール者)からの情報提供
6	土砂災害警戒情報
7	高潮警告
8	土砂災害の危険性が高まり台風の接近で避難が困難となる予測から判断
9	土壌雨量指数

10	土砂災害警戒情報
11	現場での状況
12	職員参集時の状況報告
13	国交省の水位予測
14	災害の発生により危険な状態であると認識したため
15	砂防ダム付近で土砂崩れが発生したため、ダムが土砂や水で満杯となり、以降の降雨によってはダム下流に被害が出る可能性があったため
16	消防団からの情報
17	センサーの反応
18	職員及び消防団による現地の状況報告から、堤体の損傷を把握したから
19	土石流
20	現地の状況
21	崖崩れの発生
22	現地からの状況報告
23	現場の消防職員からの連絡、土砂災害の発生によるもの
24	地滑りが起きた
25	職員、消防団、県等からの現場状況報告
26	有明海の潮汐表
27	現場の待機職員からの情報

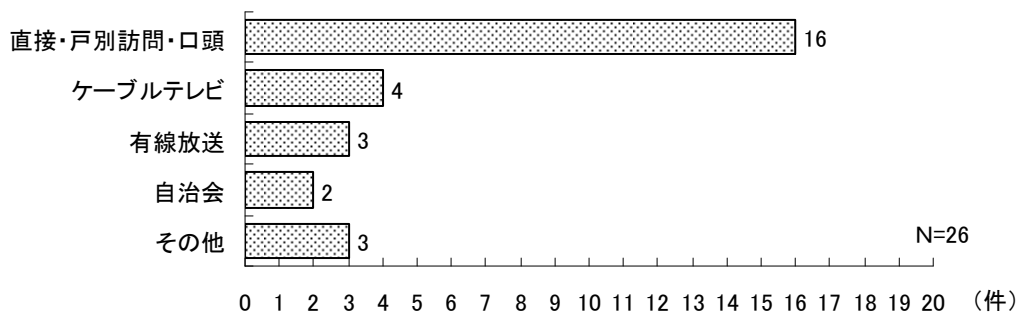
「I 9. 避難勧告等の伝達方法」(複数回答)



No	記述内容
1	職員(福祉)の訪問及び電話連絡(特定された住宅であった)
2	対象世帯へ直接伝達
3	未記入
4	直接訪問
5	関係者による直接口頭(現地の町職員)
6	2世帯に対して口頭にて伝達
7	市職員の訪問
8	CATV音声告知
9	個別訪問
10	有線放送

1 1	CATVの音声告知
1 2	有線放送(全戸放送)
1 3	CATVによる告知放送
1 4	職員による個別訪問、自治会区長に電話にて連絡
1 5	対象世帯に個別に口頭で伝えた
1 6	市職員による戸別連絡
1 7	NTT回線を利用した告知放送
1 8	職員による訪問
1 9	光ケーブル網による音声告知放送(個別受信機)
2 0	戸別訪問
2 1	個別訪問
2 2	防災広報ダイヤル
2 3	有線放送個別受信機
2 4	各戸訪問による伝達
2 5	ケーブルテレビ音声告知器
2 6	口頭
2 7	町職員が直接訪問
2 8	市職員戸別訪問伝達
2 9	戸別訪問
3 0	職員による個別訪問
3 1	自治会
3 2	有線放送
3 3	自治会
3 4	自治会長への伝達、職員の個別訪問
3 5	オフトーク通信、区長

「I 10. 避難勧告等の伝達で特に効果的だった方法」(複数回答)



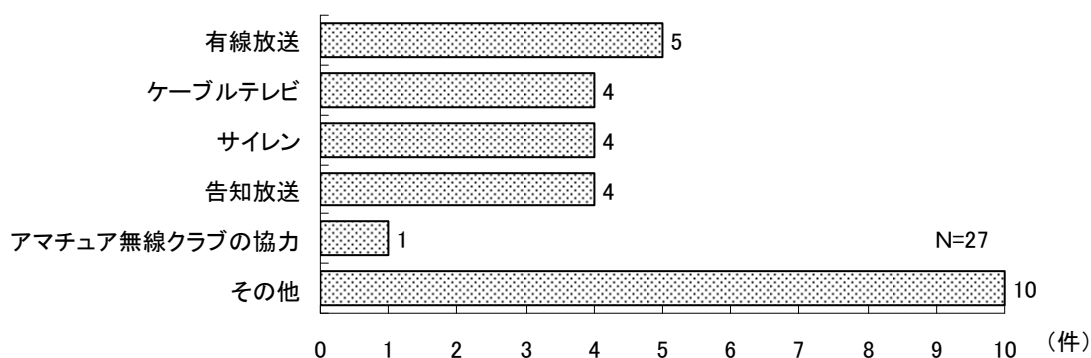
No	記述内容
1	職員(福祉)の訪問及び電話連絡(特定された住宅であった)
2	未記入
3	直接訪問
4	関係者による直接口頭(現地の町職員)

5	2世帯に対して口頭にて伝達
6	CATV音声告知
7	個別訪問
8	CATVの音声告知
9	有線放送(全戸放送)
10	CATVによる告知放送
11	職員による個別訪問、自治会区長に電話にて連絡
12	対象世帯に個別に口頭で伝えた
13	市職員による戸別連絡
14	職員による訪問
15	光ケーブル網による音声告知放送(個別受信機)
16	戸別訪問
17	個別訪問
18	有線放送個別受信機
19	各戸訪問による伝達
20	ケーブルテレビ音声告知器
21	町職員が直接訪問
22	市職員戸別訪問伝達
23	戸別訪問
24	有線放送
25	自治会長への伝達、職員の個別訪問
26	オフトーク通信、区長

「Ⅱ 2. (1). ② 『警戒すべき区間や箇所』を特定する際の要素／風水害」

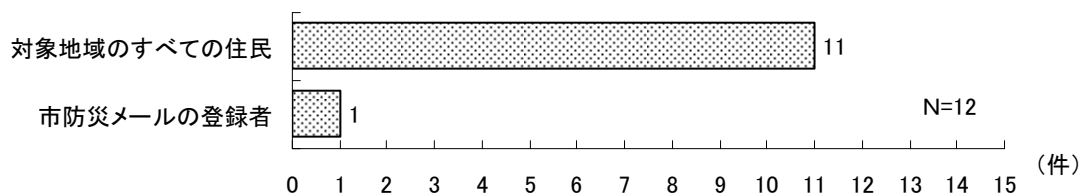
No	記述内容
1	未記入
2	〇〇市水防計画
3	〇〇県水防計画より
4	県の水防計画に準じた箇所を設定している
5	県水防計画によるもの

「Ⅱ 3. (1) 避難勧告等の伝達手段として使用することを考えている事項」(複数回答)



No	記述内容
1	有線放送
2	関係者による直接口頭
3	テレホンガイド、コールセンター
4	音声告知システム
5	ケーブルテレビの行政チャンネルのテロップ放送
6	書き物として1、2、3、6。実際は4、9も運用している(選択肢番号)
7	避難警報用サイレン、アマチュア無線クラブの協力
8	ケーブルテレビ
9	有線による全戸放送
10	CATVによる告知放送
11	職員による個別訪問
12	有線放送
13	NTT回線を利用した告知放送
14	光ケーブル網による音声告知放送(個別受信機)
15	サイレン等の信号
16	有線放送個別受信機
17	ケーブルテレビ音声告知器
18	消防用サイレン等の吹鳴装置
19	IP告知システム
20	サイレン信号
21	防災メール「〇〇くん」
22	平成21年度末防災無線完成予定
23	自治会
24	地域行政区長
25	有線放送
26	各集落の区長からの伝達
27	オフトーク通信(屋外及び個別受信機)

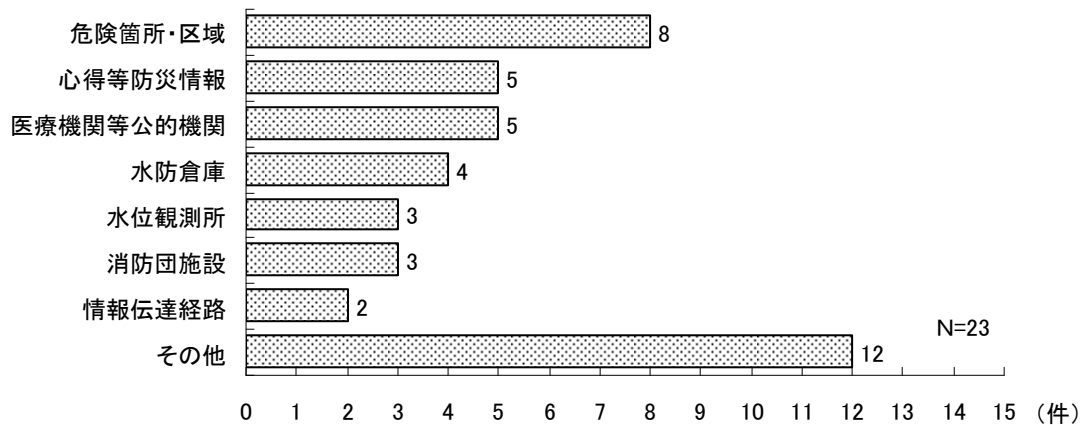
「Ⅱ 3. (2) 避難勧告等の伝達の対象として考えられている者」



No	記述内容
1	住民
2	避難勧告発令時に対象地域にいる方全員
3	特定の対象者、対象機関ではなく住民全体

4	全住民
5	勧告区域のすべての住民
6	全戸に設置の防災無線受信機で全町民に
7	対象地域の世帯、住民、停留者
8	該当地域のすべての住民
9	対象地区に住むすべての住民
10	該当地域の全市民が対象
11	ケーブルテレビ音声告知のため全域住民
12	市防災メールの登録者

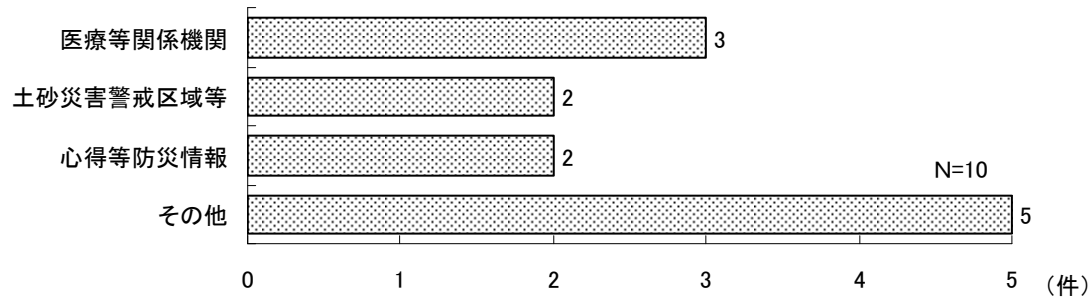
「Ⅱ 4. (2) 『風水害（洪水・内水）ハザードマップ』で取扱われている情報」（複数回答）



No	記述内容
1	急傾斜地崩壊危険区域
2	内水排除ポンプ
3	避難時危険箇所
4	情報伝達経路、観測所別水位グラフ、避難時の心得、雨の強さの目安、サイレンによる情報伝達、急傾斜地崩壊危険区域、水防・防災倉庫、消防団器具庫の位置
5	土砂災害危険箇所
6	警察、病院等公的機関
7	水量標、医療関係、水防倉庫、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ、消防団詰め所、緊急時ヘリポート
8	水位観測所
9	主要医療機関
10	水防倉庫
11	急傾斜地、地滑り
12	避難情報
13	避難の心得、情報伝達経路、避難の方法
14	水位観測所、崖崩れ土石流危険箇所
15	各種防災情報（豆知識、防災情報入手先、防災メモ等）
16	土砂災害危険箇所
17	警備、消防、医療機関、ヘリポート

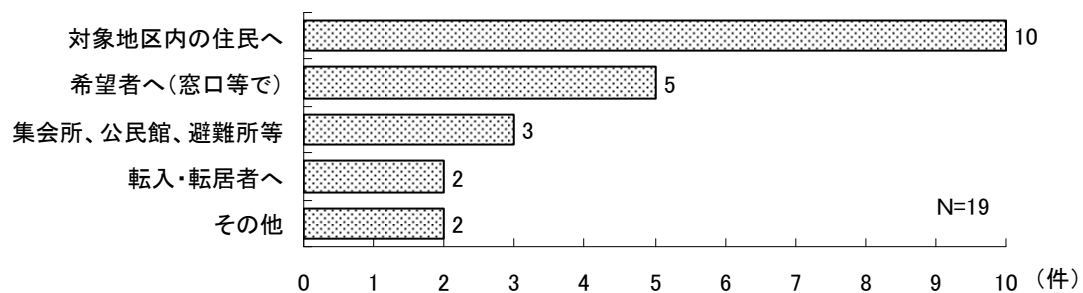
18	崖崩れ(過去実績)
19	ライフライン関係機関、水防倉庫
20	未記入
21	消防団施設
22	避難時の心得、非常時持ち出し品チェック、緊急連絡先
23	水位観測所

「II 4. (3) 『土砂災害に係るハザードマップ』で取扱われている情報」(複数回答)



No	記述内容
1	土砂災害警戒区域等
2	平常時の心得、緊急時の行動、雨量観測局の入手URL
3	警察、病院等公的機関
4	災害時要援護者施設、主要医療機関
5	水防倉庫
6	土砂災害警戒情報
7	過去の高潮被害区域
8	各種防災情報
9	警備、消防、医療機関、ヘリポート
10	水位観測所

「II 4. (4) ハザードマップの住民への公表方法」(複数回答)



No	記述内容
1	転入世帯主への配布
2	対象地区民へ配布
3	窓口での配布、町内会等を通して対象住民に配布
4	窓口で配布
5	各避難所(小中学校、市民館)、被害を受ける可能性のある世帯
6	市内への転入者、市内転居者に対し窓口で配布
7	該当地域の各戸に配布
8	希望者へ配布
9	浸水想定区域内の自治会住民及び関係機関
10	関係する世帯
11	関係機関への配布
12	被害想定区域及び周辺自治会
13	各集落の集会所での掲示
14	来庁された方へ配布
15	浸水想定区域がある小学校の全戸への配布。市役所、区役所等での窓口配布
16	地区公民館での提示
17	浸水想定区域内の全戸へ配布
18	1、2、3、4の予定
19	浸水想定区域及びその周辺への配布

自主避難が実施された市町村に対する調査結果

平成22年3月19日

内閣府（防災担当）

【調査概要】

調査対象	平成21年7月中国・九州北部豪雨、平成21年台風第9号及び平成21年台風第18号の発生時に自主避難が実施された420の市町村
調査対象事例	420の市町村において自主避難が実施された450の事例 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年7月中国・九州北部豪雨・・・87事例 ・平成21年台風第9号・・・・・・・・・・37事例 ・平成21年台風第18号・・・・・・・・・・326事例 <p style="text-align: right;">計 450事例</p>
回収数（率）	332団体（79.0%）、354事例（78.6%）
有効回答数（率）	332団体（79.0%）、354事例（78.6%） ※22の市町村が2つの事例で回答
調査期間	平成21年12月26日～平成22年2月8日
調査方法	郵送による調査票の送付、FAXによる調査票の回収

【調査項目】

- I. 「自主避難の呼びかけ」の実施状況
- II. 避難勧告等の発令との関係
- III. 「自主避難」の実状況等

【結果の要点】

- 自主避難をした住民に対し、具体的に「自主避難をしてください」と呼びかけた事例は127事例（約36%）、自主避難を呼びかけていない事例は225事例（約64%）であることから、約6割の事例において、市町村が呼びかけを実施しなくとも、住民が自主的に避難していることがわかる。（P. 79「I 1. 自主避難の呼びかけの実施状況」参照）
- 自主避難を呼びかけた127事例のうち、自主避難を呼びかけた判断要素を「降雨の予測」とした事例が68（約54%）、「降雨の実状況」とした事例が61（48%）と、降雨に関する情報が約半数を占めており、「水位情報周知河川の水位状況等」（約17%）や「洪水予報指定河川の水位状況等」（約11%）などの河川の水位状況は判断要素としては高くない。（P. 81「I 3. 『自主避難の呼びかけ』を行った際の判断要素」参照）

- 自主避難を呼びかけた 127 事例について、呼びかけの伝達方法は「防災行政無線（同報系）」が 72 事例（約 57%）、「防災行政無線（個別受信機）」が 58 事例（約 46%）と防災行政無線を利用している事例が多い。（P. 82「I 4. 「具体的な呼びかけの方法」参照）
- 約半分の事例においては、市町村からの災害発生の危険性に関する情報提供がなかったにもかかわらず、住民が自主避難している。（P. 85「I 7. 「（結果的に）自主避難を行った地域の住民」に対する災害発生の危険性などについての情報伝達実施の有無」参照）
- 自主避難の呼びかけを行った 127 事例のうち、自主避難の呼びかけのみに止まった事例は 90 事例（約 71%）、避難勧告等の発令に至った事例は 37 事例（約 29%）と、避難勧告等の発令まで至った事例は約 3 割であった。（P. 87「II 1. 避難勧告等の発令との関係」参照）
- 自主避難を呼びかけた市町村は、「自主避難」を市町村の計画やマニュアルに位置付けている割合が、全団体の傾向に比べて高いことが確認された。（P. 89「III 1. 自主避難の実状況」参照）。
- 自主避難場所としては、「指定避難場所」が約 9 割と最も多い。（P. 90「III 2. 「自主避難の対象となった避難場所」参照）

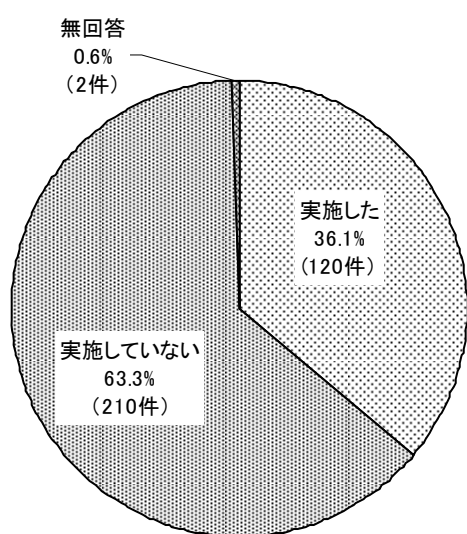
別添 1 自由記述回答内容

別添 2 各設問における「その他」の具体的記述内容

I. 「自主避難の呼びかけ」の実施状況

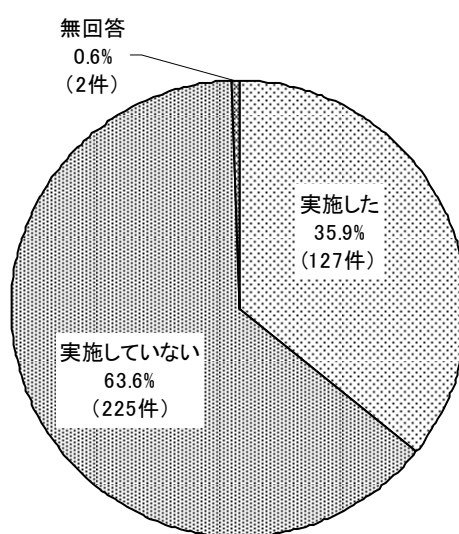
1. 具体的に「自主避難をしてください」との呼びかけ実施の有無 (N=332・単数回答)

	団体数 (N=332)		事例数 (N=354)	
	回答数	%	回答数	%
実施した	120	36.1%	127	35.9%
実施していない	210	63.3%	225	63.6%
無回答	2	0.6%	2	0.6%



団体数

N=332



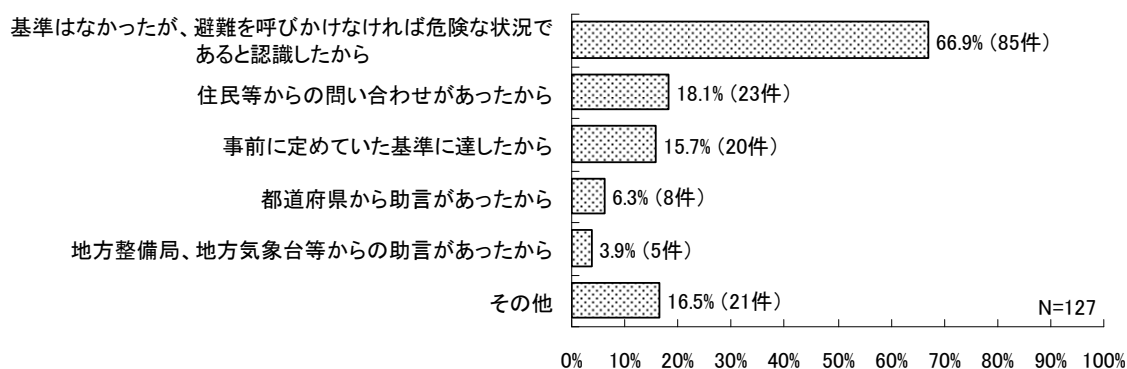
事例数

N=354

【前設問 I - 1 において、具体的に自主避難を呼びかけた事例※（127 事例）について】

2. 「自主避難の呼びかけ」を行ったきっかけ（N=127・複数回答）

	回答数	%
基準はなかったが、避難を呼びかけなければ危険な状況であると認識したから	85	66.9
住民等からの問い合わせがあったから	23	18.1
事前に定めていた基準に達したから	20	15.7
都道府県から助言があったから	8	6.3
地方整備局、地方気象台等からの助言があったから	5	3.9
その他	21	16.5

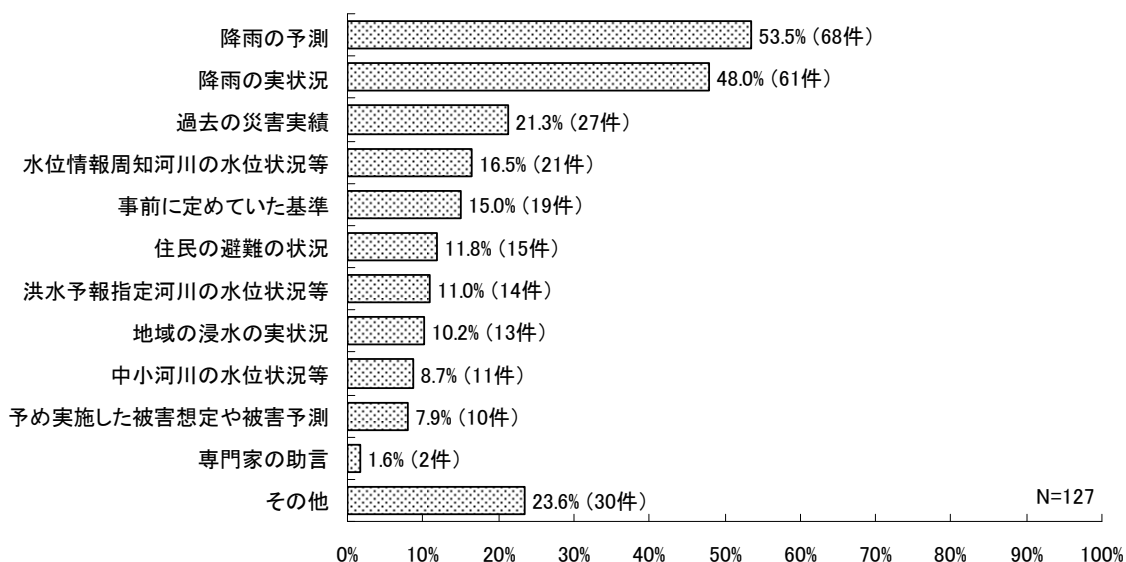


※ I - 1 参照

【前設問 I - 1 において、具体的に自主避難を呼びかけた事例^{※1}（127 事例）について】

3. 「自主避難の呼びかけ」を行った際の判断要素（N=127・複数回答）

	回答数	%
降雨の予測	68	53.5
降雨の実状況	61	48.0
過去の災害実績	27	21.3
水位情報周知河川の水位状況等	21	16.5
事前に定めていた基準	19	15.0
住民の避難の状況	15	11.8
洪水予報指定河川の水位状況等	14	11.0
地域の浸水の実状況	13	10.2
中小河川の水位状況等	11	8.7
予め実施した被害想定や被害予測	10	7.9
専門家の助言	2	1.6
その他 ^{※2}	30	23.6



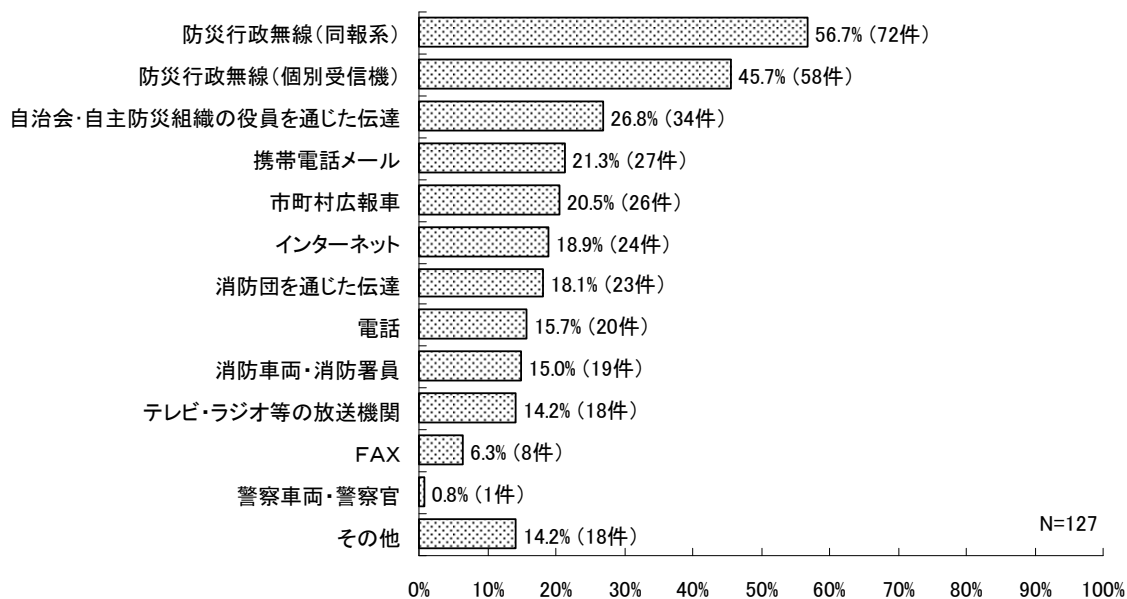
※1 I - 1 参照

※2 「台風情報」14件、「土砂災害警戒情報」4件 ほか

【前設問 I - 1 において、具体的に自主避難を呼びかけた事例※（127 事例）について】

4. 具体的な呼びかけの方法 (N=127・複数回答)

	回答数	%
防災行政無線（同報系）	72	56.7
防災行政無線（個別受信機）	58	45.7
自治会・自主防災組織の役員を通じた伝達	34	26.8
携帯電話メール	27	21.3
市町村広報車	26	20.5
インターネット	24	18.9
消防団を通じた伝達	23	18.1
電話	20	15.7
消防車両・消防署員	19	15.0
テレビ・ラジオ等の放送機関	18	14.2
FAX	8	6.3
警察車両・警察官	1	0.8
その他	18	14.2

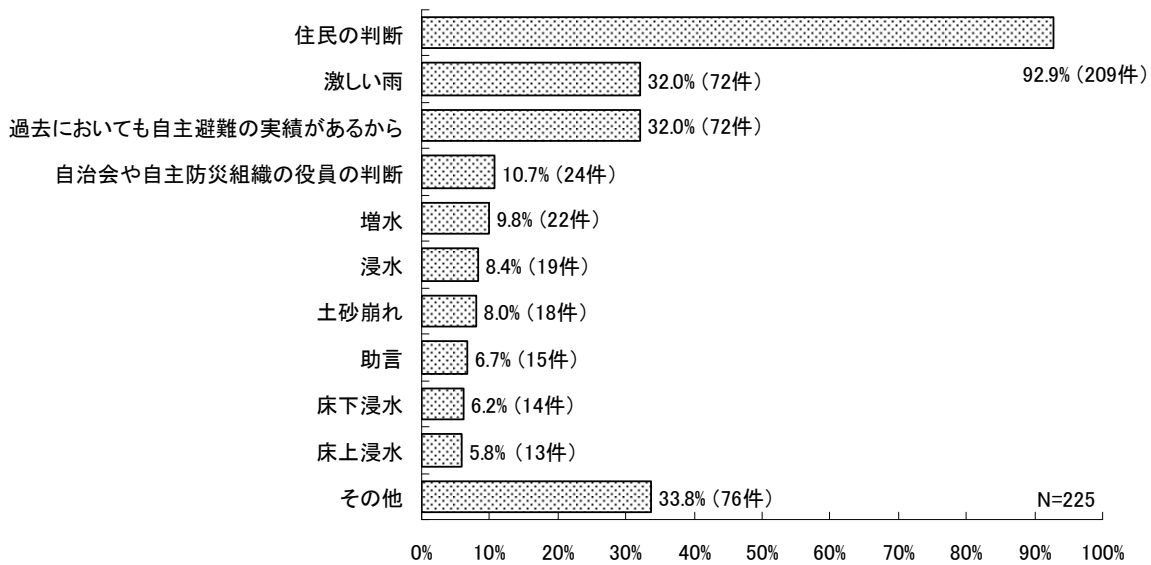


※ I - 1 参照

【前設問 I - 1 において、自主避難を呼びかけなかった事例^{※1}（225 事例）について】

5. 「自主避難の呼びかけ」を実施しなかったにもかかわらず、住民が自主的に避難した理由として考えるもの（N=225・複数回答）

	回答数	%
住民の判断	209	92.9
激しい雨	72	32.0
過去においても自主避難の実績があるから	72	32.0
自治会や自主防災組織の役員の判断	24	10.7
増水	22	9.8
浸水	19	8.4
土砂崩れ	18	8.0
助言	15	6.7
床下浸水	14	6.2
床上浸水	13	5.8
その他 ^{※2}	76	33.8



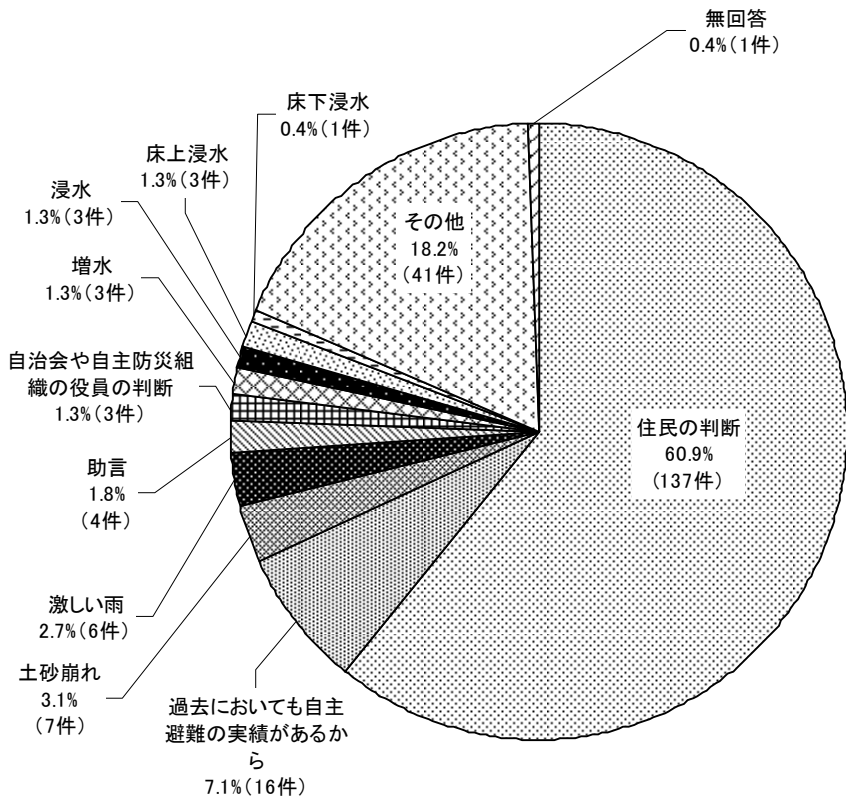
※1 I - 1 参照

※2 「マスコミによる台風情報」 44 件、「一人暮らしなどによる不安」 10 件 ほか

【前設問 I - 1 において、自主避難を呼びかけなかった事例* (225 事例) について】

6. 「自主避難の呼びかけ」を実施しなかったにもかかわらず、住民が自主的に避難した理由として最も大きな理由と考えるもの (N=225・単数回答)

	回答数	%
住民の判断	137	60.9
過去においても自主避難の実績があるから	16	7.1
土砂崩れ	7	3.1
激しい雨	6	2.7
助言	4	1.8
自治会や自主防災組織の役員の判断	3	1.3
増水	3	1.3
浸水	3	1.3
床上浸水	3	1.3
床下浸水	1	0.4
その他	41	18.2
無回答	1	0.4

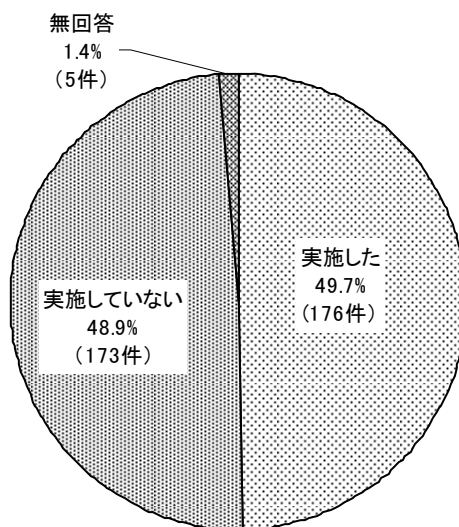


N=225

* I - 1 参照

7. 「(結果的に) 自主避難を行った地域の住民」に対する災害発生の危険性などについての情報伝達実施の有無 (N=354・単数回答)

	回答数	%
実施した	176	49.7
実施していない	173	48.9
無回答	5	1.4

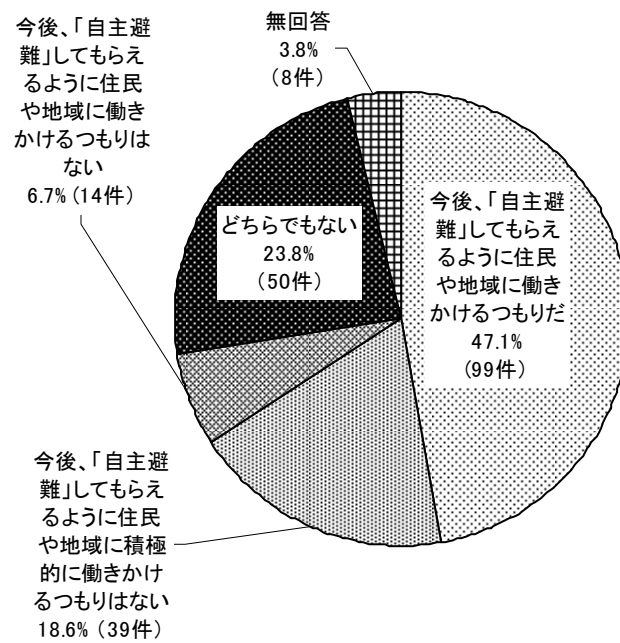


N=354

【前設問 I - 1 において、自主避難を呼びかけなかった団体※（210 団体）について】

8. 今回の経験や過去の経験をふまえた今後の「自主避難の方針」について（N=210・単数回答）

	回答数	%
今後、「自主避難」してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりだ	99	47.1%
今後、「自主避難」してもらえるように住民や地域に積極的に働きかけるつもりはない	39	18.6%
今後、「自主避難」してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりはない	14	6.7%
どちらでもない	50	23.8%
無回答	8	3.8%

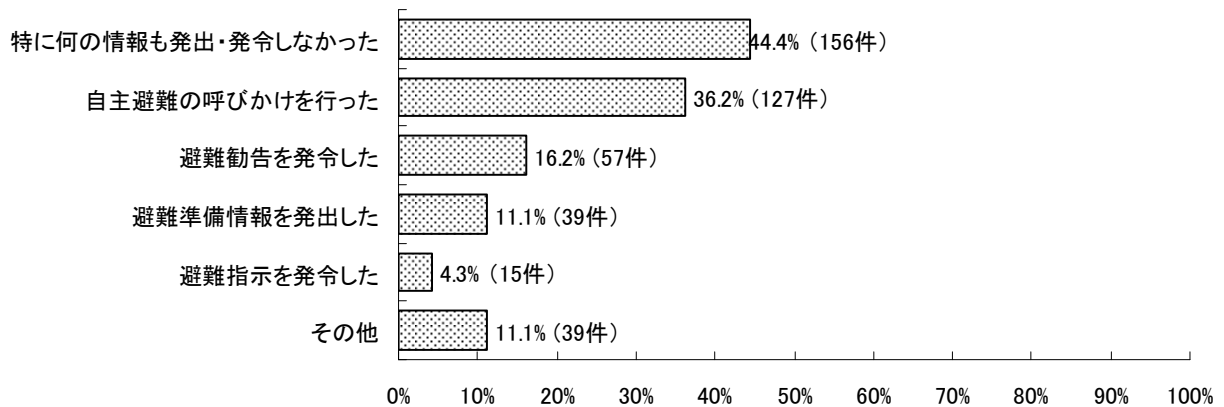


※ I - 1 参照

II. 避難勧告等の発令との関係

1. 自主避難が実施された事例における避難勧告等の発令状況 (N=354・複数回答)

	回答数	%
特に何の情報も発出・発令しなかった	156	44.4
自主避難の呼びかけを行った	127	36.2
避難勧告を発令した	57	16.2
避難準備情報を発出した	39	11.1
避難指示を発令した	15	4.3
その他※	39	11.1



自主避難の呼びかけを行った 127 事例における避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令との関連性

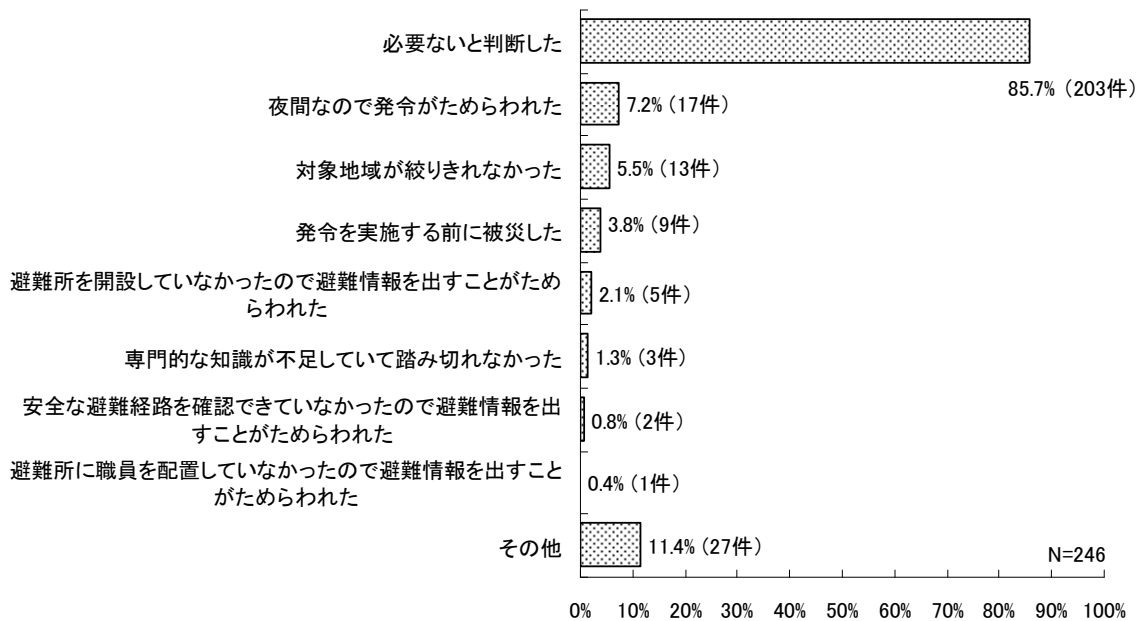
	回答数	%
自主避難の呼びかけのみ	90	70.9
自主避難の呼びかけ→避難準備情報	14	11.0
自主避難の呼びかけ→避難準備情報→避難勧告	6	4.7
自主避難の呼びかけ→避難準備情報→避難勧告→避難指示	0	0.0
自主避難の呼びかけ→→→→→→→→避難勧告	13	10.2
自主避難の呼びかけ→→→→→→→→避難勧告→避難指示	4	3.1

※ 「避難所開設情報の提供」 22 件、「注意・警戒の呼びかけ」 14 件 (ほか)

【前設問Ⅱ－１において、「特に何の情報も発出・発令しなかった」事例（156 事例）と「自主避難の呼びかけのみ」に止まった（90 事例）を合わせた（246 事例）について】

2. 避難準備情報、避難勧告、避難指示などの発出・発令に至らなかった理由（N=246・複数回答）

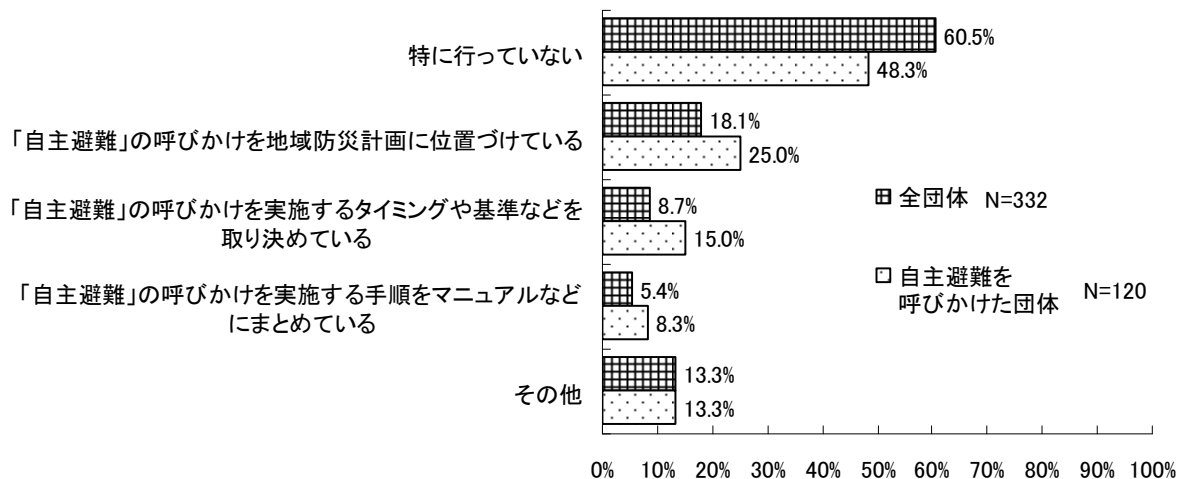
	回答数	%
必要ないと判断した	203	85.7
夜間なので発令がためられた	17	7.2
対象地域が絞りきれなかった	13	5.5
発令を実施する前に被災した	9	3.8
避難所を開設していなかったので避難情報を出すことがためられた	5	2.1
専門的な知識が不足していて踏み切れなかった	3	1.3
安全な避難経路を確認できていなかったので避難情報を出すことがためられた	2	0.8
避難所に職員を配置していなかったので避難情報を出すことがためられた	1	0.4
その他	27	11.4



Ⅲ. 自主避難の実状況

1. 自主避難を市町村の計画やマニュアルに位置づけているか（複数回答）
 全団体（N=332）と自主避難をよびかけた団体※（全団体の内数）（N=120）の比較

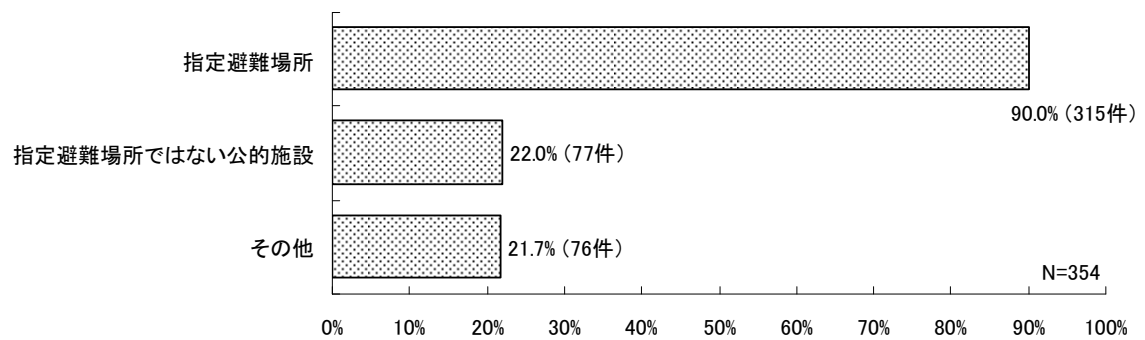
	全団体 (N=332)		自主避難を呼びか けた団体 (N=120)	
	回答数	%	回答数	%
特に行っていない	201	60.5%	58	48.3%
「自主避難」の呼びかけを 地域防災計画に位置づけている	60	18.1%	30	25.0%
「自主避難」の呼びかけを 実施するタイミングや基準などを 取り決めている	29	8.7%	18	15.0%
「自主避難」の呼びかけを 実施する手順をマニュアルなどに まとめている	18	5.4%	10	8.3%
その他	44	13.3%	16	13.3%



※ I-1 参照

2. 自主避難の対象となった避難場所 (N=354・複数回答)

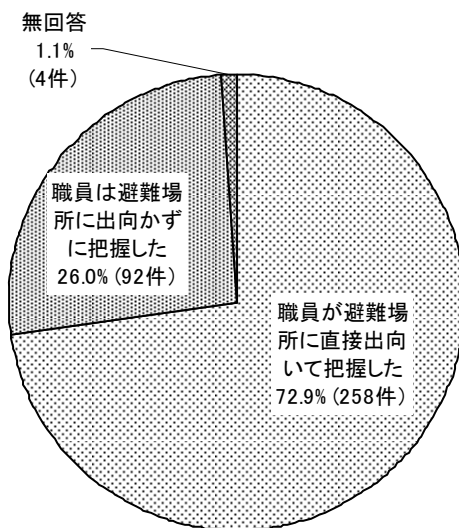
	回答数	%
指定避難場所	315	90.0
指定避難場所ではない公的施設	77	22.0
その他 [※]	76	21.7



※ 「知人・親戚宅」40件、「集会場等」21件ほか

3. 自主避難状況の把握方法 (N=354・単数回答)

	回答数	%
職員が避難場所に直接出向いて把握した	258	72.9
職員は避難場所に出向かずに把握した	92	26.0
無回答	4	1.1

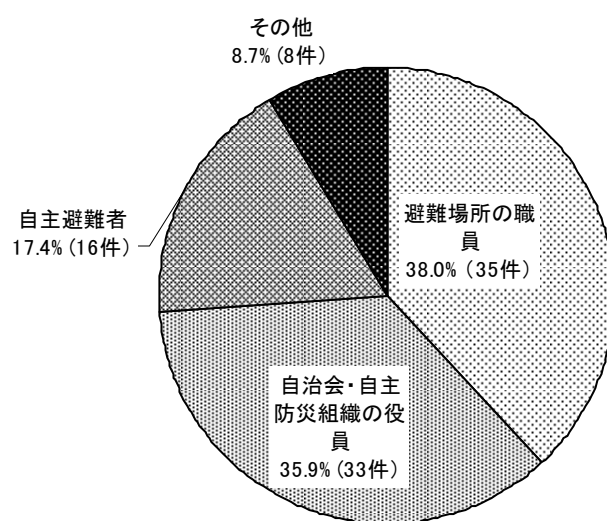


N=354

【前設問Ⅲ－３において、職員が避難場所に直接出向かずに自主避難の状況を把握した事例※（92事例）において】

4. 職員が避難場所に出向かずに自主避難の状況を把握した相手（N=92・単数回答）

	回答数	%
避難場所の職員	35	38.0
自治会・自主防災組織の役員	33	35.9
自主避難者	16	17.4
その他	8	8.7



N=92

※ Ⅲ－３参照

【別添 1】自由記述回答内容

目 次

I. 自主避難の位置づけの具体的内容について

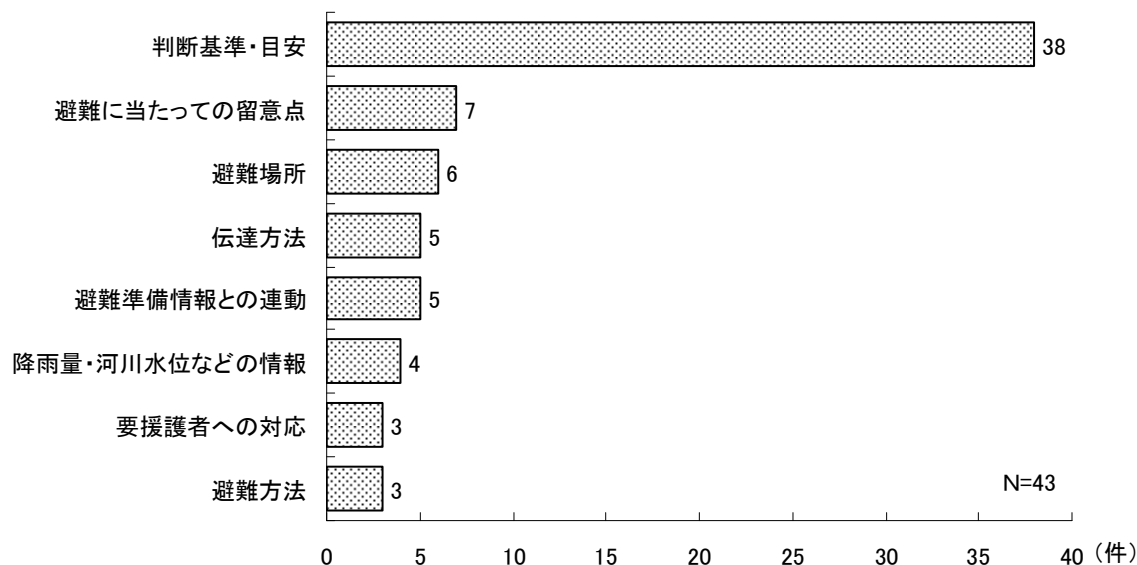
1. 「自主避難」の呼びかけを地域防災計画に位置づけている
2. 「自主避難」の呼びかけを実施するタイミングや基準などを取り決めている
3. 「自主避難」の呼びかけを実施する手順をマニュアルなどにまとめている
4. その他

II. 今回の経験や過去の経験を踏まえた自主避難の方針について

1. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりだ」
と考えるようになった経緯・理由について
2. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に積極的に働きかけるつもりはない」
と考えるようになった経緯・理由について
3. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりはない」
と考えるようになった経緯・理由について
4. 「どちらでもない」
と考えるようになった経緯・理由について

I. 自主避難の位置づけの具体的内容について

1. 「自主避難」の呼びかけを地域防災計画に位置づけている（複数回答）



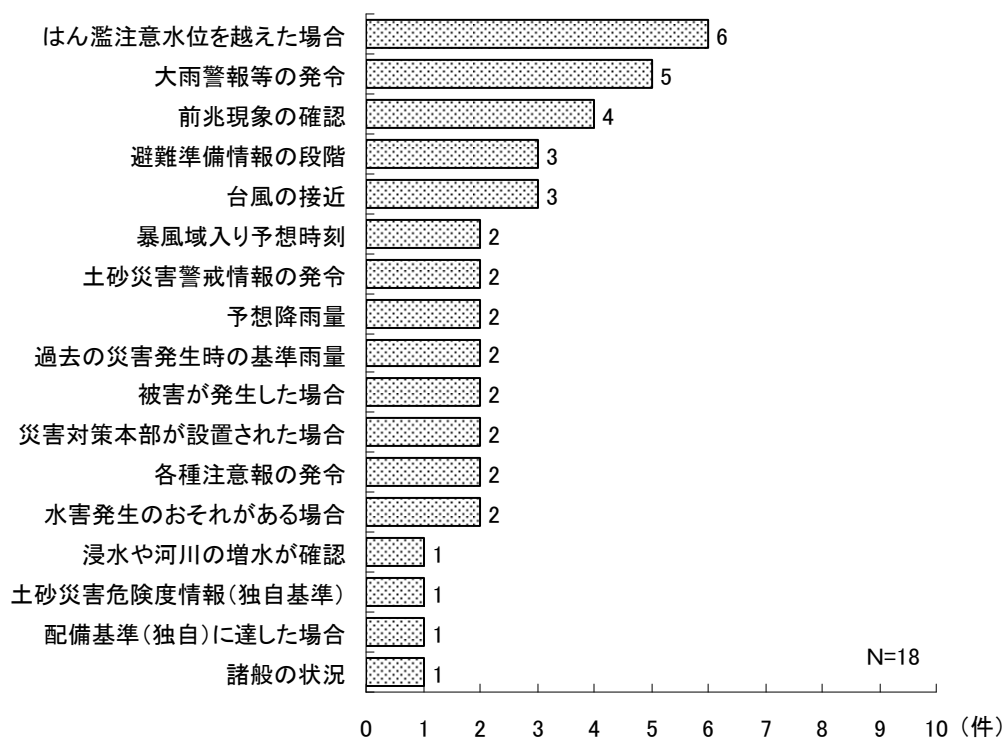
No	記述内容
1	・ 危険箇所に指定された地区の住民に対し、前兆現象・異常を感知した時、市から自主避難の呼びかけがあった時、知人宅等に避難するとしており、日頃の啓発活動でも自主避難、早期避難を呼びかけている。
2	・ 土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における自主避難について、住民に対しあらかじめ広報誌を始めとして機会をとらえてその知識の普及を図る。住民も災害の発生する危険性を感じた場合は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。また、住民が自主的に避難を行う場合には、市は求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡することになっている。
3	・ 豪雨等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。なお、市民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんする等適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。
4	・ 防災計画内における「避難勧告等発令基準」として、水害及び土砂災害のおそれがあると認められる場合に、住民等に注意喚起を実施し、自主避難を促すことを明記している。
5	・ 市は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者及び、浸水想定区域内の要援護者施設に対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の発信に、特に留意して行う。
6	・ 市として避難勧告等を出していなくても、市民から「災害発生の不安がある」ため、避難したいと連絡があった場合などに避難所を開設している。避難所を開設するために、自主的に避難する場合にはおおむね1時間前までに連絡をするように広報している。
7	・ 自主避難所の開設の基準。1) 自主避難所は、台風の接近などにより被害がおこる可能性がある場合、自主避難所を開設する。2) 自主避難所を開設する時期は、自主避難者の避難時期を考慮するものとし、気象警報等が解除されるなど、被害が起こる可能性がなくなったと

	判断できる場合に閉鎖する。自主避難所開設に関する伝達方法。自主避難所開設に関する事項の住民への伝達は、広報車や、コミュニティ無線、メッセージボードを搭載した災害対応型自動販売機などにより実施する。
8	・ 町は土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における町民の自主避難について、町民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。また町民においても、豪雨等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。町民が自主的に避難を行う場合には、町は求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対しこのことを連絡する。
9	・ ○○市地域防災計画、第○章第○節、避難計画、抜粋。(3) 土砂災害警戒区域等における避難準備及び自主避難の呼びかけ。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、降雨の状況等により土砂災害発生の危険性が高いと判断される場合は、当該区域の住民に対し、防災行政無線、広報車等により避難準備及び自主避難の呼びかけを行う。
10	・ 住民及び事業所等施設管理者は、市街地延焼火災、土砂崩れ、洪水、浸水、雪崩等の災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努めるとともに、自ら危険であることを察知した場合は、自からの判断で避難する。
11	・ 自主避難についての大まかな判断基準や避難時の留意点について記載している。
12	・ 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合。
13	・ 過去の災害発生時の雨量を基準に、降雨による避難情報発令の参考基準を作成している。また、大型の台風が接近するおそれのある場合に大雨警報等が発令された場合には避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発令され被害が拡大することが予想される場合には避難勧告を発令するよう定めている。
14	・ 地域防災計画で次に掲げる場合住民の自発的避難を行うとしています。(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合。(2) 溪流の流末が急激に濁りだした場合や、立木がまざりはじめた場合。(3) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合。(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある)(4) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合。(5) 溪流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合。
15	・ 災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その住民に対しては避難場所及び避難の方法を周知徹底し、災害時には、指定場所に積極的に自主避難するように指導。
16	・ 市からの避難勧告等がない場合であっても、周りの状況から危険が迫っていると判断される時は、住民の自主避難を促す。
17	・ 自主避難についての大まかな判断基準や避難時の留意点について記載している。
18	・ 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合
19	・ 避難情報発令の目安を定めている。
20	・ ○○町地域防災計画の中の避難計画の中で、避難準備情報をどのような場合に発令するかを定め、その内容を周知する様定めている。また、同資料においては、避難勧告の発令基準を定めている。
21	・ 市は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること(自主避難)を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者及び、浸水想

	定区域内の要援護者施設に対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の発信に、特に留意して行う。
2 2	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害発生時の雨量を基に、降雨による避難情報発令の参考基準を作成している。また、大型の台風が接近するおそれのある場合に大雨警報等が発令された場合には避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発令され被害が拡大することが予想される場合には避難勧告を発令するよう定めている。
2 3	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難＝避難準備情報の提供。実施責任者、避難準備情報の提供、町長。措置、避難準備情報の提供、一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始。実施の基準、避難準備情報の提供、 〇〇川の水位が警戒水位（1. 5m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。（以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合） 1時間降雨量が30mmを超え、以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合。イ住民への周知。町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により、迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。（ア）町防災行政無線（イ）広報車（ウ）行政区・自主防災組織等の連絡網の活用（エ）半鐘・サイレン（オ）各戸への訪問
2 4	<ul style="list-style-type: none"> 水害が発生するおそれがある場合、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報のお知らせ、住民への注意喚起を行うとともに、状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難することを促す。
2 5	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市地域防災計画一般対策編P〇～〇。第〇節住民の避難誘導體制。1主旨。市は、自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じ避難の勧告又は指示を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。加えて、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化するため、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策としつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難行動（災害時要援護者避難）情報の判断基準等を定めるよう努めるものとする。
2 6	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市地域防災計画では、自主避難について一般対策編及び地震対策編に次のとおり明記しております。■地域防災計画一般対策編。第3節土砂災害防除計画－2計画の内容－（5）警戒措置－イ避難措置の徹底（ア）地域住民は、当該危険箇所の状況を常に把握するとともに、危険が予想されるときは、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所に避難する。■地域防災計画地震対策編。危険予想地域における災害の予防－1避難計画の策定（4）任意避難地区。本市においては、「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断して、津波の浸水及び延焼火災危険予想地域を定めず任意避難地区とする。任意避難地区の住民等は、避難の必要性、避難開始時期、避難先等について自主的に判断することを原則とする。
2 7	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラ豪雨等の避難方法。ゲリラ豪雨時には極めて短時間で避難行動をとる必要があるため、避難準備情報を伝達する暇がないことが想定される。そのような場合には、人命を第1として、近くの高台、自宅又は近隣家屋の上屋、公民館などを「緊急退避所」として緊急退避行動をとり、その後、必要に応じて避難所への避難を行う。
2 8	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合。 避難判断水位に達した場合。等
2 9	<ul style="list-style-type: none"> 避難の必要が予想される各種気象警報（高潮警報）が発せられたとき・台風・大災等により、現に被害を受け、又は当該災害の拡大が予想され被害を受けるおそれがあると認められるとき・河川が警戒水位（〇〇川：〇〇町6. 00m、〇〇川：〇〇町4. 80m）を突破し、洪水のおそれがあるとき・その他諸般の状況から避難の必要があると認められるとき

30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予報警報等の発令又は災害が発生し始めた場合、広報車の巡回、携帯電話、自主防災会を通じた電話連絡や戸別伝達等により自主避難を促す。
31	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○市地域防災計画、平成20年度修正風水害対策編、P○第○節避難対策計画、第2項対策、1. 自主避難の指導。災害の発生のおそれがある場合には、住民自らが安全の確保するよう自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難が実施できるよう指導しておくものとする。
32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しており、避難準備情報の段階が、自主避難の考え方として、位置づけられる。
33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年台風23号の教訓から、避難にかかる基準、対応等を定め、「避難マニュアル」を作成し、全世帯へ配付。詳細は、市ホームページに掲載。
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備情報の発表を、気象予報等にに基づき、コミュニティーラジオや広報車等で住民に伝達する。避難準備情報による避難は自主避難の基本とする。
35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害から住民の安全を確保するための措置として、避難計画上に自主避難を定めている。なお、自主避難を行う呼びかけの時期については、災害対策本部等により決定する。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊及び火災の発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、自己の判断で避難する。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を出す前段階として、避難準備情報を出すこととなっている。そのタイミングで対象地区の市民に対しては周りの状況により自主避難するように求める。また、要援護者は避難を回始する。避難準備情報は災害発生の危険性が高まった時（前兆現象が発見されたり、雨量が一定量を超えた際に出されることとなっている。）
38	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○町地域防災計画第○章「災害応急対策計画」第○節「被災者救助保護計画」第2「避難計画」2、「計画内容」（2）「避難の方法」において。 ・ 避難は原則として、避難者各自が行うものとし、自主的な判断により縁故関係者先又は、指定避難所に避難するように周知させ必要に応じて関係機関の車両等を利用することを指示する。避難については、平素から避難の際の心得をパンフレット等により、一般に周知徹底を図る。旨、規定されている。
39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の状況から避難の必要があると認めるときは、積極的に自主避難するよう努める。
40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対し、避難の必要があるときは、積極的に自主避難するよう努める。
41	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報が発令され、引き続き強い雨が見込まれる場合、または、前兆現象等が確認された場合。
42	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○市地域防災計画中の「避難計画」の避難の種別として、下記のとおり記載している。1. 避難の種別（1）自主避難。災害が発生するおそれがあるとき、時間的に余裕を持って行う避難。事前避難の必要がある場合は、対象となる住民や地元自主防災組織の判断で自主的に行う。状況によっては市長が必要と認めて発令する場合もある。
43	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3. 自主避難、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。災害の種類・がけ崩れ、兆候（1）がけにひび割れができる。（2）がけから水が湧いてくる。（3）小石がパラパラと落ちてくる。災害の種類・地すべり、兆候（1）地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。（2）地面にひび割れができる。（3）地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。災害の種類・土石流、兆候（1）立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合（2）溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合（3）降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため）

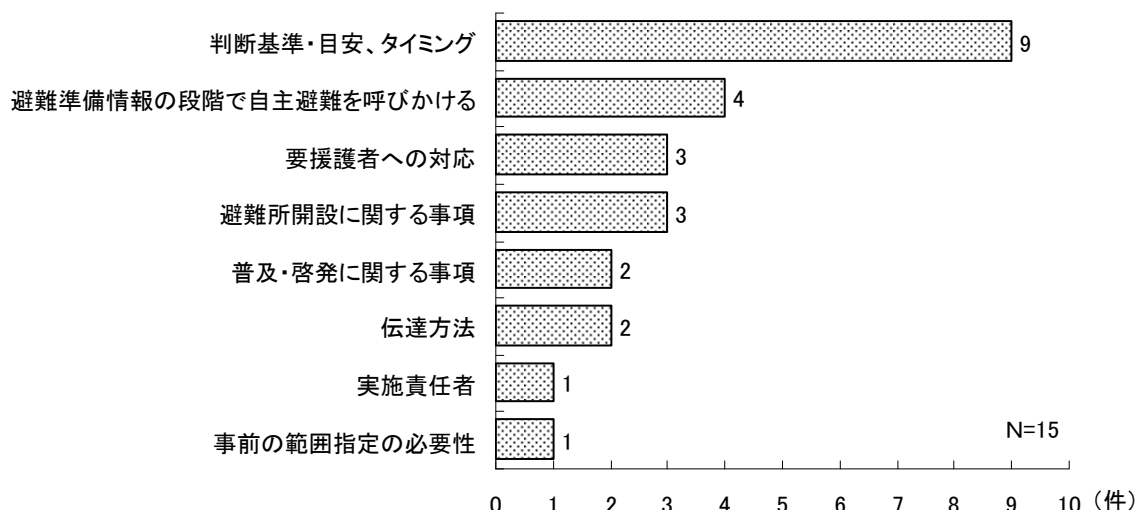
2. 「自主避難」の呼びかけを実施するタイミングや基準などを取り決めている（複数回答）



No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 警戒情報、避難準備の情報伝達の際、自主避難を促す。土砂災害、避難準備・大雨警報が発令されている、または土砂災害危険度情報がレベル1（地区はメッシュ判断）となり今後も降雨が続くことが予測される。・軽微な災害が確認されている。・前兆現象（湧き水、地下水の濁り、量の変化）が確認された。河川災害、避難準備・洪水注意報が発令され、はん濫注意水位に到達し、今後も水位が上昇する可能性がある。・増水により越水の可能性がある。・近隣で浸水や河川の増水が確認されている。
2	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難所の開設の基準。1）自主避難所は、台風の接近などにより被害がおこる可能性がある場合、自主避難所を開設する。2）自主避難所を開設する時期は、自主避難者の避難時期を考慮するものとし、気象警報等が解除されるなど、被害が起こる可能性がなくなったと判断できる場合に閉鎖する。自主避難所開設に関する伝達方法。自主避難所開設に関する事項の住民への伝達は、広報車や、〇〇コミュニティ無線、メッセージボードを搭載した災害対応型自動販売機などにより実施する。
3	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合。
4	<ul style="list-style-type: none"> 大雨洪水暴風等の警報が発令され、災害対策本部が設置された場合
5	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害発生時の雨量を基準に、降雨による避難情報発令の参考基準を作成している。また、大型の台風が接近するおそれのある場合に大雨警報等が発令された場合には避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発令され被害が拡大することが予想される場合には避難勧告を発令するよう定めている。
6	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合
7	<ul style="list-style-type: none"> 台風の予想進路により、避難所開設を行う必要がある場合には、概ね校区数の1/3を目安に避難所を選定し開設することとしています。なお、開設の時期については、暴風域入り予想時刻から勘案し、市民が安全に避難できる時間帯までに実施します。市民に対しては、避

	難所開設情報を広報するとともに、自主避難を呼びかけます。
8	・ 大雨洪水、暴風等の警報が発令され、災害対策本部が設置された場合。
9	・ 過去の災害発生時の雨量を基に、降雨による避難情報発令の参考基準を作成している。また、大型の台風が接近するおそれのある場合に大雨警報等が発令された場合には避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発令され被害が拡大することが予想される場合には避難勧告を発令するよう定めている。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難＝避難準備情報の提供。実施責任者、避難準備情報の提供、町長。措置、避難準備情報の提供、一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始。実施の基準、避難準備情報の提供、 ・ ○○川の水位が警戒水位（1.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される時。（以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合） ・ 1時間降雨量が30mmを超え、以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合。イ住民への周知。町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。（ア）町防災行政無線（イ）広報車（ウ）行政区・自主防災組織等の連絡網の活用（エ）半鐘・サイレン（オ）各戸への訪問
11	・ 地域防災計画より抜粋。水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難することを促す。
12	・ 避難の必要が予想される各種気象警報（○／○高潮警報）が発せられたとき・台風・大災等により、現に被害を受け、又は当該災害の拡大が予想され被害を受けるおそれがあると認められるとき・河川が警戒水位（○○川：○○町6.00m、○川：○町4.80m）を突破し、洪水のおそれがあるとき・その他諸般の状況から避難の必要があると認められるとき
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風対応マニュアルによって、取り決めている。 ・ 第1号配備基準に達した場合又は、台風が予想到達時間の6時間に自主避難者に備え、全公民館を避難所として開設し、広報する。
14	・ 避難勧告を出す前段階として、避難準備情報を出すこととなっている。そのタイミングで対象地区の市民に対しては周りの状況により自主避難するように求める。また、要援護者は避難を回始する。避難準備情報は災害発生の危険性が高まった時（前兆現象が発見されたり、雨量が一定量を超えた際に出されることとなっている。）
15	・ 洪水からの避難：避難準備（はん濫注意水位、水位により目安を定めている。）、避難勧告（避難判断水位）、避難指示（はん濫危険水位）。土砂災害からの避難：避難準備、避難勧告、避難指示、前兆現象を例示している。
16	・ 台風接近時には、早めに避難するよう、CATV及び、防災無線にて呼びかけている。
17	・ 大雨警報が発令され、引き続き強い雨が見込まれる場合、または、前兆現象等が確認された場合。
18	・ 台風接近等の際、町内15ヶ所の自主避難所を開設し、防災行政無線にて呼びかけを行っている。

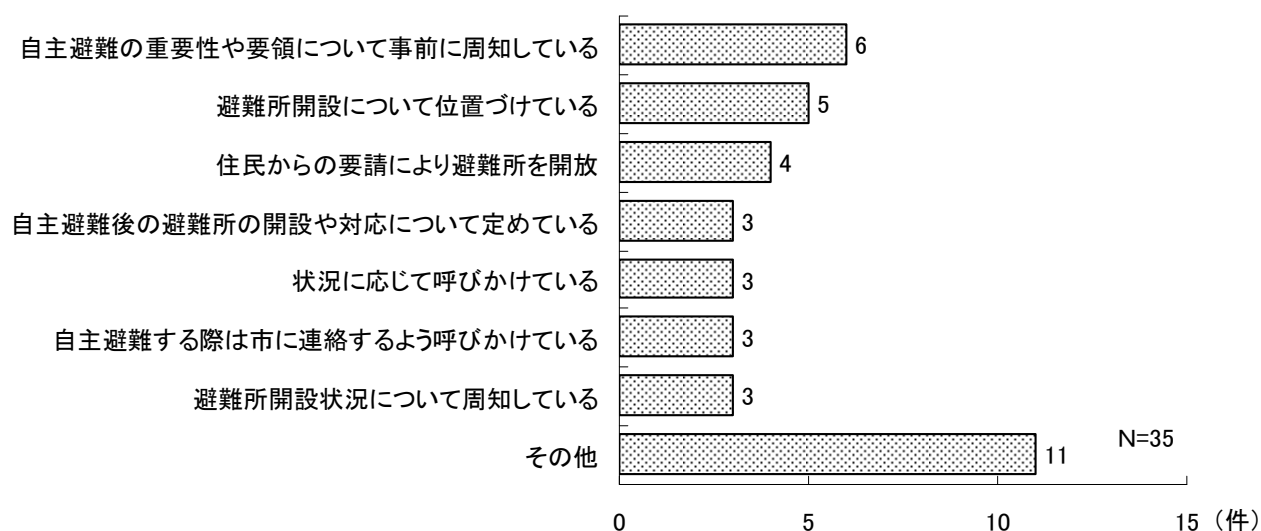
3. 「自主避難」の呼びかけを実施する手順をマニュアルなどにまとめている（複数回答）



No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 市内6ヶ所のコミュニティセンターを避難所として開設し、市職員を2名配置し自主避難者の受け入れを行う。 自治会等においては、自治会長や区長等が公民館を避難所として開設し、自治会等が運営する。
2	<ul style="list-style-type: none"> 警戒情報、避難準備の情報伝達の際、自主避難を促す。土砂災害、避難準備・大雨警報が発令されている、または土砂災害危険度情報がレベル1（地区はメッシュ判断）となり今後も降雨が続くことが予測される。 軽微な災害が確認されている。 前兆現象（湧き水、地下水の濁り、量の変化）が確認された。河川災害、避難準備・洪水注意報が発令され、はん濫注意水位に到達し、今後も水位が上昇する可能性がある。 増水により越水の可能性がある。 近隣で浸水や河川の増水が確認されている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合。
4	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令されると、ただちに「自主避難」の呼びかけを市内全域に実施するよう、マニュアルに定めている。
5	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合。
6	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令されると、ただちに「自主避難」の呼びかけを市内全域に実施するよう、マニュアルに定めている。
7	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難＝避難準備情報の提供。実施責任者、避難準備情報の提供、町長。措置、避難準備情報の提供、一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始。実施の基準、避難準備情報の提供、 〇〇川の水位が警戒水位（1.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。（以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合） 1時間降雨量が30mmを超え、以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合。イ住民への周知。町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなった

	ときも同様とする。(ア) 町防災行政無線 (イ) 広報車 (ウ) 行政区・自主防災組織等の連絡網の活用 (エ) 半鐘・サイレン (オ) 各戸への訪問
8	・ 地域防災計画より抜粋・水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難することを促す。
9	・ 土砂災害における避難勧告等の判断、伝達マニュアルにより、避難所へ避難するのに時間がかかる地区や要援護者に対して避難準備情報として自主避難を促すこととしている。
10	・ 自主避難の呼びかけは、防災無線により実施する（災害対策実施要綱に記載）。
11	・ 「〇〇市水害時避難勧告マニュアル」の判断基準、伝達方法に基づき市民への周知を図り、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所に向かうことができるように努める。
12	・ 平成16年台風23号の教訓から、避難にかかる基準、対応等を定め、「避難マニュアル」を作成し、全世帯へ配付。詳細は、市ホームページに掲載。
13	・ 台風対応マニュアルによって、取り決めている。 ・ 第1号配備基準に達した場合又は、台風が予想到達時間の6時間に自主避難者に備え、全公民館を避難所として開設し、広報する。
14	・ 避難勧告を出す前段階として、避難準備情報を出すこととなっている。そのタイミングで対象地区の市民に対しては周りの状況により自主避難するように求める。また、要援護者は避難を回始する。避難準備情報は災害発生の危険性が高まった時（前兆現象が発見されたり、雨量が一定量を超えた際に出されることとなっている。）
15	・ 気象情報を中心に、職員が現場巡回し、情報収集した結果判断し、防災行政無線放送や広報車等により町民に呼びかける。

4. その他（複数回答）



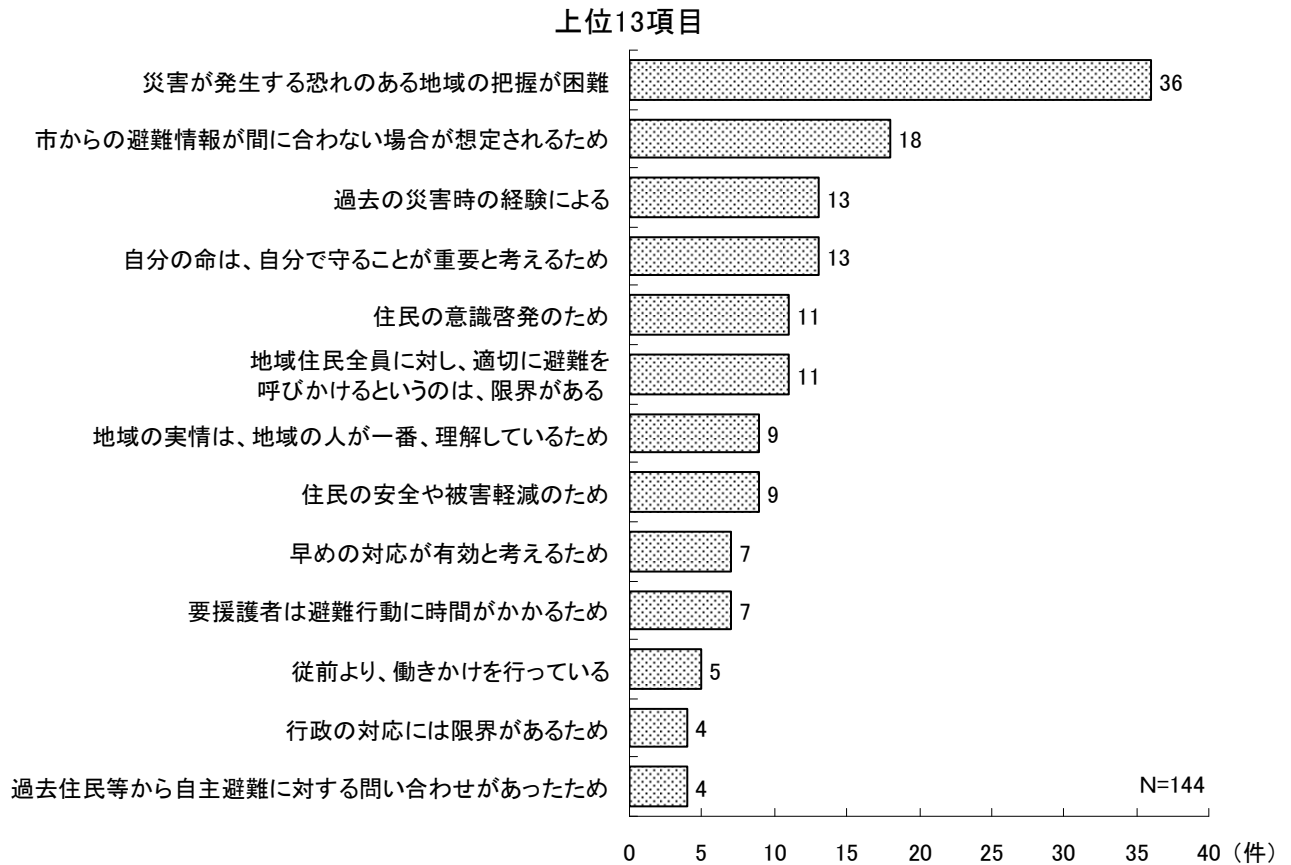
No	記述内容
1	・ 災害警戒本部設置に伴う会議において予想される被害を考えたうえで、自主避難の呼びかけを行うかを決定している。
2	・ 防災講習、防災トーク等の機会を通じて、自主避難の重要性と働きかけを行っている。
3	・ 自主避難の呼びかけやタイミングについては、特にマニュアル化はしていないが、気象状況などから判断し、随時、FAXやメール、電話などで自主避難を呼びかけている。地域防災計画の中で、避難所の開設・運営の箇所、自主避難者への対応について定めていることから、「自主避難」を避難の考え方の一つとして位置付けているといえる。
4	・ 市内に24箇所ある避難所のうち9箇所を自主避難所として指定しており、台風接近時等の災害警戒時に必要に応じて開設する。開設する際は該当地区に対し、防災行政無線等を利用して情報の伝達を行い、避難に当たっては必要な食料、防寒着等は持参するよう呼びかけている。
5	・ 避難計画の実施体制のフロー図の中で「自主的避難」が位置づけられている。
6	・ 当市地域防災計画において「自主避難」の呼びかけについての記載はないが、国及び地方気象台が発表する「土砂災害警戒情報」の説明の中で、住民による自主避難判断の元となる情報としている。
7	・ 市として避難勧告等を出していなくても、市民から「災害発生の不安がある」ため、避難したいと連絡があった場合などに避難所を開設している。避難所を開設するために、自主的に避難する場合にはおおむね1時間前までに連絡をするように広報している。
8	・ 避難所は、災害のため現に被害をうけ、また受けるおそれのある者で、その必要のある者を一時的に収容し保護するための施設として開設する。町本部は、必要と判断するときには、直ちに避難所を開設するものとし、開設した避難所の名称、位置等を速やかに被災者に対して周知するとともに、収容すべき者の誘導・保護を行う。
9	・ 自主避難できる施設を地域防災計画に位置づけている。
10	・ 自主避難所の設置は指導しているところであり、各自治会では、数ヶ所指定している。
11	・ 過去において、避難情報を発令する様な大規模災害が発生していないが、台風や大雨等により「警報」が発令される場合、市民の安全を考え、いつでも自主避難者を受入れられるよう市内の各公民館等を開放し、自主避難者に備える体制となっている。また、講演会や広報、

	インターネットなどを通じ市民に対して避難準備情報・勧告・指示の発令基準、発令後にとるべき行動及び伝達方法などを周知している。
12	・ 地域ごとに異なる災害状況は、地域の住民の方が、より早く正確に危険を察知することが可能であることから、住民が自らの経験等から決める避難の目安を「避難開始の基準」として、住民自らの判断で避難を行う取り組みを進めようとするものである。
13	・ 「自主避難」の呼びかけの基準等はないが、市民が「自主避難」した場合の対策（避難所の開設、市民への周知）を定めている。
14	・ ○○町地域防災計画。第○章災害応急対策計画。第○節避難。4. 避難方法（1）原則的な避難形態。イ. 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。
15	・ 自主避難所については、本市の地域防災計画に「避難勧告等の発令までには至らないが、市民の不安を解消するため、市が事前に公民館や小学校体育館に開設する避難所」と位置づけている。また、マニュアル等にはまとめていないが、台風18号時には、○○市ホームページ、各地区の連合会長や防犯隊隊長、副隊長への電話連絡、及び、防災同報無線等により、自主避難所開設を市民に周知した。
16	・ 基準はないが、状況（予報等）によって、自主避難を呼びかけている。
17	・ 特に明文化したものはないが、防災計画の中で自主避難と読み取れる記述になっている。この点については今後、明文化するか検討する必要があると考える。また、明文化しないまでも、現状においても住民には自主避難の必要性については啓発を行っているので、引き続き行っていきたい。
18	・ マニュアルは特に無いが、台風等により大雨が予想される場合、夜間の避難は危険であるため、明るい間に、「大雨が予想されるため、自主避難を希望される方は役場まで連絡をして下さい。」という様な、呼びかけを、防災行政無線を通じて行なっている。
19	・ 台風の接近が予想される場合は、開設する避難所を決め、早めの避難を呼びかけている。
20	・ 「自主避難」の「呼びかけ」について位置づけはないが、マニュアルにおいて、避難所における自主避難者の把握や対応をとることを定めている。
21	・ 地域防災計画では、台風等が接近し注意報等が発令された場合であって、特に必要があると認められる場合は、自主避難所（5箇所）を開設することとしている。自主避難については、過去の災害実績や台風の進路予想、雨量予測等を踏まえたうえで、早めに避難できるよう避難所を開設し、避難を呼びかけている。
22	・ 河川の危険水位、今後の降雨予測などをもとに担当課が現地で状況を確認して判断する。○○市では避難の必要な地域が限定されており、市民への呼びかけは、市・消防・警察の広報車で実施できる。
23	・ ○○町災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」で、住民からの要請があった場合の特例措置として、総合保健福祉センターの開放を定めている。平成22年○月修正の、地域防災計画では、予め、自主避難が予想される台風等においては、一時的な避難施設の開放を位置づけている。但し、避難施設を開放している旨の情報を提供するが、自主避難を呼びかけるものではない。
24	・ 気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要がある場合に、当該地域の住民に対し、避難の準備を周知する。
25	・ 避難には早目の行動が必要。自主避難される場合は前もって市へ連絡するように呼びかけている
26	・ 災害時、被害の程度によらず、自主避難を希望する市民があれば、いつでも避難所を開けれ

	る体制を取っている。
27	・ 土砂災害警戒情報発表時に市内の公民館を避難所として開設し、自主避難者を受け入れることとしている。ただし、自主避難そのものの呼びかけ基準は設けていない。
28	・ ○○市地域防災計画風水害等対策編の避難計画において、自主避難が位置付けられている。(但し、行政からの呼びかけはない)
29	・ 土砂災害警戒情報発表時において、自主避難を受け入れる事が出来る様、指定避難所である小中学校を避難所として開設することとしている。
30	・ 自主避難、住民等は避難勧告・指示等がなくとも災害が拡大し危険が予想される時は出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合直ちにその旨町に通報する。
31	・ 自主避難への対応。気象予警報等により気象の悪化が予想され、住民自らが自宅等では危険あるいは不安を感じて避難しようとする場合の避難先については、原則として各自あるいは自主防災組織等地域において知人宅や集会所等あらかじめ決めておくものとする。自主避難をする場所が確保できない者について、本市に連絡があった場合には避難可能な最小限の施設を提供する。ただし、今後は自主防災組織等の結成及び地域独自の避難計画策定を促進し、市民と行政、さらに地域企業の協働による自主避難体制及び避難所運営に向けて努力する。
32	・ 自主避難はあくまで個人の判断によるものであり、行政が、呼びかけを計画マニュアルに定めたり、実施基準を定めるといふ、1、2、3の選択肢は疑問がある。本市では、出前講座等地域へ出向き自主避難について説明したり、自主避難者があれば、その都度避難所を開設している。
33	・ 台風の接近が深夜から明け方になる場合など、夜間の避難は危険を伴うため、山際の自治会へ台風の接近を周知し、自主避難する場合は、避難所を開設する旨、連絡するなど、自主避難を促すことがある。自主避難は、住民が自主的に判断して避難するもので、計画やマニュアルなどで定めていない。
34	・ 土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）の前兆現象と自主避難の重要性を広報、周知することについて、地域防災計画に位置づけている。
35	・ ○○町と○○町2町が合併して、○○町となりましたが、○○町としての地域防災計画は、現在作成中である。旧町時代に作成している、地域防災計画には、両町とも位置づけていません。内容については、町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

II. 今回の経験や過去の経験を踏まえた自主避難の方針について

1. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりだ」と考えるようになった経緯・理由について（複数回答）



No	記述内容
1	・ 安全・安心に関する地域活動は、住民主導により取り組まれるべきであるが、防災における自助・共助による地域力が求められているにも関わらず、住民の意識には地域によって温度差があり、行政の呼びかけが必要である。
2	・ 今回の様な局地的・集中的な豪雨災害の場合、避難勧告を発令するタイミングが難しく、勧告が仇になることもある。早め早めの「自主避難」を働きかける。
3	・ 周辺町との合併で、市のエリアが拡大したことにより、災害が発生するおそれのある地域の把握が、大変困難な状況にあり、また、近年頻発する局地的集中豪雨のような、突発的な異常気象の場合には、市からの避難情報が間に合わない場合が想定される。こうした状況の中、事前に各種ハザードマップ等を作成し、住民に地域の危険箇所などの情報を積極的に提供し、把握してもらったうえで、早めの避難を心掛けていただけるよう、「自主避難」等の広報を、早い段階で行っていく考えである。
4	・ 広い市域の中で、避難勧告等を濫発しても混乱が生じ、実効性がないことから、対象をしぼり発令したいと考えています。現状では対象をしぼる際の情報が不足しており、避難勧告等を出しあぐねていることも多い。日頃から住民への防災意識を啓発し、身の回りの危険に対する感度を高めてもらい早期避難が行われるよう働きかけていきたい。
5	・ 災害の様態は地域毎、局所的に様々であるため、自らが災害情報を収集して危険性を判断して

	避難することと併せて行政が一定の基準に基づき勧告等の発令をすることが相互に必要と考える。
6	・ これまで、当町では、避難が必要なほどの災害が発生したことがなかった。今回の経験を活かし、臨機応変に自主避難の呼びかけを行うなど、住民の安全を守っていききたい。
7	・ 避難に対する意識を高める必要がある。行政が避難勧告を行ったから避難する、行っていないから避難するでは、自分自身の生命を守ることはできない。急な災害では他人に避難の意思決定を任せるのではなく個々の判断も併せて行うことが必要である。
8	・ 従前より、働きかけを行っている。
9	・ 住民に対しては、防災メールやケーブルテレビなど各種広報媒体を通じて気象情報を提供しているが、避難に対する住民の意識は薄いと感じている。避難準備情報や勧告に至る前に、住民それぞれが判断し、早め早めの避難をしてもらうよう、防災講習や広報媒体を通じて呼びかけていきたい(住民の防災意識の向上)。
10	・ 地域の実情は、地域の人が一番、理解しておられるので前兆現象等あれば、早めの自主避難をしてもらいたい
11	・ 市が、絶えず市全域の状況を把握することは困難であり、自分の住む地域で、土砂災害等の危険・前ぶれが感じられたら、個人や地域の判断で避難を開始することが、被害を最小限に抑える第一歩だと考えます。
12	・ 自治体も混乱している中、避難に関する情報の発令が遅れるおそれがある。住民も自ら判断することにより、生命や身体を守ることができると思う。
13	・ 過去の風水害警戒時において、避難勧告や避難指示の発令以前に自主的に避難したいという住民ニーズがあったことから、災害警戒時(特に台風接近時)において早い段階で自主避難所を開設し、受け入れるようになった。自主避難はあくまで住民の判断で避難するものであるため、避難が必要な場合は速やかに避難するよう呼びかけていく。
14	・ 市の避難指示や避難勧告が発令される前でも、危険であれば、被害を無くすという意味で「自主避難」をしてもらいたいので。
15	・ 今回、災害があった箇所は市が想定していなかったものが多くあった。市からの避難勧告等を待たずに住民が自主的に危険を察知して早期避難をすることが、人的被害の軽減につながると考えるため。
16	・ ○○市は、過去に度々水害を受けてきました。平成○年○月○日と平成○年○月○日の二度の水害は、都市型水害としての大きな課題を残しました。本市では、自主防災組織づくりを支援していくとともに、自主防災リーダー研修会や地域での出前講座などを通じて、避難時の心得や、自主避難を含めた避難行動の支援に努めている。特に水害時の避難については、昨年○月の○○町の水害や過去の水害でも、避難途中で犠牲者が出ていることを踏まえて、住民に対しては、歩いて避難できる水深や、浸水時の避難の方法や危険性について知ってもらうよう努めている。 ・ また、避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、自宅や隣接建物の2階等に避難する方が安全な場合があることも広く知ってもらうこととしている。
17	・ 今回は、さいわい、ケガ人等は出なかったが住民の安全のため、危険と感じられる場合には、積極的に行っていききたい。
18	・ 平成21年7月中国・九州北部豪雨により、災害が発生したことを受け、いち早く自主避難をすることにより被害をくい止めることができる。
19	・ 本市は市域が広く、その多くは中山間地域である。また、防災行政無線が整備できていないこともあり、危険を感じた時、市民の自主的な判断による避難がとても重要である。
20	・ 市町村合併により市域が山間部から海岸部まで広範囲になったため、全域の状況を細かいとこ

	<p>ろまで行政が把握することは困難であるため住民自らが災害の危険性を感じたときには安全な場所に自主的に避難することが必要であるため。</p>
2 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生した時は、防災、行政機関だけでは十分な対応ができない場合がある。地域住民が一致協力し素早い取り組みを行う「共助」は減災に有効。このため自主避難も含め、自主防災組織の設置を推進していく。
2 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市において、今回被災した地域は、土砂災害警戒区域の指定を受けている地域やそうでない地域もあり改めて、災害の発生する地域を特定することが難しいことが確認された。こうした状況をふまえ、災害の発生するおそれがある場合や危険を感じる場合には、まず自主避難をするよう住民に理解してもらうことが重要であること、又、雨量等の情報についても敏感であるように周知していきたい。
2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併により市の面積が広範囲になったうえ、近年、局地的な集中豪雨が多発しており、いっどこで発生するのか予測が不能である。平成〇年〇月には〇〇町で発生した土砂災害で〇名の方が亡くなった。このような災害が発生してからは、一段と早めの避難を行うよう働きかけている。
2 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、作成配布予定の「避難マニュアル」には、行政から避難勧告等を発令する前に、自主防災組織や町内会などの自己判断で自主避難することも選択肢の1つとして掲載する予定である。自助、共助、公助の「自助」の一端として、公に頼りすぎず自分の身を守る意識の啓発も必要と考えている。
2 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象等の急激な変化で予測が難しい中、命を守るためには、早めの避難が最も重要であると考ええる。
2 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が地域住民全員に対し、適切に避難を呼びかけるというのは、限界がある。住民一人一人が自分たちの命は自分たちで守るといった意識が必要であることから、「自主避難」を働きかけるつもりである。
2 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の集中豪雨は夜間に発生したため、災害対策にあたる職員の参集体制を十分に確保することが困難であり、住民自身の自助により災害発生を予期し、自主的に避難行動を起こしてもらうことが重要と判断するため。
2 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨、洪水、台風などの場合には、市内全域の各地区で同時多発的に災害の危険にさらされることが想定される。そうした場合、現在では一斉同時に、かつ、確実に避難の呼びかけを行うことは困難であり、情報伝達の確実性にも疑問が残る。そういったことから、住民や地域の防災に対する危機意識を高め、避難の判断となる情報の提供及び早期の自主避難を働きかけていきたい。
2 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の自主避難が安全で人命を守るために、一番効果的と考えているため。
3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活者が最も危険について身近に感じられると考えます。
3 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも出前講座や防災訓練等で自主避難を啓発してきているため、今後も引き続き啓発していきたい。
3 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成〇年〇月豪雨災害を踏まえて、ハザードマップの作成・全戸配布を行ってきました。さらに市からの情報配信の充実のため、防災行政無線に加えて、防災ラジオの導入、防災メール一斉配信システムの導入を行ってきました。 ・ 平成〇年局地豪雨災害では、情報配信の充実により、市内の状況を随時配信することができたが、避難勧告発令前の自主避難においては、瞬時の判断に課題が残る災害となりました。これらを踏まえて、“避難勧告等の判断・伝達マニュアル”を早期に作成し、市民へ周知し、より防災対策の強化を進めていきたい。
3 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の面積が広く、広範なため全域の状況を把握するには限界があり時間を要する。今回の雨は市の北部で短時間に多量降っており、本庁がある南部では状況がつかめていなかった。市の対

	<p>応には限界があるため、自主防災会等の判断が必要である。</p>
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災・減災の基本認識として市民一人ひとりが行動するよう、防災講習・防災訓練等のあらゆる機会を捉えて、市民に防災意識、防災知識の普及啓発を図っている。 ・ 本市においては、南海地震発生時の津波被害対策が最大の課題である。市民一人ひとりの自主的かつすみやかな最寄り高所への避難が大原則であり、平常時の避難訓練の基本方針としている。 ・ 近年の大雨は、市内不特定地区だけに短時間に集中豪雨となって襲う傾向にあり(いわゆるゲリラ豪雨)、市災対本部の災害対応特に避難勧告等に間に合わないといった事態が常態化している。
35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報の発令に至るまでに時間がかかった場合、自主避難が被害を軽減する有効な手段だと考えるから。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害を想定する場合、想定範囲があまりにも広域かつ多数になるため具体的に地域を指定することは難しい。地域住民の方が、地域の中での危険力所や、安全力所をより細かく把握しており、避難途中での事故などを考慮すると住民主体の避難計画の方がより現実的である。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な状況になってからの避難勧告では、安全に避難できないため。
38	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に、自治体の避難情報発令の遅れが災害発生拡大に拍車をかけているとの報道がされている。自治体の避難情報だけが住民の避難する手段だとは考えていないが、一つの基準となることは事実である。自治体としては、“からぶり”をおそれることなく避難情報を発令できる体制づくりと、住民が避難しやすいような環境づくりと、避難しなければならないという意識づくりを啓発する必要があると考えている。
39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険性の高い対象地域が絞りきれないので、自主避難してもらえよう働きかけが重要である。
40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量等は市内においても地域ごとに相当差異があるため、統一的な対応ができない。各地区または個人の判断に頼らざるを得ないと感じる。
41	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の高齢化に伴い、避難行動に時間がかかる。行政にも限界がある中で、最善の方法は、「早めの対応、早めの避難」である。
42	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政による避難勧告等の発令前でも、現地にいる住民が、自ら状況を判断し、早期に避難することで、被害が軽減されると考えるため。
43	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時に行政が対応できる部分は限られるので、自助、共助の考え方から、自分の安全確保は自ら判断するべきと考える。
44	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心に関する地域活動は住民主導により取り組まれるべきであるが防災における自助・共助による地域力が求められているにもかかわらず、住民の意識レベルは低くまだまだ行政が活発に取り組む必要がある。
45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が自ら状況判断をして自主避難をすることは重要であるため、啓発を通して働きかけていく。
46	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲリラ豪雨など最近の風水害においては、想定以上の事態が発生することが多いため、過去の災害で被害のある所は特に事前に避難しておくことで、人的被害を防ぐことができると考えるため。
47	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に災害を受けているため。
48	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年ゲリラ的豪雨が頻発しており、本市のような広範な市では、地域により雨量がかなり異なっている。(台風9号の検証から)状況に応じた自主防災会や個人の対応能力の確立が重要と思うところであり、早い段階からの自主避難が重要と考える。
49	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が居住している土地条件は様々であり、それらに完璧に対応して市から避難情報を出すことは不可能であり、市が情報を出した時にはすでに浸水している地区もある可能性がある。この

	<p>ため、市からの事前の情報や、テレビ等の情報を基に、住民自らが判断し、適切な避難行動をとることが重要であると考えから。</p>
50	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の発令に到るまでに時間がかかった場合、自主避難が被害を軽減する有効な手段だと考えるから。
51	<ul style="list-style-type: none"> 危険な状況になってからの避難勧告による避難では、安全に避難できないため。
52	<ul style="list-style-type: none"> 過去に本市においても人的被害が発生しており、自主避難の働きをするつもりである。
53	<ul style="list-style-type: none"> 平成〇年の大震災を教訓に、平成〇年から小学校区を単位とした自主防災組織づくりを支援している。その中で、自主防災組織リーダー研修会や地域での出前講座などを通じて、避難時の心得や、自主避難を含めた避難行動の支援に努めている。台風接近時には、避難所の開設情報を広報し、市民が危機回避を行う時間帯も考慮して、自主避難者の受け入れを行っている。
54	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併により市の面積が広範囲になったうえ、近年、局地的な集中豪雨が多発しており、いどこで発生するのか予測が不能である。平成〇年〇月には、〇〇町で発生した土砂災害で〇名の方が亡くなった。このような災害が発生してからは、一段と早めの避難を行うよう働きかけている。
55	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な事例として、自治体の避難情報発令の遅れが災害の拡大に拍車をかけているとの報道がされている。自治体の避難情報だけが住民の避難する手段だとは考えていないが、一つの基準となることは事実である。自治体としては、“からぶり”をおそれることなく避難情報を発令できる体制づくりと住民が避難しやすいような環境の整備、そして避難しなければならないという意識の啓発をする必要があると考えている。
56	<ul style="list-style-type: none"> 人命を第一に考えなくてはならないのは当然のことであり、そのためには自主避難は大事な一つであると考え。このように考えるきっかけとなったのは、昨年〇月に発生した暴風雪による被害であり、近年まれに見る大きい被害となった。中でも市内半分以上の世帯で長時間停電となり、暖もとれないような世帯もかなり出た。この経験が自主避難の重要性を再認識することにつながったと言える。災害による被害は我々の予想を越える場合も多く、例えば土砂災害の危険箇所等以外の全く予想していなかった箇所でも被害が発生する可能性だってある。このような場合にあっては、市側として勧告・指示を出さないようなこともあると考えられ、そうなるとうやはり自主避難が重要となってくる。これらのことから、平常時から住民に対し自主避難について啓発し、働きかけていき、安全で住み良いまちづくりに努めたいと考える。
57	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は文字どおり住民が自ら判断して避難行動を取ることだと思うが、住民の自主避難行動に結びつく情報の提供に努める。 被害の軽減はもちろんのこと、住民の不安を解消するためには必要だと思う。(今回のケース)
58	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難も有効な避難の手段の一つと考える。平常時から広報紙等を通じて自主避難等を含めた避難誘導等について周知していきたい。
59	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風18号の災害は、短時間に多量の降雨により、床下浸水による避難となり、特に、住宅が回りより低地に建てられた住民より自主避難による、地区公民館の開放要請より始まっております。当日は、夜明前からの降雨により災害箇所が増加し、町職員、町消防団に災害対応をしてもらっていましたが、町内の細部までの監視は、出来ない状態であった。 今までは、行政が避難勧告、指示をしなければ避難が出来ない様な風潮であったが、「自分の命は、自分で守る」の自助の一環として、住民の災害対応を希望する。また、行政においても、各災害の対応方法等を再考したいと思います。
60	<ul style="list-style-type: none"> 本市は広域であり、がけの数も多いことから、消防等の巡回だけで、前兆現象をすべて把握し、早期に避難することは不可能である。また、大雨警報や土砂災害警戒情報の発表をもって、一律に避難勧告等を発令するのも非現実的である。本市としては、できる限り早期に避難勧告等を実施していくため、住民の方々に、前兆現象などを事前に普及するほか、大雨の際に適時適

	切な情報提供をすることで、被害軽減を図ることとしている。
6 1	・ 近年、局地的な集中豪雨が発生しているため、雨量・警戒情報の収集、前兆現象の把握、避難のタイミングや避難方法、避難が困難な場合の防御対策、日頃からの備え、過去の災害や避難の事例等について事前周知し、住民が自主的に避難行動に移れるよう意識付けを行う。
6 2	・ 市民に安全に避難してもらうため。
6 3	・ 局地的な降雨等の場合、住民に対する行政の避難に関する情報が、後手になる可能性がある。〇〇町の豪雨災害の教訓からも、地域の地形等も考慮して早めの避難が必要と思われる。
6 4	・ 早目に避難してもらい被害を最小限にするため。
6 5	・ 「自主避難」という考え方がまだ一部の人にしか浸透していないため。
6 6	・ 山間地域であり、面積も広い。市の山間部と平地、北部と南部、河川により気象条件が異なる場合があり、また高齢者世帯など災害時要援護者も多いため、地域の状況に応じて住民等自ら、判断することも必要と考える。
6 7	・ 災害が起きた場合、注意喚起及び、避難勧告・指示は行っていくが、すべての住民が防災無線などを聞き迅速に行動するのは難しいと考えられる。住民一人一人が災害に直面した場合、迅速に行動できるよう、危機管理意識を持ってもらうことが重要であるため。
6 8	・ 市内全ての地域の状況を把握することは困難であり、今後の状況を全て予測することも、不可能である。市民が身の危険を感じたら、早めの避難が行えるよう、体制を整える必要がある。
6 9	・ 平野部から山間部まで、地形的に多様であるため、天候も同一ではないため。
7 0	・ 被害予想と実際の被害に差があるため、自治体としては被害予想を想定するのが難しく、自治体から、積極的に働きかけるのが難しい。よって、住民たちの意向にまかせるのが現状であります。
7 1	・ 常々、自助を意識して、自分の身を守ってもらうため。
7 2	・ 住民の防災意識が向上するということは、実際の有事の際の自主避難者の増加につながる。引き続き住民の防災意識の向上に努めていく。
7 3	・ 近年の災害を見ると、行政等が情報を出すまで時間を要してしまうので、地域ごとや各個人で危険であると判断すれば避難する意識は必要である。恐らく、どんなに情報伝達網を整備しても、タイムロスはず生じるので、一人ひとりの意識、いわゆる“自助”がないと被害を減らすことは難しいと思う。
7 4	・ 避難勧告等の判断基準が定まっていない。土砂崩れ等の発生の危険性は、地域住民の方が分かっている場合もある。
7 5	・ 警戒区域における変異は地元住民にしかわからない部分があるため、降雨の実状況等をふまえ、自主的な監視を啓発するとともに、自主避難を働きかける必要があるため。
7 6	・ 全国各地で土砂災害等が発生している状況もふまえ、早め早めの対応が必要と、考えられるため。
7 7	・ 台風18号の接近に際して、住民等から多数の自主避難に対する問い合わせがあったものの、ルール作りが遅れているために迅速な対応が出来なかったから。
7 8	・ 被害を最小限にするためには、早期の自主避難が重要となるため。
7 9	・ 平成20年8月末豪雨の反省を教訓にする必要があるため
8 0	・ 近年多発しているゲリラ豪雨では急激に水位が上がって避難が困難な状況になり死亡するような例もあるため、早めの避難が必要であると考えられるため。
8 1	・ 近年の災害状況や他自治体の状態を鑑みて、自己防衛の基本と考えているから。 ・ 平成〇年に被災した豪雨災害を経験した、高齢世代の不安を払拭するため。
8 2	・ 〇〇豪雨における被害地域に対しては、当時十分な避難判断規準がなく、かつ、雨量予測等の精度が十分でなかったため、自主避難に関する情報を伝達する余裕が全くなかったが、現在

	<p>は、指定水防管理団体として、指定河川の水位の動向や、降雨予測の状況により、特に必要と判断される場合には、特に災害時要援護者に対する早目の準備行動を促すため、避難準備情報を伝達することとしている。</p>
83	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から、広報などで危険を感じるような時には早めの自主避難の必要性を周知している。
84	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害の場合、実際の地区の状況を市ですべて把握することは、困難であり、もし、状況を把握できたとしても避難勧告等発令までのタイムラグが生じてしまう。そのため、地区を十分把握している住民の自主避難は被害を少なくするために重要な行動であると思われるため。
85	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害やゲリラ豪雨等の突発的な災害に対しては、自主避難が有効であり、市民の安全のためには可能な対策を行うべきだから。
86	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の台風では、我が市ではたくさんの方の自主避難により被害を最小限に抑制することができた。しかし、自主避難した方の多くは50年前の伊勢湾台風を経験した方が多かった。今後は若い方を中心とした防災意識の啓発のために市民や地域に働きかけるつもりである。
87	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨による避難は、洪水、浸水等の被害が始まってからでは遅いと考える。過去の状況などを考慮し、行政も早めの避難に関する広報を心がけているが、「自分で自分を守る」意識を持っていただくためにも、自主避難に関する働きかけは、必要と考える。
88	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な被害および災害が発生してしまう前に地元の方で判断してもらい自主避難をしてもらいたいため。
89	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の台風18号については、規模の大きさ、進路など本町への接近が予測され、住民より、事前に「避難所」の問い合わせがあり、本町では早めに、災害対策本部を設置し、避難所の開設準備をした。避難所の開設箇所(時間等)については、地元区、自主防災組織等へ報告し、住民からの問い合わせに対応した。今回自主避難した人は、少なかったが、一人暮らし、高齢者など、避難をしたくても、避難所へ行くことに抵抗がある人もいると思うので、地域と協力してスムーズに避難できる体制を整備していく必要がある。(避難所の整備を含め)
90	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自分の身は自分で守る」を原則と考えている。自主防災組織と住民との連携(共助)が確立されつつある。
91	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域は台風常襲地域、豪雨地域であり、近年全国各地でゲリラ豪雨が頻発していることから、いつ災害が起こってもおかしくないと考えなければならない。このような状況の下、市としては住民の安全を確保するという観点から、住民が逃げ遅れなどで災害に巻き込まれることがないように、安全に避難できる早めの「自主避難」を今後も引き続き働きかけていきたい。
92	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地の状況を踏まえて、早めの避難を心がけてほしいため、その際、全ての市指定避難所が開設されるわけではないので、知人や親類の家など、安全な場所を確保してもらうようにも呼びかける必要がある。
93	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難とは、まだ行政から避難に関する情報が出されていない段階に、住民が自ら判断して避難することを言う。そのため、各人により避難を必要とする時機が異なる。しかし、避難場所が開設されていない状態では自主避難を行うことができないため、まずは行政が避難所の準備を行うことが必要である。そして、住民は避難所が開設されたことを確認してから避難を開始することが必要である。そのため、自主避難を行うタイミングについて、地域で行う防災講習において周知をしていきたい。
94	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの住んでいる地域において、行政機関に頼るのでなく、あくまでも住民1人1人で危機意識を持ち、防災対策を行なうことが大切であると市として考えるから。
95	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨や台風の接近などで、身の回りに危険を感じ、個人または家族単位で自主的に避難を行う場合は、それぞれの判断基準に相違があるため、避難する前に、自前に役場担当課へ連絡した上で避難していただけるよう、広報等を行いたい。
96	<ul style="list-style-type: none"> ・ すでに行っていることであり、今後も継続していく。

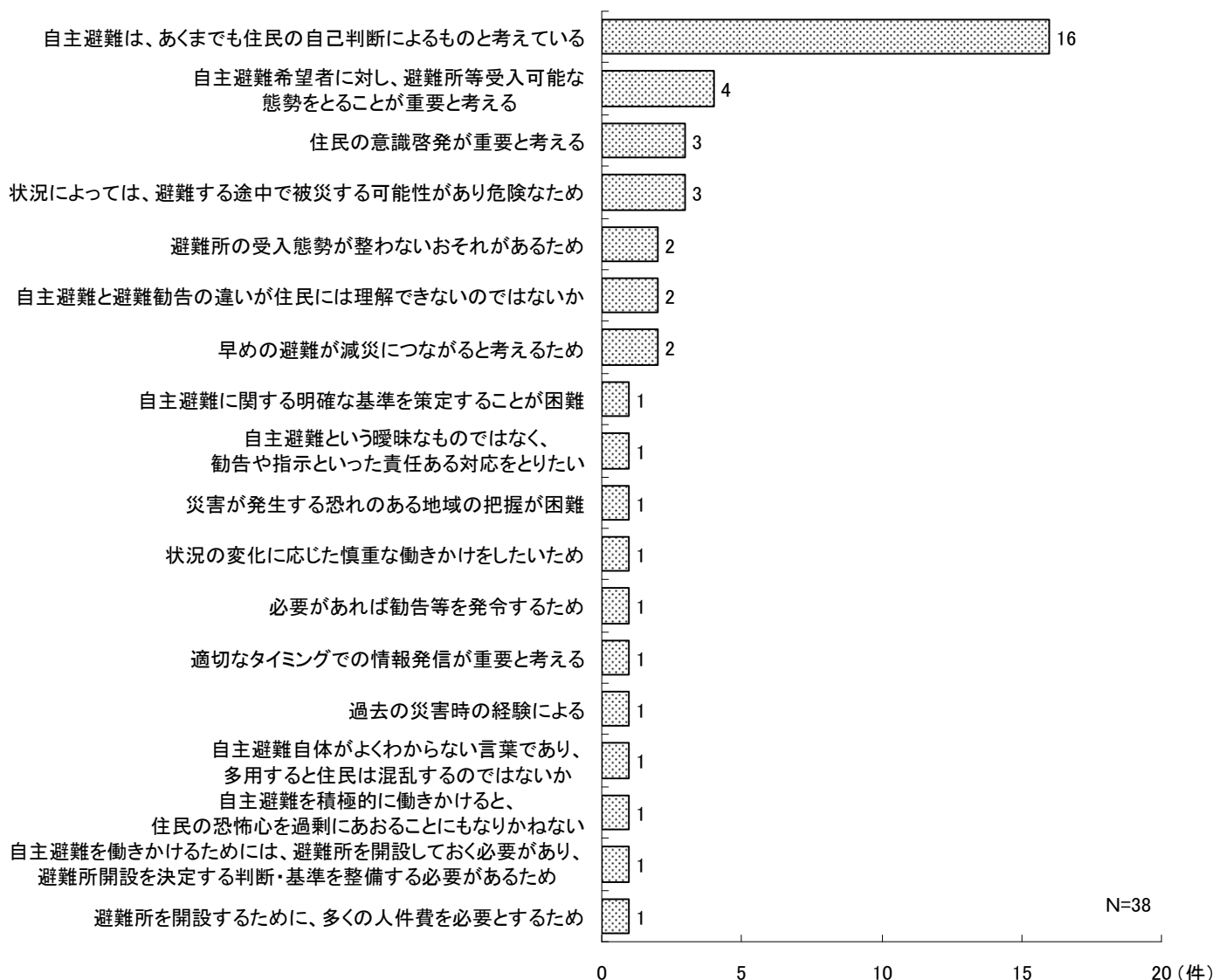
97	<ul style="list-style-type: none"> 開設された避難所9箇所のうち2箇所だけが、自治会によるものであった。他は町職員を配置して、開設したものであった。予想される被害がもっと大きくなる場合、自主避難者の数も増え、災害時要援護者の避難も多くなることが予想される。その場合町での対応だけは困難であるため地域ごとの自主避難体制が大切になると考えられる。
98	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の避難情報を適切なタイミングで適当な地域に発令することは、非常に困難である。また、自然災害は必ずしも予想どおりに発生せず、想定を超えたり、想定していない地域で発生することがある。したがって、市民の生命財産を守るためには、具体的な基準をもとに避難情報を発信することも当然ながら、早期の自主避難の重要性について周知することが求められると考える。
99	<ul style="list-style-type: none"> 地域によってそれぞれ特徴が異なり、全地域を把握できない場合があると予想される。当然行政からも情報は発信するが、行政からの指示が無くても危険と感じたら避難することが大切であると思われるから。災害においては、日頃から危機意識を持ってもらうことが重要であり、その意味から、自分たちの地域はどうなれば危険かを日頃から呼びかけ、考えてもらい、自ら判断できる地域力を身につけてもらう啓発も併せて実施する必要があると考えている。
100	<ul style="list-style-type: none"> 一時避難場所として、一時的に自主避難する施設、場所を定めている。 住民自らが状況を判断し、早期避難することこそが、被害防止に繋がるため。
101	<ul style="list-style-type: none"> 急激な状況の変化等によっては、避難情報発出・発令のタイミングが遅れ、かえって二次災害の危険性につながるおそれもあるため、少しでも危険性が予想される状況では、安全な段階での早めの避難(自主避難)が必要と考えるため。
102	<ul style="list-style-type: none"> 最今、土砂災害防止法に基づく区域指定に向けた住民説明会の中で、避難体制の構築が強く求められている。特に市の判断前に地元を知りつくした住民の判断による避難を地域に働きかけたい。
103	<ul style="list-style-type: none"> 近年、予測困難な局地的集中豪雨(ゲリラ豪雨)が多発されるなか、各地域で判断し、避難することも必要である。
104	<ul style="list-style-type: none"> 平成〇年の台風〇号の教訓を生かし、早め早めに避難所を開設することとし、併せて自主避難の呼びかけを行うこととした。
105	<ul style="list-style-type: none"> 今後、手順やマニュアルの整備を進め、自主避難を働きかけたい。自助、共助、公助という言葉があるが、まずは自分の身は自分で守ることが一番大切であり、被害軽減が図れると思われるため。
106	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、土砂災害等の危険箇所全てに職員を派遣することは不可能であり、最新の現場の情報及び地域の特性は、その地域に住む住民が最も良く知っているため。 危険箇所に定められていない区域の中でも危険な箇所は存在し、危険であるか否かを認知するのは、その住民しか居ないため。
107	<ul style="list-style-type: none"> 同報系などの整備による伝達手段の拡充により、災害時に必要な情報を市民に対して発信し、被害を最小限に抑える努力をするため。
108	<ul style="list-style-type: none"> 行政が発信する避難勧告等の情報にのみ避難のタイミングを委ねるのではなく、行政からの情報がない場合であっても、自ら気象情報等の収集に努め、身の危険を感じる時は早めの自主的な避難行動により、命を守っていただきたいと考える。なお、自主避難については日頃の啓発活動の際に周知している。
109	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風18号での避難所開設を期に、各地域住民が、個々の避難場所・経路を認識してもらうきっかけにしたい。
110	<ul style="list-style-type: none"> 市が市域全体の被害状況をすべて把握することは困難である。状況に応じて避難準備情報や避難勧告は発令するが、まず、地域の状況により自主避難をしてもらうことが最善であると考えられる。

111	<ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告」、「避難指示」を発令するまでは、あくまでも個人の判断によって避難してもらわなければならない。
112	<ul style="list-style-type: none"> 近年、局地的集中豪雨のような突発的・局地的な災害が発生しており、市からの避難情報が間に合わない事もあるため、自宅周辺に異常が発生し、災害の危険性がある場合には避難が必要となってくるため。また、深夜の避難等の場合、指定避難所までの避難に危険を伴う事もあるため、場合によっては2階や近隣の高層の建物、あるいは高所への避難もあわせて周知していく。 台風の接近する場合あるいは相当な出水が予測される場合、テレビ等の報道により何らかの影響が出ることが予測されるような時はあらかじめ避難所を開設し、周知することにより自主避難をうながせる。 早期避難を考えるとときには、災害時要援護者について自主避難が必要かと考える。
113	<ul style="list-style-type: none"> 「自分の命は、自分で守る。」という事を基本とし、早めに自分(地域)で避難を行って欲しい。災害の状況は、市内一律でないので、自分(地域)で判断してもらう事が必要と考える。
114	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を呼びかける事によって、危険な状態での避難をさけ、2次被害を未然に防ぐとともに、呼びかけにより、災害に対して、危機意識をもってもらいたいため
115	<ul style="list-style-type: none"> 台風18号では大きな被害はなかったが、〇月〇日のゲリラ豪雨により、避難勧告を発令した。その際には、災害対策本部で避難勧告を発令したが、それ以前に支部で自主避難の呼び掛けを行った。ゲリラ豪雨は、短時間で被災するため、現場(支部)での積極的な判断が必要だと思われる。
116	<ul style="list-style-type: none"> 合併により、市域も広がったことで、情報を把握し、迅速・的確に避難情報を発することは現実的に難しい(特に集中豪雨)。理想は住民が気象情報等を基に、正しく判断し、避難行動をすることと考えるため。
117	<ul style="list-style-type: none"> 他地域での過去の被災状況を見て、早めの避難が必要という認識があるため。
118	<ul style="list-style-type: none"> 早期の避難を呼びかける時、住民にとってより身近な存在であり、又近距離でもある各地区の公民館への自主避難は効果的である。
119	<ul style="list-style-type: none"> 局地的豪雨や集中豪雨にみまわれた場合、町の災害対策本部では予測できない箇所では災害がおこる可能性があることから、住民・地域による自主避難は重要である。
120	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告、指示を出す判断は、雨量・水位・警報等の情報等だけでは、実際に難しく、地元の状況を把握している者でないと、分からない部分も多く、それらを早い段階で検討、早めの避難を促していくのが被害を最小限にする方策と思われる。
121	<ul style="list-style-type: none"> 町内各地域、また各戸の周辺状況が異なるため、行政としては情報を提供し、それにより各人が自主的な判断をすることが大事である。
122	<ul style="list-style-type: none"> 今後、当町周辺において大地震が発生する可能性が高いことや、ここ数年、取り沙汰されている「ゲリラ豪雨」等、当町においても、いつ災害に遭うか分からない現状にある。本年においては隣にある〇〇市において、ゲリラ豪雨により、死者〇名の被害を受けている。また当町には、〇〇川水系が縦横に河川を成形していることから過去に大きな災害が発生している。 更に、現在、災害が発生した際に「自助、共助、公助」の充害ということからも、住民個人、町内会等の自助、共助を強化し、住民に対し、防災意識の向上に努める必要があると考えられる。以上のことから、今後、今以上に住民や地域に対して、「自主避難」を含む防災に対する情報を発信し、働きかけていく必要が認められる。
123	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化が進み又、独居の方が多本町においては、事前に避難していただき、避難所において、安心していただくことが、防災・福祉行政との思いから、自主避難を町民に働きかけをする。
124	<ul style="list-style-type: none"> 市内の自主防災組織率が向上し、住民の防災意識が高まってきたため。
125	<ul style="list-style-type: none"> 住民の危機意識が重要であるから。早めの避難であるため、安全が確保されている状況の確

	率が高いから。
126	・平成16年に大雨による土砂災害によって尊い人命を失った経験から、今後少しでも、1人でも多くの命を守るためにも、「危なくなる前に避難する」「避難所が開設されていなくても、避難できる知り合いの家がある、そのためにも普段から、近所付き合いをうまくしておく」という意識の啓発に努めたいと考えている。
127	・市内には、土砂災害危険箇所が多く、限られた地域で集中的な降雨になった場合には避難情報の発令が即応できないことが考えられるため。
128	・〇年〇月の〇〇町水害後、避難勧告基準を策定し、避難の呼びかけに関する方針が定まったため。
129	・町としても早めに判断して避難情報を出すようにしたいと思うが、今日の地域温暖化等に伴う、今までに経験したことのない様な大雨・集中豪雨などにより、避難情報が遅れることも想定されます。こういった場合に、住民自身が身近な状況に気を配り、何時もと違うなど気になる事があれば、町からの情報を待つのではなく、地域住民とともに自主的に避難してもらいたい。
130	・過去に、風水害により人的被害はなかったが、家屋の被害があり、現在では、砂防も完成しているが、住民には記憶が残っていると思われる。
131	・最近の災害は予測が難しいことから、早めの避難が有効と考えるから。
132	・独居高齢者世帯が多く、風雨が強まってからの避難は、危険を伴うため。
133	・台風の接近等の場合、高齢者のみの世帯から避難場所の電話が入ることがよくあるため。
134	・本市は平成〇年の台風災害で〇名の死者を出すなど甚大な被害を経験した。本年7月の中国・九州北部豪雨、8月の台風第9号に伴う大雨では、避難勧告の在り方が問われた。 ・〇〇市や、〇〇町など災害時に行政が必ずしも的確に避難勧告を周知できるとは限らない。このため、住民は、災害が発生するおそれのある場合など、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく熟知し、落ちついて避難できるよう努めていきたい。
135	・市内全域の危険箇所の状況を把握することは、困難であるため、住民と接する機会に早目の自主避難を呼びかけている。
136	・平成〇年〇月に合併し、〇〇町となって以降、一貫して、同じ考え方。防災・減災を町民と共に推進する、自助、共助、公助に基づく。
137	・地域の実態は地元住民が過去の実態等により行政よりよく知っている。経験に基づき住民自ら早めの判断で自主避難する事で災害を防ぐことが出来る
138	・住民一人一人が、居住する地域の特性を理解し、状況により自主避難の判断が出来るようになることが、被災を免れる最大の方法と思われることから、自主防災組織の育成を始め、住民に対し自主避難の大切さや判断する基準などを知ってもらうことが重要と考える。
139	・田舎であるため、家の裏などが、急傾斜地の地区が多数あります。しかし、補助対象にはならない地区がほとんどで、防災対策はできていない状況です。そのため、長雨、台風、ゲリラ豪雨等があった際は、早めに、自主避難していただくよう、日頃より、住民の方には説明しているため。
140	・従来からの方針
141	・〇〇市は、大部分が脆弱な土壌で占められ、また、台風も頻繁に通ることから、土砂災害のリスクが高い地域である。山地も多く、〇〇箇所もの土砂災害警戒区域が指定されている。 ・一方では、土砂災害警戒情報の発表単位が広域で、早めのタイミングで発表されることから、これを直接避難勧告等の発令基準に位置づけられていない。また、土砂災害警戒区域の中には、ハード対策がなされている区域もあり、未実施区域の中でも崖高が低く、傾斜もなだらかで、人的被害の発生可能性が低い区域も混在している。建物についても、その構造や建築年度、建物階数が異なることから、土砂災害のリスクも当然異なる。

	<ul style="list-style-type: none"> これらの状況を個別に判断し、適切な避難勧告を発令することは困難であることから、市民一人ひとりが災害リスクを把握し、自主的な避難を行ってもらうことが、人的被害の軽減につながるものであると考える。
1 4 2	<ul style="list-style-type: none"> 「〇〇市地域防災計画」に、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するように記載済みであり、自主避難については以前から取り組んでいる。
1 4 3	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が行える支援にも限度を感じている。自主防災組織を育成し、自主防災組織自らが判断し、自主避難が行えるようにすることが、大切であるとする。
1 4 4	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害において、人災はなかったが、人災があってもおかしくない災害が、幾度と発生しているため、自分の命は自分で守ることも考えていただきたいため。(行政からの情報は発信することを前提で)

2. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に積極的に働きかけるつもりはない」と考えるようになった経緯・理由について（複数回答）

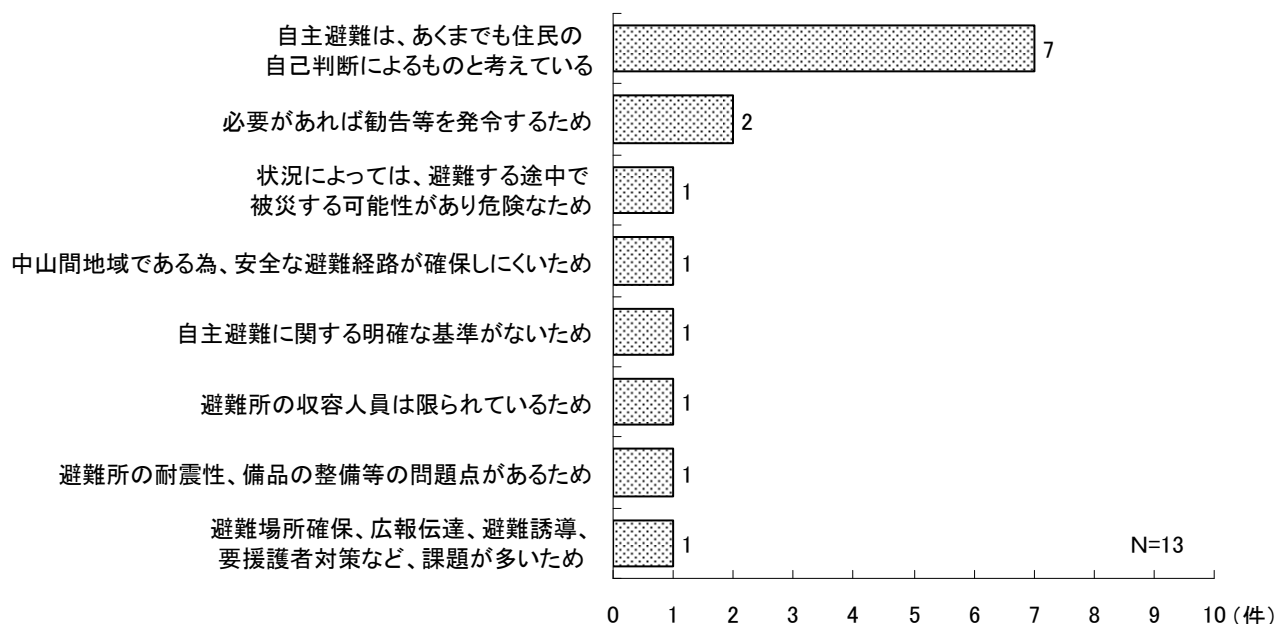


No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断については、大変難しいもので対策本部で考えるより、その対象地域に出向いて判断した方が、より適切に判断できる。しかし、現実には無理であり、自主避難の判断については、個人に委ねることになっていくと考える。しかしながら判断材料の情報については、防災行政無線等で十分行い、自主防災組織の研修育成が重要になってくると思われる。
2	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、「自分の身を守るために、個人の判断で自主的に避難すること」と考えており、基準等も定めていない。しかしながら、災害発生時に住民や地域から連絡があれば、相談に応じ、必要と判断された場合は、自主避難を促すことにしている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 警報等の発表に応じ避難所の開設を行っており、またその旨を広報車等で広報している。避難への準備は整っており、「自主避難」の段階では市民側のそれぞれの状況に応じて判断してもらうべきである。
4	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難に関する明確な基準を策定することが困難だから。
5	<ul style="list-style-type: none"> 早めの避難が最も大切。
6	<ul style="list-style-type: none"> 自らの身を守るため、自宅や自宅周辺の危険箇所について日頃から確認しておくなど、自主的な防災対策を行うよう普及・啓発することが災害の被害を減らすために重要であると考えているため。
7	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、あくまでも住民の自己判断によるものと考えているため。しかし、住民が、災害への備えや防災に関する知識を身につけ、より意識を高められるよう防災学習会等を通じさらに啓発を行いたい。また、台風等で災害発生の危険性がある場合は、迅速かつ的確に情報伝達できるよう努めたい。
8	<ul style="list-style-type: none"> 警報等の発表に応じ避難所の開設を行っており、またその旨を広報車等で広報している。避難への準備は整っており、「自主避難」の段階では市民側のそれぞれの状況に応じて判断してもらうべきである。
9	<ul style="list-style-type: none"> 自らの身を守るため、自宅や自宅周辺の危険箇所について日頃から確認しておくなど、自主的な防災対策を行うよう普及・啓発することが災害の被害を減らすために重要であると考えているため。
10	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風18号の対応に関しては、仮に自主避難をしてくる住民がいた場合に対応できるよう、市内数箇所の避難所を自主避難所として開放し、その旨を防災広報車等を活用して市内全域で広報活動を行うこととした。今後もこのような対応をしていくことになると思われるが、行政側が出す避難勧告等と異なり、自主避難はあくまでも住民の自主的な判断によるものであることから、行政側から積極的に自主避難するよう働きかけることはしないと思う。(自治体としては自主避難をする住民に対する迅速な対応をすることが大切であると思われるため)
11	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難」を積極的に働きかけるのではなく、住民の個別の状況等を住民自らが判断し、避難したいと申し入れがあった場合に、受け入れ可能な態勢をとることとしているため。
12	<ul style="list-style-type: none"> あくまで、自主避難は、自らの判断で避難することと考える。しかし、避難施設の開設を求められた場合は対応していく。
13	<ul style="list-style-type: none"> 今回〇〇市では同報無線により台風の備えを促しましたが、自主避難の呼びかけは行いませんでした。その理由としては、災害に対応できるよう避難勧告等発令する基準があり、それに則り対応していくようになっています。もちろん災害は何が起こるか分からないため、臨機応変に対応していきますが、「自主避難」という曖昧なものではなく、勧告や指示といった責任ある対応をとりたいと考えているからです。ただ、今回のように住民から要望がありましたら自主避難していただけるよう対応はしていく考えです。
14	<ul style="list-style-type: none"> 避難の必要があると判断される場合は、「自主避難」ではなく「避難準備情報、避難勧告、避難指示」という形での住民への呼びかけになる。よって、「自主避難」を呼びかけることは原則として

	ない。
15	<ul style="list-style-type: none"> あくまでも自主的な避難なので、行政から働きかけることはしない予定です。雨量や水位などの情報により災害が発生する危険性が高いと判断した場合は、避難勧告の発令などより強い働きかけを検討しますので、自主避難の働きかけを積極的に行う予定はありません。
16	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難自体がよくわからない言葉であり、多用すると住民は混乱するのではないかと？あくまでも避難勧告、指示が基本であると考え。住民からの要望が早い段階からあれば自主避難ととらえても良いが…。
17	<ul style="list-style-type: none"> あくまでも「自主」であるので、それを積極的に働きかけるのはどうかと思う。 「避難勧告」、「避難指示」を周知して、発令の際に確実に避難してもらえるような働きかけにウエイトを置きたい。しかしながら住民から自主避難の申出があった場合は、避難所開設等、迅速な対応を取りたい。
18	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、従来より、災害時に市が避難勧告を発令していない段階で市民から自主的に避難したい旨の連絡を受けた場合には、市職員を派遣して最寄りの避難所を開設し、自主避難を受け入れております。台風18号来襲の際の自主避難についても、自主避難を希望する旨の連絡を受け、対応したものであります。以上のような経緯から、自主避難をしてもらえるような働きかけとして、自主避難を希望した場合、市はそれに対応できる体制を備えているということ、住民に対しより広く広報するべきであると考えます。
19	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を積極的に働きかけると、住民の恐怖心を過剰にあおることにもなりかねない。また、避難所を開設するために、多くの人件費を必要とするため。
20	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難については、市民の判断によるものだから。
21	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市地域防災計画において、「自主避難」に関して、具体的に定めはなく、台風18号は大型との報道もあり、被災の経験から、住民が自主的に避難する場合を想定し、早期に市内〇カ所の避難所を開設し、対応に当たったものである。 今後も「自主避難」について、積極的な働きかけはせず、事前情報等の把握に努め、避難所開設の必要性を判断し、自主避難者の対応に当るものである。
22	<ul style="list-style-type: none"> 台風の場合には事前に被害等の予測ができるので、早めの避難を呼びかけることにしている。突発的な集中豪雨の場合には、避難する途中で被災する可能性があるため、慎重に行わなければならないと思っています。
23	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所、避難所の収容人数、資機材等をふまえ、基本各家庭の準備をしっかりとってもらうことに力を注ぐ。
24	<ul style="list-style-type: none"> 当市は、ほぼ全域海拔〇メートル地帯であり、被害が発生する場所が特定しにくい。避難所の開設情報は、流してゆすが、積極的には働きかけるつもりはない。
25	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難して下さい」という呼びかけと、「避難して下さい」という呼びかけ(避難勧告)の違いが、発災時に住民には理解できないのではないかと？「自主避難」とは呼びかけなくても、住民自身の判断で実施されるものと考え。
26	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風のように、当初の予想よりも、勢力が弱くなる場合もあるので、慎重に判断してから、働きかけたい。〇〇町には大きな河川がないため。
27	<ul style="list-style-type: none"> 今回は夜間であり、足元が暗く、風・雨により、移動が危険なため、積極的に呼びかけを行わなかった。状況に応じて対応を考えたい。
28	<ul style="list-style-type: none"> まず行政として、適切な時期に適切な情報を配信できるよう努力します。 地域の自主防災組織と連携する中で、啓発を今までも実施してきましたが、今後も継続していきます。
29	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、住民自らの考え・判断で行動するもので、市として避難の必要性を判断した時は避難勧告及び避難指示を発令する。

30	<ul style="list-style-type: none"> 平成〇年台風〇号の教訓による。
31	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる地域が絞りきれず、また気象情報等により必要となれば「避難勧告」や「避難指示」を発出することとなるため。
32	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を働きかけるためには、避難所を開設しておく必要があり、避難所開設を決定する判断・基準を整備する必要があるため。
33	<ul style="list-style-type: none"> 今回の「自主避難」については、〇〇町などの災害が発生した後で、住民の不安が強く、また、台風の最接近が夜中であることを加味し、希望者は、小・中学校へ避難していただくようお願いしました。 今回の「自主避難」は、危険を予知でき、その判断で避難するというより、高齢者のみの世帯、介護が必要とする方などの漠然とした不安によることのほうが多いのではないかと見受けられました。小・中学校などの設備では、そのような方に十分に対応できるとは言い難く、職員の増員も必要になってきます。そういうことから、「自主避難」は必要ではあるが、同時に避難勧告等の判断マニュアルの整備、有効な活用が必要であると考えます。
34	<ul style="list-style-type: none"> 避難希望者は受け入れるが、あくまでも自主避難であるため、積極的に働きかけるつもりはない。市としては予め定めた基準に基づき、避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示を行う
35	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災やその他の自然災害を経験し、非常時においては「自助」もしくは「公助」に基づく早めの避難行動が減災につながると考えているため。
36	<ul style="list-style-type: none"> 住民側の自主避難の判断基準が非常に曖昧で、対応が取りにくい。 夜間などについては、住民が自主避難の判断をしても、避難所を開設する体制(十分な人員の確保等)が確立できていない。 避難中に被災する(特に夜間は危険性が大きい)危険性があるため積極的な働きかけに抵抗がある。
37	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップやパンフレットで啓発はしているが判断は住民に委ねている。
38	<ul style="list-style-type: none"> あくまで、自主避難であるため。危険であると判断した場合は、避難勧告を出す。

3. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりはない」と考えるようになった経緯・理由について（複数回答）

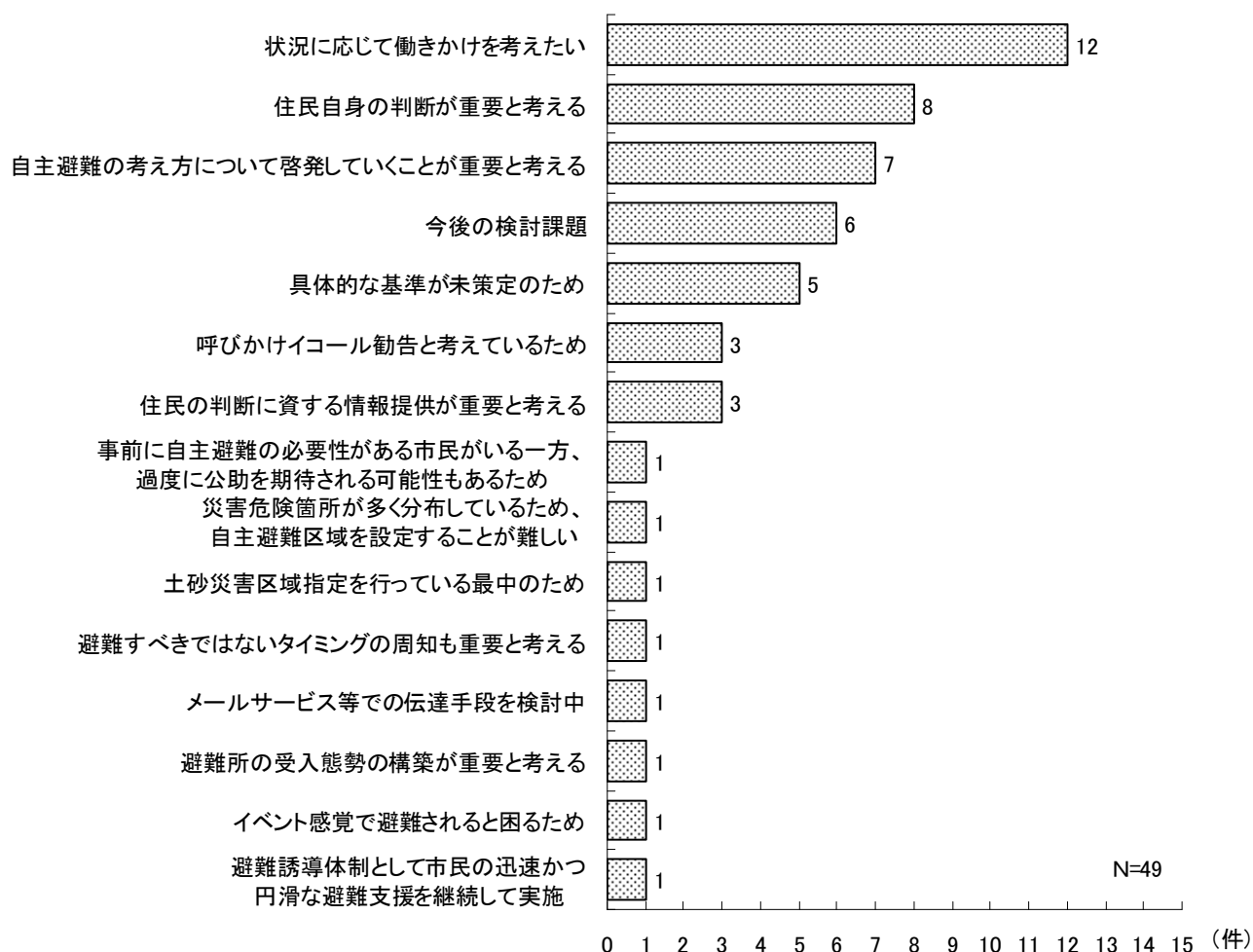


No	記述内容
1	・ 市では「避難準備情報」・「避難勧告」・「避難指示」という形で市民の皆様には避難を働きかけている。災害が発生する可能性がある場合には、「自主避難」を働きかけるよりもまず上記のような行動をおこす。「自主避難」はあくまで住民の判断での避難と考えている。
2	・ 自主避難の捉え方は、「住民の判断で避難」することであり、自主避難のための避難所開設というのは、希望する住民への行政サービスの一つであると考えられる。よって行政が行政の判断で、住民に対し、自主避難を呼びかけるのではなく、避難が必要と判断されるときは、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発表、発令するものとする。
3	・ 「自主避難」については、各地区の自主防災会が主体となり、呼び掛け等を行っていきべきであると考えられるから。（仮に働きかけるのであれば、各自主防災会に対して行い、自主防災会を中心に地区の公民館等を開放し、自主避難に対応するようにしていくべきであると考えられる。）
4	・ 避難所の収容人員は限られており、避難勧告等を行った時に避難者が収容できなくなるおそれがあるため。
5	・ 自主避難は、あくまで自主的な避難であるので呼びかけは行わない。ただし、台風のように経路と大きさから、多数の自主避難者が予想される場合には、避難所に担当職員を派遣して受け入れの準備をします。台風18号の際にも、夕方の時点で、小中学校と主要な避難所に職員を派遣し、受け入れ準備を行った。
6	・ 本市は、地理的条件から、平坦な土地が大半であるため、土砂災害危険区域が少なく、浸水もゆるやかにおこる可能性が高い。家屋が大丈夫であれば、避難する時間帯や、身体の状態によって、大雨の中危険をおかして、学校等に避難するより、自宅や、となり近所の2Fに避難する方が安全ということもある。必ずしも「自主避難」が最良の選択ではないため。
7	・ 危険がある場所は、日頃から連絡しており、自主避難する市民を事前に把握しているため。
8	・ 自主避難はあくまでも住民の方々が入手された気象情報や防災情報などをもとに住民の方々が自身が判断して行動されるものであるため、本市としては必要な防災情報等の提供などは随時

	<p>行いますが、自主避難の働きかけについては特に考えておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の台風第18号の場合も自主避難された方々は高齢者であり、テレビ等の台風情報などを参考とされたうえで自主避難されている模様です。このため災害が予想される場合などは、情報媒体を通じて早期に台風の進路予測などの気象情報や災害情報等を提供することが有効であると考えられます。また、河川による外水はん濫の場合については、河川管理者からの水位情報や降雨状況および浸水想定などをもとに避難対象範囲に対して一定のタイミングで避難情報を発表することになりますが、台風の接近が予想される場合については雨、風、洪水などの複合災害となり、またそれらの影響が広範囲に及ぶことから自主避難も含めた避難情報の発表については、そのタイミングや内容について国や府県レベルなどでの整理を行い、各自治体も含めた中で、大きな違いが生じないよう、一定の共通認識や基準などを整理する必要があると考えます。
9	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の発令がない段階での、自主避難については、住民の自主的な判断によるものです。特に本市の場合、市域が市街化された平坦地で、河川の浸水想定区域がその6～7割に及んでおり、避難情報発令時の避難場所確保、広報伝達、避難誘導、さらには要援護者対策など、課題が多い。
10	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難については、住民や地域が自主的に判断して安全な避難場所等へ避難して頂くことから行政からの働きかけは行なわない。ただし、自主避難する場所が確保できない場合は、住民、地域の依頼により、市として必要最小限の施設を住民、地域に提供する。
11	<ul style="list-style-type: none"> 本町は総面積の90%以上を山林が占め、高野山を中心に大小あわせて〇の地区が山あいの狭小な平地に点在している典型的な中山間地域であるため、安全な避難経路が確保しづらい。又、避難所にも「耐震化されていない」「十分な備品が無い」等問題点もあるため
12	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報については、各災害に対し基準を設けており、働きかけを行う予定であるが、台風の接近などに際し、行政機関等が避難勧告・指示をしていない段階における自主避難については、個人の判断によるものとしているため、積極的に働きかける予定はない。
13	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難」の発表の具体的な基準がないため、現時点では、困難。 具体的な基準を作成後、働きかけるか否かを検討。

4. 「どちらでもない」

と考えるようになった経緯・理由について（複数回答）



No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、自主避難については、地域防災計画に位置付けておらず、その具体的な内容(避難先の選定・避難の方法・避難の時期)について明確ではありません。そのため、具体的な内容を示さない段階で、住民や地域に働きかけることは、いたずらに混乱を招く可能性が高いと考えます。とはいえ、自主避難を否定するものではなく、仮に避難場所への自主避難を住民が希望する場合には、避難場所開設の検討など柔軟に対応していきます。そのため、自主避難の方針については、現在においては「どちらでもない」とします。
2	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難の呼びかけは行っておりません。呼びかけイコール勧告と考えています。
3	<ul style="list-style-type: none"> 当市域は狭く、平地で河川もなく他市に比べ災害が少ない地域である。内水による浸水被害はあるが、家屋が流される事は無く、大雨であっても滞溜することなく短時間で雨水が引いてしまう状況。浸水時期に避難する事はかえって危険である。浸水地域の状況によって自主避難等の働きかけを考えたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> 今後の検討課題とする。
5	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を呼びかけるためには、避難路、避難所の安全性の確保が不可欠で、当市において

	<p>は現在、土砂災害区域指定を行っている最中であり万全とは言えない。そのため、住民判断のみにより避難を行うことは最善策とはいえず、自主避難を働きかけづらい。しかしながら、その土地独特の災害を自己判断により察知し避難することは重要とも考える。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を行うには、自らが災害に関する情報を取得し、自らが住まう環境を考慮して本人が判断をする必要がある。災害に関する知識を普及し、情報を伝達する(様々なツールで)努力を市としては勧めて、その中で自主避難の考え方を伝えていくべきと考えます。
7	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、早めに行ってほしいが、イベント感覚で避難される方には対応が困る。
8	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市は、平地に乏しく斜面地に住宅が立ち並び大雨や台風による被害を受けやすい地域環境であり、又、〇年〇月には甚大な被害をもたらした水害を経験した。これらの被災経験から地域住民に早めの避難を推奨するとともに自助・共助による避難体制の必要性について、普及啓発を図っている。
9	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市は平地が少なく、急傾斜地や地すべり危険箇所、土石流危険箇所等の災害危険箇所が多く分布しているため、自主避難区域を設定することが難しい。このため、大雨警報発表中、さらに大雨による土砂災害発生危険度が高まり、土砂災害警戒情報が発表された場合、防災行政無線を利用し、市民に対して注意を呼びかける。
10	<ul style="list-style-type: none"> 市として、間にある自主避難の方針を決めていないため。
11	<ul style="list-style-type: none"> 住民自身が付近の状況を確認して自主避難をすべきかどうかを考えてもらいたい。
12	<ul style="list-style-type: none"> 過去において、避難情報を発令する様な大規模災害が発生していないが、市民の安全を考え状況に応じて、いつでも自主避難者を受入れられるよう市内の各公民館等を開放し、自主避難に備える体制となっているが、自主避難によって二次的被害にあう場合もあることから、災害の状況を踏まえて対応する必要があるため判断が難しいと考える。
13	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難」の呼びかけは、そもそも避難勧告等に属する行ためとして認識している。しかしながら、全ての事態について行政側が感知出来るとは限らないので、地域住民に対して平時から自主的な判断、行動もあり得ることを啓蒙する必要がある。
14	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる人(災害時要援護者)など、事前に自主避難の必要性がある市民がいる一方、過度に公助を期待される可能性もあるため現段階では方針を検討中である
15	<ul style="list-style-type: none"> 現状として、避難勧告基準に到達した場合に発表しているが、実際には避難を必要とする状況ではないため、住民は危機感がほとんどなく、避難する住民も極めて少ない。そこで、災害発生のおそれが高い場合におそれが高い地域に対して勧告を発表できないか、また、被災回避行動について、どう住民に周知していくかについて、現在検討しているところである。
16	<ul style="list-style-type: none"> 今回、各地域において、住民自らの判断による自主避難が行われたことから、引き続き、地域住民主体の自主避難の体制づくりを進めていきたい。
17	<ul style="list-style-type: none"> 住民自身が付近の状況を確認して自主避難をすべきかどうかを考えてもらいたい。
18	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を行うには、自らが災害に関する情報を取得し、自らが住まう環境を考慮して本人が判断をする必要がある。災害に関する知識を普及し、情報を伝達する(様々なツールで)努力を市としては勧めて、その中で自主避難の考え方を伝えていくべきと考えます。
19	<ul style="list-style-type: none"> 現在、地域防災計画の見直しを検討中であり、自主避難についても、今後検討が必要であると判断するため。
20	<ul style="list-style-type: none"> 台風第18号では避難勧告等は出さなかったが、状況の周知広報、避難所開設準備を行った。広範囲な被害が予想される場合は勧告を出す、そうでない場合は住民が判断し、自主避難してもらうこととなり、判断を適切に行なえるよう、情報提供していくことが重要と考える。避難途中で増水にまきこまれないようにするため、避難してはいけないタイミングの周知も必要と考える。
21	<ul style="list-style-type: none"> 当町は過去にも台風の進路に当たることがあり、住民は災害に備え自家の補強や周辺の片付け

	<p>など、自家にて待機する機会が多く自主避難する住民は少ない。ただし、当町も高齢化が進んでおり、今後自主避難をする住民が増えることも予想されるため、状況を判断し検討をしなければならない。</p>
2 2	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、市民自らの判断で行うものであり、市の働きかけによるものではない。そのため、市からの避難の呼びかけがない場合でも、市民自らが危険を感じる際には避難してもらうよう平常から指導している。
2 3	<ul style="list-style-type: none"> 単身の高齢者を中心に自主避難のニーズがあり、今回は特に過去に大きな被害をもたらした台風に類似していることもあってその指向も高かった。そのため予測される人的被害を予防するために、避難判断マニュアルの策定を可能な限り早急に実施し、一定の基準、手順に基づき自主避難の呼びかけはもとより、避難判断の情報を発送できるよう努めていくことが課題として認識されたため。
2 4	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を受け入れる避難所は、当町においては、防災計画で第1次避難所として指定している、各区公民館(集会所)になると考えられるが、その避難所を開設する各区自主防災組織の受け入れ体制ができていない。 18号台風で、自主避難を受け入れたのは、当町の役場庁舎であるが、高齢者世帯で住宅も古いため、心配をされて、自主避難をされたものであり、本来であるならば、まずは、地元自主防災組織が公民館等で避難所を開設し自主避難者を受け入れるべきであると考えている。今後は、行政側の体制を見直し、各区自主防災組織が、自主的に自主避難者を受け入れるための避難所を開設する体制作りを啓発していくことを、まず進めたい。
2 5	<ul style="list-style-type: none"> 台風の接近においては、TVやラジオ等で、「戦後最大」「伊勢湾台風と同等、同じコース」など、住民の不安をあおる報道がされていた。そのため、不安になった1人暮らしの方などから、電話による避難の問い合わせをいただきました。そのため、町では、最接近前日から避難所を立ち上げ、自主避難の要望や問い合わせに対応しました。結果は〇人の自主避難となりました。 問い合わせがあった方にのみ避難所の開設をお知らせしたが、〇年度から、行政情報メールサービスを始めるため、開設したら、メール等でお知らせしていきたい。台風の大きさ、進路、雨の量、住民感情等を考慮して、適切に行動したい。 住民の不安をあおる報道は、住民自ら備えることを促すためにもいいことだと思います。
2 6	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、今回の台風による大きな被害はなかったが、過去に水害による大きな被害を受けた経緯がある。市では、自主避難についてだけでなく、避難誘導體制として市民の迅速かつ円滑な避難支援を継続して実施することとしている。
2 7	<ul style="list-style-type: none"> 状況によっては、避難のために外へ出て、かえって身に危険が及ぶ場合もあるため、迅速・正確な状況把握をし、自主避難の呼びかけを行うか判断したい。
2 8	<ul style="list-style-type: none"> 付問8-1等問題があるため、すぐには方針を出せない。
2 9	<ul style="list-style-type: none"> 今回のアンケート結果を踏まえて、今後の検討課題としたいため
3 0	<ul style="list-style-type: none"> 災害の規模、地域による災害発生の違いなど、自主避難の判断は、その状況で変化するため、市としては、「自主避難」の考え方、行動などの知識習得、訓練などを市民に対して行っていく。
3 1	<ul style="list-style-type: none"> 災害予測等により異なる。
3 2	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な判断材料が少ないため。
3 3	<ul style="list-style-type: none"> 自治体としては、どちらにしても結果が悪かったり被害が出れば責任を問われるので、状況によってしっかり判断したいため。
3 4	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難はその場に居て、過去の経験などから、住民自ら又は、自治会や自主防災組織の役員などの判断によりなされることが適切で、市はその判断材料となる正確な情報を迅速に伝えるようにすべきだと考える。
3 5	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難が必要な場合もあるが、自主避難することが、危険な場合もあり、判断が難しいため。

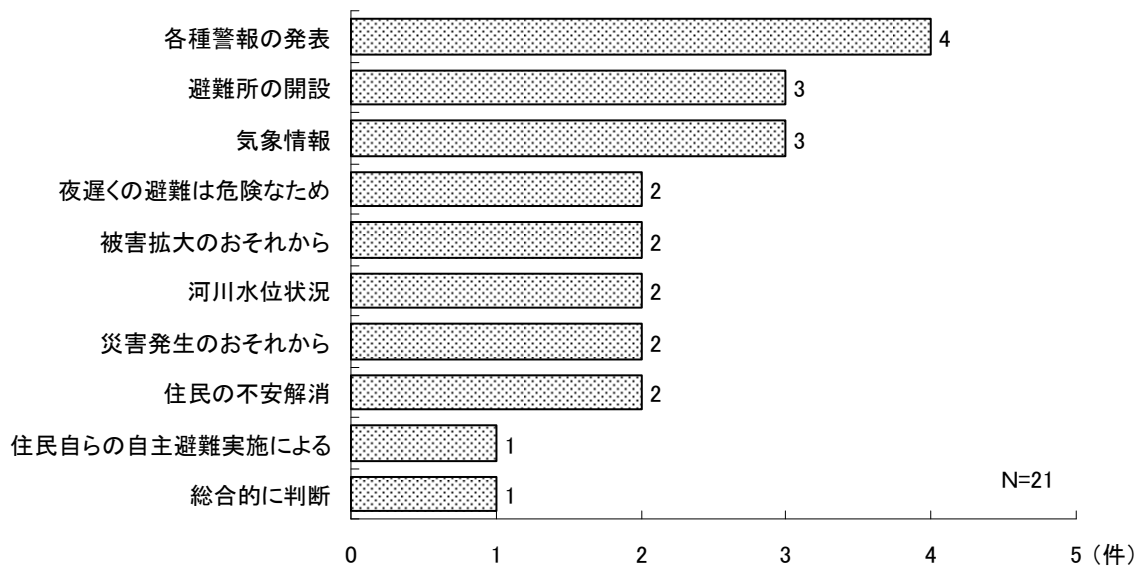
36	<ul style="list-style-type: none"> 行政が危険な段階には至っていないと判断している時点でも、住民自らが危険・不安を感じた場合に自主的に避難するもので、行政が危険と判断した場合は避難勧告や避難指示の発令となるので自主避難を住民や地域に働きかけることはないとする。
37	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難については、あくまで住民の判断に基づき行ってもらっている。 自主避難については、個々に行う防災講座等での働きかけは行っている。 自主避難希望については避難所開設を行っている。
38	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告を発令する前段階の自主避難の段階では、建物の強度や、地形条件、深夜の場合もあり、避難途中の方が危険な場合も想定されるため、注意情報は広報するが、本人の判断に重きを置いている。
39	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等については、判断、伝達等を「地域防災計画」各種マニュアル等で規定しているので、それに基づいて避難等の働きかけを行うことを考えている。 「自主避難」については、住民の方の判断で、必要に応じて避難所の開設を行うという方針であるため、「今後、「自主避難」してもらえよう」という概念がない。
40	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇には台風18号が上陸することなく紀伊半島の南を通過していった。進路がずれた事により雨もあまり降らなかった。台風の直撃など大きな被害が想定される場合には、雨・風等が強くなる前から自主避難を働きかける必要がある。
41	<ul style="list-style-type: none"> 気象状況、地域の状況等により、自主避難(避難所への避難)が最善の策とならない場合があるため。 24時間365日、自主避難先の避難所の開設・運営体制が必要となるため。 ハザードマップの見直しを行い、地域毎に特性を踏まえた避難行動のあり方を示すことを検討している。
42	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難については、防災上重要視しているものの、働きかけについては、避難所開設のタイミング、対象地域の判断、職員の配置等、個別の状況により判断が必要と考える。 現在策定中の避難勧告等、判断伝達マニュアルの中で検討していく。
43	<ul style="list-style-type: none"> 今後、「自主避難」の位置づけと、避難勧告等との関係を整理し、取り組む必要がある。
44	<ul style="list-style-type: none"> 状況によるので、一概には回答できない。
45	<ul style="list-style-type: none"> 地域によって地形の高低差、自然災害の要因の有無等差異があるため自主避難については、各自治会に委ねたい。
46	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、自主避難は住民の判断により避難するものであるとの位置づけである。
47	<ul style="list-style-type: none"> 状況によってどうするか判断する
48	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難」は、自分達が判断するものである。前後の状況を判断し、自治体が「勧告」や「命令」を出すものとする。
49	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な避難の判断基準を定めていないため。今後、具体的な避難の判断・伝達マニュアルの策定を検討。

【別添2】各設問における「その他」の具体的記述内容

目 次

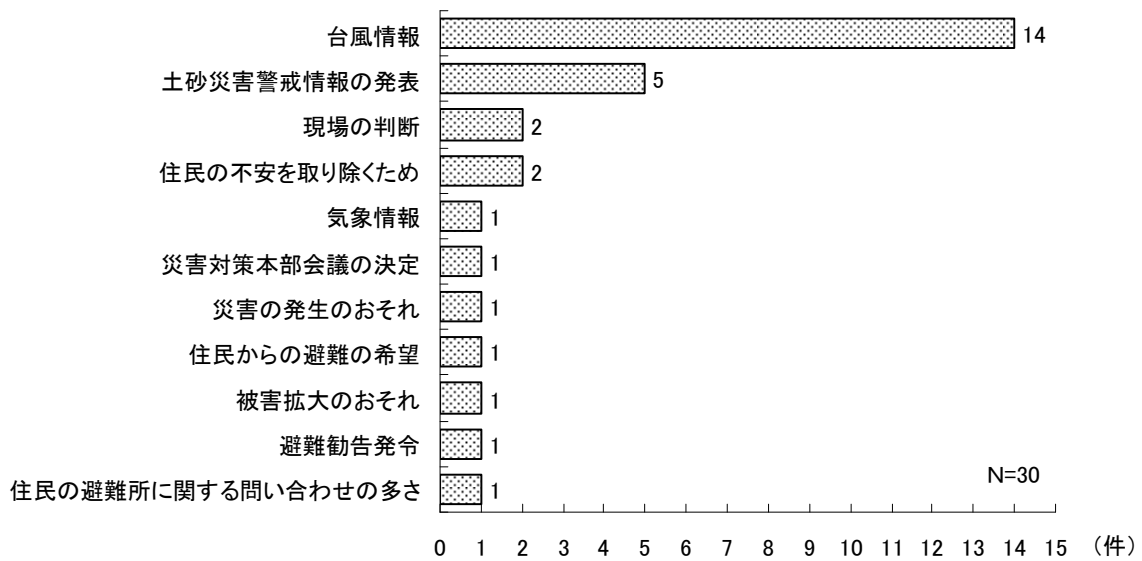
- 「Ⅰ 2. 『自主避難の呼びかけ』を行ったきっかけ」
- 「Ⅰ 3. 『自主避難の呼びかけ』を行った際の判断要素」
- 「Ⅰ 4. 具体的な呼びかけの方法」
- 「Ⅰ 5. 『自主避難の呼びかけ』を実施しなかったにもかかわらず、住民が自主的に避難した理由として考えるもの」
- 「Ⅱ 1. 自主避難が実施された事例における避難勧告等の発令状況」
- 「Ⅱ 2. 避難準備情報、避難勧告、避難指示などの発出・発令に至らなかった理由」
- 「Ⅲ 2. 自主避難の対象となった避難場所」
- 「Ⅲ 4. 職員が避難場所に出向かずに自主避難の状況を把握した相手」

「 I 2. 『自主避難の呼びかけ』を行ったきっかけ」(複数回答)



No	記述内容
1	夜間及び暴風警報が発表されていたため自主避難とした
2	相当の雨量が予想されていたため、夜遅くなってからでは危険なため自主避難希望者を防災行政無線により呼びかけた
3	河川上流の水位
4	河川の水位状況、土砂災害警戒情報の発表
5	土砂災害警戒情報の発表
6	大雨洪水警報の発令
7	避難所を開設したこと
8	軽微な災害に対応したときに、災害が拡大する可能性があったため、対象世帯に自主避難を呼びかけた
9	被害拡大のおそれがあったから
10	台風接近で不安に感じる住民が多いから
11	気象情報による災害の予測
12	気象庁、テレビ報道等の情報により判断した
13	不安は市民への対応として早めの避難所開設をした
14	避難所開設前に自主避難された住民がきたため
15	総合的に判断
16	災害の発生のおそれがある場合には、早期の避難を促しているから
17	最も接近する時間が深夜であったため、暗闇での避難が危険と判断したため
18	広域避難所を開設し、職員配置が完了していた。受け入れ体制が整っていた
19	家屋や土地によっては危険な状況になる可能性があったため
20	自主避難をしてくださいという呼びかけではなく避難所開設をしましたので避難が必要と思われる方は避難してくださいとの呼びかけを行った
21	大きな台風接近の都度行っているから

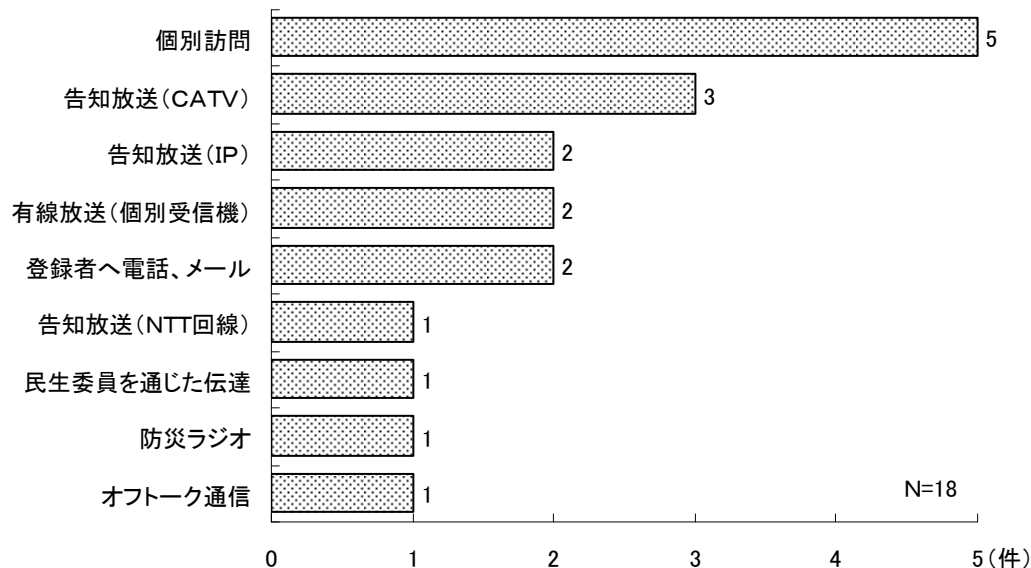
「 I 3. 『自主避難の呼びかけ』を行った際の判断要素」(複数回答)



No	記述内容
1	災害対策本部会議の決定
2	土砂災害警戒情報の発表
3	住民の不安を取り除くため
4	現場の消防団員からの情報
5	被害拡大のおそれがあったから
6	土砂災害警戒情報の発表
7	台風情報(進路等)
8	避難勧告発令
9	土砂災害警報情報
10	台風の予想進路
11	気象情報(台風進路予想)
12	台風情報(TV、ホームページ)
13	台風の進路予測を参考にした
14	暴風域突入の予測
15	住民からの避難の希望があったので
16	台風の進路予報、過去の住民の避難状況
17	現場の判断
18	未記入
19	土砂災害警戒情報の発表
20	気象台等からの台風情報
21	夜半にかけ台風が勢力を維持しつつ接近すると予測された
22	風雨による被害予測
23	10年に一度の大型台風、伊勢湾台風と進路が同じ
24	気象情報
25	台風情報
26	伊勢湾台風と同規模、同コースという報道、住民の避難所に関する問い合わせの多さ
27	災害の発生のおそれ

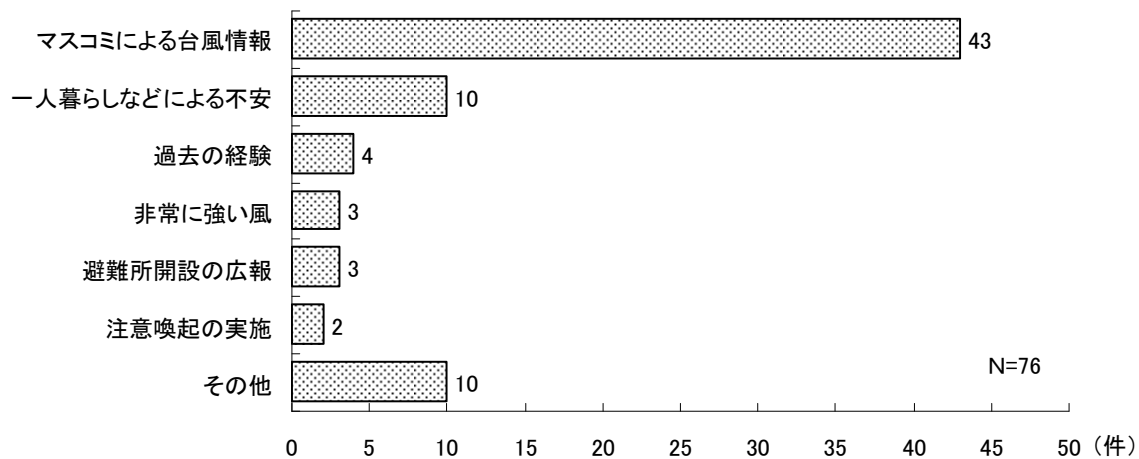
28	独り暮らしの住民の不安解消
29	大きな台風接近の都度行っているから
30	土砂災害警戒情報の発表

「I 4. 具体的な呼びかけの方法」(複数回答)



No	記述内容
1	防災ラジオ
2	火災等情報提供事業登録者、火災時要支援者、安否確認実施制度の登録者へ電話、メール
3	個別訪問
4	民生委員を通じた伝達
5	オフトーク通信
6	CATV音声告知
7	NTT回線を利用した告知放送
8	防災部門職員
9	個別訪問
10	戸別訪問
11	有線放送(個別受信機)
12	直接口頭で伝達
13	ケーブルテレビ音声告知器
14	IP告知システム
15	IP告知システム
16	町有線放送(各世帯戸別受信機)
17	CATV告知放送
18	一斉通信によるメール・電話

「I 5. 『自主避難の呼びかけ』を実施しなかったにもかかわらず、住民が自主的に避難した理由として考えるもの」(複数回答)

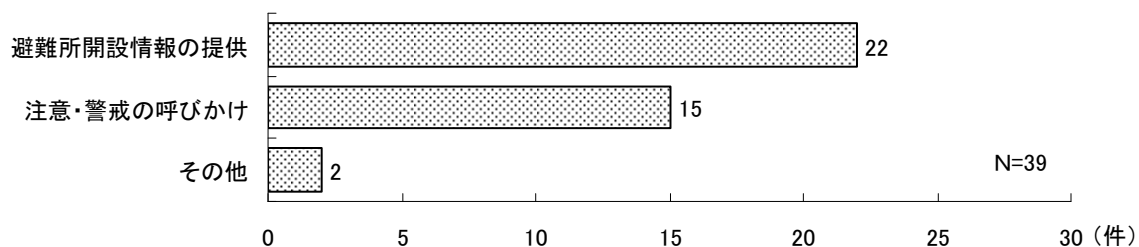


No	記述内容
1	台風9号の災害復旧が未完了であり、二次災害が心配なため
2	非常に強い風
3	テレビ等による台風の大きさ、雨量、進路予測
4	台風の経路と大きさ
5	自主避難所開設の旨を市民に広報したため
6	伊勢湾台風とほぼ同じコース、強さの報道による。住民の判断
7	マスコミによる報道や伊勢湾台風の経験から自主的に避難する人が多かった
8	避難所開設の広報を実施
9	地滑り(自宅上部の市道方面)
10	独り暮らしである
11	行政が住民に対して、防災行政無線、広報車、携帯電話メール等により注意喚起を行ったため
12	当地域に被害をもたらすとの气象台予測の事前報道
13	マスコミの報道
14	テレビ等マスコミで伊勢湾台風級の大型台風が東海地方を襲うと報道されたため
15	一人暮らしの恐怖から
16	単純な不安。伊勢湾台風並との報道
17	独り暮らしや自宅建物の安全への不安
18	呼びかけは行っていないが危険を感じられる場合は自主避難する旨、広報車で伝達している
19	事前にマスコミによる伊勢湾台風並との報道がされていたため
20	報道等からもたらされる情報
21	報道で盛んに警戒するよう放送していたから
22	テレビ等での報道
23	土石流
24	用水路の枠に一部低い部分があり、そこから浸水があったため
25	単身高齢者ということから、不安に感じたため
26	マスコミによる注意喚起
27	報道関係等の情報
28	伊勢湾台風並みの台風がくるという情報

29	マスコミ各社において伊勢湾台風と同じコースを通り、一部報道において伊勢湾台風の再来と報じられたため
30	テレビ等の気象情報から
31	心細いため(特に高齢者世帯に多い)
32	気象予報
33	TV等による情報
34	避難場所開設の周知を知った
35	災害に対する不安
36	テレビで他県の被害情報を得て
37	敷地境界にある市道擁壁が崩れたため
38	台風情報
39	ブロック塀の倒壊によりガスボンベを取り外したため、自炊できなくなった
40	昨年2月に近年まれに見る強風(暴風雨)により大きな被害を受けたが(住家屋根の剥離をはじめ、広範囲、長時間の停電など)、その時の経験が、台風に対しての警戒意識を高めたものと思われる
41	過去において水災の恐怖を体験したと伺った
42	独り暮らしのため家にいるのが不安(該当者に聞き取り)
43	高齢者の老朽化独居家屋への不安
44	50年前の伊勢湾台風と中心気圧、予想進路が似ていて特に実際に伊勢湾台風を体験した方が不安になったため
45	暴風
46	テレビなどの情報による
47	TV等の報道
48	報道の情報
49	8月11日の地震により裏山の地盤が弱くなっていたから
50	マスメディアからの情報
51	伊勢湾台風等の教訓から
52	マスコミの取り扱いが大きかったこと
53	テレビ等のメディアの情報
54	未記入
55	マスコミの報道内容に起因(伊勢湾台風並みの勢力という表現など)
56	テレビ報道等からの情報取得
57	伊勢湾台風、東海豪雨の経験から
58	過去に伊勢湾台風の被害経験もあり、ニュース等では伊勢湾台風並みとの情報もあり台風接近前に事前に避難した
59	マスコミの報道
60	天気予報で大型台風の進路上であったためと、高齢者のみの世帯であったので、自宅待機では心配されたため
61	大きな台風とテレビで報道されていたため
62	テレビ・ラジオによる台風情報や他県における避難状況等の放送
63	ニュース等で台風が相当強いことを耳にして、早めに避難所に入ったと見ている
64	独居で建物に不安があるから
65	TVの報道
66	大きな台風ということで不安になった住民が自主避難したと考えられます

67	テレビの情報等
68	強風
69	当地域の状況よりもテレビ等の全国的な報道内容を重視した
70	テレビ等が台風18号は大型との情報だった
71	テレビ、ラジオの情報
72	帰宅困難になったため
73	警戒基準に達していない状況であったが裏が崩れたため自主避難をしてもらった
74	マスコミ報道
75	独居老人で不安なため
76	昭和22年のカスリーン台風が記憶にあり怖くなった(本人談)

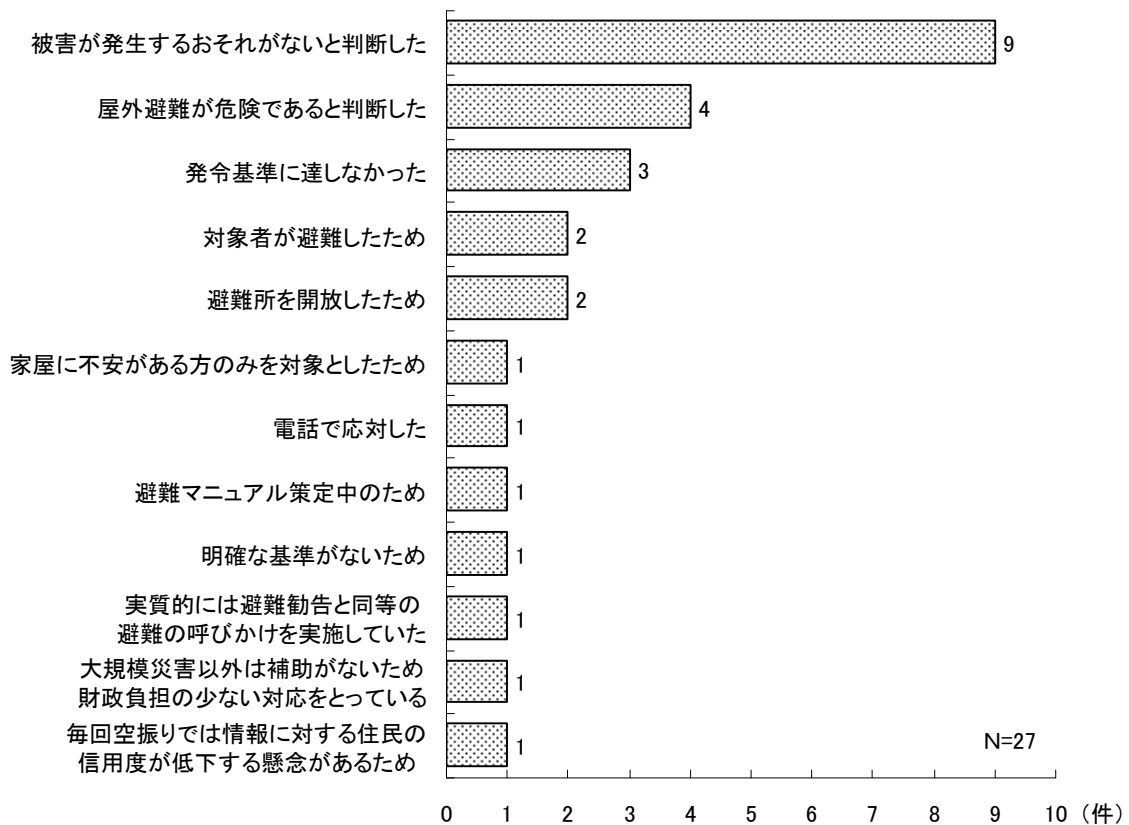
「Ⅱ 1. 自主避難が実施された事例における避難勧告等の発令状況」(複数回答)



No	記述内容
1	避難所開設情報の提供(防災個別無線)
2	各自治会長に地域での警戒を呼びかけた
3	避難所開設
4	特定区域の数戸にのみ個別に呼びかけた
5	大雨、強風、土砂災害、浸水に対する注意啓発
6	自主避難の呼びかけというよりは避難所の開設について情報伝達を行った
7	避難場所開設の情報を発表した
8	気象情報を発出した
9	広報車にて避難所開設の旨を周知した
10	警戒の呼びかけを行った
11	土砂災害への注意の呼びかけを防災無線、広報車を使用して行った
12	災害発生危険が高まっていることを危険区域の住民に情報発生した
13	大雨警報、土砂災害警戒情報発表を防災行政無線で放送した
14	防災行政無線で注意を呼びかけた
15	台風接近に伴う注意喚起の放送を実施
16	HPとメール配信サービス、広報車等において避難所開設の旨を周知した
17	避難所をいつからどこに開設するという情報を発令した
18	自主避難所開設の旨を市民に広報したため
19	台風接近と情報収集を各戸伝達した
20	同報無線、ホームページによる注意喚起を行った
21	同報無線、ホームページ、コミュニティFMラジオにて、気象情報と山間地の土砂災害への注意を促す

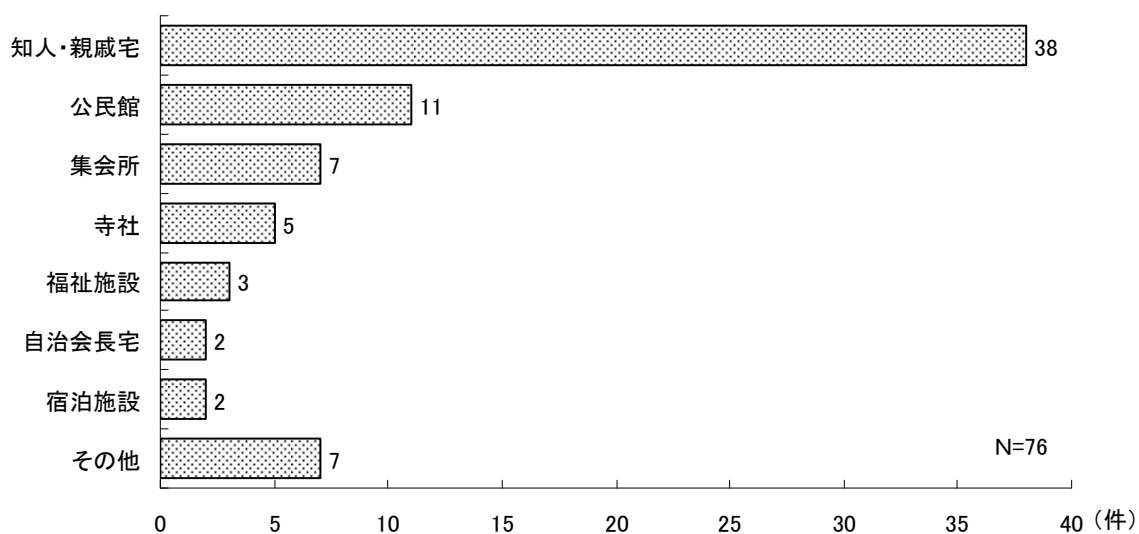
	広報を行った
2 2	避難所の開設情報
2 3	避難所開設の情報を発出した
2 4	避難所開設の情報を同報無線で周知した
2 5	避難所開設の呼びかけを行った
2 6	自主避難の避難所開設の情報を流した
2 7	避難所開設情報を発出
2 8	避難所の開設状況を地区、自主防災組織へ報告した
2 9	避難所開設の情報
3 0	当市ホームページにて避難所の開設を周知し必要に応じ自主避難するように呼びかけた
3 1	避難所の開設を広報
3 2	市HPにおいて避難所(市内120カ所)開設を知らせた
3 3	自主避難の呼びかけは行っていないが、避難所開設の情報は発出した
3 4	自主避難所の呼びかけ等は行っていないが、避難所を開設していることの周知は行った
3 5	各自治会には自主避難があれば受け入れを依頼したため、一部の自治会では受け入れを放送された
3 6	台風の進路予想に伴い注意呼びかけ
3 7	避難場所開設の周知のみ
3 8	避難の呼びかけはしていないが、台風情報は町の防災無線で行った
3 9	自主防災会の会長に電話連絡

「Ⅱ 2. 避難準備情報、避難勧告、避難指示などの発出・発令に至らなかった理由」(複数回答)



No	記述内容
1	過去において、避難情報を発令するような大規模災害が発生していないが、市民の安全を考え状況に応じて、いつでも自主避難者を受け入れられるよう市内の各公民館等を開放し、自主避難に備える体制となっている
2	情報から当地区に大きな影響はないと判断した
3	台風がそれたため、そこまで至らなかった
4	未記入
5	雨量が予想より少なく河川水位等も問題なかった
6	激しい雨風の時間が少なかった
7	降雨量の減少と現場確認により発令には至らなかった
8	発令基準に達しなかった
9	時間帯が夜間であったため、当時の気象状況等から屋外に出て避難することがかえって危険であると判断したため
10	対象地域に民家がないため
11	大雨洪水警報の発令はあったが、土砂災害警報情報の発令がなく河川氾濫の危険も少なかったため
12	初期では自主避難をしたが状況により次の段階を考えていた。その準備もしていた
13	気象情報により今後降雨が見込まれないと判断したため
14	暴風警報が発表されていた
15	基準に達していなかった(雨が降っていなかった)
16	危険と思われる地域には、実質的には避難勧告と同等の避難の呼びかけを実施していた
17	避難マニュアル策定中のため
18	1. 発令したが被害が起きない事への慣れを防ぐため毎回発令、毎回被害なしでは情報に対する住民の信用度が低下する懸念がある 2. 財政的理由 情報の発令に伴い、職員や消防団(水防団)の活動、避難所にある防災用品の使用があるが、大規模災害以外は補助がない、年数回ある台風災害において住民の危険がない範囲で財政負担の少ない対応をとっている
19	明確な基準がないため
20	風雨が強く危険であるため
21	電話での問い合わせがあれば応えていた
22	早めに避難所を開設したため
23	発令基準に達していなかったため
24	激しい雨で且つ夜間であり外に出る方が危険であると判断したため
25	対象者に直接呼びかけ避難依頼を行い避難に至ったため
26	発令する以前に自主避難が行われた
27	家屋に不安がある方のみのため

「Ⅲ 2. 自主避難の対象となった避難場所」(複数回答)



No	記述内容
1	親戚宅
2	寺
3	親戚宅
4	隣家へ
5	親類宅へ
6	福祉施設
7	市内親族宅
8	地区公民館
9	寺院
10	町内会の公民館
11	親類宅
12	集会所
13	親戚宅
14	親類の家
15	避難者の親戚宅
16	親戚宅
17	親戚宅
18	近所の家
19	地区自治会長宅
20	親戚宅
21	親類宅
22	知人宅
23	隣人宅
24	市営住宅
25	自己所有のマンション
26	親戚
27	民間福祉施設

28	個人宅
29	親類宅
30	未記入
31	集会場
32	自治会長宅
33	宿泊施設
34	近隣民家
35	親戚
36	親戚宅
37	地区公民館
38	神社
39	介護予防施設
40	ホテル
41	町民会館
42	自治会集会所(協力協定施設)
43	自治会公民館
44	寺
45	浄水場(水道課)
46	親類宅
47	拠点避難所
48	自治会集会所
49	知人宅
50	隣家、親戚宅
51	親類の家
52	親戚宅
53	近所の家及び子供の家
54	親戚宅、知人宅
55	自主防災会の自主避難所(公民館)
56	知人宅
57	自治会集会所
58	自治会公民館
59	地区公民館
60	寺、天理教
61	地区内の民家
62	知人宅
63	親類、家族宅
64	協定に基づく公会堂
65	各集落の公民館
66	自治会の自主避難所
67	親類宅
68	親戚宅
69	地域会館
70	公民館

7 1	自治会公民館
7 2	地域集会場等
7 3	自治公民館
7 4	親類宅
7 5	親類宅
7 6	親戚宅

「Ⅲ 4. 職員が避難場所に出向かずに自主避難の状況を把握した相手」

No	記述内容
1	小規模な崩壊箇所付近の住民宅へ行き、隣人から「自主避難された」と聴取
2	警察署
3	消防団
4	本人からの119番通報
5	県砂防事務所職員
6	自主避難者から電話があった。一番近い避難所が役場庁舎横だったので来てもらった
7	避難所を開設することになっている職員
8	避難場所は役場

「避難に関する特別世論調査」の概要

平成 22 年 2 月 25 日
内閣府政府広報室

調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の者 3,000 人
	有効回収数(率)	1,916 人 (63.9%)
	調査期間	平成 22 年 1 月 14 日～1 月 24 日
	調査方法	調査員による個別面接聴取
調査目的	避難に対する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。	
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的大雨や大型台風等による被害への認識 2 避難の際に参考とする情報 3 望ましい避難勧告等の伝達手段 4 避難行動を開始するタイミング 5 避難にかかる時間 6 今後充実してほしい対策 	
調査実績	避難情報に関する特別世論調査（平成 17 年 2 月）	

＜お願い＞

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

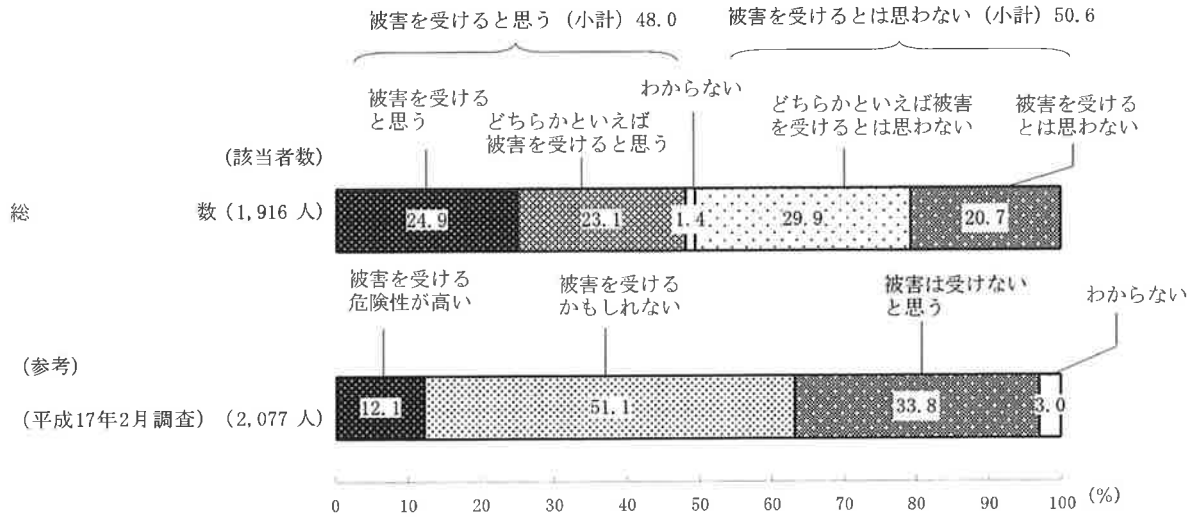
電話 03(3581)0070

FAX 03(3580)1186

1 局地的大雨や大型台風等による被害への認識

平成 22 年 1 月

- ・被害を受けると思う (小計) 48.0%
 - ・被害を受けると思う 24.9%
 - ・どちらかといえば被害を受けると思う 23.1%
- ・被害を受けるとは思わない (小計) 50.6%
 - ・どちらかといえば被害を受けるとは思わない 29.9%
 - ・被害を受けるとは思わない 20.7%



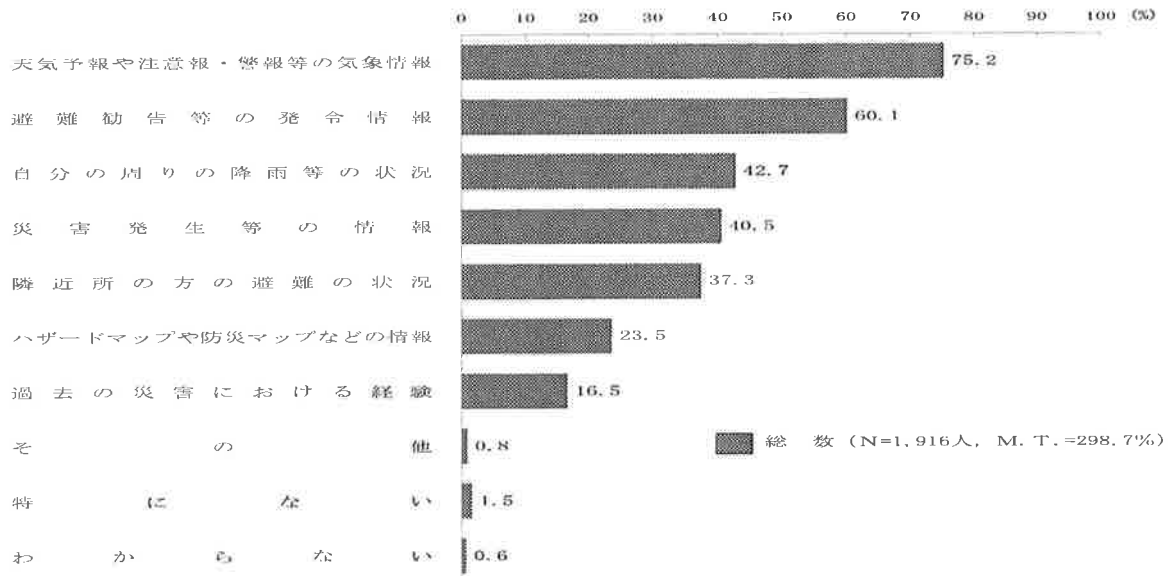
(注) 平成17年2月調査では、「あなたのお住まいの地域で、集中豪雨や大型台風等により、河川の破堤、高潮、土砂災害等の災害が発生した場合、あなたが被害を受けると思いますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

2 避難の際に参考とする情報（複数回答、上位4項目）

平成 22 年 1 月

- ・天気予報や注意報・警報等の気象情報 75.2%
- ・避難勧告等の発令情報 60.1%
- ・自分の周りの降雨等の状況 42.7%
- ・災害発生等の情報 40.5%

(複数回答)

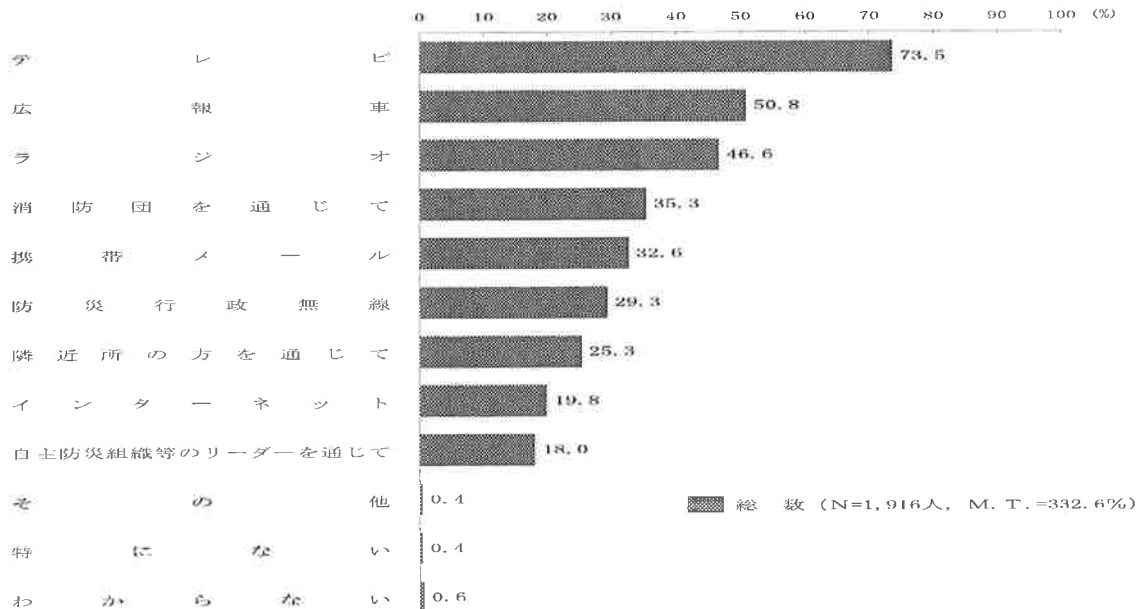


3 望ましい避難勧告等の伝達手段（複数回答、上位5項目）

平成 22 年 1 月

- ・テレビ 73.5%
- ・広報車 50.8%
- ・ラジオ 46.6%
- ・消防団を通じて 35.3%
- ・携帯メール 32.6%

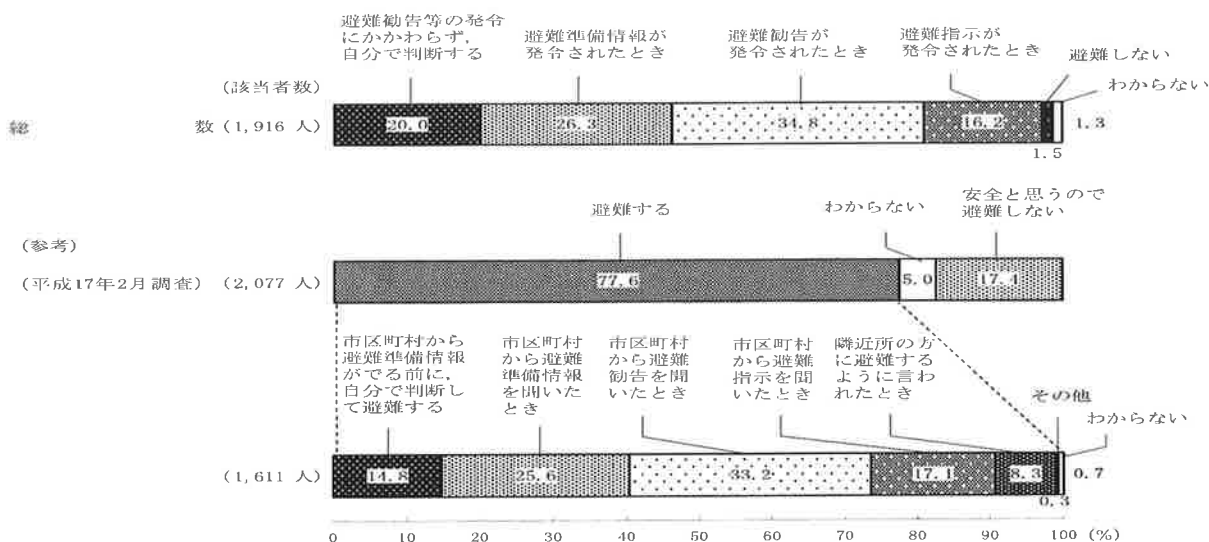
(複数回答)



4 避難行動を開始するタイミング

平成 22 年 1 月

・避難勧告等の発令にかかわらず、自分で判断する	20.0%
・避難準備情報が発令されたとき	26.3%
・避難勧告が発令されたとき	34.8%
・避難指示が発令されたとき	16.2%
・避難しない	1.5%



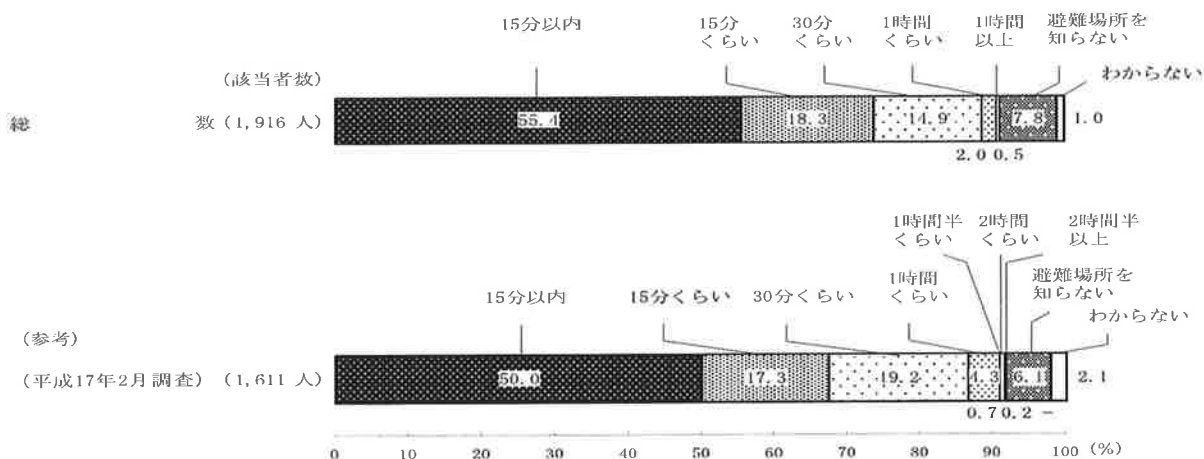
(注1) 平成17年2月調査では、「集中豪雨や大型台風等の際に、あなたは在宅し、又は自宅近辺にいたときに避難情報を聞いた場合、あなたは避難しますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いたとき、「避難する」と回答した人(77.6%)に対して、「では、あなたはどのような状況になったら避難行動を開始すると思いますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成17年2月調査では、「避難準備情報」・「避難勧告」・「避難指示」の総称を「避難情報」としている。

5 避難にかかる時間

平成 22 年 1 月

・15分以内	55.4%
・15分くらい	18.3%
・30分くらい	14.9%
・1時間くらい	2.0%
・1時間以上	0.5%
・避難場所を知らない	7.8%

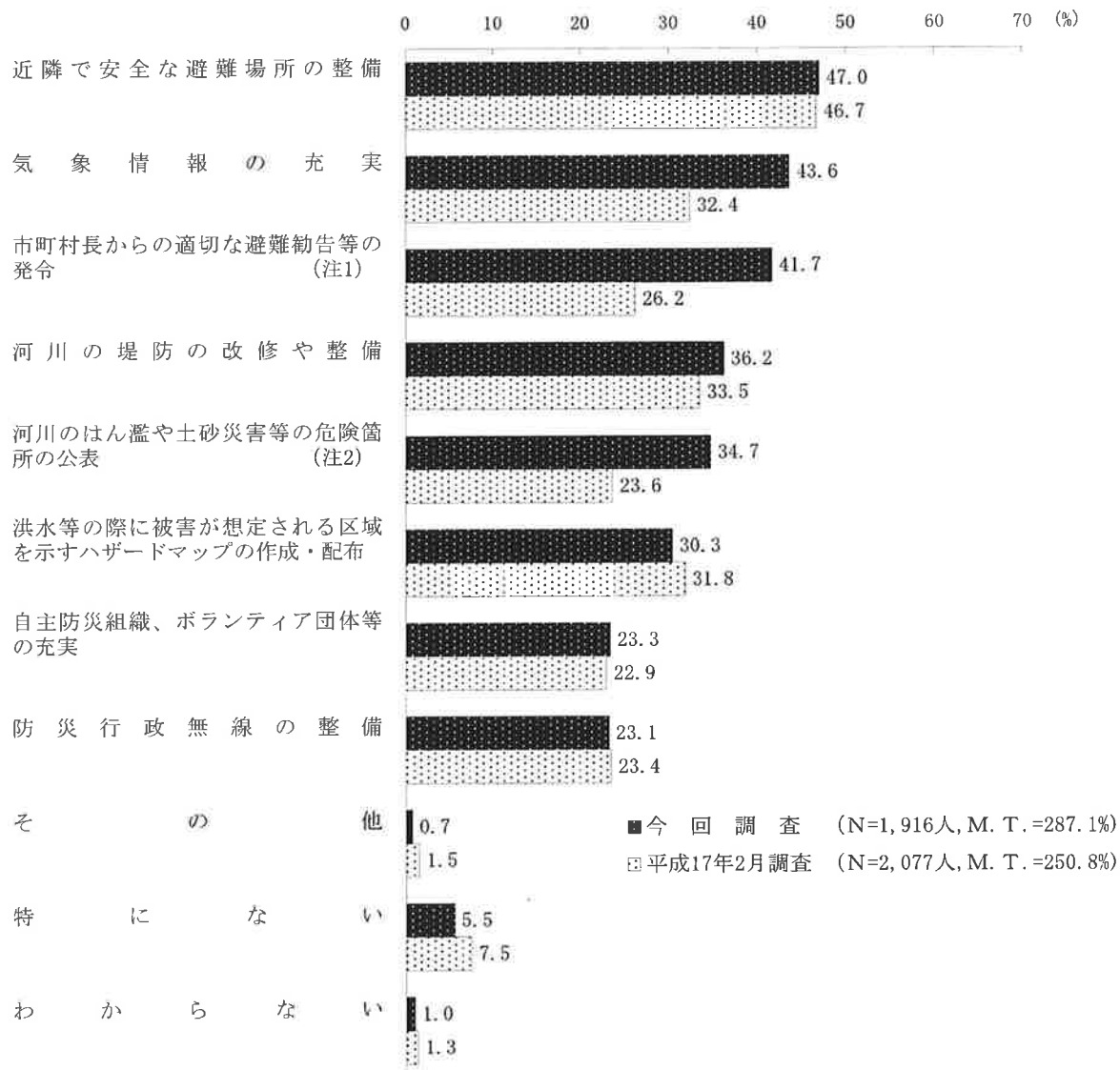


(注) 平成17年2月調査では、「集中豪雨や大型台風等の際に、あなたは在宅し、又は自宅近辺にいたときに避難情報を聞いた場合、あなたは避難しますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いたとき、「避難する」と回答した人(77.6%)に対して、「あなたは、豪雨の中等、実際に避難する状況で、自宅から避難場所にたどり着くまでにどれ位の時間が必要であると思いますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

6 今後充実して欲しい対策（複数回答、上位5項目）

	平成17年2月		平成22年1月
・近隣で安全な避難場所の整備	46.7%	→	47.0%
・気象情報の充実	32.4%	→	43.6%(増)
・市町村長からの適切な避難勧告等の発令	26.2%	→	41.7%(増)
・河川の堤防の改修や整備	33.5%	→	36.2%
・河川のはん濫や土砂災害等の危険箇所の公表	23.6%	→	34.7%(増)

(複数回答)



(注1) 平成17年2月調査では、「避難勧告等を市区町村長が発令するための判断基準の設定」となっている。

(注2) 平成17年2月調査では、「堤防等の危険箇所の公表」となっている。

避難に関する特別世論調査

調査時期：平成22年1月14日～1月24日
調査対象：全国20歳以上の者3,000人
有効回収数(率)：1,916人(63.9%)

話は変わりますが、次に時事問題として、「避難」についてお伺いします。

(【資料1】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う)

【資料1】

政府では、平成21年の大雨災害を踏まえ、災害の把握、情報伝達及び適切な避難のあり方に関する課題の整理と対応策について有識者、関係省庁からなる検討会において検討しています。また、平成17年3月に提示した「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン」に関して、最近の災害に対応できるものとなっているかの検証と市町村への浸透方策についても検討しています。「避難勧告等」とは、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」の3種類の総称です。

それぞれの種類の概ねの趣旨は次のとおりです。

- 「避難準備情報」：災害の発生する可能性が高まった状況において、高齢者等の避難に時間を要する方、健常者でも避難所までの距離が遠い方などに避難を促す情報。
- 「避難勧告」：災害が発生する可能性が明らかに高まった状況において、通常の方に避難の開始を求めるもの。
- 「避難指示」：災害が発生する危険性が非常に高くなった状況等において、未だ避難していない住民は直ちに避難し、避難するいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を指示するもの。

政府では、今後、国民のみなさまの意見を参考にしながら、適切な避難のあり方等についての検討を進めていきます。

なお、「局地的大雨」とは、急に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲に数十mm程度の雨量をもたらす雨のことで、いわゆるゲリラ豪雨のことです。

Q1【回答票15】あなたのお住まいの地域で、局地的大雨や大型台風等により、河川のはん濫、高潮、土砂災害等の災害が発生した場合、あなた自身が被害を受けると思えますか。この中から1つだけお答えください。

- (24.9) (ア) 被害を受けると思う
(23.1) (イ) どちらかといえば被害を受けると思う
(29.9) (ウ) どちらかといえば被害を受けるとは思わない
(20.7) (エ) 被害を受けるとは思わない
(1.4) (オ) わからない

Q 2 【回答票 16】 局地的大雨や大型台風等の際に、あなたが避難するかどうかを検討する場合、どのような情報を参考にしますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (23.5) (ア) ハザードマップや防災マップなどの情報
- (16.5) (イ) 過去の災害における経験
- (75.2) (ウ) 天気予報や注意報・警報等の気象情報
- (60.1) (エ) 避難勧告等の発令情報
- (40.5) (オ) 災害発生等の情報
- (42.7) (カ) 自分の周りの降雨等の状況
- (37.3) (キ) 隣近所の方の避難の状況
- (0.8) その他 ()
- (1.5) 特にない
- (0.6) わからない

(M.T.=298.7)

Q 3 【回答票 17】 局地的大雨や大型台風等の際に、避難勧告等が発令された場合、どのような手段で伝達してほしいですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (29.3) (ア) 防災行政無線
- (32.6) (イ) 携帯メール
- (50.8) (ウ) 広報車
- (73.5) (エ) テレビ
- (46.6) (オ) ラジオ
- (19.8) (カ) インターネット
- (18.0) (キ) 自主防災組織等のリーダーを通じて
- (35.3) (ク) 消防団を通じて
- (25.3) (ケ) 隣近所の方を通じて (上記 (キ)、(ク) を除く)
- (0.4) その他 ()
- (0.4) 特にない
- (0.6) わからない

(M.T.=332.6)

Q 4 【回答票 18】 局地的大雨や大型台風等の際に、あなたはどの時点で避難行動を開始しますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (20.0) (ア) 避難勧告等の発令にかかわらず、自分で判断する
- (26.3) (イ) 避難準備情報が発令されたとき
- (34.8) (ウ) 避難勧告が発令されたとき
- (16.2) (エ) 避難指示が発令されたとき
- (1.5) (オ) 避難しない
- (1.3) わからない

「防災に関する特別世論調査」の概要

平成 22 年 1 月 21 日
内閣府政府広報室

調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の者 3,000 人
	有効回収数(率)	1,944 人 (64.8%)
	調査期間	平成 21 年 11 月 26 日～12 月 6 日
	調査方法	調査員による個別面接聴取
調査目的	国民の防災意識の現状及び変遷について把握し、周知することにより、国民の防災意識の向上を図り、実践的な行動を促す。	
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然災害の被害に対する不安 2 耐震補強工事の実施状況 3 大地震に備えてとっている対策 4 風水害に備えてとっている対策 5 ハザードマップの活用状況・意向 	
調査実績	地震防災対策に関する特別世論調査(平成 19 年 10 月,平成 17 年 8 月) 防災に関する世論調査(平成 14 年 9 月,平成 9 年 9 月,平成 7 年 9 月, 平成 3 年 7 月,平成元年 7 月,昭和 62 年 8 月,昭和 59 年 9 月) 防災と情報に関する世論調査(平成 11 年 6 月)	

＜お願い＞

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

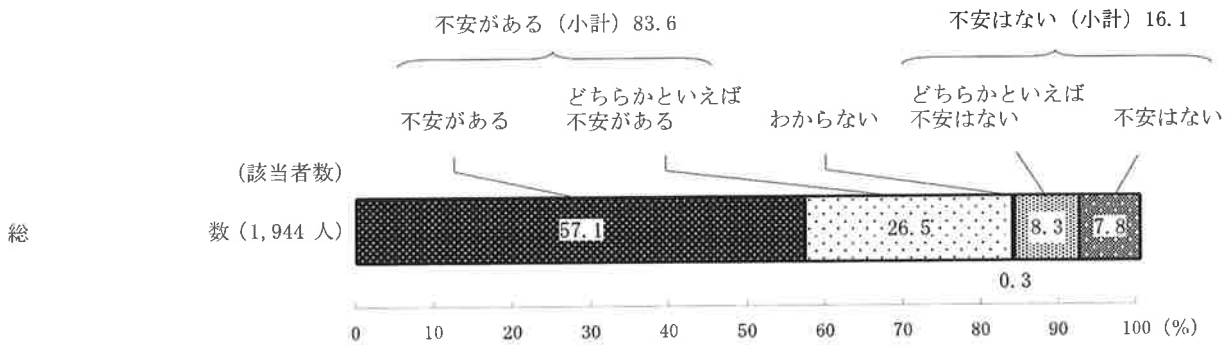
電話 03(3581)0070

FAX 03(3580)1186

1 自然災害の被害に対する不安

平成 21 年 12 月

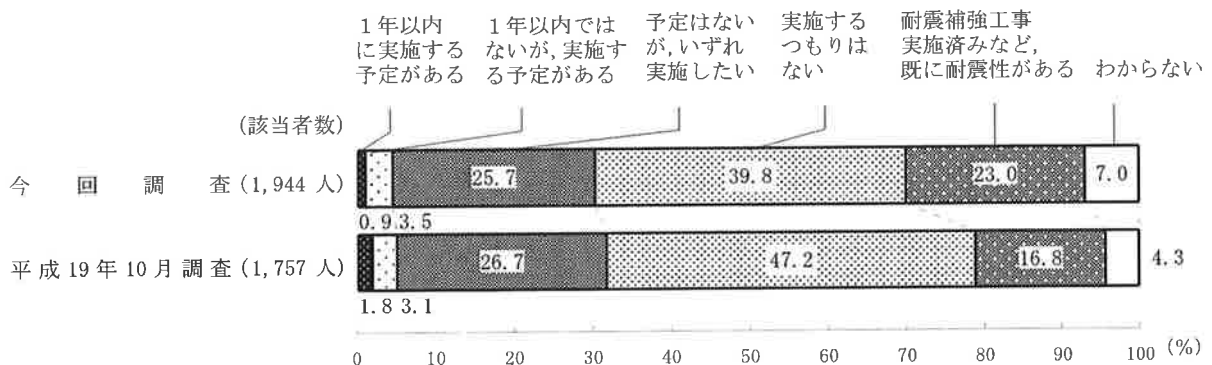
・不安がある (小計)	83.6%
・不安がある	57.1%
・どちらかといえば不安がある	26.5%
・不安はない (小計)	16.1%
・どちらかといえば不安はない	8.3%
・不安はない	7.8%



2 耐震補強工事の実施状況

(1) 耐震補強工事の実施状況

	平成 19 年 10 月	平成 21 年 12 月
・ 1 年以内に実施する予定がある	1.8%	→ 0.9% (減)
・ 1 年以内ではないが、実施する予定がある	3.1%	→ 3.5%
・ 予定はないが、いずれ実施したい	26.7%	→ 25.7%
・ 実施するつもりはない	47.2%	→ 39.8% (減)
・ 耐震補強工事实施済みなど、既に耐震性がある	16.8%	→ 23.0% (増)



(注) 平成19年10月調査では、「危険な住宅については、耐震補強工事を行って安全にすることが考えられます。あなたは、あなたのお住まいについて耐震補強工事を実施するつもりがありますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

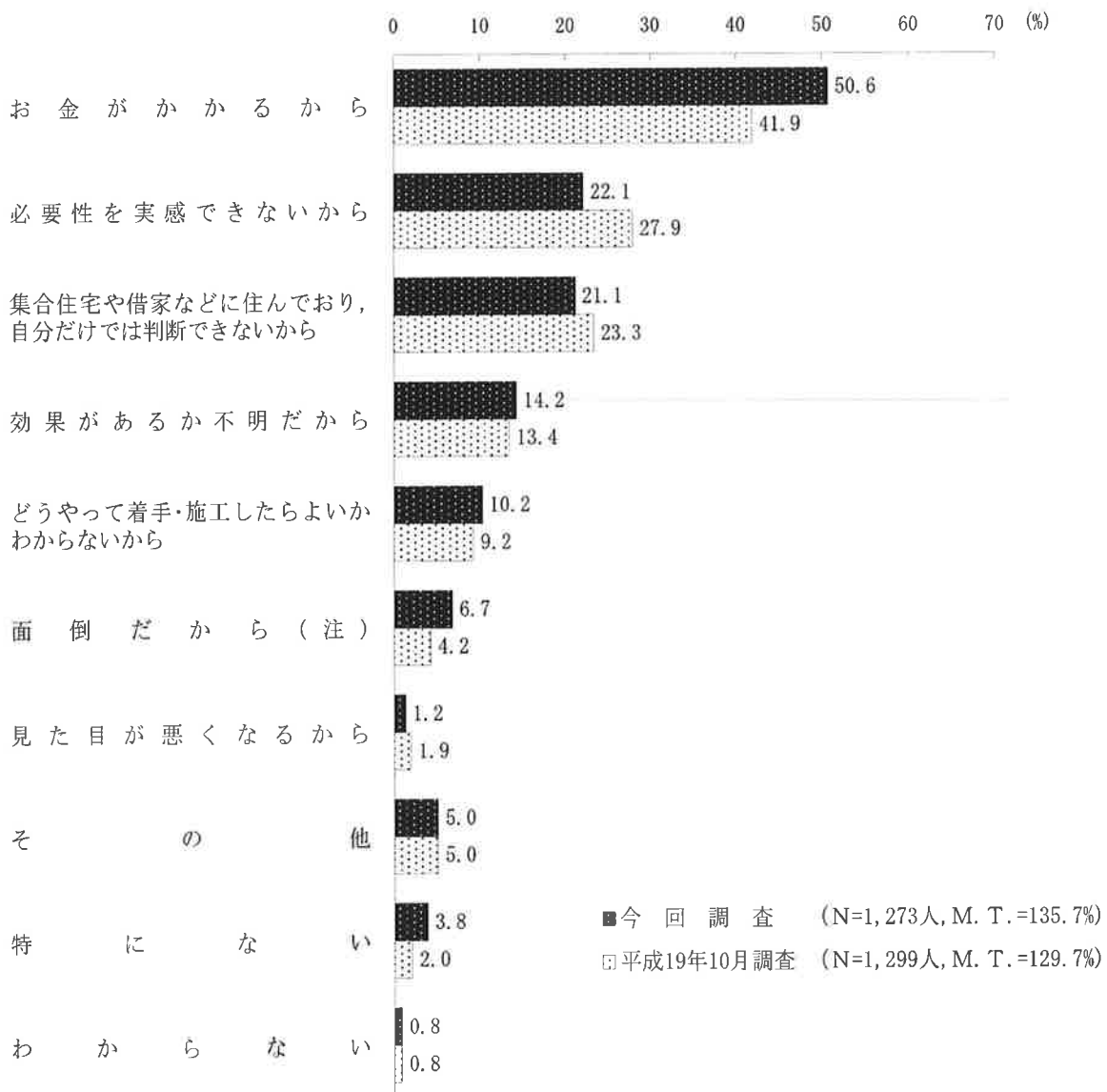
(耐震補強工事について、「予定はないが、いずれ実施したい」「実施するつもりはない」を挙げた者(1,273人)に)

(2) 耐震補強工事の実施予定がない理由

(複数回答、上位4項目)

	平成19年10月		平成21年12月
・お金がかかるから	41.9%	→	50.6% (増)
・必要性を実感できないから	27.9%	→	22.1% (減)
・集合住宅や借家などに住んでおり、自分だけでは判断できないから	23.3%	→	21.1%
・効果があるか不明だから	13.4%	→	14.2%

(耐震補強工事について、「予定はないが、いずれ実施したい」, 「実施するつもりはない」と答えた者に、複数回答)



(注) 平成19年10月調査では、「面倒くさいから」となっている。

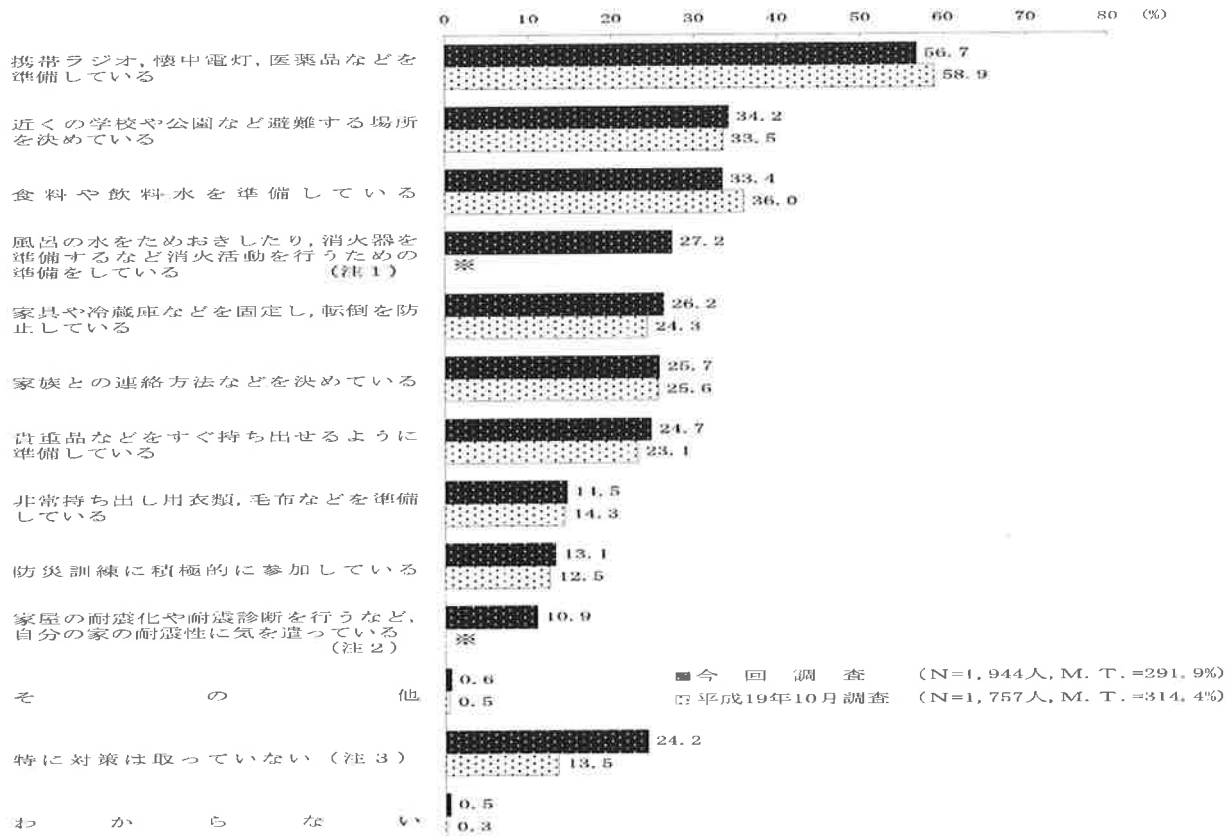
3 大地震に備えてとっている対策

(1) 大地震に備えてとっている対策

(複数回答、上位3項目)

	平成19年10月	→	平成21年12月
・携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している	58.9%		56.7%
・近くの学校や公園など避難する場所を決めている	33.5%		34.2%
・食料や飲料水を準備している	36.0%		33.4%
・特に対策は取っていない	13.5%	→	24.2%

(複数回答)



(注1) 平成19年10月調査では、「いつも風呂の水をためおきしている」27.6%、「消火器や水をはったバケツを準備している」24.0%となっている。

(注2) 平成19年10月調査では、「自分の家の耐震性を高くしている」10.9%、「耐震診断を行い、自分の家の危険度を把握している」4.8%、「ブロック塀を点検し、倒壊を防止している」4.7%となっている。

(注3) 平成19年10月調査では、「特に対策は取っていない」を選択肢として提示していない。

※：調査をしていない項目

[参考] 大地震に備えてとっている対策 (過去の調査)

(複数回答)

調査年	調査人数	携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している	食料や飲料水を準備している	近くの学校や公園など避難する場所を決めている	いつも風呂の水をためおきしている	家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している	家族との連絡方法などを決めている	貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している	非常持ち出し用衣類、毛布などを準備している	防災訓練に積極的に参加している	自分の家の耐震性を高くしている	耐震診断を行い、自分の家の危険度を把握している	ブロック塀を点検し、倒壊を防止している	その他	特に対策は取っていない	わからない	計 (M.T.)	
平成19年10月調査	1,757	58.9	36.0	33.5	27.6	24.3	24.0	23.1	14.3	12.5	10.9	4.8	4.7	0.5	13.5	0.3	314.4	
平成17年8月調査	1,863	49.2	25.6	28.7	21.5	19.3	20.8	23.3	20.3	11.0	8.1	6.5	3.3	0.4	29.7	0.6	271.4	
平成14年9月調査	2,155	46.6	18.6	16.7	19.9	12.8	14.8	22.3	21.2	9.5	5.0	6.5	※	3.2	0.3	31.0	0.1	228.3
平成11年9月調査	2,122	50.2	19.1	21.4	21.3	14.8	13.9	21.4	20.7	11.0	5.8	5.5	※	2.3	0.3	34.0	0.5	242.4
平成9年9月調査	2,218	57.9	21.8	21.4	27.9	16.5	14.0	26.6	26.5	12.9	6.8	5.6	※	3.9	1.3	23.3	1.9	268.3
平成7年9月調査	7,232	58.1	23.3	20.6	27.7	16.1	12.7	26.6	27.4	14.3	5.0	4.9	※	3.1	1.1	26.3	0.7	267.6
平成3年7月調査	2,268	40.7	10.8	15.5	22.2	9.7	8.5	26.1	23.5	※	6.0	5.0	※	3.7	0.3	39.0	0.8	211.8
平成元年7月調査	2,322	45.9	11.2	22.7	24.0	※	8.2	33.7	24.1	※	6.7	5.2	※	4.6	0.3	30.4	0.5	218.3
昭和62年8月調査	2,370	39.2	11.4	15.3	19.3	※	5.8	21.6	23.4	※	5.1	3.0	※	2.0	0.2	40.5	0.5	187.3
昭和59年9月調査(注1)	2,442	※	※	18.0	21.3	※	6.8	31.6	※	※	4.0	※	※	2.7	2.0	41.6	0.9	154.9

(注1) 昭和59年9月調査では、この1か月に「非常持ち出し品を準備している」が23.0%ある。

(注2) 平成11年9月調査では、「消火器や三角バケツを準備している」となっている。

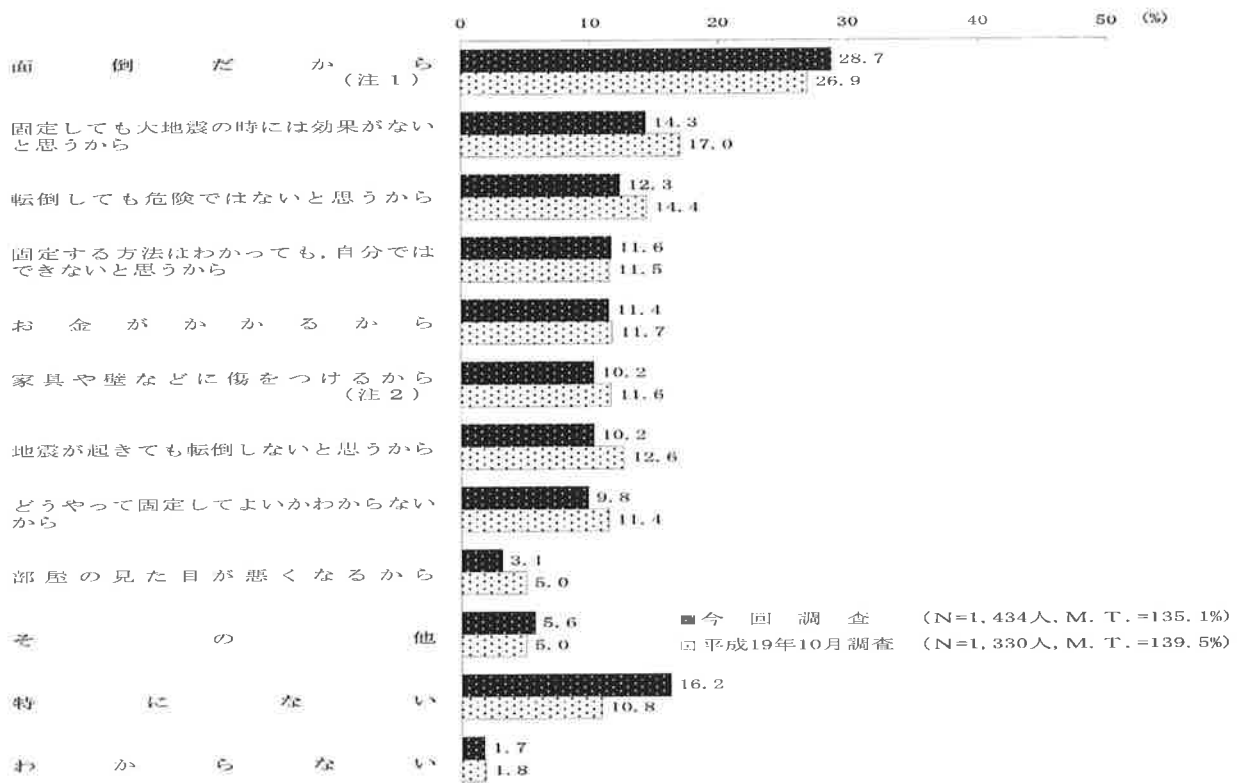
（「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」を挙げなかった者（1,434人）に）

（2） 家具や冷蔵庫などを固定しない理由

（複数回答、上位8項目）

	平成19年10月	平成21年12月
・面倒だから	26.9%	→ 28.7%
・固定しても大地震の時には効果がないと思うから	17.0%	→ 14.3%（減）
・転倒しても危険ではないと思うから	14.4%	→ 12.3%
・固定する方法はわかっても、自分ではできないと思うから	11.5%	→ 11.6%
・お金がかかるから	11.7%	→ 11.4%
・家具や壁などに傷をつけるから	11.6%	→ 10.2%
・地震が起きても転倒しないと思うから	12.6%	→ 10.2%（減）
・どうやって固定してよいかわからないから	11.4%	→ 9.8%
・特にない	10.8%	→ 16.2%（増）

（「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」を挙げなかった者に、複数回答）



（注1）平成19年10月調査では、「面倒くさいから」となっている。

（注2）平成19年10月調査では、「家具等や壁に傷をつけるから」となっている。

〔参考〕 家具や冷蔵庫などを固定しない理由（過去の調査）

（「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」を挙げなかった者に、複数回答）

	調査者数	面倒くさいから	固定しても大地震の時には効果がないと思うから	転倒しても危険ではないと思うから	地震が起きても転倒しないと思うから	お金がかかるから	家具等や壁に傷をつけるから	固定する方法はわかっても、自分ではできないと思うから	どうやって固定したらよいかわからないから	部屋の見た目が悪くなるから	その他	特にない	わからない	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成19年10月調査	1,330	26.9	17.0	14.4	12.6	11.7	11.6	11.5	11.4	5.0	5.0	10.8	1.8	139.5
平成17年8月調査	1,175	21.1	12.8	8.3	8.9	8.1	7.8	10.7	10.5	1.8	5.4	27.7	—	126.4

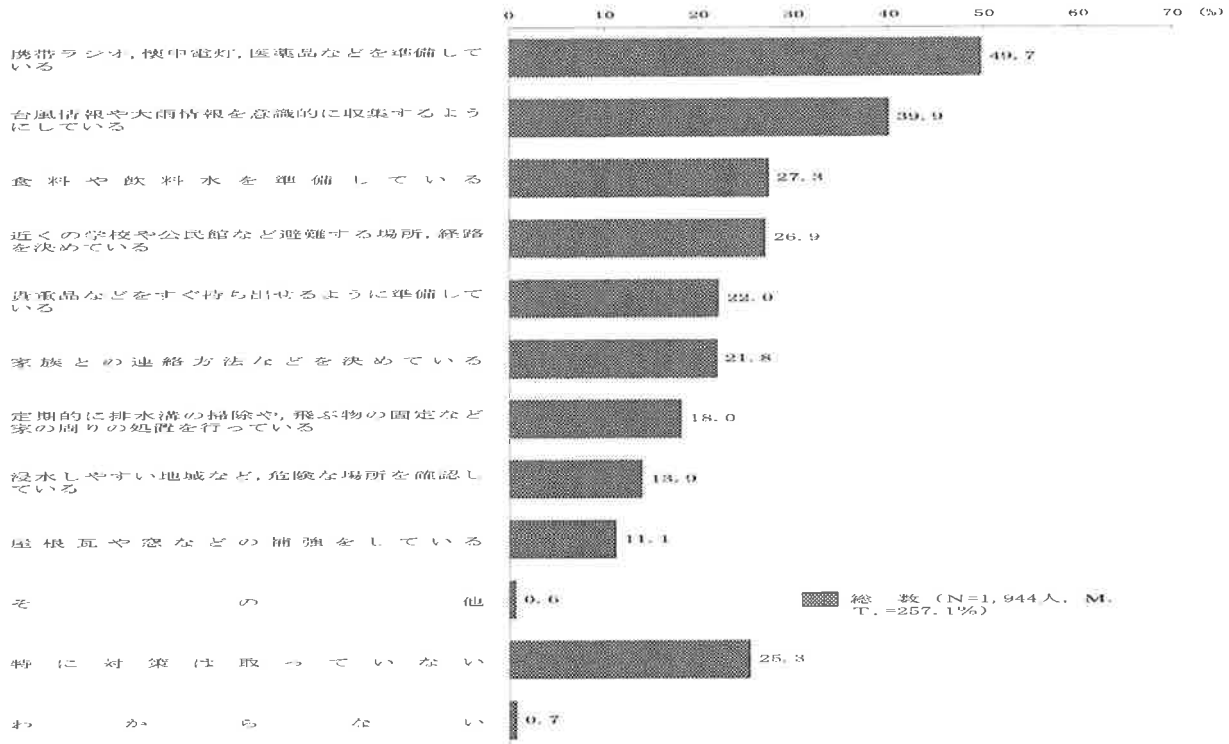
4 風水害に備えてとっている対策

(複数回答、上位4項目)

- ・携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している 49.7%
- ・台風情報や大雨情報を意識的に収集するようにしている 39.9%
- ・食料や飲料水を準備している 27.3%
- ・近くの学校や公民館など避難する場所、経路を決めている 26.9%
- ・特に対策は取っていない 25.3%

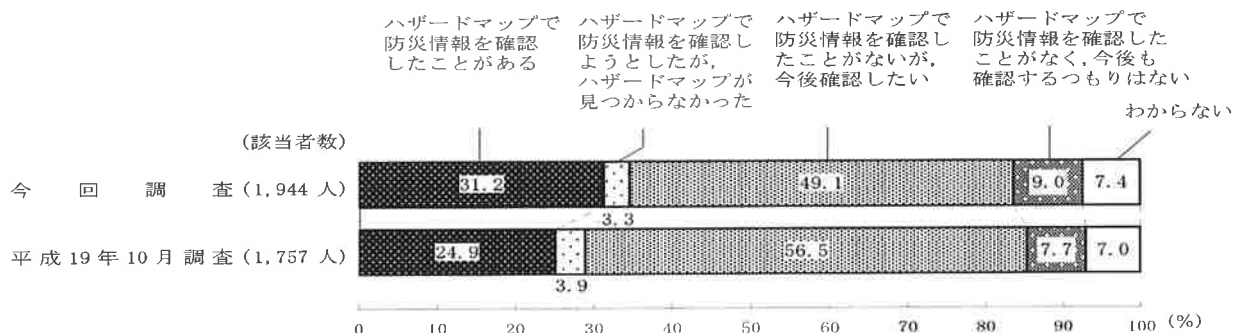
平成 21 年 12 月

(複数回答)



5 ハザードマップの活用状況・意向

- ・ハザードマップで防災情報を確認したことがある 平成 19 年 10 月 24.9% → 平成 21 年 12 月 31.2% (増)
- ・ハザードマップで防災情報を確認しようとしたが、ハザードマップが見つからなかった 3.9% → 3.3%
- ・ハザードマップで防災情報を確認したことがないが、今後確認したい 56.5% → 49.1% (減)
- ・ハザードマップで防災情報を確認したことがなく、今後も確認するつもりはない 7.7% → 9.0%



(注) 平成19年10月調査では、「防災情報」という用語を「地震防災情報」としていた。

防災に関する特別世論調査

調査時期：平成21年11月26日～12月6日
調査対象：全国20歳以上の者3,000人
有効回収数(率)：1,944人(64.8%)

話は変わりますが、次に時事問題として、「防災」についてお伺いします。

Q1【回答票15】我が国は、毎年豪雨や台風、地震などの自然災害による被害を受けていますが、あなたがこのような自然災害による被害を受けることに対して、不安がありますか。この中から1つだけお答えください。

- (57.1) (ア) 不安がある
- (26.5) (イ) どちらかといえば不安がある
- (8.3) (ウ) どちらかといえば不安はない
- (7.8) (エ) 不安はない
- (0.3) (オ) わからない

Q2【回答票16】地震に対しては、住宅の補強工事を行って安全性を高めることが考えられます。あなたは、あなたのお住まいについて耐震補強工事を実施するつもりがありますか。この中から1つだけお答えください。

- (0.9) (ア) 1年以内実施する予定がある
- (3.5) (イ) 1年以内ではないが、実施する予定がある
- (25.7) (ウ) 予定はないが、いずれ実施したい
- (39.8) (エ) 実施するつもりはない
- (23.0) (オ) 耐震補強工事実施済みなど、既に耐震性がある
- (7.0) (カ) わからない

(Q2で「予定はないが、いずれ実施したい」、「実施するつもりはない」と回答した方に)

SQ【回答票17】耐震補強工事を実施する予定がない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。
(M.A.)

(N=1,273)

- (10.2) (ア) どうやって着手・施工したらよいかわからないから
- (1.2) (イ) 見た目が悪くなるから
- (6.7) (ウ) 面倒だから
- (50.6) (エ) お金がかかるから
- (22.1) (オ) 必要性を実感できないから
- (14.2) (カ) 効果があるか不明だから
- (21.1) (キ) 集合住宅や借家などに住んでおり、自分だけでは判断できないから
- (5.0) (ク) その他()
- (3.8) (コ) 特になし
- (0.8) (カ) わからない

(M.T.=135.7)

Q3【回答票18】あなたの家では、大地震が起こった場合に備えて、どのような対策をとっていますか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

- (27.2) (ア) 風呂の水をためおきしたり、消火器を準備するなど消火活動を行うための準備をしている
- (26.2) (イ) 家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している
- (10.9) (ウ) 家屋の耐震化や耐震診断を行うなど、自分の家の耐震性に気を遣っている
- (33.4) (エ) 食料や飲料水を準備している
- (56.7) (オ) 携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している
- (14.5) (カ) 非常持ち出し用衣類、毛布などを準備している
- (24.7) (キ) 貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している
- (25.7) (ク) 家族との連絡方法などを決めている
- (34.2) (ケ) 近くの学校や公園など避難する場所を決めている
- (13.1) (コ) 防災訓練に積極的に参加している
- (0.6) その他 ()
- (24.2) (サ) 特に対策は取っていない
- (0.5) わからない

(M.T.=291.9)

(Q3で「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」に○が付かなかった方に)

SQ【回答票19】あなたが家具や冷蔵庫などを固定していない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

(N=1,434)

- (9.8) (ア) どうやって固定してよいかわからないから
- (11.6) (イ) 固定する方法はわかっても、自分ではできないと思うから
- (3.1) (ウ) 部屋の見た目が悪くなるから
- (10.2) (エ) 家具や壁などに傷をつけるから
- (28.7) (オ) 面倒だから
- (11.4) (カ) お金がかかるから
- (10.2) (キ) 地震が起きても転倒しないと思うから
- (12.3) (ク) 転倒しても危険ではないと思うから
- (14.3) (ケ) 固定しても大地震の時には効果がないと思うから
- (5.6) その他 ()
- (16.2) 特にない
- (1.7) わからない

(M.T.=135.1)

Q4【回答票20】あなたの家では、台風や大雨などに備えて、どのような対策をとっていますか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

- (39.9) (ア) 台風情報や大雨情報を意識的に収集するようにしている
- (13.9) (イ) 浸水しやすい地域など、危険な場所を確認している
- (27.3) (ウ) 食料や飲料水を準備している
- (49.7) (エ) 携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している
- (22.0) (オ) 貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している
- (11.1) (カ) 屋根瓦や窓などの補強をしている
- (18.0) (キ) 定期的に排水溝の掃除や、飛ぶ物の固定など家の周りの処置を行っている
- (21.8) (ク) 家族との連絡方法などを決めている
- (26.9) (ケ) 近くの学校や公民館など避難する場所、経路を決めている
- (0.6) その他 ()
- (25.3) (コ) 特に対策は取っていない
- (0.7) わからない

(M.T.=257.1)

(資料4を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料4】

自治体では、災害により各地域で予測される震度や津波の高さ、浸水が想定される区域、被害の程度、被災時の避難場所や避難経路などの情報（以下、「防災情報」とします。）をわかりやすいように地図上に示した資料（以下、「ハザードマップ」とします。）を作成しているところがあります。このようなハザードマップは、広く地域の住民に知らせることで、住民自らの事前の備えを促し、被害軽減を図ることを期待するものです。

Q5【回答票21】あなたのハザードマップの活用状況について、あてはまるものをこの中から1つだけお答えください。

- (31.2) (ア) ハザードマップで防災情報を確認したことがある
- (3.3) (イ) ハザードマップで防災情報を確認しようとしたが、ハザードマップが見つからなかった
- (49.1) (ウ) ハザードマップで防災情報を確認したことがないが、今後確認したい
- (9.0) (エ) ハザードマップで防災情報を確認したことがなく、今後も確認するつもりはない
- (7.4) わからない

平成 22 年 4 月 13 日
消 防 庁

チリ中部沿岸を震源とする地震による津波に係る「津波避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果」及び「避難指示・勧告を発令しなかった理由等に関するアンケート調査結果」

消防庁では、平成 22 年 2 月 28 日のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波に関して、関係市区町村を対象に、避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況及び避難指示・勧告をしなかった理由等について調査したので、その結果を公表します。

1. 津波避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果

(1) 調査概要

- ①調査時点：平成 22 年 3 月 1 日
- ②調査対象：津波の被害が想定される市区町村 660 団体
- ③実施方法：都道府県を通じての電子メールによる調査

(2) 調査結果概要（[別添 1 参照](#)）

津波の被害が想定されたとした市区町村（660 団体）のうち、避難勧告等の具体的な発令基準を策定済の市区町村は 58.9%（389 団体）。

※「具体的な発令基準」とは、震度、津波警報等の客観的事実を基準としたものをいいます。

■[調査結果の詳細（都道府県別、市区町村別の状況）](#)

2. 避難指示・勧告を発令しなかった理由等に関するアンケート調査結果

(1) 調査概要

- ①実施日：平成 22 年 3 月 15 日～19 日
- ②調査対象：チリ大地震に伴う津波により、「大津波警報」又は「津波警報」が発表され、避難勧告・避難指示が発令されなかった 218 市区町村
- ③実施方法：都道府県を通じての電子メールによるアンケート調査
- ④回答数：213 市区町村

（アンケート調査を実施した 218 市区町村のうち、1 村が未回答、4 市町が海岸域のみに避難勧告を発令していたことを確認。）

(2) 調査結果概要

- ・[別添 2 参照](#)

津波災害発生時における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況(都道府県別)
(平成22年3月1日現在 単位:市区町村)

都道府県	津波災害							
	策定済		策定中		未着手		想定なし	
北海道	52	64.2%	15	18.5%	14	17.3%	0	0
青森県	20	90.9%	2	9.1%	0	0.0%	0	0
岩手県	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0
宮城県	11	73.3%	4	26.7%	0	0.0%	0	0
秋田県	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0
山形県	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0
福島県	8	80.0%	0	0.0%	2	20.0%	0	0
茨城県	3	30.0%	5	50.0%	2	20.0%	0	0
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県	10	37.0%	7	25.9%	10	37.0%	0	0
東京都	3	25.0%	2	16.7%	7	58.3%	3	3
神奈川県	5	31.3%	3	18.8%	8	50.0%	0	0
新潟県	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0
富山県	5	55.6%	4	44.4%	0	0.0%	0	0
石川県	4	26.7%	11	73.3%	0	0.0%	0	0
福井県	7	63.6%	4	36.4%	0	0.0%	0	0
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県	22	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0
愛知県	20	87.0%	3	13.0%	0	0.0%	0	0
三重県	7	36.8%	12	63.2%	0	0.0%	0	0
滋賀県								
京都府	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0
大阪府	4	33.3%	4	33.3%	4	33.3%	0	0
兵庫県	17	94.4%	1	5.6%	0	0.0%	0	0
奈良県								
和歌山県	12	63.2%	4	21.1%	3	15.8%	0	0
鳥取県	5	55.6%	1	11.1%	3	33.3%	0	0
島根県	4	40.0%	2	20.0%	4	40.0%	0	0
岡山県	5	71.4%	0	0.0%	2	28.6%	0	0
広島県	9	64.3%	4	28.6%	1	7.1%	0	0
山口県	18	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0
徳島県	8	88.9%	0	0.0%	1	11.1%	0	0
香川県	8	66.7%	3	25.0%	1	8.3%	0	0
愛媛県	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	0	0
高知県	7	36.8%	6	31.6%	6	31.6%	0	0
福岡県	5	25.0%	4	20.0%	11	55.0%	0	0
佐賀県	0	0.0%	3	37.5%	5	62.5%	0	0
長崎県	2	9.1%	8	36.4%	12	54.5%	0	0
熊本県	3	21.4%	3	21.4%	8	57.1%	0	0
大分県	7	58.3%	1	8.3%	4	33.3%	0	0
宮崎県	5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0
鹿児島県	18	45.0%	14	35.0%	8	20.0%	0	0
沖縄県	24	58.5%	6	14.6%	11	26.8%	0	0
全国計	389	58.9%	144	21.8%	127	19.2%	3	3

※対象は、沿岸部を有する市区町村及び沿岸部は無いが、河川からの津波の遡上を考慮して基準を策定している市区町村である。

※右欄の「想定なし」は、堤防等の整備が進んでおり、津波被害そのものを想定していないものである。

※割合(%)は、各項目の数を策定済+策定中+未着手で除したものである。

津波災害発生時における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況(都道府県別・策定率順)
(平成22年3月1日現在 単位:市区町村)

順位	都道府県	津波災害						
		策定済		策定中		未着手		想定なし
1	岩手県	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1	秋田県	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1	山形県	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1	新潟県	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1	静岡県	22	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1	京都府	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1	山口県	18	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
8	兵庫県	17	94.4%	1	5.6%	0	0.0%	0
9	愛知県	20	87.0%	3	13.0%	0	0.0%	0
10	青森県	20	90.9%	2	9.1%	0	0.0%	0
11	徳島県	8	88.9%	0	0.0%	1	11.1%	0
12	福島県	8	80.0%	0	0.0%	2	20.0%	0
13	愛媛県	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	0
14	宮城県	11	73.3%	4	26.7%	0	0.0%	0
15	岡山県	5	71.4%	0	0.0%	2	28.6%	0
16	香川県	8	66.7%	3	25.0%	1	8.3%	0
17	広島県	9	64.3%	4	28.6%	1	7.1%	0
18	北海道	52	64.2%	15	18.5%	14	17.3%	0
19	福井県	7	63.6%	4	36.4%	0	0.0%	0
20	和歌山県	12	63.2%	4	21.1%	3	15.8%	0
21	沖縄県	24	58.5%	6	14.6%	11	26.8%	0
22	大分県	7	58.3%	1	8.3%	4	33.3%	0
23	富山県	5	55.6%	4	44.4%	0	0.0%	0
23	鳥取県	5	55.6%	1	11.1%	3	33.3%	0
25	宮崎県	5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%	0
26	鹿児島県	18	45.0%	14	35.0%	8	20.0%	0
27	島根県	4	40.0%	2	20.0%	4	40.0%	0
28	千葉県	10	37.0%	7	25.9%	10	37.0%	0
29	三重県	7	36.8%	12	63.2%	0	0.0%	0
29	高知県	7	36.8%	6	31.6%	6	31.6%	0
31	大阪府	4	33.3%	4	33.3%	4	33.3%	0
32	神奈川県	5	31.3%	3	18.8%	8	50.0%	0
33	茨城県	3	30.0%	5	50.0%	2	20.0%	0
34	東京都	3	25.0%	2	16.7%	7	58.3%	3
35	石川県	4	26.7%	11	73.3%	0	0.0%	0
36	福岡県	5	25.0%	4	20.0%	11	55.0%	0
37	熊本県	3	21.4%	3	21.4%	8	57.1%	0
38	長崎県	2	9.1%	8	36.4%	12	54.5%	0
39	佐賀県	0	0.0%	3	37.5%	5	62.5%	0
全国計		389	58.9%	144	21.8%	127	19.2%	3

※対象は、沿岸部を有する市区町村及び沿岸部は無いが、河川からの津波の遡上を考慮して基準を策定している市区町村である。

※右欄の「想定なし」は、堤防等の整備が進んでおり、津波被害そのものを想定していないものである。

※割合(%)は、各項目の数を策定済+策定中+未着手で除したものである。

避難指示・勧告を発令しなかった理由等に関するアンケート調査結果

アンケート実施日：平成22年3月15日～19日

アンケート実施方法：都道府県を通じての電子メールによるアンケート

回答数：213市区町村

（「大津波警報」「津波警報」が発表され、避難指示・避難勧告が発令されなかった218市区町村を対象にアンケートを実施。このうち、1村が未回答、4市町が海岸域のみに避難勧告を発令していたことを確認）

【結果概要】

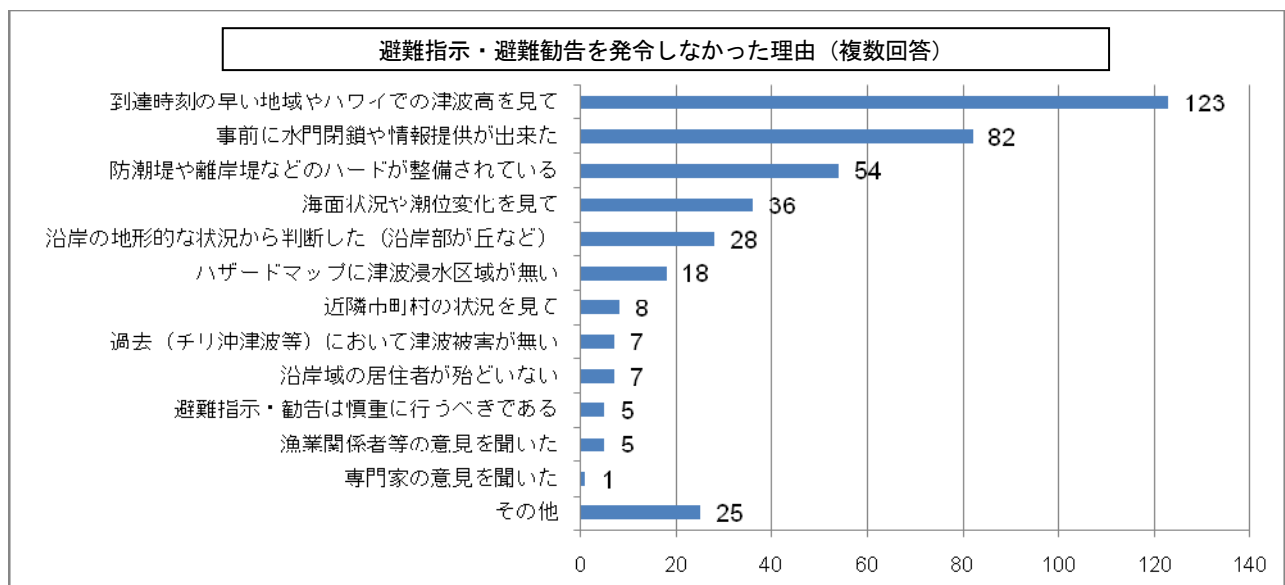
1. 市区町村の対応状況

回答のあった全ての市区町村で職員参集が実施され、災害対策本部等を設置したのは161団体（76%）である。

2. 避難指示・勧告を発令しなかった理由

全ての団体で一つ以上の理由を挙げており、多くの団体が複数の理由を挙げている（複数あげているのは136団体 64%）、理由が一つの団体（77団体 36%）。

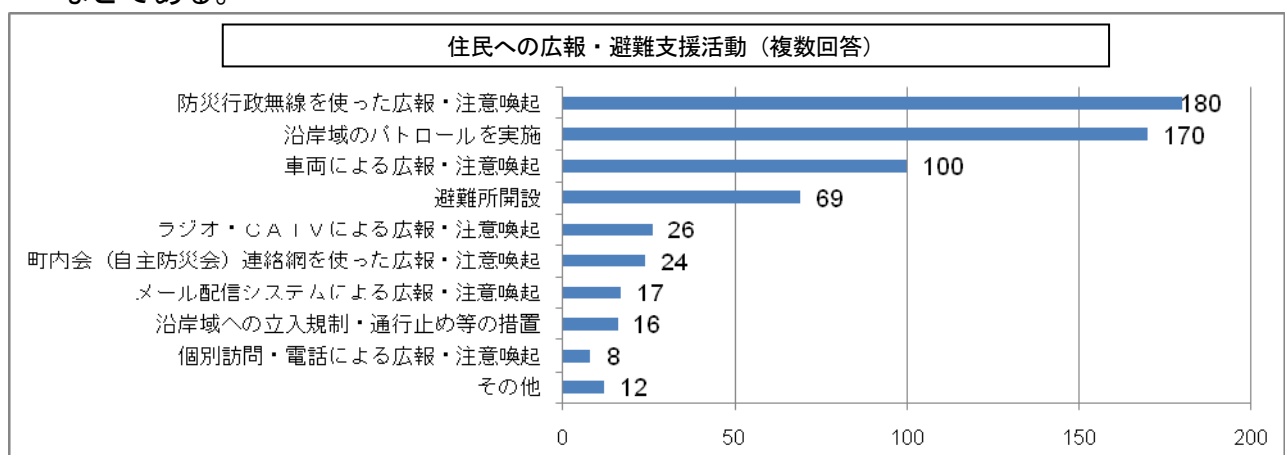
理由について回答数の多かったものについて整理したのが、下のグラフである。また、「その他」を理由とした半数以上の14団体が「津波到達時刻が干潮時であった」を理由としている。



3. 住民への広報・避難支援活動

多くの団体で「防災行政無線を使った広報・注意喚起」（180団体 85%）、「沿岸域のパトロール」（170団体 80%）が行われた他、「車両による広報・注意喚起」（100団体 47%）、避難所の開設（69団体 32%）が行われた。

また、「その他」の内容は、漁業関係者への連絡、沿岸部企業やホテル旅館等への連絡などである。



平成22年4月13日
内閣府（防災担当）
消 防 庁

チリ中部沿岸を震源とする地震による津波避難に関する緊急住民アンケート 調査結果

消防庁は内閣府（防災担当）と共同で、平成22年2月28日のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波について発表された大津波警報等に基づいて行われた住民避難を受けて、避難の実態や住民の避難意識等に関する緊急アンケート調査を実施しましたので、その結果を公表いたします。

1. 調査内容

- ・大津波警報の受け止め方
- ・どこに避難したか
- ・避難しなかった理由
- ・避難の判断のきっかけ
- ・避難場所から帰宅したきっかけ
- ・要援護者への避難誘導の有無 など

2. 調査方法

- ・大津波警報が発表された青森・岩手・宮城県の36市町村の中で、避難勧告または避難指示が発令された地域の住民に対し、電話帳より無作為に5,000名を抽出して、アンケート調査票を郵便により発送・回収
- ・アンケート実施期間は3月15日（発送）～31日（回収数2,007票、回収率40%）

3. 調査結果

- ・ [概要](#)
- ・ [本文](#)

※ 内閣府（防災担当）でも同時発表。

チリ中部沿岸を震源とする地震による津波避難に関する緊急住民アンケート

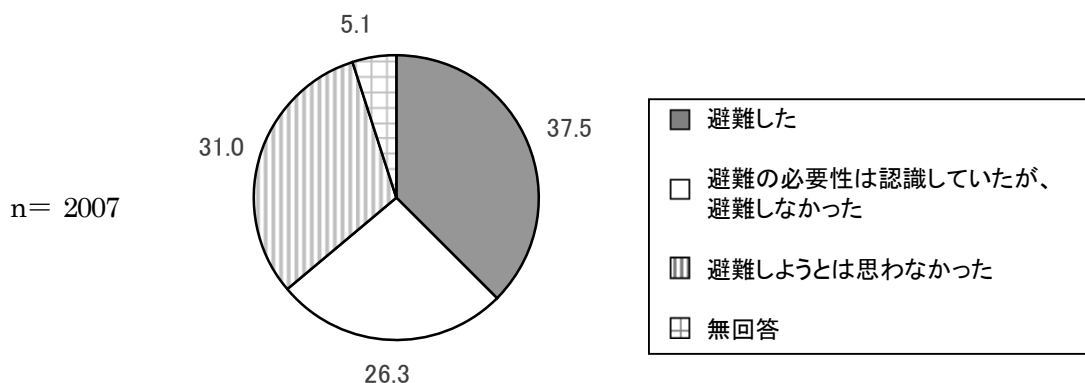
調査結果概要

調査方法 大津波警報が発表された青森・岩手・宮城県の36市町村の中で、避難指示または避難勧告が発令された地域の住民に対し、電話帳より無作為に5,000名を抽出して、アンケート調査票を郵便により発送・回収

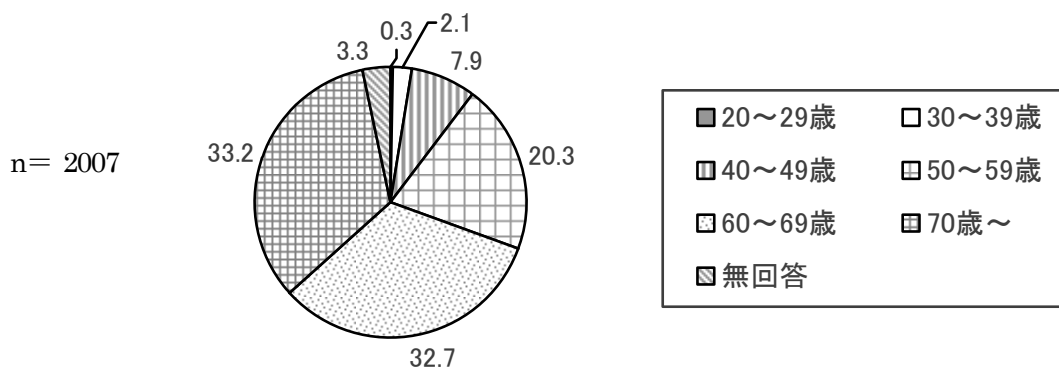
アンケート実施期間 3月15日(発送)～31日(調査結果取りまとめ、回収数2,007票、回収率40%)

避難率について

- 1) 回答者全体のうち、「避難した」方(指定避難場所以外への避難や津波が到達しない安全な地域への外出を含む)は、4割弱(37.5%)であった。「避難の必要性は認識していたが、避難しなかった」方または「避難しようと思わなかった」方は6割弱(57.3%)であった。(問12)

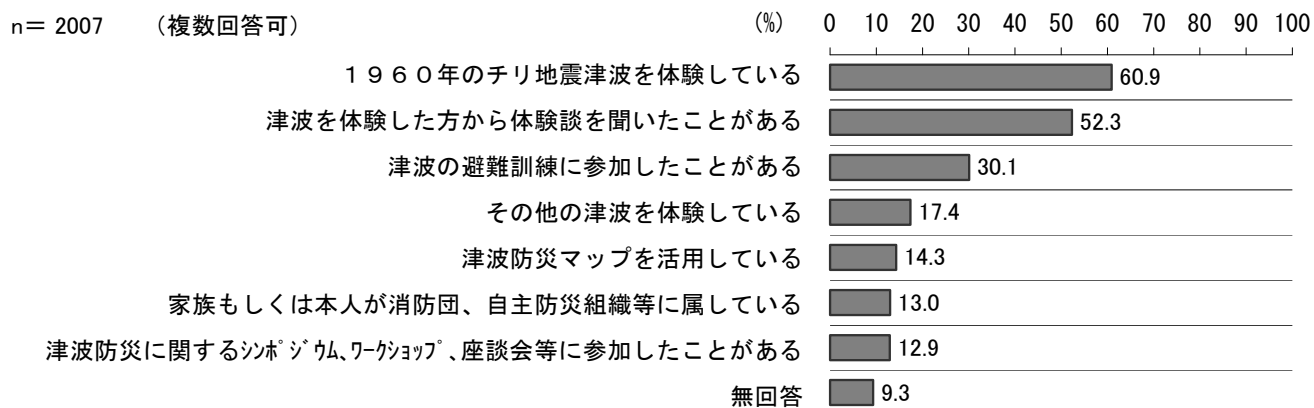


- 2) 回答者全体の6割台半ば(65.9%)は「60歳以上」であった。(問1)



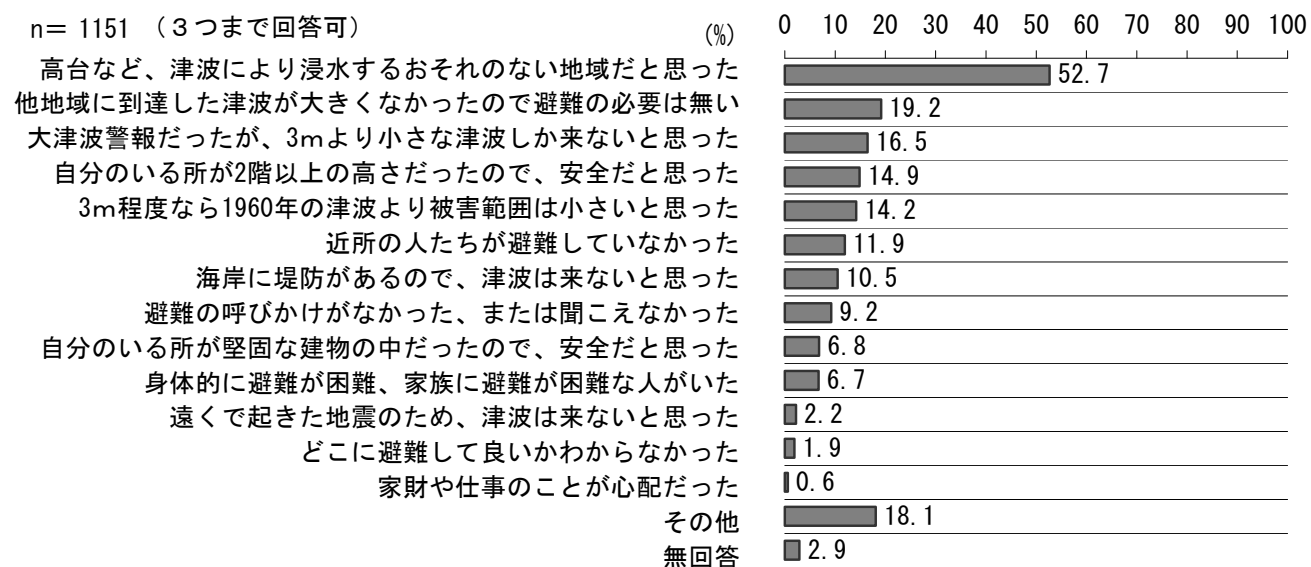
- 3) 回答者全体のうち、「1960年のチリ地震津波を体験している」方は約6割(60.9%)、「津波を体験した方から体験談を聞いたことがある」方は5割強(52.3%)、「津波の避難訓練に参加したことがある」方は約3割(30.1%)であった。(問3)

1960年のチリ地震津波を体験している方や60歳以上の方の中には、今回の津波への対応にあたり自らの経験に基づいて判断した方も多かったと考えられる。

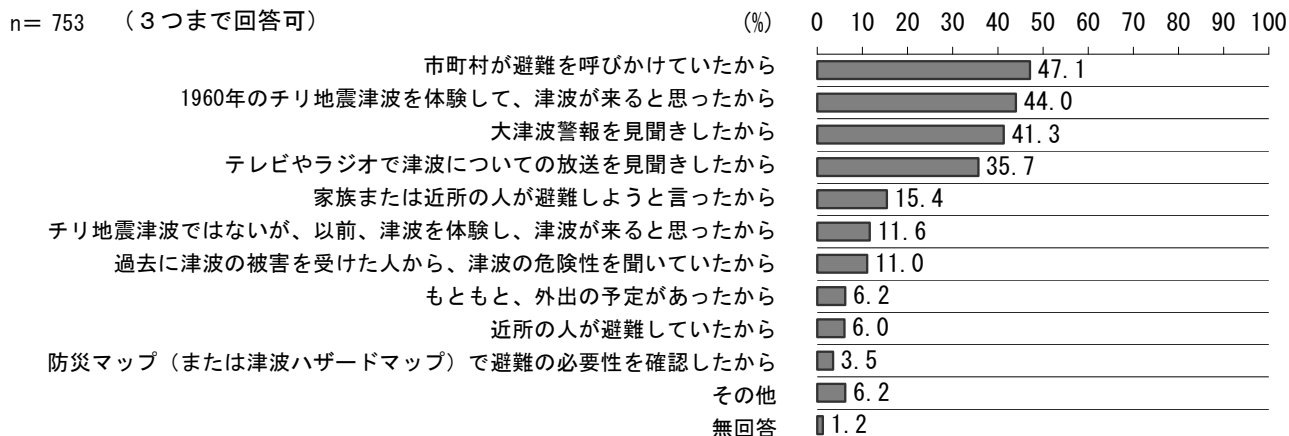


- 4) 1)で「避難の必要性は認識していたが避難しなかった」及び「避難しようと思わなかった」と回答した方の半数以上(52.7%)が、避難しなかった理由として「高台など、津波により浸水するおそれのない地域にいたと思ったから」と回答した。(問20)

ハザードマップを作成している市町村においては、明治三陸地震津波など過去最大級の津波(高さ10mなど)を想定し、これに基づく浸水予想地域を表示しており、これを基にした避難指示や避難勧告の発令は、今回予想された高さ3mの津波に対しては対象地域が広がったと考えられる。

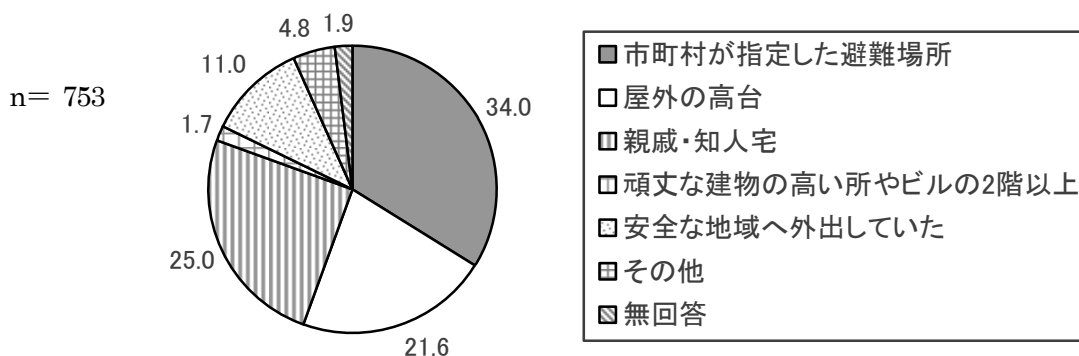


5) 避難したきっかけに関しては、1) で避難したと回答した方の5割弱 (47.1%) が「市町村が避難を呼びかけていたから」、次いで4割台半ば (44.0%) が「1960年のチリ津波を体験して、津波が来ると思ったから」と回答しており、「大津波警報を見聞きしたから」が41.3%、「テレビやラジオで津波についての放送を見聞きしたから」が35.7%であった。(問14)



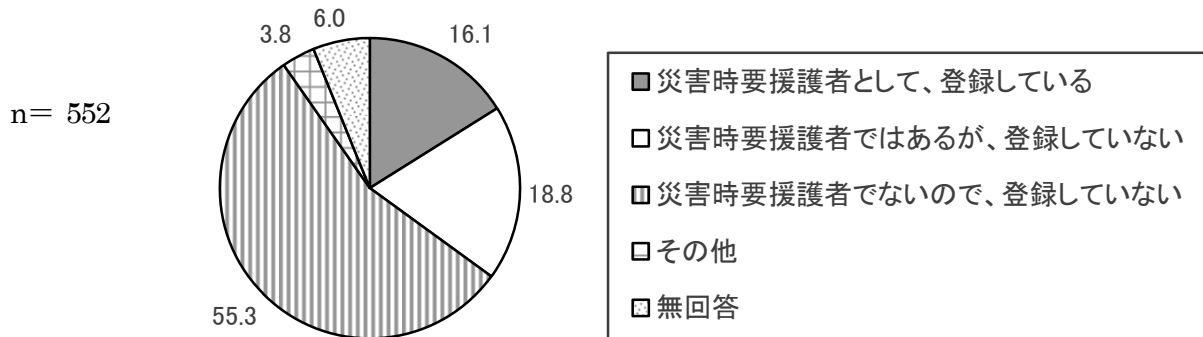
避難先について

6) 1) で避難したと回答した方の3割台半ば (34.0%) が「指定避難場所」へ避難しており、2割台半ば (25.0%) が「親戚・知人宅」、2割強 (21.6%) が「屋外の高台」へ避難した。「指定避難場所以外」への避難または外出は回答者の約6割 (59.3%) であり、指定避難場所への避難の2倍近くであった。(問16)

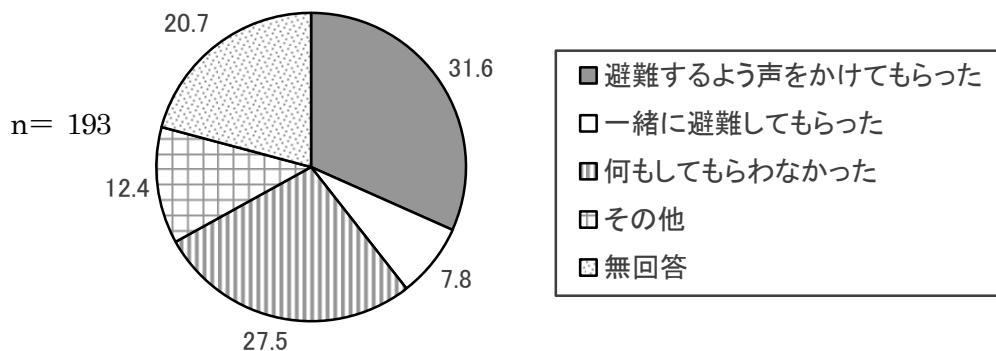


災害時要援護者について

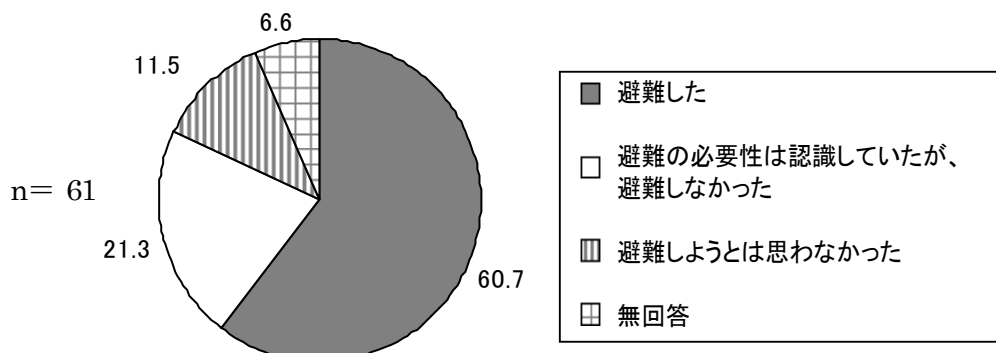
7) 市町村における災害時要援護者の避難支援の取組を知っている方のうち、「要援護者として登録している」方は16.1%、「要援護者だが登録していない」方は18.8%、これらをあわせた「要援護者」は34.9%であった。(問31)



8) 市町村における災害時要援護者の避難支援の取組を知っている要援護者のうち、「避難するよう声をかけてもらった」との回答が3割強 (31.6%)、「一緒に避難してもらった」との回答が1割弱 (7.8%) であり、合わせて約4割 (39.4%) の回答者が支援をされている結果であった。一方「何もしてもらわなかった」との回答は3割弱 (27.5%) であった。(問32)

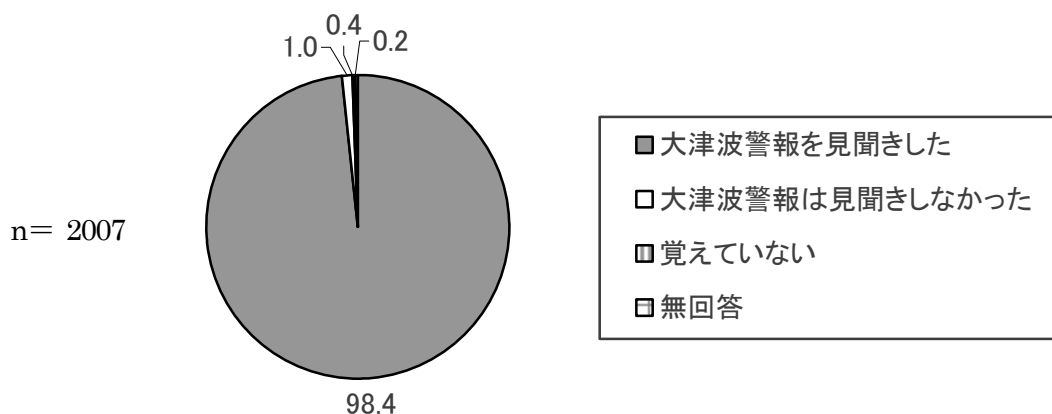


9) 災害時要援護者で「避難するよう声をかけてもらった」と回答した方が避難した割合は約6割 (60.7%) であった。(問12と問32)

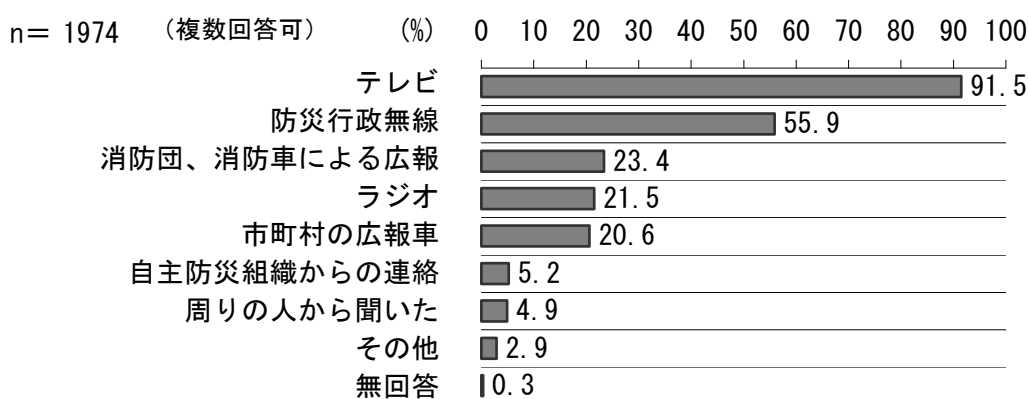


警報、避難指示・勧告について

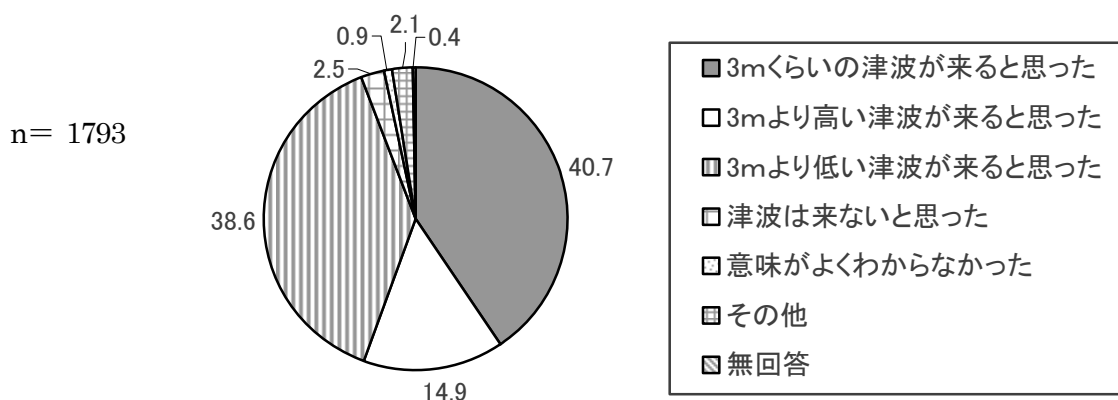
10) 回答者の大半 (98.4%) が大津波警報を見聞きしていた。(問5)



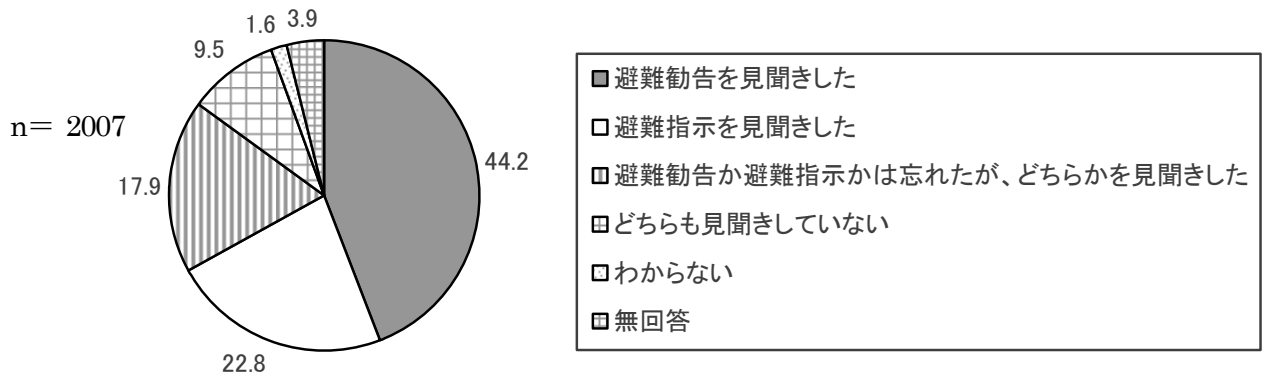
11) 大津波警報を見聞きした手段は「テレビ」が最も多く9割強 (91.5%) であった。(問6)



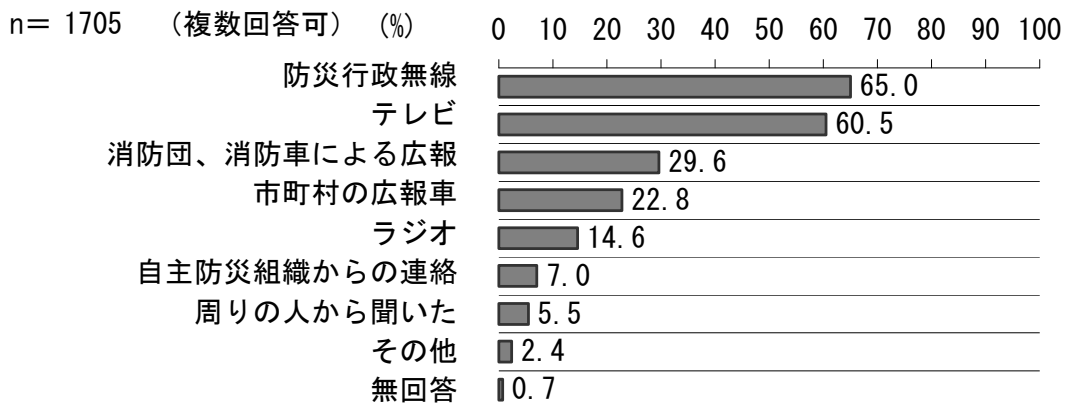
12) 今回の大津波警報の内容が「予想される津波の高さは3mである」ことを見聞きしたと回答した方のうち、「3mくらいの津波が来ると思った」方は約4割 (40.7%)、「3mより低い津波が来ると思った」方は4割弱 (38.6%)、「3mより高い津波が来ると思った」方は1割台半ば (14.9%) であった。(問8)



13) 回答者全体の8割台半ば（84.9%）は「避難指示または避難勧告」を見聞きしていた。（問9）

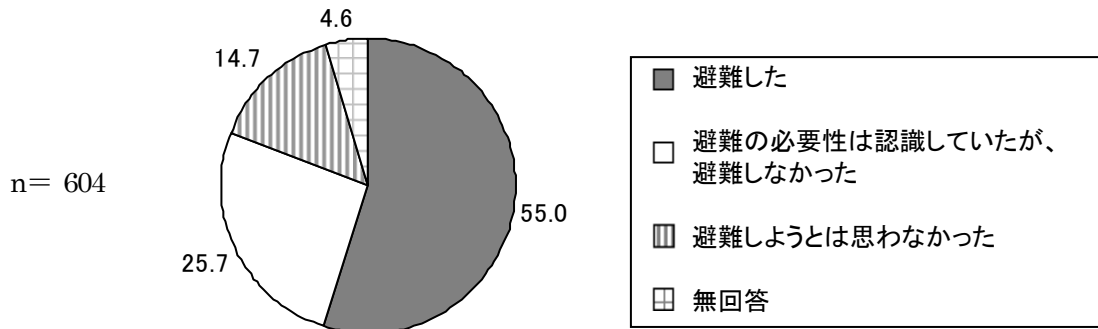


14) 避難指示または避難勧告を見聞きした手段は、「防災行政無線」が6割台半ば（65.0%）、次いで「テレビ」が約6割（60.5%）、「消防団・消防車による広報」が約3割（29.6%）、「市町村の広報車」が2割強（22.8%）であった。（問10）

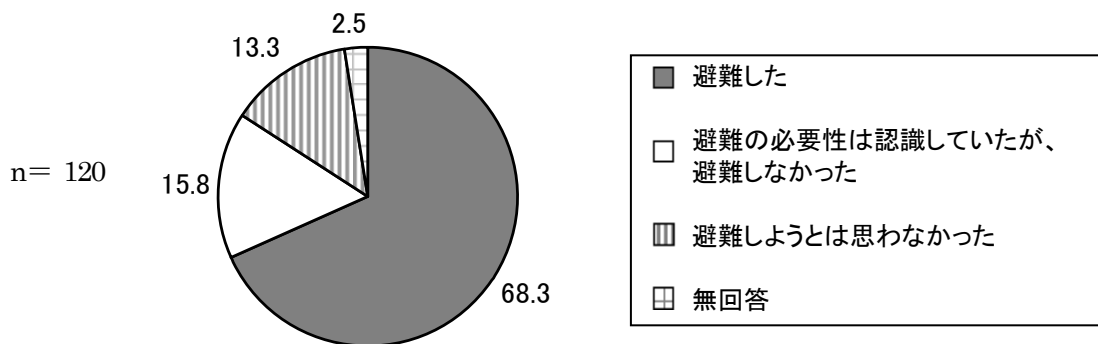


津波避難に関する意識や知識について

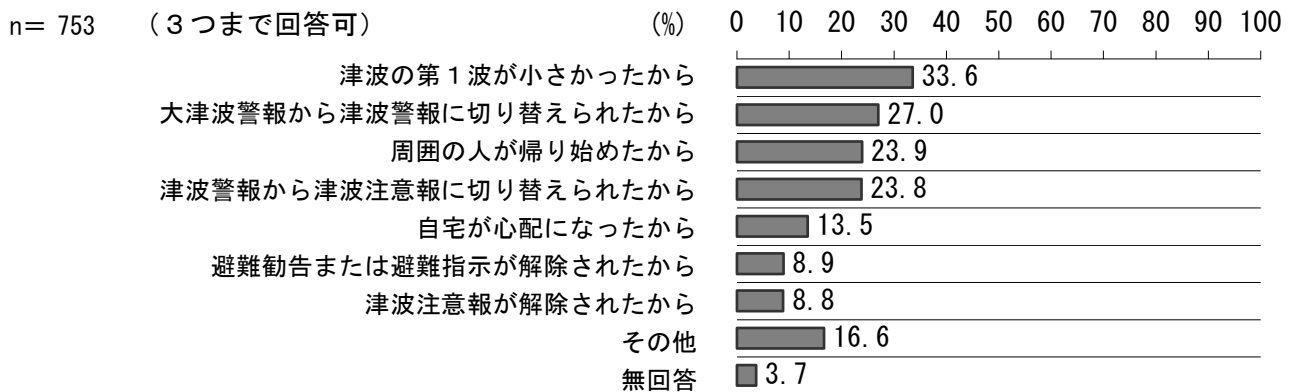
15) 避難訓練に参加したことがある方の避難した割合は5割台半ば（55.0%）であった。（問3と問12）



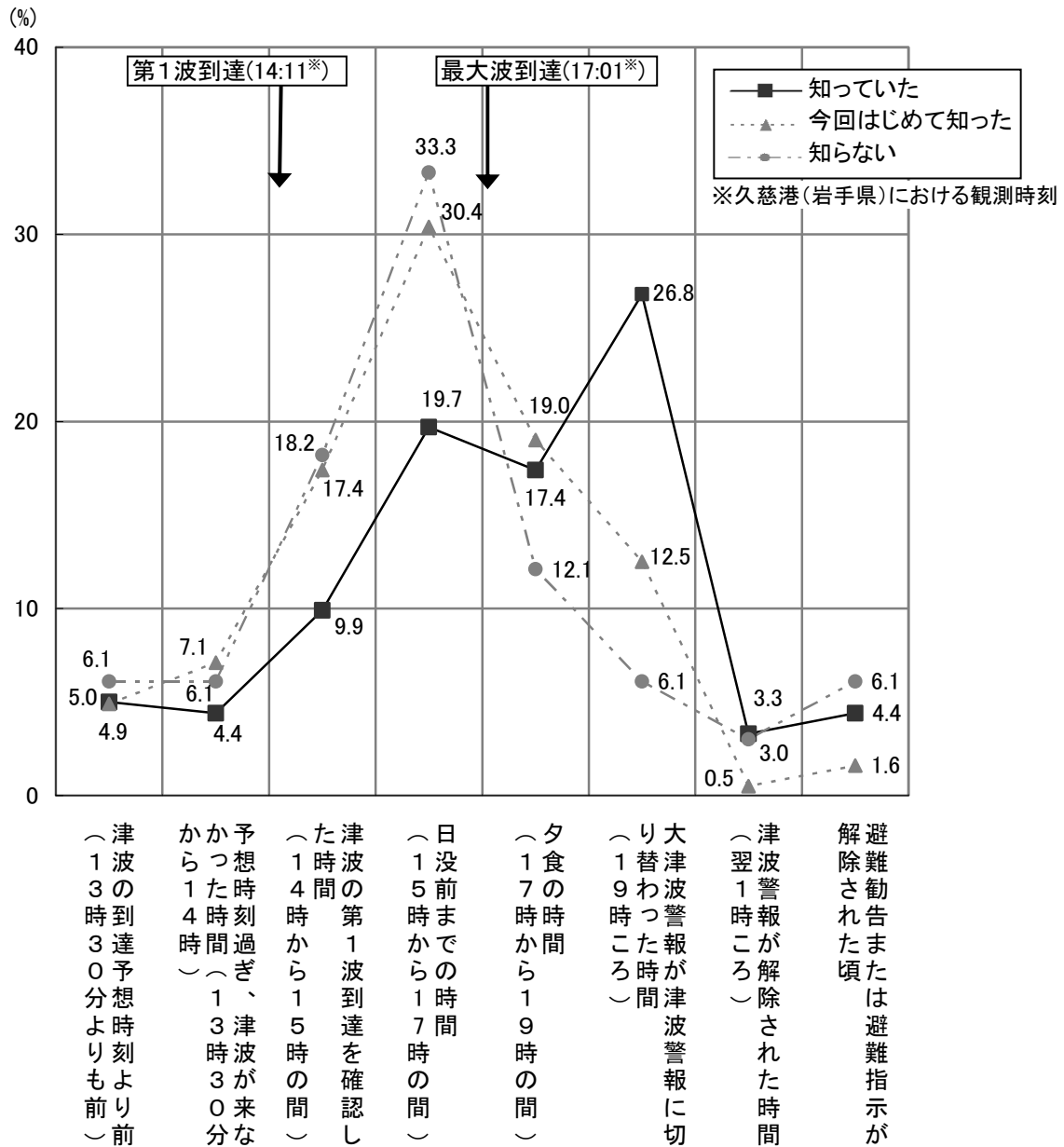
16) 14) で「自主防災組織からの連絡」によって避難指示または避難勧告を見聞きしたと回答した方の避難した割合は7割弱（68.3%）であった。（問10と問12）



17) 1) で避難したと回答した方が避難先から帰宅したきっかけは、「津波の第1波が小さかったから」が3割強（33.6%）、次いで「大津波警報が津波警報に切り替えられたから」が3割弱（27.0%）、「周囲の人が帰り始めたから」が2割強（23.9%）、「津波警報が津波注意報に切り替えられたから」が2割強（23.8%）であった。（問18）



18) 1) で避難したと回答した方が避難先から帰宅を始めた時間について、津波が第1波より第2波以降大きくなる可能性を今回はじめて知った方、あるいは知らなかった方は、「日没前までの時間」に帰宅を開始した割合が最も高く3割強であった。一方、津波が第1波より第2波以降大きくなる可能性を知っていた方は、「大津波警報が津波警報に切り替わった時間」に帰宅を開始した割合が3割弱(26.8%)と最も高く、避難先からの帰宅時間がより遅くなる傾向がみられた。(問18と問22)



平成 22 年 1 月 28 日
消 防 庁

避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果

消防庁では、全国の市区町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況について、前回、平成 21 年 3 月 27 日に平成 20 年 10 月 1 日現在の状況を公表したところですが、このたび、平成 21 年 11 月 1 日現在の状況について調査したので公表します（次回は平成 22 年 11 月 1 日現在の取組状況を調査予定）。

今回の調査結果によれば、例えば水害に関して避難勧告等の具体的な発令基準を策定済みの市区町村は 826 団体（46.0%）となっており、前回調査時点よりも 196 団体増加しました。策定中の市区町村 728 団体（40.6%）を合わせると 1,554 団体（86.6%）となっています（土砂災害、高潮災害については 2 ページ参照）。

消防庁では、本年度、関係省庁とともに、平成 21 年 8 月 13 日付けで各都道府県へ通知「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨及び平成 21 年台風第 9 号に伴う大雨を受けての対策について」を発出するとともに、8 月 24 日には全国都道府県防災主管課長会議を開催し、さらに、全国 13 か所において意見交換会を実施しました。この中で、市区町村において、避難勧告等の具体的な発令基準を速やかに策定すること、また、既に定めている市区町村にあつては、あらかじめ定めた基準に基づき適正な運用を行うと共に、現在の判断基準について再点検を行うことを働きかけてきました。今後とも、先進事例を踏まえた情報提供などを通じて、市区町村の取組を支援してまいります。

【これまでの経緯】

平成 16 年の一連の風水害では、避難勧告等の発令について様々な課題が明らかとなったことから、円滑な避難勧告等の発令の判断に資するよう、平成 17 年 3 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられました。同年 7 月には、防災基本計画において、地方公共団体は避難勧告等の判断基準などを明確にしたマニュアルの作成等に努めることとされました。

本ガイドラインは、市区町村が、避難勧告等の具体的な発令基準などを策定する際の手引きであり、消防庁としても、平成 17 年 8 月 16 日付けで各都道府県への通知「地域防災計画の見直しの推進について」により、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備に関する地域防災計画の見直しについて要請しました。

■調査結果の詳細（都道府県別、市区町村別の状況）

<調査結果の概要>

※調査結果は市区町村からの自己申告に基づくものです。

1 水害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準

- ・平成21年11月1日現在で、全団体の46.0%が策定済み
(平成20年10月1日現在34.8%)
- ・策定中の団体を合わせると86.6%

平成21年11月1日現在では、全団体(1,795団体)のうち826団体(46.0%)が策定済み、728団体(40.6%)が策定中で、合わせて1,554団体(86.6%)となっています。

(平成20年10月1日現在では、全団体(1,810団体)のうち策定済み630団体(34.8%))

※水害はすべての市区町村を調査の対象としています。

2 土砂災害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準

- ・平成21年11月1日現在で、土砂災害が想定される団体の41.4%が策定済み
(平成20年10月1日現在30.6%)
- ・策定中の団体を合わせると85.9%

平成21年11月1日現在では、土砂災害が想定される団体(1,636団体)のうち678団体(41.4%)が策定済み、728団体(44.5%)が策定中で、合わせて1,406団体(85.9%)となっています。

(平成20年10月1日現在では、土砂災害が想定される団体(1,645団体)のうち503団体(30.6%))

※「土砂災害が想定されない」と回答した団体が159団体あり、調査の対象外としています。

3 高潮災害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準

- ・平成21年11月1日現在で、高潮災害が想定される団体の31.7%が策定済み
(平成20年10月1日現在21.1%)
- ・策定中の団体を合わせると79.9%

平成21年11月1日現在では、高潮災害が想定される団体(628団体)のうち199団体(31.7%)が策定済み、303団体(48.2%)が策定中で、合わせて502団体(79.9%)となっています。

(平成20年10月1日現在では、高潮災害が想定される団体(627団体)のうち132団体(21.1%))

※「高潮災害が想定されない」と回答した団体が1,167団体あり、調査の対象外としています。

【解説】

1. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」とは

平成16年の一連の水害、土砂災害、高潮災害等では、避難勧告等を適切なタイミングで発令できていないこと、住民への迅速・確実な伝達が難しいことなどが課題として挙げられました。

このことから、内閣府で、学識経験者等からなる「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を開催し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられました。

ガイドラインは、避難勧告等を適切なタイミングで迅速・確実に住民に伝えるため、市区町村ごとに、避難勧告等の具体的な発令基準などについて定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備すべきであるとしており、市区町村が当該マニュアルを作成するための手引きとなっています。

2. 「避難勧告等の具体的な発令基準」とは

ガイドラインでは、市区町村が、対象とする自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかをあらかじめ確認し、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等をもとに、避難勧告等（避難勧告・避難指示および避難準備情報（要援護者避難情報））の具体的な発令基準を策定することとされています。「具体的な発令基準」とは、水位・雨量等の数値や、警報・浸水等の客観的事実を基準としたものをいいます。

【避難勧告等の定義】

避難準備(要援護者避難)情報	一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。居住者等が勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為。
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強い。

水害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況(都道府県別・策定率順)

(平成21年11月1日現在)

順位	都道府県	策定済	策定中	未着手
1	愛媛県	90.0%	5.0%	5.0%
2	京都府	88.5%	3.8%	7.7%
3	福井県	88.2%	11.8%	0.0%
4	徳島県	83.3%	16.7%	0.0%
5	鹿児島県	82.2%	17.8%	0.0%
6	兵庫県	80.5%	14.6%	4.9%
7	大分県	72.2%	11.1%	16.7%
8	香川県	70.6%	29.4%	0.0%
9	福島県	69.5%	16.9%	13.6%
10	宮崎県	67.9%	32.1%	0.0%
11	新潟県	67.7%	19.4%	12.9%
12	埼玉県	65.7%	22.9%	11.4%
13	山口県	65.0%	35.0%	0.0%
14	沖縄県	63.4%	17.1%	19.5%
15	広島県	60.9%	39.1%	0.0%
16	茨城県	59.1%	40.9%	0.0%
17	熊本県	55.3%	34.0%	10.6%
18	三重県	55.2%	44.8%	0.0%
19	宮城県	54.3%	45.7%	0.0%
20	富山県	53.3%	46.7%	0.0%
20	愛知県	53.3%	25.0%	21.7%
22	岡山県	51.9%	37.0%	11.1%
23	滋賀県	50.0%	26.9%	23.1%
24	島根県	47.6%	23.8%	28.6%
25	高知県	47.1%	52.9%	0.0%
26	和歌山県	46.7%	53.3%	0.0%
27	神奈川県	42.4%	45.5%	12.1%
28	鳥取県	42.1%	47.4%	10.5%
29	山形県	40.0%	45.7%	14.3%
30	東京都	37.1%	29.0%	33.9%
31	石川県	36.8%	63.2%	0.0%
32	北海道	36.3%	39.7%	24.0%
33	千葉県	33.9%	51.8%	14.3%
34	福岡県	33.3%	66.7%	0.0%
34	岐阜県	33.3%	35.7%	31.0%
36	山梨県	32.1%	42.9%	25.0%
37	秋田県	32.0%	68.0%	0.0%
38	栃木県	26.7%	56.7%	16.7%
39	岩手県	25.7%	31.4%	42.9%
40	佐賀県	25.0%	75.0%	0.0%
41	大阪府	23.3%	39.5%	37.2%
42	奈良県	23.1%	61.5%	15.4%
43	長野県	22.5%	73.8%	3.8%
44	群馬県	22.2%	77.8%	0.0%
45	長崎県	21.7%	78.3%	0.0%
46	静岡県	10.8%	24.3%	64.9%
47	青森県	5.0%	95.0%	0.0%
	全 国	46.0%	40.6%	13.4%

土砂災害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況(都道府県別・策定率順)

(平成21年11月1日現在)

順位	都道府県	策定済	策定中	未着手
1	愛媛県	94.7%	5.3%	0.0%
2	徳島県	90.5%	9.5%	0.0%
3	京都府	88.0%	4.0%	8.0%
4	鹿児島県	75.6%	24.4%	0.0%
5	兵庫県	73.7%	21.1%	5.3%
6	新潟県	66.7%	23.3%	10.0%
7	山口県	65.0%	35.0%	0.0%
8	大分県	64.7%	17.6%	17.6%
9	岡山県	63.0%	29.6%	7.4%
10	沖縄県	61.1%	22.2%	16.7%
11	福井県	58.8%	41.2%	0.0%
11	香川県	58.8%	35.3%	5.9%
13	茨城県	57.5%	40.0%	2.5%
14	熊本県	55.3%	36.2%	8.5%
15	宮崎県	53.6%	46.4%	0.0%
16	島根県	52.4%	23.8%	23.8%
17	広島県	52.2%	47.8%	0.0%
18	三重県	51.9%	48.1%	0.0%
19	愛知県	51.3%	23.1%	25.6%
20	滋賀県	50.0%	33.3%	16.7%
21	秋田県	45.8%	54.2%	0.0%
22	富山県	42.9%	57.1%	0.0%
23	石川県	41.2%	58.8%	0.0%
23	鳥取県	41.2%	41.2%	17.6%
25	埼玉県	41.0%	33.3%	25.6%
26	福島県	40.4%	33.3%	26.3%
27	奈良県	39.4%	54.5%	6.1%
28	宮城県	37.1%	62.9%	0.0%
29	和歌山県	36.7%	63.3%	0.0%
30	千葉県	36.5%	42.3%	21.2%
31	山形県	35.3%	47.1%	17.6%
32	福岡県	34.4%	63.9%	1.6%
33	山梨県	33.3%	40.7%	25.9%
34	神奈川県	32.3%	48.4%	19.4%
35	北海道	30.1%	42.2%	27.7%
36	東京都	30.0%	36.0%	34.0%
37	群馬県	27.6%	72.4%	0.0%
38	大阪府	27.3%	45.5%	27.3%
39	高知県	26.5%	73.5%	0.0%
39	岐阜県	26.5%	38.2%	35.3%
41	長野県	23.8%	76.3%	0.0%
42	岩手県	20.0%	34.3%	45.7%
43	栃木県	15.4%	69.2%	15.4%
44	佐賀県	15.0%	85.0%	0.0%
45	静岡県	13.5%	27.0%	59.5%
46	長崎県	8.7%	91.3%	0.0%
47	青森県	8.1%	91.9%	0.0%
	全 国	41.4%	44.5%	14.1%

高潮災害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況(都道府県別・策定率順)

(平成21年11月1日現在)

順位	都道府県	策定済	策定中	未着手
1	香川県	66.7%	33.3%	0.0%
2	愛媛県	64.3%	28.6%	7.1%
3	鹿児島県	62.5%	37.5%	0.0%
3	兵庫県	62.5%	12.5%	25.0%
5	宮崎県	60.0%	40.0%	0.0%
6	岡山県	57.1%	28.6%	14.3%
7	沖縄県	56.8%	24.3%	18.9%
8	茨城県	55.6%	44.4%	0.0%
9	広島県	53.8%	46.2%	0.0%
10	山口県	52.9%	47.1%	0.0%
11	徳島県	44.4%	55.6%	0.0%
12	熊本県	42.9%	57.1%	0.0%
12	鳥取県	42.9%	28.6%	28.6%
14	大分県	40.0%	30.0%	30.0%
15	宮城県	35.7%	64.3%	0.0%
16	千葉県	34.6%	34.6%	30.8%
17	富山県	33.3%	55.6%	11.1%
17	山形県	33.3%	33.3%	33.3%
17	東京都	33.3%	13.3%	53.3%
20	愛知県	31.8%	27.3%	40.9%
21	福島県	30.0%	40.0%	30.0%
22	福井県	27.3%	72.7%	0.0%
23	北海道	25.3%	43.0%	31.6%
24	京都府	25.0%	0.0%	75.0%
25	島根県	22.2%	33.3%	44.4%
26	神奈川県	21.4%	42.9%	35.7%
27	福岡県	20.0%	80.0%	0.0%
28	三重県	16.7%	83.3%	0.0%
29	高知県	15.8%	84.2%	0.0%
30	長崎県	14.3%	85.7%	0.0%
31	和歌山県	12.5%	87.5%	0.0%
32	佐賀県	11.1%	88.9%	0.0%
33	青森県	0.0%	100.0%	0.0%
33	秋田県	0.0%	100.0%	0.0%
33	石川県	0.0%	100.0%	0.0%
33	岩手県	0.0%	27.3%	72.7%
33	新潟県	0.0%	25.0%	75.0%
33	静岡県	0.0%	21.1%	78.9%
33	大阪府	0.0%	18.2%	81.8%
	全 国	31.7%	48.2%	20.1%

※ 栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県の8県については、高潮災害が想定される市町村がありません。

市区町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況(都道府県別)

(平成21年11月1日現在)

都道府県	市町村数	問1(水害)						問2(土砂災害)						問3(高潮災害)							
		策定済		策定中		未着手		策定済		策定中		未着手		想定なし		策定済		策定中		未着手	
北海道	179	65	36.3%	71	39.7%	43	24.0%	50	30.1%	70	42.2%	46	27.7%	13	20	25.3%	34	43.0%	25	31.6%	100
青森県	40	2	5.0%	38	95.0%	0	0.0%	3	8.1%	34	91.9%	0	0.0%	3	0	0.0%	22	100.0%	0	0.0%	18
岩手県	35	9	25.7%	11	31.4%	15	42.9%	7	20.0%	12	34.3%	16	45.7%	0	0	0.0%	3	27.3%	8	72.7%	24
宮城県	35	19	54.3%	16	45.7%	0	0.0%	13	37.1%	22	62.9%	0	0.0%	0	5	35.7%	9	64.3%	0	0.0%	21
秋田県	25	8	32.0%	17	68.0%	0	0.0%	11	45.8%	13	54.2%	0	0.0%	1	0	0.0%	6	100.0%	0	0.0%	19
山形県	35	14	40.0%	16	45.7%	5	14.3%	12	35.3%	16	47.1%	6	17.6%	1	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	32
福島県	59	41	69.5%	10	16.9%	8	13.6%	23	40.4%	19	33.3%	15	26.3%	2	3	30.0%	4	40.0%	3	30.0%	49
茨城県	44	26	59.1%	18	40.9%	0	0.0%	23	57.5%	16	40.0%	1	2.5%	4	5	55.6%	4	44.4%	0	0.0%	35
栃木県	30	8	26.7%	17	56.7%	5	16.7%	4	15.4%	18	69.2%	4	15.4%	4	-	-	-	-	-	-	30
群馬県	36	8	22.2%	28	77.8%	0	0.0%	8	27.6%	21	72.4%	0	0.0%	7	-	-	-	-	-	-	36
埼玉県	70	46	65.7%	16	22.9%	8	11.4%	16	41.0%	13	33.3%	10	25.6%	31	-	-	-	-	-	-	70
千葉県	56	19	33.9%	29	51.8%	8	14.3%	19	36.5%	22	42.3%	11	21.2%	4	9	34.6%	9	34.6%	8	30.8%	30
東京都	62	23	37.1%	18	29.0%	21	33.9%	15	30.0%	18	36.0%	17	34.0%	12	5	33.3%	2	13.3%	8	53.3%	47
神奈川県	33	14	42.4%	15	45.5%	4	12.1%	10	32.3%	15	48.4%	6	19.4%	2	3	21.4%	6	42.9%	5	35.7%	19
新潟県	31	21	67.7%	6	19.4%	4	12.9%	20	66.7%	7	23.3%	3	10.0%	1	0	0.0%	3	25.0%	9	75.0%	19
富山県	15	8	53.3%	7	46.7%	0	0.0%	6	42.9%	8	57.1%	0	0.0%	1	3	33.3%	5	55.6%	1	11.1%	6
石川県	19	7	36.8%	12	63.2%	0	0.0%	7	41.2%	10	58.8%	0	0.0%	2	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%	6
福井県	17	15	88.2%	2	11.8%	0	0.0%	10	58.8%	7	41.2%	0	0.0%	0	3	27.3%	8	72.7%	0	0.0%	6
山梨県	28	9	32.1%	12	42.9%	7	25.0%	9	33.3%	11	40.7%	7	25.9%	1	-	-	-	-	-	-	28
長野県	80	18	22.5%	59	73.8%	3	3.8%	19	23.8%	61	76.3%	0	0.0%	0	-	-	-	-	-	-	80
岐阜県	42	14	33.3%	15	35.7%	13	31.0%	9	26.5%	13	38.2%	12	35.3%	8	-	-	-	-	-	-	42
静岡県	37	4	10.8%	9	24.3%	24	64.9%	5	13.5%	10	27.0%	22	59.5%	0	0	0.0%	4	21.1%	15	78.9%	18
愛知県	60	32	53.3%	15	25.0%	13	21.7%	20	51.3%	9	23.1%	10	25.6%	21	7	31.8%	6	27.3%	9	40.9%	38
三重県	29	16	55.2%	13	44.8%	0	0.0%	14	51.9%	13	48.1%	0	0.0%	2	3	16.7%	15	83.3%	0	0.0%	11
滋賀県	26	13	50.0%	7	26.9%	6	23.1%	12	50.0%	8	33.3%	4	16.7%	2	-	-	-	-	-	-	26
京都府	26	23	88.5%	1	3.8%	2	7.7%	22	88.0%	1	4.0%	2	8.0%	1	1	25.0%	0	0.0%	3	75.0%	22
大阪府	43	10	23.3%	17	39.5%	16	37.2%	9	27.3%	15	45.5%	9	27.3%	10	0	0.0%	2	18.2%	9	81.8%	32
兵庫県	41	33	80.5%	6	14.6%	2	4.9%	28	73.7%	8	21.1%	2	5.3%	3	10	62.5%	2	12.5%	4	25.0%	25
奈良県	39	9	23.1%	24	61.5%	6	15.4%	13	39.4%	18	54.5%	2	6.1%	6	-	-	-	-	-	-	39
和歌山県	30	14	46.7%	16	53.3%	0	0.0%	11	36.7%	19	63.3%	0	0.0%	0	2	12.5%	14	87.5%	0	0.0%	14
鳥取県	19	8	42.1%	9	47.4%	2	10.5%	7	41.2%	7	41.2%	3	17.6%	2	3	42.9%	2	28.6%	2	28.6%	12
島根県	21	10	47.6%	5	23.8%	6	28.6%	11	52.4%	5	23.8%	5	23.8%	0	2	22.2%	3	33.3%	4	44.4%	12
岡山県	27	14	51.9%	10	37.0%	3	11.1%	17	63.0%	8	29.6%	2	7.4%	0	4	57.1%	2	28.6%	1	14.3%	20
広島県	23	14	60.9%	9	39.1%	0	0.0%	12	52.2%	11	47.8%	0	0.0%	0	7	53.8%	6	46.2%	0	0.0%	10
山口県	20	13	65.0%	7	35.0%	0	0.0%	13	65.0%	7	35.0%	0	0.0%	0	9	52.9%	8	47.1%	0	0.0%	3
徳島県	24	20	83.3%	4	16.7%	0	0.0%	19	90.5%	2	9.5%	0	0.0%	3	4	44.4%	5	55.6%	0	0.0%	15
香川県	17	12	70.6%	5	29.4%	0	0.0%	10	58.8%	6	35.3%	1	5.9%	0	8	66.7%	4	33.3%	0	0.0%	5
愛媛県	20	18	90.0%	1	5.0%	1	5.0%	18	94.7%	1	5.3%	0	0.0%	1	9	64.3%	4	28.6%	1	7.1%	6
高知県	34	16	47.1%	18	52.9%	0	0.0%	9	26.5%	25	73.5%	0	0.0%	0	3	15.8%	16	84.2%	0	0.0%	15
福岡県	66	22	33.3%	44	66.7%	0	0.0%	21	34.4%	39	63.9%	1	1.6%	5	4	20.0%	16	80.0%	0	0.0%	46
佐賀県	20	5	25.0%	15	75.0%	0	0.0%	3	15.0%	17	85.0%	0	0.0%	0	1	11.1%	8	88.9%	0	0.0%	11
長崎県	23	5	21.7%	18	78.3%	0	0.0%	2	8.7%	21	91.3%	0	0.0%	0	3	14.3%	18	85.7%	0	0.0%	2
熊本県	47	26	55.3%	16	34.0%	5	10.6%	26	55.3%	17	36.2%	4	8.5%	0	6	42.9%	8	57.1%	0	0.0%	33
大分県	18	13	72.2%	2	11.1%	3	16.7%	11	64.7%	3	17.6%	3	17.6%	1	4	40.0%	3	30.0%	3	30.0%	8
宮崎県	28	19	67.9%	9	32.1%	0	0.0%	15	53.6%	13	46.4%	0	0.0%	0	6	60.0%	4	40.0%	0	0.0%	18
鹿児島県	45	37	82.2%	8	17.8%	0	0.0%	34	75.6%	11	24.4%	0	0.0%	0	25	62.5%	15	37.5%	0	0.0%	5
沖縄県	41	26	63.4%	7	17.1%	8	19.5%	22	61.1%	8	22.2%	6	16.7%	5	21	56.8%	9	24.3%	7	18.9%	4
全国計	1,795	826	46.0%	728	40.6%	241	13.4%	678	41.4%	728	44.5%	230	14.1%	159	199	31.7%	303	48.2%	126	20.1%	1,167